文學博士 辻善之助著

修訂

皇室と日本精神

大日本出版株式會社

例言

一、本書は日本文化が、常にその中心に皇室を仰ぎ奉つて發展し來れる所以を述べ、その中心として立ち給へる御歴代天皇が聖德涵養の爲めに大なる御努力を積ませ給ひし御事蹟の一端を、若干の宸翰又は御撰等に依つて説明せんことを試み、之に附けて日本精神の各時代に於ける消長の一般を略敍したものである。

一、本書は元來隨時隨所に於ける講演等を集錄して一册としたものである。爲めに中には同趣意の記事が重複したものもある。

一、本書はさきに昭和十一年初版を發刊してより以來、坊間久しくその影を沒してゐたが、近頃書肆より、その再版發行を求められたに依つて、所々事實の誤謬を訂し、字句の修正を試み、又新に資料を增補して改版發行せしむることとした。

昭和十八年十二月　辻善之助

著者略歴
東京帝國大學名譽教授・帝國學士院會員
文學博士
〔著書〕大日本年表・修訂日本文化と佛教・日本佛教史之研究・日本佛教史之研究續編・增訂海外交通史話・田沼時代・人物論叢

目次

圖版

日本文化の發展とその中心

日本は世界の文化の集合地

日本は世界の文明の集合地であつて、世界のあらゆる文明は日本に集つて居る。太古の事は詳細なる事は分らぬが、或る時代に大和民族が出雲民族を併合して、或る程度の文明を持つてゐたらしい。出雲民族の文明といふのは卽ち朝鮮の文明であるが、大和民族はその文明を受入れ、更に石器時代であつた時から、直接に支那文明を受入れて支那文明の非常に優秀なものを受取つて居る。かやうにして我が大和民族は比較的早くより、かなりの文明を持つて居たらしい。

支那文明の採取

爾來、紀元千二百五十年の頃まで、直接間接に徐々に支那文明を受入れて居たが、その頃に聖德太子が出られて盛んに支那文明を採取せられた。當時支那は隋の時代であつたが、間もなく唐の世に變つて、我が國は凡そ三百年の間續いて唐の文明を採入れた。然るに唐の文

明はその淵源を遡ると印度文明があり、また遙かに希臘文明も入つて來て居る。それ等がみな日本へ集つて來て、日本文明といふ庫の中に藏まつたのである。

平安時代の中頃になり、凡そ百年ばかりは支那と交際が絶え、日本は一種の鎖國狀態になつたのである。支那では唐が亡び、宋の時代となり、また元となり、明となつたが、日本は續いてその宋・元・明の文明を段々と採入れた。

西洋との交通

室町時代の末に西洋との交際が始まり、それから凡そ百年間、西洋文明を採入れたが、爾來凡そ百年を經て、更にまた西洋諸國と交際を絶つといふことになつて、折角入りかけて居つた西洋文明が僅かの間に絶えてしまつた。然しながらその後も、和蘭より僅かに西洋文明が入つて來た。江戸時代の末になつて、アメリカからペルリが來て今まで鎖ぢて居つた交際を開いた。明治の御代になつてからは、一層西洋文明が入つて來た。かくて世界のあらゆる文明は東から西から、二千年の間に日本へ入つて來て、日本は東西文明の中心となり、世界文明の貯藏場となつた譯である。

大和民族の素質の優秀と包容力の大なること

かくの如く、日本は世界文明の集合地となつたが、この文化の發展の跡を尋ねて見ると、何れの時代に於ても、外國文化の影響を受けて居る。これは一面から見ると、我が國民が外來文化を吸收するに敏速であることを示すものである。卽ち外國文化を採取し、これを咀嚼し、これを消化するといふことが我が國文化の一つの特長である。これは我が民族の素質が優秀であることを示し、包容力の大なることを示す所以である。極端な例ではあるが、アイヌと較べると、アイヌもやはり石器時代には同じやうに一緒にこの土地に居た。然るにアイヌは優秀な文明を受入れることができないで劣等民族となり、大和民族はこれを適當に吸收して今日の發展を得た。これが大和民族の偉いところであると思ふ。勿論日本文化の發達には多くの歸化民移住民が交つて居り、それらの者の力が大いに與つて居ることであらう。然しながらそれらの外來民族を採入れてこれを同化し、これを融合するところに、また大和民族の特長を認めなければならぬと思ふのである。

外國文化の咀嚼と假名の發明

かやうにしてわが國は、儒教の文明でも、印度の佛教でも採入れ、また西洋のキリスト文明でも、敏速に、健全に攝取し、消化して、新しい生命を賦與して居るのである。その例を取つてみると、先づ文字である。日本には元來文字といふものは無かつたので、支那から漢字を採入れてこれを使つたが、暫くにして漢字を使ふことに稍々熟して來ると、直ぐに日本的文字、卽ち片假名及び平假名を發明して居る。この假名の發明は、日本人が外國の文化を

咀嚼し消化する力が强いことを證明するものである。これを朝鮮に較べると、朝鮮には諺文（うんもん）があるが、諺文の發明は遙か年代が降つて、李氏の世宗二十八年、卽ち我が國の室町時代の初め、後花園天皇文安三年に發明せられたものである。それに較べると、日本の假名の發明は非常に早く、凡そ七八百年も古いのである。卽ち平安時代の初め頃に發明せられて居るのである。尤も朝鮮には諺文より前に、吏道（りと）といふものがあつて、諺文の根本は吏道にあるのである。この吏道は我が天武天皇より持統天皇の頃に當る時代にできたものだといふ。これは漢字の音韻及び訓を借りて漢文の間に插入し、日本の送假名のやうにつけるもので、日本のテニヲハに當るものである。卽ち吏道と諺文との關係は、日本の萬葉假名と普通假名との關係のやうなものである。然しながら朝鮮に於ては吏道ができてから諺文ができるまで非常に長い年月を要して居る。卽ち凡そ七百年を隔てて居るのである。然るに日本ではその間が極めて短く、漢字使用後直ぐに假字ができて居る。故に假名の發明は諺文に較べて餘程早いといはなければならぬ。

音樂の輸入と日本獨特の音樂の發明

又音樂について見ても、或は朝鮮邊から或は渤海から或は支那から之を採入れて、平安時代の末頃になり、日本獨特の音樂卽ち和讃・今樣といふやうな音樂ができて居る。和讃は今でも佛敎の各宗で唱へて居るが、我々が聞くと抹香臭い感じがするが、できた當時には非常に新しいもので、その時の新體詩であつたのである。その和讃を初め、色々な音樂を發明したのは何から出たかと言へば、元は印度の聲明（しやうみやう）から來たのであつて、それから色々の音樂ができたのである。

諸種の音樂の採取とその發達

その他謠曲とか能のやうなものも、室町時代に創められたのであるが、その元は印度の聲明と、支那の元時代の曲等から採つたものといふことになつて居る。かくの如く印度及び支那の色々の方面から色々の音樂を採入れて日本獨特のものにして居る。又三味線の如きも琉球から這入つたといはれて居るが、恐らくは之は琉球を經て支那から來たものと思はれる。この樂器が室町時代の末に日本に入つて來て後、日本の音樂が非常に發達した。我が國近世の音樂の主なるものは三味線によつて發達して居るもので、これなども矢張り外國から來た樂器を日本で大いに利用して獨特の音樂を發達せしめた例である。

法律制度の輸入

また法律・制度を見ても、日本は支那から色々のものを輸入して居るが、皆これをよく消化して、更に新しい色彩をつけて利用して居る。

繪畫彫刻の輸入

その他繪畫彫刻といふやうなものは更めて說く迄もなく、皆印度・支那の方面から日本に

輸入せられて日本風になり、日本獨特の發達を遂げて居る。かういふ譯で何もかも外國から採入れては、よく之を咀嚼し消化し日本化して、自分の血液にしてしまつて居るのである。之が日本文明の特徴とも謂ふべきものである。

支那への逆輸出

それ等の外國から入つて來た文明を吸收し貯蓄して居るのみならず、尙ほ或る場合には之を本家本元の支那の方に逆輸出した例もある。一例をあげれば、平安時代の中頃に、支那には無くなつて居た佛教の典籍が、却つて日本に存して居つたので、向ふから送つて吳れと賴みに來たことがある。その他漢籍類で支那には早く無くなつて、日本に殘つて居つたものも隨分澤山ある。奈良の正倉院に參ると、天平時代の寶物が數千點保存せられてある。これは皆聖武天皇の御使ひになつて居つた品物が、御庫にその儘保存せられて居るので、世界に稀なる寶庫と言はれて居る。この外法隆寺などに行つて見ても、極めて貴重な寶物が澤山保存せられて居るが、その藝術の淵源をたづねると遠くギリシャ方面までも關係があつて、ギリシャ藝術の影響を受けて居るものが尠からずあるのである。

支那思想の輸入と日本風への變化

更にこれを思想界について見ると、我が國には支那から、儒教を初めとして多くの思想が入つて來た。それが我が國へ來ると餘程樣子が變つて日本風になつてしまひ、日本の國體によく合ふやうになる。即ち國家組織の根本主義に融合せられて來るのである。

朱子學の日本化

朱子學の如きも、日本へ入つて來たのは恐らく鎌倉時代の中頃であらうと思はれるが、その頃に於ては、その說は老佛に類し實用に疎いものである、徒らに高遠な說を立てるものである、といふやうな非難があつた。その事は後に見える花園天皇の書かれた御日記に、後醍醐天皇が朱子學を講ぜしめられたことをお聞きになつて、之を批評せられた御言葉の中に、朱子學に對する非難を書いて居られる。然るにこの朱子學は、その後に於ては大いに發達して且つ反對の現象を呈した。元は實用に疎いといはれたものが、却つて大いに役立つて實用に適ふやうになり、國家主義に同化し、江戸時代には山崎闇齋の學說の如き、殊に日本的色彩を持つたものである。

陽明學の日本化

また陽明學の如きも、江戸時代の初めには餘り喜ばれず、熊澤蕃山（この蕃山といふのはシゲヤマといふ姓で、號ではないが、今は普通の呼び方に從つて熊澤蕃山と呼ぶ）が幕府から排斥せられたのも、やはり陽明學の爲めであつたのである。熊澤蕃山を登用した池田光政の日記を見ても、幕府の老中方から光政は陽明學を尊んで居るといふので、受けがよくないといふ事が載つて居る。陽明學といふものは何れかといへば、個人の修養に重きを置き、朱

子學の如く治國平天下を說くことが比較的少い。然るに幕末の勤王家の中に陽明學者が少からず現はれて居るところを見ると、陽明學もまた國家的になつて來て、頗る日本的色彩を帶びたのである。

印度思想の移入と佛敎の日本化

次に印度の思想について見ても同じやうなことがいへる。印度の思想は佛敎によつて日本へ入つた。これは平等無差別を主義とするものである。然るにこの佛敎が日本に來て、更に大いに國家的色彩を帶びた。さうして年代を經る間に全く日本佛敎と化せられてしまつたのである。支那に於ては東漢の明帝の時に佛敎が輸入せられたが、それが支那人の間に信ぜられたのは二世紀を隔てた晉の世にあるのである。日本に於ては輸入後間もなく、聖德太子が早く佛敎の註釋書を著はされ、全く佛敎を消化せられて、奈良時代にはひろく民間に遍ねくなり、國家の祈禱に用ひられた。平安時代になつては、更に特別の發達を遂げて、天台及び眞言の如きは、支那に於ける天台・眞言とは別なものとなり、日本的特色を帶びて著しく國家主義を標榜して居る。即ち國家鎭護といふ事を主張して居る。鎌倉時代に與つた日本的佛敎は、何れも殊に國家主義を現はして居り、淨土宗でも、眞宗でも、或はまた禪宗でも皆さうである。殊に日蓮宗の如きは、日本に發達した佛敎宗派の中でも特に國家的色彩の鮮かなものである。是に至つて佛敎は全然日本に同化せられたというても宜しいのである。

皇室の保護奬勵と文化發展の中心

かやうにして、あらゆる外國の文化は總べて我が固有の文化の中に融和せられ、海外より輸入した一切の事物は皆我が國體に適合すべく、同化せられたのである。これが我が國の文化の特質の一つである。茲にいふところの國體、即ち換言すれば我が國家組織の根本主義の下に總べての文化は融和せられて、獨自の發展を遂げたのであるが、この文化の發展は何によつてできたかといへば、いふまでもなく我々國民の努力によつてできたものである。國民が渾一體となつて、その活動を續けて來たからである。而してその活動の中心、即ち文化發展の中心といふものは何處にあつたかといへば、それは即ち我が皇室にましますのである。皇室を中心として總べての國民がこれを仰いで渾一體となつて活動した結果、今日の文化の發展ができたのである。學問・藝術・敎育・宗敎等あらゆる文化事象は、すべて皇室を中心としてその保護奬勵の下に發展した事は著しい事實である。

列聖の御學問

先づ學問について見るに、列聖の御學問に關する御事蹟は甚だ多く、一々茲に申述べることはできないが、御歷代の御製の歌集・詩集又は御著作の書籍の今日に傳はるもののみを以てするも、夥しい數に上つて居る。

御製の歌

御製の歌にあつては、神武天皇を初め奉り、御歷代何れ

も之を善くしたまはざるなく、『萬葉集』以來歌集に收められてあるもののみでも幾萬を數へるであらう。醍醐天皇の御代に、『古今和歌集』の勅撰あり、爾來列聖相ついでその例を逐ひたまひ、以て『二十一代集』を重ねられた。

御製の詩

漢詩にあつては、弘文天皇を初めとし奉つて、文武天皇・孝謙天皇・平城天皇・嵯峨天皇・淳和天皇・仁明天皇・宇多天皇・醍醐天皇・村上天皇・一條天皇・後一條天皇・後朱雀天皇・後冷泉天皇・後三條天皇・白河天皇・崇德天皇・高倉天皇・土御門天皇・順德天皇・後堀河天皇・後嵯峨天皇・龜山天皇・後宇多天皇・伏見天皇・花園天皇・後花園天皇・後柏原天皇・後奈良天皇・後陽成天皇・後水尾天皇・後光明天皇・靈元天皇・光格天皇・大正天皇の御三十五代の天皇は、その御製を傳へられてある。嵯峨天皇は殊に斯道の達者にましました。天皇の御代は、我が國漢文學史上全盛の時代であり、『凌雲集』『文華秀麗集』等の詩集が勅撰せられ、和歌に於ける勅撰集の先驅を成した。

御歴代の御著作

次に御歴代の御著作の今日に知られて居るものは、嵯峨天皇以後大正天皇に至るまで御五十六代の御方々にましまし、御著作の數は三百十餘部に及んで居る。その種類は、御日記・御製・有職故實・古典の研究等各方面に亙る。

藝術界に於ける皇室の御保護

藝術界について見るに、古より今に至り、すべての時代を通じて、藝術は常に皇室の庇護奬勵の厚きに依つて、その發展を示し、それぞれその時代特殊の樣相を呈して居る。古く飛鳥時代にあつては、推古天皇幷に聖德太子の力に依つて、佛敎美術の粹を傳へ、天平時代には聖武天皇を中心に仰いで、一般藝術の振興殊に著しきものあり、東大寺はいふに及ばず、その他奈良の舊都に近く存せる寺院の佛像の如き、或は正倉院御物の如き、その製作の優秀、意匠の豐富、まさに驚歎に値する。この後、列聖が藝術に於て豐かなる趣味を有したまひ、また藝術家に對して優遇奬勵の道を講じたまひし事蹟は、茲に一々述べ盡すべくもないことである。

御歴代の御繪畫

御歴代の中に於て、親しく繪畫の技を能くしたまひしと傳へらるる御方は、凡そ御二十五代を數へ奉る。卽ち平城天皇・宇多天皇・冷泉天皇・花山天皇・一條天皇・堀河天皇・鳥羽天皇・後白河天皇・高倉天皇・後鳥羽天皇・土御門天皇・順德天皇・後嵯峨天皇・後深草天皇・後宇多天皇・伏見天皇・花園天皇・後花園天皇・後奈良天皇・後陽成天皇・後水尾天皇・明正天皇・後光明天皇・靈元天皇・櫻町天皇の御代々にまします。花園天皇の音樂に關する繪圖は伏見宮に藏せられ、後花園天皇の畫きたまひし「ことはら繪卷」と稱する繪卷物は京都御

所東山御文庫にあり、靈元天皇の「孔子像」も亦東山御文庫に藏せられてある。

書道に於ては、列聖の之に秀でたまひしことは誠に御天禀の然らしむる所、御歴代何れも書を善くせられざるはなしと申すべきである。中について、嵯峨天皇がその道の聖者にましましたことは、今更申すまでもなく、宇多天皇の雅にして健かにましませる、醍醐天皇の雄勁とも申すべく御筆勢の盛んなる、後鳥羽天皇の流麗、後宇多天皇の渾厚にして弘法大師の書風に酷似したまへる、何れも入神の技とも申すべきであらう。伏見天皇は和漢の筆法に通じたまひ、皇子尊圓親王はその系統を承け、ついで更に新意を創め、後の御家流の基を開かれ、その書風は數百年の長きに亙つて今に傳はつて居る。次に花園天皇が圓滿にして、而も潤達なる、後醍醐天皇が剛健にして勁抜なるは、何れも御氣象の現はれたるを拜することができる。後花園天皇が假名繪詞の妙を得たまへる、後奈良天皇の豐潤にして雄渾にましませる、後陽成天皇の剛柔兼ね併せたまへる、後水尾天皇の枯淡にして脫塵の風を具へたまへる、靈元天皇が溫和にして雅淳にましませる、中御門天皇の風格高邁、氣韻淸秀にましませる、光格天皇の謹嚴剛正にましますなど、御歴代の書道に勝れましますことは、實に景仰に堪へざるものがある。

音樂も亦皇室の保護によつて、その發達を見たのであつて、古代音樂の保護せられて今日に傳はるのも、偏に皇室の庇蔭に依るものである。御歴代の中、音樂の道に達し給ひし事の史籍に見ゆる方々は、文武天皇・聖武天皇・嵯峨天皇・仁明天皇・淸和天皇・光孝天皇・宇多天皇・醍醐天皇・村上天皇・一條天皇・後三條天皇・堀河天皇・鳥羽天皇・後白河天皇・二條天皇・高倉天皇・後鳥羽天皇・後深草天皇・龜山天皇・花園天皇・後醍醐天皇・後花園天皇・後陽成天皇・光格天皇の御二十四代にましします。中にも嵯峨天皇はその道の妙手にましまし、和琴・箏・琵琶・笛を善く遊ばされた。仁明天皇も亦斯道に秀でたまひ、宸作にかかる舞樂の曲も數々あり、何れも巧妙を極めさせられた。之に由りて、その御代に於ける舞樂の發達は著しいものがある。奈良時代幷にその以前に輸入せられた外國の音樂が漸く日本化して、我が國民性に融和せられたのはこの時代であつて、舞樂の再興幷に改作の事が屢〻見える。堀河天皇も亦斯道の奥祕を極めたまひ、殊に笛の達者にましまし、當時その妙に及ぶものなしといはれた。また神樂を善くしたまひ、その祕曲を伶人多(おほの)近方に授けて、その絕えたるを繼がしめられた。後世神樂の說は天皇より傳はると申して居る。鳥羽天皇は善く催馬樂を歌ひ給ひ、音律に精しく、また笛に長ぜられた。後白河天皇は多藝にましましたが、

中にも今樣を好ませたまひ、『梁塵秘抄』などの御著作がある。花園天皇も亦琵琶その他の樂に通じたまひ、親しく宸筆を以て樂書を寫したまひしものが今に傳へられてある。後花園天皇も亦笙・箏などに秀でたまひ、後陽成天皇は琵琶を善くしたまひ、親しく宸筆を以て記したまへる琵琶の寸法書が保存せられてある。光格天皇が音樂に長じたまひしことは、御手なれさせたまひし樂器が數多く京都御所東山御文庫に藏せられてあるによつても知られる。その頃、柴野栗山が京都在住の時、ある夜月明に乘じて、皆川淇園と賀茂川邊を逍遙し、御苑の東門より入りて南門の前に出た。時に笛聲嚠喨人の耳を掠む。その音は正に御所の常御殿邊より洩れ來るものの如くであつた。栗山忽ち詩の句を得て、淇園に次句を附けんことを求めた。その句は「上苑西風動二桂香一承明門外月如レ霜」といふのであつた。淇園が次の句を案ずる間に、更にまた笛の音が聞えた。栗山忽ち句を得て、淇園の之に附けるまでもなく、後を續けた。曰く「何人今夜廣寒殿、一曲霓裳勸二御觴一」と。禁裏の南門の前、月の光冴ゆる中に、西風が桂の香を送つて來る。今夜清涼殿に於ては、何人が一曲霓裳羽衣の曲を奏して、御上に御盃を勸めまつつて居るのであらうかといふやうな意味と思はれる。この一篇の詩話の如き、また以て光格天皇の音樂に於ける御趣味の豐かにましましたことを反映する一佳話であらうと思ふ。

宗敎界

御落髮と御法諱

佛敎傳來當初に於ける御保護

　宗敎界について見るに、佛敎の渡來以後凡そ千四百年に及び、その間九十六代の御代に亙つて、何れも多少佛敎に御關係の無い御方はない。宗敎は固より帝王の外護に依つて弘まるものではあるが、我が國の如く、皇室と佛敎との關係の密接なるは他にその例を見ざるものである。御歷代の中には、法皇として御落髮の上、佛門に歸依せられて、猶ほ政を視たまひし例も少くない。また法名を御稱へになつた方は、聖武天皇の勝滿を初め奉り、靈元天皇の素淨に至るまで、凡そ御三十代を數へ奉る。その間に御信仰の厚薄もあるが、何れも健全なる御信仰を持し給ひ、寺院の建立・造像・寫經・佛經の講說・法會・祈禱等に依つて國民を善導し精神的救濟を圖り、人民の幸福を進め、國家の安寧を祈り、又御自身にも聖德涵養に資せられたことが多い。

　さて佛敎傳來の當初より、その搖籃時代に於て之を保護しその發育を圖られたのは、全く皇室の力に依つたのである。卽ち蘇我・物部兩氏の奉佛排佛の爭に當り、常に佛敎を庇護して、物部氏の破佛に對抗したまひしは池邊皇子卽ち後の用明天皇及び豐御食炊屋姬卽ち推古天皇にましましたのである。その後聖德太子の出でたまふに及び、佛敎興隆に一段を劃し、之

奈良時代佛敎の隆昌
平安時代佛敎の革新
新佛敎と皇室

に依つて日本文化の水準を高めた。聖德太子の御出世は、佛敎の日本化の爲めには最も幸な事であつた。太子が早く佛敎を硏究し、よく之を咀嚼し、之を消化し、之を御自分のものとして宣傳せられたが爲めに、佛敎は日本國民精神と融合し、日本人自らがよく之を扱ふことを得たのである。ついで奈良時代に至り、聖武天皇の御代には、佛敎の隆昌は前後にその比を見ず。諸國寺塔の建立多かりしが中に、東大寺の建立と國分寺の創設は、國民文化の催進の爲めに、大なる刺戟を與へた。既にしてその勢の極まる所、政敎關係に於て弊を釀すに至つた。桓武天皇乃ち大英斷を以て、平安遷都の事を起したまひ、革新の業を創めて、奈良に於ける佛敎文化の腐敗を淸めたまひ、最澄を登用して精神界に新氣運を起さしめ、之が爲めに天台宗の開立を許したまひ、ついで嵯峨天皇は先帝の遺業を繼承して、天台宗の興隆に力を致し、更に空海を助けて新宗敎眞言宗を樹立せしめられ、之より兩宗益〻榮えて、日本文化の獨立に貢獻する所多く、思想界に潤を與へた。この後、平安時代を通じて密敎全盛の世を現出し、その弊漸く生ずるに至つて、遂に新佛敎興起の機運を促がした。皇室と新佛敎との關係については、淨土宗及び日蓮宗は初めは比較的その關係淺かつたが、室町時代に入つて兩宗とも多少皇室との關係を結ぶやうになつた。禪宗は稍〻早くより皇室の保護を受けた。

我が國體と國民理想
國體觀念發達の三段階
氏族制度と律令政治

以上は學問・藝術・宗敎等文化の各部門に互つて、皇室が常にその發展の中心にましますことを申したのである。之に依つて、すべての文化は我が國體に融合せられ同化せられたのである。

抑〻我が大日本帝國の國體は天照大神の神勅を基として立てられて居るもので、その理想は奈良時代に編纂せられた『日本紀』の中に書き現はされて居る。その理想を實現するためには長い間の年所を經て、その間自ら消長あるを免れなかつた。卽ち國體觀念の發達の間にも尙ほ外國思想といふものが輸入せられ、その思想の影響を受けて種々と色彩の變つて來て居る時がある。然しながらその根本主義といふものは、少しも變らない。

そこで日本歷史の大體に就いて見ると、國體觀念の發達には三つの大きな段階がある。

日本の國の初めに於ては、皇室を中心として氏族制度を以て國を立てて居つた。卽ち建國の精神は最もよく氏族制度に現はれて居る。國家を以て父子的の一大團結として、皇室を以てその大きな家族の家長と仰いで、皇室を中心にして、多くの氏族が世襲の職によりて仕へて居る。血族團體で共通の思想感情を有する民族が、同一祖先の觀念、卽ち共同の氏神を有

つて居るといふ觀念で、皇室を中心に仰いで職業に從事して居る事である。然るに年所を經る間に、その氏族制度に破綻を生じ、社會組織の維持困難になり、政治の體制に於ても、その形式を保つこと能はざるに至つた。聖德太子乃ち出でてその改革に努め給ひ、氏族制度の弊を矯め、皇室を中心として、國民全體を以て一大團結とし、中央に權力を集中して、國家の統一を圖り、國民精神の歸趨を示された。この改革は、太子の御在世中には完成せらるるに至らず。中大兄皇子に依つてその理想は實現せられ、茲に新日本の建設は成就し、大化改新は斷行せられ、やがて律令政治の組織が立てられた。これが第一の段階である。この革新は、固より國內の事情の然らしむるものがあつたのではあるが、同時に亦支那から受けた外來思想の影響の大なるものあるを認めなければならぬ。かくて氏族制度が潰れてしまひ、政治及び社會組織の上に著しい變化が起つた。然しながら、その變化はただ外形に止まつて、精神には影響を及ぼさなかつた。著物は變つたが本體は同じく、根本主義は依然として元の如くであつて、皇室中心主義には何等の變動なく、ただ形式を改めたに過ぎない。さうして百年ほどの間に、外來の思想と從來の氏族制度との調和もできて、日本風の新しい制度組織ができた。その氏・かばねといふ精神の中に外國人を採入れ、支那人でも朝鮮人でも、總べてわが國體の中に同化して、一大家族主義の中に異民族を收容した。その間奈良時代に於ては、朝廷の權力は隆盛を極め、中央集權の實大いに擧り、國家統一の事業は着々進捗し、國力充實して皇威は宣揚せられた。既にして平安時代に入り、藤原氏の攝關政治起るに及んで、政權は藤原氏に私せられ、門閥の弊甚だしく、皇室中心主義は漸く暗雲に蔽はるるに至つた。この間、他氏族の反抗屢〻企てられたが、平安時代の末に至つて、政治の腐敗が極點に達し、遂に政權は公卿から武家に移つた。これが第二の段階である。

武家政治より立憲政治

かくて土地經濟の權幷に軍事警察の權は、皆幕府の手に歸し、朝廷の權力漸く衰ふるに至つた。後鳥羽上皇乃ちその恢復を企て、討幕の擧を起し給ひ、遂に發して承久の變となつたが、時未だ到らずして、御志の如くならなかつた。かやうにして政治の形式は變つたけれども、根本主義たる國體の精神は何等變る所なく、皇室中心主義は常に國民の心裡に磅礴し、やがて百年の後、建武中興となつて現はれた。然るに中興の政治も、土地經濟の處置その宜しきを得ず、爲めに失敗に歸し、再び武家政治の世となり、室町幕府が出現した。これより凡そ二百年の間、戰亂相踵ぎ、社會の組織殆んど崩壞した。然しながら皇室中心主義は依然として動ずること無く、皇室は常に國民欽慕の中心、敬愛の的にましましたのである。やが

國體觀念の消長

て織田信長を經て豐臣秀吉に至つて、統一の業を成就した。秀吉の政治は攝關政治の形式を採つたのであるが、やがて德川家康が將軍となるに及びて、再び武家政治の世となつた。家康は陽に朝廷を尊崇したが、陰には之を抑へて土地兵馬の實權はすべて幕府に收めた。されば御歷代天皇を初め奉り、公卿の間には之に對する反抗の念漸く盛んになり、排幕の思想は夙くより漲つて居た。然れども未だ表面に發するに至らなかつたが、やがて文藝復興の氣運大いに起り、國史國文の研究盛んなると共に、皇室中心の思想は盛んに燃え上り、勤王論は漸く勃興した。幕末に至つて幕府の財政窮迫と外交問題の刺戟と相俟つて、幕府は倒壞し、王政復古の大業は成就し、明治維新の宏謨は樹立せられたのである。明治の初め、五箇條の御誓文によつて輿論政治の基礎を定められ、次いで立憲政治を始め、議會は開かれることになつた。これが第三段階である。立憲政治は固より西洋思想を採入れたものであり、西洋思想の影響を受けたものであるけれども、國體の根本精神は依然として不變である。かやうに國體觀念の發達に種々の變遷はあつたけれども、その主義に於ては少しも變りはない、而も年を經ると共に益〻磨かれて來た。

この國體觀念の發達につきては、非常に長い年月を經たことでもあり、その間には自ら消長があつて、時には苦い經驗を嘗めて居る。例を擧げて言へば、道鏡一件の如きはその一つであり、また平安時代になつては藤原基經が陽成天皇に對し奉つた態度の如きもその一例であり、次いで平將門の亂の如きもやはりその例に入れるべきものである。是等は國家の上に極めて恐るべき事件であつた。然るに幸にも國體を傷けることなく、結局雨降つて地固まるといふ如くに、一層國體觀念に磨きをかけた結果となつた。かやうな事件が屢〻起つたにも拘らず、國體に瑕をつけなかつたといふことは、他面から言ふと、國體觀念が國民の間によく發達して居つたといふ證明になる譯である。

支那の革命思想の影響

基經の事件、平將門の事件の如きは一面から見ると、支那の影響を受けたものかも知れない。支那の唐の末から五代にかけて戰亂が續き、唐の末に於ては宦官が屢〻皇帝を廢して自分勝手に皇帝を立てたことも幾つもある。それ等が藤原氏に思想上の影響を及ぼしたかと思ふ。また平將門の如きも、當時支那に於ては革命事件が屢〻起つて居り、それ等の風説を聞いて、あの亂を起したのではないかと思はれる。將門の出た時代は、支那に於ては、唐が亡びて五代の世となり、梁・唐を經て晋となつて、それが丁度將門の時代に當つて居る。將門の亂の事を書いた『將門記』によつて見ると、將門は自ら新皇と稱して居つた。その弟將平が

之を諫めて、「昔から恣に皇帝と稱して成功した例はない。天皇ばかりは別であるからやめたらよからう」といつて止めた所が、將門はこれを斥けて、「何をいふか、今は力の世の中である。打勝ちさへすればそれが君になり得るのである。近く支那に於ても契丹の國は渤海を打亡して、遂に自分の領內に入れてしまつたことがある、故に力ある者がいつでも皇帝になれる」といつたといふ事が書いてある。これによれば、支那の革命の思想が將門に多少でも影響したことを示して居るものと思はれる。

賴朝と武家政治

さて、その後、藤原氏の內政が紊れて、武人が勢力を得るやうになり、賴朝が武家政治を始めたが、この賴朝が武家政治を始めたといふことに就いて、昔から多くの人が非難して居る。それらの論は、鎌倉幕府の後に足利幕府ができ、德川幕府ができて、武家政治が六百年續いた。而してその始めは賴朝であるから、賴朝に罪があるといふのである。然しながら私はこの賴朝に對する批評は頗る過酷であると考へるのである。

賴朝の尊王

賴朝が始めた武家政治といふものは固より變態政治である。然しながら賴朝はその態度の上に於て厚く皇室を尊奉し、飽くまでも朝廷を崇敬した。若し大事件があれば皆朝廷に伺つて之を定めて居る。當時は院政時代で、上皇が政權を有つて居られる。故に大事件は院宣によつて裁決せられて居る。賴朝は武家政治を始めても、何事でも院宣を仰いで、決して自ら恣にやつたといふことはない。のみならず、平安時代の末に國家が紊れ、社會の組織が崩壞に近づいて、人民の苦しんで居るところに賴朝が出て、國家の解體を防ぎ、皇室を安全にし奉つたといふことは非常な功績であつたのである。そこで北畠親房の如き、『神皇正統記』に於て屢〻賴朝を稱へて居る。

凡そ保元、平治よりこのかたのみだりがはしさに、賴朝といふ人もなく、泰時といふ者もなからましかば、日本國の人民如何なりなまし。このいはれをよく知らぬ人は故もなく皇威の衰へ武備の勝ちにけると思へるはあやまりなり。

これは有名な文章である。北畠親房は鎌倉幕府を仆し、武家政治を止めようとして、建武中興を翼贊し奉つたのであるが、その北畠親房さへも賴朝を褒めて居る。

東大寺再建に於ける賴朝の恭謙

賴朝が皇室に對して非常に厚い尊崇の念を持つて居たことは次によつても明かである。治承四年に平重衡が奈良の東大寺を燒いてしまつた。これは奈良の僧兵たちが東大寺に籠つて居るといふので、之を燒打をしたのであるが、之によつて、聖武天皇の御時にできた三國一の大伽藍が丸燒けになつてしまつたのである。その後俊乘坊重源が再建の企を起し、全國に

勸進して寄附を求め廻つて、永年かかつて造りあげた。その時に俊乘坊重源が賴朝に依賴の手紙をやつた中に、「君の御助力でなければこの再建はできない」といふ語があつたのに對して、賴朝の返書に、

　　兼御消息之、君御助力ならずばと候は、賴朝事にて候歟、然者、君字其恐候事也、自今已後も更に不可有候者也。

平家征伐に於ける賴朝の恭謙

俊乘坊重源からよこしたその手紙に、君とあるのは賴朝のことをいふのか、若しそれなら、君の字は恐れ多いことであるから、今後は一切使ふことはならぬ、といつてやつた。賴朝が皇室に對する恭謙の態度は、この一節によつても分るであらうと思ふ。

　また元曆二年のことであるが、西國に平家征伐として行つて居た範賴に送つた消息には、平家方には安德天皇が居られるゆゑ、天皇の御身の上に過ちが起きないやうに、十分氣をつけるやうにといつてやつた。その手紙の一節に、

　　大方は帝王の御事、今に始めぬことなれども、木曾はやまの宮鳥羽の四宮討奉らせて冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮討奉て、か樣にうせんとする事也………返々大やけの御事、ことなきやうに沙汰せさせ給べき也、（吾妻鏡）

天子さまのことは今更でないけれども、木曾義仲が、やまの宮即ち圓惠法親王と鳥羽の四宮を討ち奉つたため、その罰が當つて義仲は滅びた。平家もまた源三位賴政と共に兵を擧げられた三條高倉宮以仁王を討ち奉つたため、いま現に目の前に見る如く、將に滅びんとして居る。さういふ譯であるから、返す返す公け即ち天子樣のことは、十分に注意して御無事にあらせられるやう處置をしなければならぬ、といふことを申し遣はしたのである。斯くの如く朝廷の事につきて、賴朝は非常に恭謙な態度を取つて居たのである。これを將門とか、或は藤原氏の專權時代に思ひ合せれば、思半ばに過ぎるものがあらう。

法住寺合戰に於ける武士の恭謙

　また『平家物語』の法住寺合戰の條に、後白河法皇が輿に召して御避難なさらうといふ時、武士が散々に矢を射かけた。その時に從つて居た者が、「これは院にてわたらせ給ふぞ、過ち仕るな」と申したところが、武士たちは馬から降りて、畏まつたといふことが書いてある。また同じく、『平家物語』の中に、後鳥羽天皇が、お船に召して池に難を避けて居られる、戰爭最中であるから主上とは知らず、武士たちが矢を射た時に、ついて居た臣下が、「これは主上にてわたらせ給ふぞ、過ち仕るな」と申したところが、武士たちが馬より降りて畏まつたといふ。主上と聞かば、關東武士の荒くれものも平伏してかしこまつたといふことは、國體

承久の變に於ける義時と泰時

觀念が廣く行き渡つて居つたことを見るに足るべきものである。

その後鎌倉時代に於ける承久の變の如き誠に苦々しい事件であつたが、而もその主要人物である北條義時の如きでさへ、その頭の中には國體觀念が著しく染み込んで居つたといふことを見るべき事實がある。承久の變の時泰時が軍を率ゐて西上したが、途中から引返して來て、父義時の所に參つた。義時が「何の爲めに歸つて來たか」と尋ねた所が、泰時の申すには、「若し途中で、錦の御旗を飜して鳳輦出御ましました時は如何致しませうか」と。義時が答へていふには、「その時には、兜を脫いでただ命に從ふより外はない」と申したといふ。これは『增鏡』に出て居る事であつて、かなり確かな材料である。これを見ると、北條義時は一方には、三上皇に遷幸を迫り奉るといふやうなことをしたけれども、尚ほその心の中ではかやうな考を持つて居つた事が知られるのである。義時の初めの心では、「君をあやめ奉るに非ず、上に左樣なことを勸め奉つた公卿等を懲らすのである」といふことを申して居つたといふ。これ等を以て見ても、國體觀念は當時大いに進んで居つたことが分る。

兩統問題と國體明徵

さて、鎌倉時代には皇室は大覺寺統と持明院統とに分れて、その結果吉野時代凡そ六十年の紛亂が續いた。これは忌はしいことではあるけれども、これも國體觀念を磨く上には一つの試煉となることができた。何故なればこれによつて國體觀念を固めるために、良い手本が殘された。殊に北畠親房の如きは一身を以て朝廷の柱石となり、吉野に於て奥羽地方・伊勢・九州・四國などと聯絡をつけて敵軍と對抗し、一方に於ては『神皇正統記』を著はして、吉野朝の正統である所以を力說して居る。この時代に於て國體觀念の固まつたしるしとして、何事でも天皇を奉じなければ事がなり難いといふことが國民の頭に染み込んで居る。故に足利尊氏の如きも持明院統を奉じて旗を擧げた。尊氏もその初めはただ一箇の新田義貞と敵對する考でやつたのである。が、それが騎虎の勢ひ朝廷に對抗しなければならなくなつてしまつた。

足利尊氏の悔悟

後に尊氏はこれについて深く悔恨の念を起し、全く自分が惡かつたといふことを懺悔して、その罪を謝し奉るといふ精神で、京都に天龍寺を建てるとか、また一切經を寫すとか、その他種々なことをやつて居る。

戰國時代の群雄と皇室

室町時代は戰爭の引續きで、戰國時代に及び、皇室の御經濟は困難を極めて、式微の極に達せられた。然しながら、皇室は依然として國民文化の中樞に立ち給ひ、その核心であらせられた。戰國亂離の際諸國英雄豪傑雲の如く起り、互に攻伐を事とし隣境を侵略してその勢力を爭うた、その究竟の目的は、多くは、旗を京師に樹て、天皇を奉じて諸國に號令する事

を以て理想としたのである。然れども互に牽制し前より抑へ後より迫り、左より攻め右より妨げたので、各地方で戰爭が起り、その志を遂げぬものが多かつたのである。天皇を奉じなければ何事もできない、故に天皇を奉じようといふのが彼等の理想であつた。かくの如く戰雲暗憺たる中に在つても、我が皇室は巍然として國民崇仰の中心に立たせられ、國家統一の樞軸であらせられたのである。

秀吉の尊王心

その後織田信長が出て、天下統一の端を開き、豐臣秀吉に至つてその統一の業が成就したのである。秀吉は殊に國體觀念の著しく進んだ人である。卑賤より起つて遂に位人臣を極めたが、信長の遺業を繼ぎ、天正十年には山崎の合戰、十一年には賤ヶ嶽、十二年には小牧山に戰ひ、更に十三年には長宗我部を討つて、殘す所は關東と九州であるが、その頃はもう天下平定の見こみがついてゐた。そこで十三年に關白になり、十四年には太政大臣に任じ、豐臣の姓を賜はつた。その時に、秀吉は自分が微賤より起つて、かくの如き榮位に上ることができた君の御恩の有難さを深く感じて、皇室の爲めに何か幸あれかしと考へて、禁裏を增築し、又四季折々のお慰みを種々考へるといふやうに、常に皇室の御爲めを圖つて居た。

聚樂第の行幸

天正十四年に京都聚樂の第を造營して、十六年にできあがつた。そこで皇室の御恩を報じ奉るために行幸を仰いだ。その時にも能ふ限りの鄭重を盡し、宮中に於かせられては殊に經濟上御困りの時で、女官たちの供奉の爲めにも費用が御入用であらうといふので、その料を豐かに奉つた。さういふ所まで周密の注意をし、また行幸の儀式などについても、特に取調べをさせ、できる限りの鄭重を盡させた。先例によると、この時秀吉は聚樂の第の門前でお迎へすれば宜しいといふことであつたが、尙ほ鄭重にいたさうといふので、當日御所へ伺ひ、鹵簿に扈從し、行列の中に入つて聚樂の第へ入つたといふことである。その時の樣子を『聚樂物語』に、

五十代以前は知らず、それよりこの方、君臣の禮儀かゝる目出たき御代はよもあらじ。

といつて居る。五十代以前といふは醍醐・村上の兩帝、有名な延喜・天曆の御代である。我が國の歷史では古くより、之を支那の堯舜の時代にも比すべき時のやうにいつて、理想的泰平の御代として居る。その五十代以前ならばどうであつたか知れないが、それより以後かくの如きめでたき時代はあるまいと、時の人が謳歌して居る。さて、その行幸になつたのは三日間の御豫定であつたのが、お名殘り惜しいといふので、五日間御駐め申し、又諸大名を集めて、皇室に對して忠誠を誓はしめ、今まで群雄割據の時は我儘であつたが、是に於て皆天

皇の有難さを知つたといふ。

勅使奉迎の禮

秀吉はまた天正十五年に島津征伐をしたが、その三月一日に大坂を出發しようとする時、門跡公卿衆その他の人々が大坂へ見送りに參つた。それから天皇からも勅使を賜はり送らしめられた。その時秀吉は勅使の姿を見るや、直ぐに馬から降りて、地に伏して勅諚をお受けしたといふ。その時の秀吉の態度が如何にも敬虔であつたといふので、その實際の有樣を見た吉田兼見といふ人が、その事を日記の中に書いて居る。

朝鮮征伐

また朝鮮征伐の始まつた時、朝鮮の王城を陷れ、國王が出奔すると、秀吉は間もなく朝鮮八道を席卷し、やがては支那四百餘州を取つてしまふといふ考であつた。そこで四百餘州を取つてしまつたらどうしようかといふ處分についてまでも考へた。これは少し早過ぎたことであつたけれども、肥前名護屋の本營から、その事を朱印狀を以て諸方へ對して書いて送つたものがある。その中に支那の都北京を大日本の都とし、そこへ天皇に行幸を願ふからその準備をいたすやうにせよ、明後年あたり行幸あらせられたい。その時は北京の都を中心に周圍の十箇國位は御料として進上いたし、その中に於て公卿たちにそれぞれ知行をいただくやうにしたい、といふ事を書いて送つて居る。朝廷に於ても、取調委員ができて、行幸せられるにはどういふ儀式でしたらよからうかといふ取調べまでなされた。秀吉が支那四百餘州を處分するに就いて、先づ第一に天皇の行幸を仰いで、北京の周圍十箇國を進上いたさうといつて居るのは、如何にも秀吉の尊王心の厚かつた事が窺はれる。

媾和第一條件と尊王

また媾和條件の第一條に何が書いてあるかといふに、支那の皇帝の姫宮を日本の天皇の妃に奉るといふことである。これは畏れ多い事ではあるが、戰爭の實利主義からいふと重大な問題ではない。殊に秀吉が朝鮮・支那征伐をやつた主要目的は、貿易の復興にあつたのである。それは、秀吉が支那に貿易の復興を求めた所が、支那がいふことを肯かない。そこで朝鮮に取次を命じたが、朝鮮も亦命を肯かない。それならば力でやらうといふので起つたのが朝鮮・支那征伐である。されば皇帝の姫宮を日本の天皇の妃に奉つたとて、それは戰爭の目的からいへば、寧ろ主たるものではなかつたのであるが、その主要目的とする所の貿易の復興といふのは第二條に置き、第一條には天皇に姫宮を迎へるといふことが書いてあるのを見ても、秀吉の尊王心の厚いところが現はれて居る。

國體觀念の發達

右の如く、國體觀念は時代によつて發達し來り、時が經つに從つて益〻著しく明かにせられた。即ち天照大神の神勅の理想によつて世々に傳へられ、『日本紀』に書き現はされ、何か

事が起るに從つて、その事件と共に益〻國體觀念が明かになつて來たのである。斯の如く國體觀念が發達したのは、一つには對外觀念の發達、卽ち外國に對する觀念の發達といふものを考へなければならぬ。對外觀念の發達した時は國體觀念が發達して居る。之は各時代に就いて考へて、いつでもさうである。卽ち外國の刺戟によりて國民の自覺が進んだといふ事と、國體觀念の發達は倂行して居る。卽ち對外觀念の發達は國體觀念發達の一つの原因である。その他にもう一つの原因は內國の關係である。之は種々錯綜した事情があるが、例へば氏族と氏族との對抗であるとか、又その時々の出來事、例へば吉野時代に於ける事件の如きもの等で、それ等の種々の事件の錯綜した關係を以て、國體觀念の發達したといふ事が考へられる。

歷代の天皇御親ら聖德の御練磨

この二つの原因の他にもう一つ大きな原因として、私は御歷代の天皇が聖德を磨かれるために非常な苦心をなされ、大きな努力をせられたといふ事を考へなければならぬと思ふ。卽ち日本文化の發展の中心は常に皇室にあつた。その發展の中心として、御歷代の天皇が聖德を磨かせられる爲めに、特に御努力遊ばされ御勵精なされたといふことが大きな原因であつたと思ふ。それについては後に揭ぐる所の御歷代の「聖德錄」について見れば、思半ばに過ぐるものがあらうと思ふ。（昭和五年十二月十八日横須賀鎭守府に於ける講演の一部、昭和十年十月修正、昭和十八年四月再修正）

聖德錄

御歷代の聖德の具體的の事實

我が皇室の歷史に關することは、從來世間によく知られて居るやうであり、就中御歷代の聖德については、その欽仰すべき數々の御事蹟が說かれてあるが、多くはただ抽象的に之を述べるばかりであつて、具體的の事實に至つては、本當には世間によく分つて居ないことが多いやうに思ふ。專門家の間には相當によく知られて居る事柄でも、世間にはあまりひろく知られて居らぬことが、少からずある。況んやわれわれが史料編纂に從事して居る間に、新しい材料から發見した聖德に關する事實の如きに至つては、まだまだ世間には知らぬ人が多いことと思ふ。

ここには御歷代の聖德に關する御事蹟の中、その材料の宸翰、御撰にかかるもの若干を列擧して讀者の參考に供しようとおもふ。

心經御書寫

嵯峨天皇の般若心經御書寫

弘仁九年疫病の流行

嵯峨天皇（第五十二代）の弘仁九年に、疫病の大流行があつた。天皇親しく宸翰を染めて『般若心經』を御書寫あらせられ、空海をして之を供養せしめ、以て祈願をこめさせられた。『般若心經』は群經の粋を統べ、文は約にして、義は豊かに、詞藏し、旨深し、といはれる所のもので、これを念ずることによつて、災疫を禳ふことができるといふ信仰より出たことである。

大覺寺の宸筆

大覺寺には嵯峨天皇宸筆と傳ふる心經があり、心經堂に安置せられてある。御經は長さ八寸三分、地紙一尺五寸五分あり、本文は十七字十八行ある。この年は『日本後紀』の缺けてゐる所であるので、之について記錄の上に傍證を得ることはできない。然しながら、少くともこの傳說は、後の代の先例となつて、幾代かの天皇によつて、追行せられ、傳說は傳說ながらに、生々としてその力を有してゐたのである。

後深草天皇（第八十九代）の正嘉三年三月一日、その頃、飢饉疾疫流行し、世間静かならざるによつて、御祈りを行はれ、諸國をして『仁王經』を轉讀せしめられた。同月二十六日、正

後嵯峨上皇

元と改元せられた。四月五日には、また諸國をして『最勝王經』を轉讀して、飢饉疾疫を祈禳し、二十七日には、二十二社に臨時奉幣使を發遣せられた。後嵯峨上皇（第八十八代）は、同年五月二十二日、前に述べた大覺寺安置の『嵯峨天皇宸筆心經』を院中に迎へさせられ、之を御書寫遊ばされた。群臣は結縁の爲め、之を戴き、晩に臨んで返納せられた。この『嵯峨天皇宸筆心經』は、效驗あらたかにして、之を禮する人は、病を受けず、病死の者も忽ち蘇生すといふ、とある。二十七日には、東寺一長者前僧正房圓を請じて、御書寫の『心經』供養を行はせられた。

伏見天皇

伏見天皇（第九十二代）の正應二年、疫病流行するによつて、四月二十八日より七箇日、南都の七大寺及び延暦寺に於て、僧十口をして『大般若經』を轉讀せしめられ、六月九日には、二十二社に奉幣使を發遣せられ、また同月二十七日より始めて七箇日間、仁和寺阿闍梨入道二品性仁親王をして、孔雀經法を宮中に修せしめられた。その頃、天皇は親しく宸翰を染めて『般若心經』を書寫し給ひ、十樂院前大僧正道玄をして供養せしめ、之を祇園社に奉納せられた。これは弘仁正元の例によるといふのであるから、やはり大覺寺の『嵯峨天皇宸筆心經』を迎へられたのである。

後光嚴院康安元年には、去年より已來、大疫流行し、「先代未聞の事なり、五畿七道、帝都郊野、病死斷絕せず、一町の內、同日夭亡の輩、或は四五人或は數人」といひ、「一鄕一里計ふるに勝ふべからざる歟、諸國また此の如し」といふ有樣であつた。後光嚴院はいたく宸襟をなやませられ、弘仁九年の嵯峨天皇、正元元年の後嵯峨上皇、正應二年の伏見天皇の嘉例に任せ、この年五月二十八日、大覺寺の『嵯峨天皇宸筆心經』を迎へ、叡信を凝らし、一字三禮を以て之を書寫し給ひ、六月六日、東寺長者光濟をして之を供養せしめ、祇園社に奉納して、以て禳災を祈らせられた。新寫の御經は、紺紙金泥で、銀の罫あり、表紙には金泥を以て藥師三尊を畫き、銘は金字にて記され、帙も亦宸翰を染めさせられた。「字々點々生靈あり、爭でか彼の蒼に達せざらんや」とは、當時之を拜見した公家衆の日記にしるす所である。今大覺寺心經堂に納められてある『後光嚴院宸筆心經』は、恐らくこの時のものであらう。御經長さ八寸八分、地紙一尺六寸六分、紺紙金泥で、本文は十七字十九行あり、表紙に藥師三尊佛像を金泥で畫いてあるのは、右の記錄に記した所と符合してゐる。後光嚴院は、貞治五年五月十五日にも、亦大覺寺の『嵯峨天皇宸筆心經』を迎へて、一字三禮を以て書寫遊ばされた。前の康安の時の例によつて、武家をして之を拜戴せしめられることとなつた。諸大名等之を己の邸に迎へんことを望むものが多かつたけれども、堅くこれを却けて、ただ管領(斯波義將カ)の邸に於てのみ頂戴せしめた。十八日より七箇日の間、一萬卷『心經』を讀誦せしめられ、二十八日に、新寫の心經供養を行ひ、先例によつて之を心經堂に納められた。

後花園天皇(第百二代)も亦同じ例を追はせられた。寬正元年よりうちつづく飢饉に、人民餓死するもの多く、京都だけで死するもの每日五百人といひ、或は六七百人にも及んだといふ。東福寺の僧大極藏主の記せる『碧山日錄』によれば、その頃所用あつて京に入り、四條の橋の上より、その上流を見るに、流屍無數、塊石の磊落たるが如く、流水も爲めに壅塞して、その腐臭當るべからず、東去西來の行人も之が爲めに涙を流した。或る人曰く、正月より二月に至るまで、京中の死者八萬二千人であつたと。何によつて之を知るかといへば、城北に一人の僧あり、小片木を以て八萬四千の卒都婆を造り、一々之を尸體の上に置いて、以て之を弔つたが、二月中で、殘す所僅か二千である。以てその死者の數を知ることができるといふことであつたと。これは京都市中だけのことであるから、郊外原野溝壑に斃れた死屍は、幾萬なるかを知らぬといふ有樣であつた。後花園天皇は、何とかして人民の苦を救うてやりたいとの御思召より、嵯峨天皇以來の例によつて、一字三禮の儀を以て、『心經』を書寫して

天皇御製を以て義政を諷し給ふ

祈願をこめさせられ、ついで之を供養せしめられ、三寶院前大僧正義賢をして之を大覺寺に納められた。大覺寺心經堂に、この宸翰『心經』も亦藏せられてある。目錄に、寬正二年五月日とある。御經長さ八寸八分、地紙一尺五寸あり、本文銀泥を以て十七字十九行に寫されてある。

この時に當つて、政治の局に當つてゐた足利義政は、かかる大飢饉で、人民の困苦言語に絕するをも顧みず、一向平氣で常に猿樂を演じて興に入り、酒宴を催し、或は土木事業を起して庭園を作り、その費用を人民から徵發するといふ風であつた。後花園天皇は之を見るに見かねさせられて、御製の詩を賜はつた。

殘民爭採首陽薇　處々閉爐鎖竹扉
詩興吟酸春二月　滿城紅綠爲誰肥

と。この御製の大意は、飢饉の爲めに人民が苦しんで食を得ず、或は山に入つて薇を採つて饑を凌ぎ、到る所爐を閉ぢ門を鎖して所々にさまようて居る。今や都は春も二月になつたが、詩歌の興も浮かばず、悲酸の氣に滿ちて居る、咲き匂ふ滿都の花を、そもそも誰が見るであらうか、といふ御趣意と拜察する。流石の義政もこれを拜して、暫くは愼んで居たのであるが、既にしてまたもとの如くであつたといふ。

後土御門天皇

次の後土御門天皇（第百三代）の御代、文明三年八月の頃より、麻疹が流行して、人民の困苦一方ならざるにより、閏八月八日、大覺寺より『嵯峨天皇宸筆心經』『後光嚴院宸筆心經』竝に『後花園天皇宸筆心經』を安樂光院に迎へ、衆庶をして之を拜戴せしめ、以て疾疫の終熄を祈らせられた。

後柏原天皇

後柏原天皇（第百四代）の大永五年にも、疱瘡が流行したので、天皇は『心經』を書寫して、仁和寺と延曆寺とに納められ、萬民の安穩を祈らせられた。その御經の奧書の宸筆の御下書が、京都御所東山御文庫に保存せられてある。その文に、

頃年小瘡流布都鄙愁苦日久矣、依之爲利蒼生聊凝丹棘書寫般若之眞文禱爾仁和之靈寺仰冀三寶知見萬民安樂乃至法界平等利益、

大永五年十一月　日

後奈良天皇

天文三年の御寫經

延暦寺の分には、右の文中「仁和之靈寺」の代りに、「延暦之靈寺」と遊ばされた。

次の帝、後奈良天皇（第百五代）には、『心經』御書寫に關して、更に多くの御事蹟が傳へられてある。天文三年の疫病流行の時に、御祈禱の爲め書寫せられた『心經』は、嵯峨の大覺寺に納められ、今に保存せられてある。その御經は、紺紙金泥で、長さ一尺九分、横二尺二寸八分あり、十七字詰二十六行ある。御奥書の文は、左の通りである。

頃者疾疫流行、民庶憂患、朕顧不德、寤寐無聊、因追弘仁明時之遺塵、奉寫般若心經之妙典、仰願天威丹誠之懇篤、國蘇蒼生之多難、乃至法界平等利益、

于時天文第三暦仲夏中旬

疾疫の流行、民庶の憂患は、即ち天の時を得ず、四時その節を失ふによるものとして、深く御自ら不德を顧み給ひ、寤寐に安からずと仰せられたのである。その後天文八年には、諸國に洪水あり、氣候不順で甚だしい凶作であつた。九年には、飢饉で餓莩途に横たはり、疾疫流行し、京都に於ては、春夏の間毎日六十人許り死人を棄てたといふ。天皇いたくこれを憂

得阿耨多羅三藐三菩提故知般若波羅蜜
多是大神咒是大明咒是无上咒是无等等
咒能除一切苦眞實不虛故說般若波羅蜜
多咒即說咒曰
掲諦掲諦波羅掲諦波羅僧掲諦菩提薩婆訶
般若心經

今玆天下大疫万民多阽於死亡朕爲
民父母德不能覆甚自痛焉竊寫般若
心經一卷於金字使義堯僧正供養之
庶幾虖爲疾病之妙藥矣
于時天文九年六月十七日

後奈良天皇宸筆心經

京都三寶院所藏
（古文書時代鑑所收に據る）

天文九年の御寫經

へ給ひ、六月十七日より始めて五箇日間、不動小法を宮中に修して、疾疫終熄を祈り給ひ、また親しく宸翰を染めて、紺紙に金泥を以て『心經』を書寫し給ひ、山城醍醐三寶院義堯を召して、災厄を祈り禳はしめられた。この宸筆『心經』は、今に醍醐三寶院に藏せられ、國寶に指定せられてある。その御奥書は左の通りである。

今茲天下大疫、萬民多阽於死亡、朕爲民父母、徳不能覆、甚自痛焉、竊寫般若心經一卷於金字、使義堯僧正供養之、庶幾虖爲疾病之妙藥矣、

于時天文九年六月十七日

民の父母としての御自覺のもとに、徳覆ふこと能はず、甚だ自ら痛むと、御自責の御言葉は實に恐懼に堪へぬ次第である。世は戰鬪絶え間なき混亂の時であり、御料所より納まるべきものも途絶えて、朝廷の儀式は申すに及ばず、その日その日の供御にさへ御差支へたまふところもあつたと傳へられる。世が世ならば、救助の米を賑はせられたであらう、藥も施されようが、そのすべもない。依るべき途は、ただ神と佛にすがるあるのみ。天皇が御祈願の誠

諸國一宮へ宸筆心經御奉納

は、今日より仰ぐも猶ほかしこき極みである。天皇は、更にこの御祈願をひろく全國の神々に捧げられた。諸國一宮へ同じく『心經』（紺紙金泥）を奉納せられんが爲めに、勅使を遣はされた。その宸筆の御目錄が、今に京都曼殊院に保存せられてある。その御目錄には、心經を遣はさるべき國々の名と、その勅使の名とを記されてある。卽ち左の通りである。

心經國々被ㇾ遣內

河內傳譽　伊勢惟房卿（萬里小路）　尾張二條准后（尹房）
參河右府　遠江長淳卿（東坊城）　駿河宣治朝臣（中御門）
陸奧尹豐卿（勸修寺）　越前季遠卿（四辻）　加賀白山長り（吏）
但馬右府　備前尹豐卿　出雲二條准后
周防光康卿（烏丸）　豐前資將卿（町）　肥前光康卿
肥後光康卿　日向季遠卿
近江勸大入道（勸修寺大納言入道尙顯）　已上十八ヶ國　天文十四年二月廿一日までは此分也　信乃（信濃）三條大（三條大納言公頼）
越後勸大入道　かひの國（甲斐）正こいん（聖護院）　伊豆正こいん
上野稱名院（三條西公條）　下野勸大　安房國水本僧正申出

正親町天皇

人民救濟の大御心

二十四（五）箇國申出也、各書也、

これによれば、天文九年より十四年頃までにかけて、以上の國々に遣はされたのである。これらの宸筆『心經』の內、その現存するものは、參河・甲斐・伊豆・安房・越後・周防・肥後の七箇國であつて、それぞれその御經の奧に、その國の名をしるされてある。參河のは西尾岩瀨文庫に、甲斐のは同國淺間神社に、伊豆のは伊豆山神社に、安房のは京都曼殊院に、越後のは上杉伯爵家に、周防のは同國國分寺に、肥後のは西巖殿寺に、それぞれ保存せられてある。尙ほ信濃の分が諏訪神社に保存せられてあると、近頃傳聞したが、未だその御本書を拜見しないので確かな事はいへない。安房の分が京都に殘つて居るのは、當時騷亂の爲め之を達するに由なく、そのまま留まつたのであらう。

正親町天皇（第百六代）も、亦御先代の例に倣はせられ、永祿四年九月『心經』を紺紙金泥に御書寫遊ばされ、諸國擾亂によつて、萬民の憂に罹るを以て、その災を禳ひ藥を與へんことを祈らせられた。その宸筆『心經』も、亦現に大覺寺經堂に安置せられてある。御料紙長さ八寸七分、幅一尺六寸六分あり、本文は十七字十八行、御奧書は六行である。

『心經』に對する信仰、それは世の移り、時の變つた今日の思想とは、頗る隔つたものであ

らう。然しながら信仰の形式如何は問はず、これを以て偏に人民救濟に資せられんとし給へる御慈悲心の深く且つ大なるものあるを思はねばならぬ。況んや時の政權を握つた幕府は、統治の實力を失ひ、地方の武將は、ただ攻戰を事として、人民の休戚の如きは殆んど眼中になかつた時に當り、專ら蒼生の爲めに軫念を致さるる、ただ皇室あるのみであつた。さればこそ經濟上の御困難は、その極に達せられ、皇居には時に雨もることあり、御料所よりの收納もたえて、宮中の御儀式なども多く廢せられてゐた時に當つても、尚ほ一枚の宸筆御色紙御短冊を賜はらんことを請ふもの絶えず、皇室は、國民欽慕の中心となり、敬愛の的となつて居らせられたのである。

二　寛平御遺誡

可明賞罰　莫迷愛憎

用意平均　莫由好惡

能愼喜怒　莫形于色

左大將藤原(時平)朝臣者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有所失、朕早忘却、不置於心、朕自去春加激勵、令勤公事、又已爲第一之臣、能備顧問、而泛其輔道、新君愼之、

右大將菅原(北野)朝臣是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、加以朕前年立東宮(醍醐)之日、只與菅原朝臣一人論定此事、(マヽ)女知倘侍居之、其時無共相議者一人、又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽、不可早、云云、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又又正

論也、至二于今年一、告二菅原朝臣一以二朕志必可レ果之狀一、菅原朝臣更無レ所レ申、事々奉行、至二七日(月カ)一可レ行之儀、人口云云、殆至二於欲一レ延二引其事一、菅原朝臣申云、大事不二再擧一、事留則變生、云云、遂令下二朕意一如レ石不上レ轉、總而言レ之、菅原朝臣非二朕之忠臣一、新君之功臣乎、人功不レ可レ忘、新君愼レ之、云云、

延曆帝王（中略）造二羅城門一、巡幸覽レ之、卽仰二工匠一曰、此門高可レ減二五寸一、云云、後又幸覽レ之、卽喚二工匠一如何、工匠云既減、帝歎曰、悔レ不レ加二五寸一、工匠聞レ之、伏レ地絕息、帝奇聞(問カ)、工匠良久蘇息、卽云、實不レ減、然而爲レ有レ煩、詐言耳、帝宥二其罪一、（下略）

天子雖レ不レ窮二經史百家一、而有二何所一レ恨乎、唯群書治要早可二諳習一、勿下就二雜文一以消中日月上耳、

宇多天皇が御讓位に際し醍醐天皇に贈り給ひし御訓誡

この御遺誡は、宇多天皇が醍醐天皇に御讓位の時、卽ち寛平九年に、新帝のまだ幼くましますによりて、御心得となるべき事を認めて贈らせられたものである。卽ち公事儀式・任官敍位・臣下の賢否、竝に御動作・御學問等について、懇に訓誡あらせられたものである。この御遺誡は、順德天皇の『禁祕抄』、『花園天皇宸記』（共に後出參照）等にも御引載あらせられ、また北畠親房の『神皇正統記』にもあり、その他、『古今著聞集』等各種の書に記されてあり、古來帝王の金科玉條として、花園天皇の如きも、「聖明の遺訓鑒誡となすに足る」と仰せられてある。夙く『群書類從』その他の叢書にも收められて有名なものであるが、惜しむらくは殘闕の斷簡のみで、その全文が傳はらない。今玆にはその殘闕の中數條のみを抄出した。

賞罰の公平好惡喜怒を愼むべきこと

初めの三條は、意味自ら明かで、賞罰の公平、好惡喜怒を愼むべき事を仰せられたものである。

藤原時平のこと

藤原時平と菅原道眞とに關する條は、殊に著聞して居る事であるが、時平は功臣の後、卽ち良房を祖父として基經を父とするによつて、其の年は若いけれども、政治に熟達して居る。先年婦人の事について失策があつたけれども、宇多天皇は早く之を忘れて、心に留めたまはず、去春より勵まして公事を勉めしめられた。既に第一の臣たり、よく顧問に備はり、又天皇を輔佐し奉る道にもひろい。新帝がよく愼んで之を用ひられるやうにとの仰せである。

菅原道眞のこと

道眞は是れ大儒であり、又深く政治を知つて居るので、選んで文章博士とし、屢〻諫正を受けられた。仍りて特に拔擢して、以てその功に答へられた。加ふるに、先年東宮（醍醐）を立て給ふ時に當つては、只道眞一人とのみ、この事を御相談あらせられた。その時には外に

桓武天皇の聖德に就いて

は誰も御相談に與らなかつた。又東宮を立てられて後、未だ二年を經ずして、宇多天皇は讓位を御思召立たれたので、密かにこの事を道眞に仰せられた。その時、道眞の申すには、是の如きの大事は、自ら天の時があるものである、忽せにはできないが、又早まつてもならぬと。仍つて或は意見の封事を上り、或は直言を上つて、御諫め申して、直ぐに仰せには順はなかつた。これ又正論といふべきものである。今年になつて、天皇は必ず御讓位の志を果すべし、と道眞に仰せられた。今度は道眞は何事も申さず。萬事奉行して、七月にいよいよ御讓位を行はせられようといふ時に至つて、兎角の議論があつて、殆んどその事を延引しようか、といふことになつた時に、道眞は、大事は再び擧ぐべからず、事留まらば變生ぜん、と申して御決斷を促がし、遂に、叡慮をして堅固にし、石の轉ずるが如く轉ずべからざらしめた。總じていはば、道眞は宇多天皇に對する忠臣といはんよりは、新帝の功臣と申すべきであらう。人の功は忘るべからず、新帝之を愼みたまへ、と仰せられた。

次の一條は桓武天皇の聖德に關することで、平安京造營の時、羅城門を造られ、巡幸して御覽ぜられた。稍〻高いかといふ御感じで、五寸ばかり低くせよ、と仰せられ、後また行幸あらせられて、御覽になり、工人を召して、高さを減じたか、と御尋ねになつた。工人は命のままに減じましたと御答へ申した處が、天皇は、惜しいことに尙ほ五寸高かつた、と仰せられたので、工人は驚いて、地に伏して絕息してしまつた。天皇は不審に思召したが、稍〻あつて、工人は蘇生して申していふ、實は高さを減じませぬでしたが、仕事が面倒なので、詐り申したのでございますと恐れ入つた。天皇は別に御怒りもなく、その罪を宥された、といふ御話を記されたのである。

群書治要の誦習を勸め給ふ

最後の一條は、普通の本にはないもので、『明文抄』（續群書類從所收）の中に引用したもので、御遺誡の逸文である。但しその中「勿就雜文」の一句は、明文抄には「就雜、又」とあるが、今は花園天皇の『誡太子書』（後節所載參照）によつて訂正した。文意は、天子は經史百家を博く窮めたまふことはなくとも、何の遺憾とすることはない。ただ『群書治要』を早く誦習せられるが宜しい。雜書に耽つて、光陰を空しくすること勿れ、との仰せである。『群書治要』は、唐の太宗貞觀五年に、魏徵等が勅を奉じて撰したもので、五十卷あり、『周易』『尙書』『毛詩』『左傳』『禮記』以下の經書を初め、多くの史・子の中より、治政の要に關する條を抄して編輯したものである。

順德天皇の御撰

順德天皇は博學にわたらせられ、歌道についても有名なる『八雲御抄』の御撰があり、古來斯道に携はるものの最も典據とする所である。

三　禁祕抄

『禁祕抄』も亦天皇の親しく御撰あらせられたもので、有職の道に於て殊に有名なものである。本書は禁中の故實作法を記したまひ、賢所・寶劒神璽・淸涼殿・紫宸殿・毎月毎日の行事・臨時の大事・神事・佛事・諸藝能・近習・藏人・殿上人・女房・御持僧、詔書・勅書等の文書・祈雨・止雨等、御祈禱・御修法・御讀經等の事に至るまで、故實慣例を詳かに記され、宇多・醍醐・村上の『三代御記』『寬平遺誡』『延喜式』『中右記』以下平安時代の日記等多くの典籍を引證して、之を古今に徵し、詳かに得失を論ぜられてある。その篇目は、賢所以下九十二項に亙つて居る。この御抄の事は、『光明院宸記』『薩戒記』等の記錄を初め、その他諸書にも見え、古來制度故實の典範として、最も重んぜられたもので、後水尾天皇の『當時中年行事』にも、この御抄と後醍醐天皇の『建武年中行事』とを竝べ擧げて、末の世の龜鑑なりと記されてある。

御撰の年代

御撰の年代に就いては諸說あるが、和田英松博士の『皇室御撰之硏究』には、それ等の說を批判して、建保六年以後三箇年を經て完成せられたものといふ說が從ふべきに似たり、とある。卽ち順德天皇寶算二十二歲より二十五歲にかけての御製作である。御本文は右に記す如く故實典禮に關する事が多いのであるが、今はただその中の御訓誡にかかる事項數條を揭げ奉る。

禁祕抄

一、賢所

凡禁中作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮幷內侍所方不爲御跡、万物隨出來必先置臺盤所棚、召女官被奉、或如內侍參奉之、(下略)

一、佛事次第

天子者專以正法爲務、是則佛敎興隆也、恒例佛事諸寺破壞可有殊沙汰、其上自御行可在叡心、堀川院拋万事習眞言、二間御供養連々

也、白川院御時、於禁中被行千日講、上古清和天皇殊歸心、朝暮有御行、其外代々聖主雖有事淺深、皆有御行也、（下略）

一、諸藝能事

第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誡、雖不窮經史、可誦習羣書治要、云々、（下略）

一、御持僧事

於僧侶無双精撰也、古不過三人、次第加增及六七人、近代先俗姓、後智行之間、美麗若僧事行粧、着美服濟々、尤爲朝家無由、只戒行相應凡卑僧爲君第一歟、（中略）御持僧付万人重事也、仍間及奏事、但口入敍位除目尤不可然事歟、大望不叶、定腹立、自兒召仕者、近頃多元服、望藏人申官位、末代彌此儀多歟、可有用意、御持僧人數及承元頃、爲八九人、尤不可然、（下略）

ここに掲げ奉つた所は全篇の五十が一ばかりである。この外各般の事項に亙つて、極めて詳

細に委曲を盡されてあり、天皇の博識にましましたことは、實に驚くばかりである。

右の大意を申さば、初めに賢所のことについて、凡そ禁中の作法は第一に神事を先とし、後に他事に及ぶ、朝夕敬神の事怠りなく叡慮にかけさせらるべきである。白地、卽ちかりそめにも神宮幷に内侍所の方を御跡にせられてはならぬ。すべての物ができるに隨つて、必ずまづ臺盤所の棚に置き、女官を召して之を賢所に供へる、卽ち内侍などが參つて供へまつるのである。

次に佛事については、天子は專ら正法を修するを以て務とせらるべきである。是れ則ち佛敎を興隆する所以である。恆例の佛事を修すること及び諸寺の破壞せぬやう殊に注意せらるべきである。その上にて御自身の行は叡慮次第である。堀河天皇は眞言を御習ひ遊ばされ、白河天皇は禁中に千日講を行はせられた。古くは清和天皇は朝暮御修行あらせられ、その外御代々皆御行を修し給うた。

次に諸藝能については、先づ第一に御學問を勉めらるべきである。「學ばずば則ち古道に明かならず、而してよく政太平を致すものは未だこれあらざるなり」と『貞觀政要』に明文がある。宇多天皇の『寬平遺誡』にも、「天子は經史百家を窮めずとも何の恨む所あらんや、

花園天皇宸記

伏見宮御所藏（古文書時代鑑所收に據る）

唯『群書治要』を誦習すべし云々」と仰せられてある。

次に護持僧の事は、僧侶の中に於て無雙のものを精撰すべきである。古は三人に過ぎなかつたが、次第に撰任がゆるくなり、次第に增加して六七人になつた。近代はその在俗の身分の高下を先にして、智行の優劣を後にするやうになり、爲めに美麗の若僧がその裝飾を事にし、美服をつけて威儀を整へて居るが、これは朝廷の爲めにはつまらぬことである。ただ凡卑の出身の者で戒行をよく守るものが、君の爲めには第一たるべきものであらう。御持僧は萬人が重んずるに依つて、間〻佛法以外の事を奏上申上げる事があるが、敍位除目の事に干涉するは然るべからざる事である。その望が叶はぬときには、定めて腹立するであらう。稚兒より召仕ふ者は、近頃元服して藏人を望み官位を申立てるものが多いが、注意すべき事である。御持僧の人數が承元頃より八九人にもなつたが、然るべからざる事である。

この數條の中、賢所の條、諸藝能の條の如きは、後水尾上皇が後光明天皇へ上げさせられた御訓誡書（後出參照）にも引證せられてあるもので、殊に叡旨のありがたさを覺ゆるものである。

四　花園天皇宸記

皇室の御事蹟を調べるには、色々な材料があるけれども、宸翰の御日記は、最も倔强な材料である。御歴代の御日記の今日存在して居るもの、それは御日記の原本がその儘存在して居るのもあるし、或は原本がなくなつてしまつて、御本文が何時の頃か古くから寫されて傳はつて居るのがある。或は全體としての形はなくなつてしまつたけれども、何かの書物に引用せられて、それが斷簡の形で傳はつてゐるものがある。その斷簡で色々の書に引用せられてあるものを、和田英松博士が非常な苦心をして集めて、『宸記集』として出版せられたものがある。その外に、京都御所東山御文庫に保存せられてある宸翰の御日記が若干ある。それ等をあはせると、平安時代では、宇多天皇・醍醐天皇・村上天皇・一條天皇・後朱雀天皇・後三條天皇のがある。鎌倉時代になつては、後鳥羽天皇・順德天皇・後深草天皇・後宇多天皇・伏見天皇・後伏見天皇・花園天皇及び光嚴天皇のがある。それから吉野時代になつて、光明院・崇光院・後光嚴院・後圓融院の御日記がある。それから室町時代になつて、後小松天

花園天皇宸記原本

皇・後花園天皇・後柏原天皇・後奈良天皇・正親町天皇のが存して居る。江戸時代になると、後陽成天皇・後西天皇・靈元天皇・櫻町天皇・桃園天皇・後櫻町天皇・後桃園天皇・光格天皇・孝明天皇のがある。その中で、宸翰で御書きになつた元のその儘の形、卽ち原本が殘つてゐるものには、後宇多天皇の御日記が京都東寺にあり、伏見天皇の御日記が京都御所東山御文庫にあり、花園天皇の御日記の原本が伏見宮に御傳へになつて居る。次に光明院の御日記が東山御文庫にあり、後柏原・後奈良御二代の原本が矢張り東山御文庫にあり、又桃園・後櫻町・後桃園・光格・孝明御五代の御日記が、何れも東山御文庫に傳はつて居る。これ等の御日記は、何れも之を仔細に拜見すると、聖德の欽仰すべきものを多く發見するのであるが、ここには、その中の著しいものの一として、花園天皇の宸記について申上げてみようと思ふ。

『花園天皇宸記』は、その宸筆原本が伏見宮に御保存になつて居り、全部で四十七卷あり、延慶三年御十四歲の時より元弘二年御三十六歲の時まで二十三年間に亙つて居る。之を拜するに、到る所金言に滿ち、聖德を欽仰して措く能はざるものがある。

天皇は、延慶元年より文保二年まで、十箇年間御在位ましまし、兩統迭立の約により、文保二年に御位を後醍醐天皇に讓らせられた。

洪水の時内侍所に祈願をこめさせ給ふ

その御在位の間に、正和二年五月より六月に亙つて、霖雨がつづいて、河水溢れ、人が多く流死した。天皇之を憂へ給ひ、六月三日絶句の詩を作つて、内侍所に祈願をこめさせられた。その御製は、今傳はつて居らぬが、その御趣意は、天皇が宸記の中に親しく記させ給ふ所によつて窺ふ事ができる。卽ち「假令代レ民可レ棄二我命一之故也」とあり。民の爲めならば、たとひ代つて御命を棄つるも厭はじとの思召であらせられたのである。御祈りの後、暫くにして雨やみ、又暫くにして雨ふつたが、やがて晴れて、夕陽影新に、その後天陰れども雨は止んだ。天皇御滿足遊ばされ、「神威新なる者か、詩の珍重なるに非ず、心の清潔なるに依る歟」と、宸記の中に記されてある。

旱天に際し祈願し給ふ

同じ御代の文保元年夏、炎旱旬日に涉り、野に青苗なく、ただ赤地のみとなつた。天皇はいたく憂慮あらせられ、「朕不逮を以て重位に居る、恐れざるべからざる歟」と仰せられ、御心中懇祈を凝らされた。けれどもその驗がないので、四月晦日、『心經』を誦して祈請せられた。五月一日午後になつて、天陰り、甘雨忽ち注いだので、御喜悦極まりなく、「微志の顯はるゝ所、悦ばざるべからざる歟」と、宸記にしるされてある。

和漢の學に深き御造詣を有し給ふ

天皇は和漢の學に深き御造詣を有し給ひ、日本の書にあつては、國史・記錄・律令・制度の學より、支那の書にあつては、經學・史學・諸子・詩文等、殆んど究め給はざるもの無しと申して差支へない。御學問に熱心にあらせられたことは、宸記の隨所に拜見せらるる事である。以下先づ宸記の御本文を抄出して、次に少しくその說明を記すこととする。

經典に親ませ給ふ

元應元年十月廿六日、終日大略除二食時一外、披二經典一、雖レ屬二心於文義一、性稟遲鈍、不レ能二通達一、而猶隨分稽古之力、漸欲レ知二道義一、心未レ至二賢哲一、是吾生涯之遺恨也、遲鈍之性、早晚得レ進、只屬二心於墳典一、欲レ待二仰鑽之力一而已、恨猶幼年之當初、不レ勵二提携一、故不レ能二博學一也、生遇二末世澆季之時一、不レ遇二古先之聖賢君子一、吾不幸之至、歎而有レ餘、每レ見二先賢之行迹一、莫レ不二歎息一、見二今時之君臣一、皆被レ掩二嗜欲一、莫レ不レ畜二貪賁一、時多壞二正道一、源在レ斯歟、志レ學之人先可レ斷二多欲一也、塞レ源其流自可レ斷之故也、萬惡皆莫レ不レ依レ之、可レ愼々々、莫レ忽而已、此間殊親王稽古事可レ有レ沙二汰之一、朕可レ奉二行之一由、有レ仰、仍先可レ有二連句一由申二行之一、幼年之人、以二連句一先可レ知二字訓韻聲等一之故也、不レ知レ字者、經典之文皆不レ可レ讀、仍朕先申二行風月之事一、而近代人心以二風月一欲レ釣レ名、故不レ見二文義一、而留二風月一、儒教之衰微尤在レ茲歟、然而知レ字之道、不レ如レ是、故先勸二幼學於風月一、及二志學年一者、尤以二文義一可レ爲レ先也、文義漸覺知者、續可レ敎二儒敎之大綱一者歟、此旨大意出二論語文一、是志學成（而カ）立以下有二次第一此意也、以レ此朕張二行此義一也、人莫レ謂下以レ我爲上レ先二風月一而已、

右の大意

文意は、終日大抵食事の時の外は、經書を開き、心を文義に用ひるけれども、天性遲鈍で、その道に達することができない。而も猶ほ隨分勉强して、漸く道義を知るやうにはなつたが、未だ賢人哲人の境域に達しない。是れ吾が生涯の最も遺憾に思ふ所である。然し、遲鈍の性と雖も、早晚には進むことを得るのであるから、心を經書に用ひて、硏鑽の功を積まんと欲するのみである。憾むらくは、幼年の時に勉勵が足りなかつたが爲めに博學なる能はざる事である。生れて末世澆季の時に遇うて、昔の聖賢君子に遇ふことのできないのは、まことに不幸の至りで、歎いても餘りある事である。先賢の事蹟を見る每に、歎息せぬことはない。今の時の君臣を見るに、皆私欲に掩はれて、貪欲を蓄へぬものはない。爲めに正道を壞るの源は、此にあるかと思ふ。學に志すものは、先づ多欲を斷たねばならぬ。源を塞がばその流

れは自ら斷たれるわけである。萬の惡事は皆この貪欲より出るのである。愼むべきことである。忽せにしてはならぬ。近頃親王(量仁親王、卽ち光嚴院)の學問御稽古を始むべき由の御沙汰があつた。そして、花園院にその事を監督して行ふやうにとの仰せがあつた(後伏見上皇の仰せか)。仍つて先づ連句を稽古せられるやうにと申しておいた。幼年の人は先づ連句を以て字訓韻聲などを知るべきである。とにかく、字を知らねば經典の文も讀むことはできないから、花鳥風月の文學の事を行ふやうにしたのである。然るに近頃の人は、花鳥風月の文學を以て、高名を博しようなどと考へて居る。儒敎の衰微のもとは、茲にあるのである。故に文の義理を考へずして、ただ浮いた風月の文字のみに留まつて居る。故に先づ幼學のものには、之を勸め、志學の年(十五歲)に及んでは、文義を以て先にするやうにすべきである。文義を漸く覺るやうになつたならば、次には儒敎の大綱を敎ふべきであらう。この事の趣意は、『論語』にもあることで、志學而立(三十歲)以下それぞれの次第を立ててあることである。これによつて、今、親王の爲めに、先づ連句を學ぶやうにしたのである。人々之を以て風月を先となすと思ふこと勿れ。

以上がこの一節の大意であるが、之によつて、花園天皇の御勉學の御樣子、幷に實學を貴びたまひ、文字の末に拘はり注釋のみを事とするのを却けられ、尙ほ進んで古の聖賢を慕ひたまひ、當時の時弊の由つて來る所を察して、貪欲を斷つべきことを誡められた事が知られるのである。

元亨二年八月廿四日、己丑、陰、雨如二昨日一、佛像采色、讀經讀書如レ例、是毎日式也、仍不レ能レ記、凡毎日朝夕膳、朝不レ食二魚味一、讀經了食レ魚、其後和漢書籍見レ之、近年以來恒式也、予幼年不レ好レ學、十四五以來隨分稽古、雖レ競二寸陰一、天性稟二愚拙一、不レ能二成立一、而頃年以來、漸覺二道之本一、未レ達二大道一、尤爲レ恨、然而内外典隨分思二道義一、近代人好レ學、皆先レ文後レ質、可レ悲事也、内典又以如レ此、更不レ知二佛本懷一、悲哉々々、思レ之勞レ心、爭令二中興一哉、晝夜勞レ襟、只在二此事一、

大意は佛像の彩色をぬること、讀經讀書は毎日の例の如くである。大抵毎日の例として、朝夕の膳に於て、朝は魚味を食せず。讀經了つてから魚味を食す。その後和漢書を讀む。これが近年の恆例である。然るに予は幼年の頃より、學を好まなかつた。十四五歲以來、隨分勉

強して寸陰を惜しんで勵んだけれども、天性愚拙で學問が成就しない。近年になつて漸く聖人の道の本を覺つたけれども、未だ大道に達しないのが、尤も遺憾である。然し內典（佛法）外典（儒教）についても、つとめて道義を覺らんことをつとめて居る。近代の人は、學を好む者はあるが、皆文を先にして質を後にして居るのは悲しむべき事である。佛法に於てもまたその通りであつて、更に佛の本意を悟るものがない。悲しい事である。この事を思うて、心を勞して居る。如何にしてこの道を中興せんかと、晝夜胸を痛めて居る。

徹夜して書を講じ道を談じ給ふ

かやうなわけで、花園天皇は書を講じ道を談じて、夜を徹したまふ事も屢〻であつた。

元應元年閏七月四日、丙戌、入夜資朝參、召前談道、頗可謂得道之大躰者也、好學已七八年、兩三年之間頗得道之大意、而與諸人談、未稱旨、今始逢知意、終夜必談之、至曉鐘不怠倦、

日野資朝を召させ給ふ

日野資朝を召して、御前に於て儒教を談ぜられたが、資朝は頗る聖人の道の大體を得たもののやうである。天皇が學に志し給うてより、既に七八年になり、この兩三年來、道の大意を得たやうに思はれる。そこで、いろいろの人と斯道について談ずるに、未だ旨にかなふものがなかつた。今始めて資朝に遇うて、その道の大意を得て居る樣子が見えた。よつて終夜この事を談じて、曉の鐘の鳴るまで倦まずつとめた、との仰せである。

夜は和漢の書晝は佛書を御覽あらせらる

また元亨三年十二月二十九日の條には、夜々和漢書を御覽になつて、夜を徹したまふ。晝間一時許りは、佛書を御覽になる旨を記されてある。

元亨三年十二月廿九日、丁亥、晴、午剋許南方有火、長講堂近々云々、仍上皇有御幸、予依梳頭不行向、但無別事火消了、仍自途中還御云々、凡近日炎上連日事也、又今年寒氣過于例年矣、此間見文選與宇治左府記、夜々見和漢書、或到曉鐘、晝間一時許見內典書、是每日恒例事也、（此間讀大日經合義尺也、）

尙書御講讀の會

常に儒臣を集めて書を講じ給ひ、元亨二年二月二十三日、始めて『尙書』の講讀の會を開かせられ、菅原公時・勸修寺經顯・中原師夏等を召して講ぜしめられ、以後、每月六箇度、之を闕かせ給ふことなく、元亨四年、卽ち正中元年三月八日に至つて、『尙書』を竟つて、その爲めに各〻詩を賦して、その披講を行はせられて、頗る御滿足の御樣子であつた。

六經講讀の御發願

この後、六經、卽ち、『易經』『詩經』『書經』『春秋』『禮記』『樂經』悉く竟らんことを期せられた。

元亨二年二月廿三日、辛酉、陰、但雨不降、此日召公時・經顯等朝臣、師夏聊談尚書、經顯讀之、公時談正義、雖無人、如法內々義也、且爲勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、爲解人之過殊所談也、於身者强無益者歟、

元亨四年三月八日、甲午、晴、今日尙書談義竟宴也、春宮大夫以下十餘輩、公時朝臣講釋之、秦誓一篇也、談義了、披講詩、資明爲序者、御製幷予詩已下、皆分一篇各賦四韻、此內或有不參之輩、可獻詩之由、別仰之、爲足篇數也、但五十八篇之內、忌諱之篇、又其儀不廣不足言詩之篇等、少々除之、在成爲講師、春宮大夫讀師、前藤中納言公時・家高等朝臣、爲講頌、近進披講了、分散、卽御幸六條殿、明日可始後白川院御八講之故也、今日維繼卿遲參之間、更以一義問之、（樂善人其躰如何、行親同題也、）所答尤可然、但事及晚景、御幸忩々、不及委細、凡此篇無指義、仍不記之、凡自去々年夏始講此書、雖無人、每月六ヶ度、大略不闕談之、今日無爲事了、尤所喜也、凡六經皆可談之由、心中發願也、每一經竟宴、可賦詩之由、又心中所企也、

日本後紀の御讀了

御讀書に勵精であらせられた例としては、元亨二年八月二十六日に、『日本後紀』を皇兄後伏見院より御借り遊ばされ、十月九日にこれを返進せられた。卽ち『日本後紀』四十卷を、凡そ四十二日間に御讀了あらせられた。而も尙ほ甚だ遲かつたと仰せられて、「是れ勤學の疎きなり、悲しむべし悲しむべし」と御謙抑あらせられた。

元亨二年八月廿六日、辛卯、晴、先日所給續日本紀卌卷見了、返進院御方、申日本後記(紀)、欲見之也、

十月九日、癸酉、此日、日本後記(紀)見了、返進院御方、自去月雖見之、短日無何易暮、卌卷一見太遲、是勤學之疎也、可悲可悲々々、

毎年の所學目錄

正中元年の頃よりは、「毎年所學目錄」として、御講讀の書籍目錄をその年末に記し給ひ、正中元年には、本朝記錄一部、儒書十一部、佛書三部を錄し給ひ、その次に今年は夏より秋迄は瘧病を患ひ、爲めにひたすら學を廢して、讀む所の書幾ばくもあらずと記されてある。

翌正中二年には、本朝記錄五部、儒書七部、佛書一部を錄せられ、今年引きつづき病惱の爲

御讀了書

め、讀書を怠つて、爲めに學ぶ所進まず、甚だ恥づる所であると記され、重ねて、今年大略學を廢したが爲め、書物の數が尤も少い。悲しむべし悲しむべし、と御謙遜あらせられた。凡そ讀破し給へる書籍は、正中元年年末に記されてある所によれば、本朝の書籍では『日本紀』以下十九部、儒書では『左傳』以下三十二部、佛書には『大日經』以下四十六部ある。その博覽にましますことは、洵に驚くべきものがあり、殆んど專門家を凌がれてある。

正中元年十二月晦日、壬午、晴、今年所レ學目錄、

内典、

圓覺經上、大日經義釋、理趣尺(釋)、

外典、

論語、(自一至二談義了)、論語皇侃刑(邢)昺等疏幷精(正)義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了、左傳一部、禮記一部、(師夏侍讀)、注國語、(三十卷復五帖)、漢書一部、鬼谷子、(三卷)、淮南子、(有欠卷)、史通、(廿卷)、華陽國志、(十卷)、宋齊丘化書(三帖復十帖)、南北史節要、(廿帖抄出)、記錄、

宇治左府記、

今年瘧病、自レ夏至レ秋、一向廢レ學、仍書典不レ幾、向後每年所レ學可レ記レ之、

凡所レ讀經書目錄、

内典、

大日經七卷、金剛頂經三卷、蘇悉地經三卷、理趣經一卷、法華經八卷、寂勝王經十卷、仁王經二卷、維摩經二卷、楞伽經、(十)卷、地藏本願經三卷、如意輪經、般若心經、壽命經、阿彌陀經、無量義經、普賢經、無量壽經、稱讃淨土經、轉女成佛經、天地八陽經、金剛般若經、像法決疑經、造塔延命功德經、遺敎經、圓覺經、首楞嚴經、金光明經、菩提心論、三十頌、唯識論、大日經疏、理趣尺(釋)、卽身成佛義、阿字義、三敎指歸、二敎論、聲字實相義、心經祕鍵、寶鑰論、吽字義、大光明藏、碧巖錄、普燈錄、悉曇字紀(記)、悉曇要集記、梵語集、

外書、

左傳、毛詩、尙書、禮記、孝經、論語、孟子、(欠卷、故注)、史記、漢書、後漢書、南北

史抄、通鑑、老子、莊子、(欠)、荀子、(欠)、揚子法言、鬼谷子、淮南子、(欠)、文中子、國語、宋齊丘化書、史通、帝範、臣軌、貞觀政要、文選、帝王略論、(三卷)、孝經述義、禮記子本疏、(欠)、尙書正義、(欠)、口(周)禮、(欠)、大口(學)、

本朝書并記錄、

日本紀、續日本紀、日本後記(紀)、續日本後記(紀)、文德實錄、三代實錄、本朝世記、令卅卷、(章任侍讀)、律卅卷、(章任侍讀)、古事記、古語拾遺、一條院御記、三代御記、後朱雀院御記、後三條院御記、入左記、小一條左大臣記、小野宮右大臣記、宇治左大臣記、

隨分雖研精、卷帙不幾、爲勵向後志所記置也、猶難入崔(マヽ)併之室歟、可恥々々、

正中二年十二月卅日、丙午、晴、無事、

今年所學目錄、(頼長公記云、此事強雖不可口脩爲勵怠記之也、)

春秋後語、(十卷)、漢書一部、(帝記去年見訖、傳許也、)三國志、(有欠卷)、晉書、(帝記并傳卅卷許、今年中未終功也、)公羊傳、穀梁傳、懷舊志等少々雖披見、未終功、是今年連々病惱、又多以懈怠、仍所學不進、尤所恥也、

記錄、山槐記、賴時卿記、長兼卿記、經高卿記、定家卿記等、皆少々所披見也、

內典、止觀、自一至五所披見也、

今年大略廢學之間、書員數尤少、可悲々々、

眞意把握への御努力

さてこれ等の書を讀ませらるるにも、唯漫然として讀まれるのではなくて、能くその眞意を捉へんことを努め給うた。その趣は、元亨二年九月六日の條に、『日本後紀』を御覽になつたことを記され、先代の政治の跡は手本にすべきことが多いと仰せられ、それにつけて、凡そ內典外典和漢の書は、反覆して之を讀まば、必ずその意に達する事を得る。然しながらその意義に於て疑なしといつても、それだけで置いてはいかぬ。意味はよく分つても、尙ほ再三乃至數四に及び繰返したならば、その中に自然言外の妙味心に染み、知らず識らず、手の舞ひ足の踏むを知らぬやうな心持になり、愉快な境地に達するであらう。

讀書人への御誡

書を讀むの人は、必ずこの心懸を以て學習しなければならぬ。ただ一度や二度讀んだり、或は深く心に留めずして過すものは一向學習のかひなきものであると仰せられた。これは、實に讀書人に對して

寛平御記を叡覽あり今の末世澆季を歎じ給ふ

痛切なる御誡めであつて、我々が深く心に銘すべきものであると思ふ。

元亨二年九月六日、此間見二日本後記(紀)一、先代政道尤可二率由一者歟、凡内外和漢書、反覆讀レ之、必知二其義一、於レ義雖レ無レ疑、及二再三乃至數四一、必有二道義之染一レ心、不レ知二手舞足踏一之心、自然而來者也、讀レ書人必以二此心一可レ稽レ古也、一兩反讀誦或不レ留レ心者、更無二稽古之益一者也、

正和二年十月四日の條には、『寛平御記』卽ち宇多天皇の御日記を御覽ぜられて、菅原道眞等が諫を納れたことを感じたまひ、之を御覽になる每に、今はそれほどの忠臣もなく、不忠不直のものが多い、誠に末世澆季の時に出て、不幸の至りである、と歎ぜられた。

持明院統の古義と後醍醐天皇の新學講習

正和二年十月四日、辛酉、天晴風吹、侍臣五六輩有二蹴鞠事一、今日寛平御記十卷一見了、(但第二卷欠)菅丞相等之臣下多納レ諫、每レ見二此御記一只恨當時無二忠臣一、不忠不直之臣滿朝多、朕如レ此生二末代澆季之時一、是不運之至也、悲哉哀哉、臣下皆無レ存二忠人一、況於二大忠一哉、可レ歎可レ悲、

この時に當り後醍醐天皇は、僧玄惠を召して、程朱の說を聽き給ひ、廷臣も亦多く之を奉じた。『尺素往來』にも、「近代獨淸軒玄惠法印、宋朝濂洛之義爲レ正、開二講席於朝庭一以來、程朱二公之新釋、可レ爲二肝心一候也、次紀傳者、……是又當世付二玄惠之議一、資治通鑑宋朝通鑑等、人々傳二受之一、特北畠准后被レ得二蘊奧一云々」とある。然るに持明院統の方では、漢唐の古義を守られたので、後醍醐天皇の宮中に於ける新學講習を非難せられたのであつた。花園院も亦夙に宋學には佛說を混ずることを認められたが、而も尙ほその取るべきは取り、排すべきは排せられ、濫に之を難ぜらるるやうなことはなかつた。

學問の本義

元亨二年七月二十七日の條には、『尙書』講談の事を記し給ひ、行親の講ずる所が、佛敎に近く、禪家に類する事がある、之は近頃後醍醐天皇の宮中に行はるる所で、卽ち宋學の風である。程朱の說は或は取るべからざる事もあるけれども、大體に於てその謂れがないではない。近頃は儒風衰微し、唯文章を作り詩を詠ずるを以て本とし、學問の本義を忘れてゐる。されば近日(後醍醐天皇の)宮廷に於ても、學問講說の事を興されたのであらう、文華風月に耽るの弊は、質實なる學問を以て、之を救ふべきである。と仰せられた。

元亨二年七月廿七日、癸亥、晴、談二尙書一、人數同二先々一、其義等不レ能二具記一、行親義、其意涉二佛敎一、其詞似二禪家一、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有二不レ可レ取事一、於二大躰一非レ無二其謂一者也、凡近代儒風衰微、但以二文華風

論語を談ずるを聞かせ給ふ

道徳儒教の振興を謗るを難じ給ふ

月一爲レ先、不レ知二其實一文之弊以レ質可レ救レ之、然者近日禁裏有二此義一歟、尤可レ然事也、但渉二佛教一猶不レ可レ然乎、

元應元年閏七月二十二日の條には、日野資朝・菅原公時等と、僧侶等もうち交つて、御堂殿上の局に於て『論語』を談ずるを、竊かに立聞き遊ばされて、玄惠僧都のいふ所、誠に道に達する歟、と仰せられた。

元應元年閏七月廿二日、今夜、資朝・公時等、於二御堂殿上局一談二論語一、僧等濟々交レ之、朕竊立聞レ之、玄惠僧都義誠達レ道歟、自余又皆謚（論カ）義勢悉叶二理致一、

同年九月六日には、近日禁裏即ち後醍醐天皇の宮中に於て、頻りに道徳儒教の事振興の沙汰がある、それは然るべき事である、然るに之に對して、難を加ふるもののあるは、宜しくない、と記されてある。

元應元年九月六日、抑、近日、禁裏頻道徳儒教之事有二其沙汰一云々、尤可レ然之事也、而冬方（吉田）朝臣、藤原俊基等此義殊張行者也、而如二惟繼等卿一、頻偏執、以二淺略義一加レ難云々、太不レ足レ言、

後醍醐天皇の學問興隆の御志を稱讃し給ふ

近日の弊風を誡め給ふ

元亨二年二月十二日には、また後醍醐天皇の學問興隆の御志を稱讃して、政道淳素に歸すべし、と仰せられた。

元亨二年二月十二日、主上殊令レ學二中庸道一給、政道可レ歸二淳素一云々、尤可レ然事也、近代口（學カ）道已廢來久、遇二此時一可レ有口（中カ）興歟、

翌三年七月十九日の條にも、後醍醐天皇の新政及び學道を評して、大體治世といふべきである。强ひて難を加ふべきではない。近日朝臣の中に、多く儒教を以て立身するものあるのは、然るべきことである。政道も之に因つて中興するであらうか。然し、その學問は口傳がなくて、それぞれ自己流を立てるによつて、非難があるのではなからうか。然し、大體に於ては疑はない。但し近日の樣子を聞くに、理學を先として、禮儀をかまはぬによつて、頗る隱士放逸の風がある。これが近日の弊風であると仰せられた。（これは『太平記』にもある所謂無禮講の事を仰せられたのである）

元亨三年七月十九日、近日朝議大躰可レ謂二治世一、莫レ加二吹毛之難一而已、凡近日朝臣多以二儒教一立身、尤可レ然、政道之中興又因レ茲歟、而上下合躰所レ被レ立之道、是近代中絕之故、都無レ知二實儀一、只依二周易・論・孟・大學・中

庸一、立レ義、無二口傳一之間、而々立二自己之風一、依レ是或有二難謗等一歟、然而於二大躰一者、豈有二疑殆一乎、但近日風躰以二理學一爲レ先、不レ拘二禮儀一之間、頗有二隱士放(逸カ)遊之風一、於二朝臣一者不レ可レ然歟、此是則近日之弊也、君子可レ愼レ之、況至二于道之玄徴一、有レ未レ盡耳、君子深可レ知レ之、

黨爭に超越して公平の見地より美を揚げ惡を斥け給ふ

かくの如くその病弊は之を斥けられたけれども、その贊すべきは贊せられた。持明院統の上下、多く大覺寺統を非議する間に在つて、その黨爭に超越して、公平の見地に立ち、その美を揚げその惡を斥けらるること、概ねこの類である。是れ實に御學問の一方に偏すること無く、よくその大體に通じさせられたによることと察し奉るのである。

御常識の圓滿

右の如く、花園天皇の御學問は、ただ註釋訓詁の學究ではなくして、專ら御性格の陶冶に資せられた。之によつて、殊に御常識が圓滿に發達ましました。御日記の中、隨所にその御樣子を拜するのであるが、玆にその一二を揭げてみよう。

元亨二年四月廿六日、癸亥、晴、今日郭公滿レ耳、朕於二隱所一聞レ之、世俗近古以來忌レ之、可二祈禱一之由、女房等諷諫、未レ聞二本說一、不レ見二由緒一、太以不レ足二信用一、凡近來凡俗多如レ此諱忌、是併愚迷之甚也、信二怪誕之說一、非二聖人之旨一、朕所レ不レ取也、仍不二許容一、如二天變地妖一者、本文所レ指有レ所レ象、而猶聖人不レ爲レ本、況至二如レ此末事一、太以不レ足レ言、縱雖二實妖一、不レ勝レ德、不レ足レ畏、

迷信を排斥し給ふ

四月二十六日は陽曆に換算すると、五月二十日にあたる。郭公の季節で、その聲が耳に滿つ。その頃、隱所卽ち便所に於て郭公を聞かれた。この時代には、郭公の聲を聞けば不吉だとして忌み嫌うて居た。それは不吉故御祈禱なさるやうに、と女官たちがおすすめ申した。花園天皇は、これに對して、それは本說を聞かず、由緒を見ず、これに就いて確かに據るべき說を聞かない。そんなことは書物に見えない。太だ以て信用するに足らぬ。凡そ近頃凡俗の者は、かくの如きことを忌むけれども、然しながら是は愚な迷の甚だしきものである。さういふ怪誕の說を信ずるは、聖人の旨でないから、朕が採らざる所である。依つて祈禱することは許さない。天變地妖の如きはそれぞれ書物にも書いてあつて、本文に指す所象る所あり、何かの災があるとかいふ事がある。それでも猶ほ聖人は本となさず、採らない事がある。況んやこんな瑣末の事で、郭公を聞けば不吉だといふやうな事は、甚だ言ふに足らぬことである。その事が實際の妖怪であるとしても、妖怪といふものは德に勝たず、德さへあれば怖るるに足らぬと仰せられた。六百年も前に於て、既にかくの如く、御考が開けて居られて迷

惡習弊風を排斥し給ふ

信を排斥して居られるのは、實に恐れ入つた御見識と申さねばならぬ。

次には同年八月一日の記事であるが、八月一日は、卽ち八朔である。八朔といふ時には、その當時の風習として、方々へ色々のものを贈る。この日も、例の如くであつた。その事に就いて、天皇の仰せられるには、蓋しこの事は近古以來の風俗であるが、是は國にも人にも少しも利益もなく、必要も無いことである。然し大した費でない所から行ひ來つて居るが、それでも猶ほ宜しくないことであるから、止めなくてはならぬ。然れども、時の風俗に引かれて、この事をやめることができないといふのは、君子として恥づべきことである、と仰せられてある。

元亨二年八月一日、丙寅、晴、諸人進物如レ例、蓋是近古以來風俗也、於レ人無レ益、於レ國非レ要、尤可レ止事歟、然而强又非レ費、自然行來歟、猶不レ可レ然事也、雖レ非二本意一被レ引二時俗一、不レ能レ免二此事一、於二君子一有レ慙、可レ悲々々、

佛教の御造詣　天台眞言の御研究　念佛宗への御歸依

天皇の佛法に於ける御造詣に至つては殊に深いものがあつた。初めは舊く皇室との關係の厚い天台・眞言の興隆を思ひ立たれて、之について種々御研究あらせられた御樣子が、宸記に拜せられる。然しながら、之には御滿足あらせられなかつたらしく、間もなく念佛宗に御歸依になつた。元應・元亨の頃に、本道上人・頓慧上人・如一上人などといふのが、屢〻院に參じて居る。本道・頓慧何れも西山流の人であり、如一は木幡派の祖慈心良空の弟子である。

禪宗に入らせ給ふ

然し花園天皇は、また之にも御滿足あらせられず、更にまた禪宗に入らせられ、妙曉上人といふ禪僧を御前に召して、佛法の法談を聞召され、屢〻『碧巖錄』を受讀せられ、遂に悟を開き給ひ、上人より印可を御受けになつた。この妙曉上人の何人で有るかは、明瞭でなかつたが、御日記によると、元亨元年十二月二十五日に參內して、その時、上皇より證義を示され、その翌日鎭西に向つて出發し入宋せんとする、といふ御記事がある。然るに月林道皎（長福寺開山となつた人）の傳の中にも、それと同じ事が見えて居る。卽ち月林も亦同じく元亨元年十二月二十五日院參し、花園天皇に衣盂を授け奉り、翌日入宋す云々と有るのである。之に由つて觀ると、妙曉と月林とは全く同一人であるが、月林の傳記類の中に、妙曉といふ名は一切見えて居らぬ。是は月林入宋して、古林淸茂に就いて法脈を受け、その前名を改めたのであつて、月林道皎といふは、古林より受けた名前であらうと思ふ。その事は、明治四十一年九月、長福寺に出張して、花園天皇竝に月林道皎の事蹟を調べた際に考へ、歸京の後詳かに復命書に記しておいた。

さて花園天皇は、月林道皎より既に附法せられ給うたが、御日記に依ると、その翌年に至り、御自ら未だ悟道徹底をして居られぬことを悟り給ひしやうに御見受け申すのである。それは、元亨二年三月十日の夜の御夢に、傳敎・弘法兩大師を御覽になり、それと法談をせられ、大師に向ひ、印可を請はせられたが、明かに答へなかつた。そこで、夢が御覺めになつてから、御考になつた事に、すでに兩大師に向つて印可を與へよ、と乞うたといふのでは、無礙の境界に達してゐるとはいへない。悟が十分だとは思へない。兩大師の返事がなかつたのは尤もである。是は、眞實に脚もとがまだしつかりして居ない、修行が未熟であるから、夢の中にもかやうな事があるのであると覺られたのであつた。

三月十日、戊寅、今朝夢中謁二傳敎・弘法兩大師一、就中與二弘法一談二法文一、甚以分明、盛二求法之志一之故歟、

（裏書）

夢中所レ説禪宗也、向二大師一乞二印可一、無二分明返事一、覺後思レ之、已乞二印可一、豈謂レ到二無礙一哉、大師無二返事一、有レ謂哉、是眞實猶脚跟未レ點レ地之間、夢中有二此事一也、可レ悲可レ悲、

天皇と大燈國師

天皇は、かくて更に大燈國師より法を受けようと思召立たれたのである。この後御日記に依れば、元亨三年五月の頃より、大燈國師は屢〻參內して、法談を申上げ、『碧巖』を講じ、また問答なども申上げて、それにより、遂に附法せられたのである。この年大德寺を建立して、後に之を勅願寺に定められた。延元二年、大燈國師の疾篤きを聞召して、勅使を遣はして之を慰問せしめられた。國師は己の後繼者として弟子の關山惠玄を推薦して、間もなく寂した。法皇乃ち惠玄を美濃より召出し、之によりて大燈國師の宗風を興隆せんことを囑し給ひ、花園の御所跡を賜うて、之を管領せしめられた。之が妙心寺の濫觴である。また花園に玉鳳院を建てて塔頭とし、常にここに住はせられた。また惠玄に寺領を賜はつて、妙心寺の造營を急がしめられ、貞和三年七月、宸翰を賜はつて、御遺詔あらせられた。卽ち左に掲げ奉る所の妙心寺所藏『往年之宸翰』である。（御書出しに往年とあるので、この名稱がある）

妙心寺の緣起

往年在二先師大燈國師所一、於二此一段事一得二休歇一、傳二持衣鉢一之後、報恩謝德之思、興隆佛法之志、寤寐無レ忘、而心事依違、于レ今未レ遂二其願一、頃年病痾纏牽、旦夕難レ期、空塡二溝壑一者、永劫之恨、何事如レ之、仍一流再興並妙心寺造營以下事、申二置仙洞一之子細在レ之、縱過二一瞬一必可レ滿二平生之志一、

門徒之中、其仁不レ在レ他、廻二遠慮一可レ被レ果二興隆之願一、故遺二鳥跡一述二蓄懷一者也、

貞和三年七月二十二日　（御花押）

關山上人禪室

右の大意

これは花園法皇より關山國師惠玄に與へられた宸翰で、その御書の趣は、法皇が大燈國師について悟を開かれ、その衣鉢を傳へさせられ、報恩謝德の爲めに、佛法を興隆せん御志厚く、寤寐にも忘れたまふことなかつたが、未だその御願を遂げられずに御病氣に罹らせられた。このまま崩御になつては永き間の恨である。そこで大燈國師の一流を再興の爲め、妙心寺造營のことを、仙洞卽ち光嚴院へ御申置きになつた。たとへこのまま崩ぜらるるとも、後代必ず御志を遂げよ。而して國師の門徒の中に於て、この事に當るべきものは、關山惠玄の外にはないから、よくよく考へて興隆の願を果すやうにせよ、との御置文である。之を以て見ると、天皇の大燈國師に於ける御關係の如何に深かつたかが知られるのである。この宸翰は、天皇の御書風の標準となるべきものであつて、これによつて、彼の『史徵墨寶』に收められて有名な後醍醐天皇と大燈國師の問答が、實は花園天皇と大燈國師との問答であることが確か

天皇と國師との問答

められる。その問答といふのは、

億劫相別、而須臾不レ離、盡日相對、而刹那不レ對、此理人々有レ之、如何是恁麼之理、伏聞二一言一、

昨夜三更露柱向二和尚一道了、

二十年來辛苦人、迎春不レ換二舊風烟一、著衣喫飯恁麼去、大地何曾有二一塵一、

弟子有二此悟處一、師以レ何驗レ朕、

老僧既恁麼驗、譬、

この問答の中、「昨夜三更云々」の答と、「二十年來云々」の問が宸翰である。この宸翰が、後醍醐天皇の宸筆に似てゐないといふ事は、少しく古文書の道に入つた者の直ぐに悟る處であつた。然しながら、果して何天皇の宸筆であるとかいふことは明かでなかつたが、これも明治四十一年九月、予が妙心寺に出張して調査の際、『往年之宸翰』を拜して、彼の問答書も花園天皇の宸筆である事を確かめ得たのである（その復命書は、「史學雜誌」第二十一編第四號に載せてあ

花園天皇の御製

天皇の御製と御悟道の深さ

王者の佛法信仰の規範

る)。これに由つて見ても、亦天皇の大燈國師に御歸依の深かつた事が、いよいよ明かである。

花園天皇の御製に曰く、

小夜ふくるまどのともしびつくづくと　かげもしづけしわれもしづけし

心とて四方にうつるよ何ぞこれ　ただこのむかふともしびのかげ

ともしびにわれもむかはずともしびも　われにむかはずおのがまにまに

これは『續群書類從』に收むる所の『光嚴院御集』、實は『花園院御集』にある所のものであるが、この外に『風雅和歌集』にも御製が收められてあり、天皇の御見處を拜すべきものが多い。これ等の歌を拜して見ても、これは唯〻文字の上の技巧ではできないことである。天皇の御悟道の深さも、心の奥に一點燃犀の光り輝くものあるにあらずんばできない業である。之に依つて察し得られるのである。

花園天皇の御信仰の篤くして、且つ健全であらせられた事は、御日記の内隨處に拜見し得る事であるが、中に就いて、元亨三年六月二十六日の條に記されたる王法佛法無二論とも申すべき一節の如きは、實に帝王の佛法信仰の規範を示されたものとも申すべきものであらう。

元亨三年六月廿六日、今日、永福門院御如法經間事有二被レ申之旨一、所詮可レ爲二人煩一歟之由也、然者猶事々可レ被二省略一歟之由有二沙汰一、又伏見殿遼遠可レ有レ煩、可レ爲二衣笠殿一歟之由、頻被レ申、仍被二改定一了、略義歟將又今年可二停止一歟之由未定也、日次已治定、奉行人已催促了、而無レ故被レ止、似二輕忽一、然而爲レ省二人煩一被二停止一者、又可レ爲二善政一歟、但此事自二宸初一可レ有二沙汰一歟、及レ今沙汰出來、尤不審、凡於二善根一、更不レ成二人民之煩一、是宸上事也、佛教之道理更不レ可二外求一、治國養民、是刹利居士之懺悔也、何可レ修二別佛事一乎、太以不レ當二于理一事也、而人情不レ知二大義一之間、王法之外別修二佛事一、是又近代之弊風也、於レ予者、本自心外不レ求二佛法一之間、强不レ可レ待二如法經一、如二行法記文一者、以レ覺二佛性一、以レ是爲二莊嚴懺悔一、是法華三昧大意也、然而、自然而懈怠、企二別修行一之時、自催二信心一、是又庸人之常法也、徒稱二心外無佛法一、不二修行一者、何時顯二佛性一哉、迷前是非也、其人不レ可二偏

右の大意

執㆓事㆒也、所詮不㆑成㆓民之費㆒而修行、是第一也、又若爲㆑勸㆓懈怠之心㆒、別刷㆓道儀㆒引㆓伴侶㆒、是又第二義也、偏稱㆑有㆓人之煩㆒不㆑修者、又還懈怠之自縁也、大煩者更雖㆓善根㆒不㆑可㆑然、至㆓小事㆒者、若得㆓大利㆒者、有㆓何事㆒哉、是佛法世法能々校量、臨時可㆑決事也、先云㆓世法㆒云㆓佛理㆒、不㆑可㆑有㆑二事也、法華云、治世語言皆順㆓正法㆒云云、此意殊王者可㆑存事也、中古以來以㆓造寺㆒爲㆑本、佛寺之義(マヽ)、美麗爲㆑先、太以背㆓佛法㆒事也、梁武帝造㆑寺、問㆓達磨㆒、有㆓功德㆒乎、大師答云、無功德云々、此一段非㆓今之所論㆒、太以有㆓深意㆒、尤覺㆓得此意㆒、始可㆑許㆑修㆓佛事㆒而已、

右の大意は、永福門院――伏見天皇の皇后で、卽ち花園天皇には、御嫡母に當らせらるる方――が、如法經、卽ち佛經所說の法のままに、正式に『法華經』書寫の事を行はせられたいといふ御希望があつて、既にその爲めの奉行人なども定められてあつたが、この事は所詮人の煩たるべきことであるから、省略すべきものは省略するがよからうとの沙汰があつた。或はまた、今年は停止せられようかとの議もあるが未定である。これについて花園院の御考としては、この停止の議に賛せられた。然し既に日次も定まり、奉行人の任命も了つたのに、今更停めるのは、輕忽に似たりとの評もあるが、人の煩を省かんが爲めに、停止せらるるは善政であるから、躊躇するに及ばぬ事である。一體この事は、初めから停止の御沙汰のあるべき筈であつた。「凡そ善根に於ては、人民の煩を成さざる、是れ最上の事なり、佛教の道理更に外に求むべからず」治國利民の外に佛事はない。然るに人多く大義を知らず、「王法の外に、別に佛事を修す。是れ又近代の弊風なり。予に於ては、本より心外に佛法を求めざるの間、强ひて如法經を待つべからず」佛法を覺るが佛法の莊嚴である。「所詮民の費を成さずして、修行すること是れ第一也」「世法といひ、佛法といひ、二あるべからざる事なり。法華にいふ、治世の語言、皆正法に順ふと云々。此の意殊に王者の存ずべき事なり。中古以來、造寺を以て本と爲し、佛寺の儀美麗を先と爲す。太だ以て佛法に背く事也。梁の武帝寺を造つて達磨に問ふ。功德ありやと。大師答へて云ふ、無功德と云々。此の一段、今の所論に非ず、太だ以て深意あり、尤も此の意を覺り得て、始めて佛事を修するを許すべき而已」と記された。この王法佛法無二論は、結局佛敎と政治は一なりといふ御議論であつて、かくの如きは實に時流を卓越せる御見識であり、眞に佛敎の精髓を體得せられたればこそと仰がれる次第である。これに依つても、天皇が正しく佛敎を理解せられ、最も健全なる御信仰を

王法佛法無二論

有せられたことが分ると思ふ。

花園天皇には、更に『誡太子書』といふ一大雄篇がある。これは元德二年二月に、時の皇太子量仁親王（後の光嚴院）に贈られたものである。當時は後醍醐天皇の御代であつて、持明院統・大覺寺統の兩統迭立の約により、量仁親王が持明院統の方より太子に立てられ給うたのであつて、花園天皇は、量仁親王の御叔父に當らせられる。この『誡太子書』の宸筆原本は、伏見宮に藏せられ、全篇洗錬せられたる漢文を以て記され、千四百八十九字より成る。まづ左にその全文を掲げ奉り、次にその和譯を示さう。

誡㆓太子㆒書　　元德二年二月

余聞、天生㆓蒸民㆒、樹㆓之君㆒司牧、所㆔以利㆓人物㆒也、下民之暗愚、導㆑之以㆓仁義㆒、凡俗之無知、馭㆑之以㆓政術㆒、苟無㆓其才㆒、則不㆑可㆑處㆓其位㆒、人臣之一官失㆑之、猶謂㆔之亂㆓天事㆒、鬼瞰無㆑遁、何況君子之大寶乎、不㆑可㆑不㆑愼、不㆑可㆑不㆑懼者歟、而太子長㆓於宮人之手㆒、未㆑知㆓民之急㆒、常衣㆓綺羅服飾㆒、無㆑思㆓織紡之勞役㆒、鎮飽㆓稻粱之珍膳㆒、未㆑辨㆓稼穡之艱難㆒、於㆑國曾無㆓尺寸之功㆒、於㆑民豈有㆓毫釐之惠㆒乎、只以㆑謂㆓先皇之餘烈㆒、猥欲㆑期㆓萬機之重任㆒、無㆑德而謬託㆓王

花園天皇宸翰誡太子書　伏見宮御所藏
（古文書時代鑑所收に據る）

侯之上一、無レ功而苟莅二庶民之間一、豈不二自慙一乎、又其詩書禮樂御レ俗之道、四術之內、何以得レ之、請太子自省焉、若使下二溫柔敦厚之致一、躰二於性一、疏通知遠之道達中於意上、則善矣、雖レ然猶恐レ有レ不レ足、況未レ備二此道德一、爭期二彼重位一、是則所レ求非二其所一レ爲、譬猶下捨レ網待二魚羅一、不レ耕期中穀熟上、得レ之豈不レ難乎、假使二勉强而得一レ之、恐是非二吾有一矣、所以秦政雖レ强、爲二漢所一レ幷、隋煬雖レ盛爲二唐所一レ滅也、而諂諛之愚人以爲、吾朝皇胤一統、不レ同二彼外國以レ德遷レ鼎、依レ勢逐一レ鹿、故德雖レ微、無二隣國窺覦之危一、政雖レ亂、無二異姓簒奪之恐一、是其宗廟社稷之助、卓二躒于餘國一者也、然則纔受二先代之餘風一、無二大惡之失一レ國、則守文之良主、於レ是可レ足、何必恨下德之不レ逮二唐虞一、化之不上レ侔二陸栗一（栗陸）哉、士女之無知、聞二此語一、皆以爲レ然、愚惟深以爲レ謬、何則洪鐘蓄レ響、九乳未レ叩、誰謂二之無一レ音、明鏡含レ影、萬象未レ臨、誰謂二之不一レ照、事迹雖レ未レ顯、物理乃炳然、所以孟軻以二帝辛一爲二一夫一、不レ待二武發之誅一矣、以二薄德一欲レ保二神器一、豈其理之所レ當乎、以レ之思レ之、危二於累卵之臨二頽嵓之下一、甚三於朽索之御二深淵之上一、假使三吾國無二異姓之窺覦一、寶祚之脩短多以由レ玆、加レ之中古

以來兵革連綿、皇威遂衰、豈不悲、太子宜熟察觀前代之所以興廢、鑑鑒不遠、昭然在眼者歟、況又時及澆漓、人皆暴惡、自非知周萬物才經夷險何以御斯悖亂之俗、而庸人習太平之時、不知今時之亂、時太平則雖庸主可得而治、故堯舜生而在上、雖有十桀紂、不得亂之、勢治也、今時雖未及大亂、亂之勢萌已久、非一朝一夕之漸、聖主在位、則可歸無爲、賢主當國、則無亂、若主非賢聖、則恐唯亂起數年之後、而一旦及亂、則縱雖賢哲之英主、不可朞月而治、必待數年、何況庸主鍾此運、則國日衰政日亂、勢必至于土崩瓦解、愚人不達時變、以昔年之泰平、計今日之衰亂、謬哉々々、近代之主、猶未當此際會、恐唯太子登極之日、當此衰亂之時運歟、非內有哲明之叡聰、外有通方之神策、則不得立於亂國矣、是朕所以强勸學也、今時之庸人、未曾知此機、宜廻神襟尚此弊風之代、自非詩書禮樂、不可得而治、以是重寸陰、以夜續日、宜研精、縱學涉百家、口誦六經、不可得儒敎之奧旨、何況末學庸受、求治國之術、愚於蚊虻之思千里、鷦鷯之望九天、故思而學、々而思、精通經書、日省吾躬、則有所似矣、　學之爲要、備周物之智、知未萌之先、達天命之終始、辨時運之窮通、若稽于古、斟酌先代廢興之迹、變化無窮者也、至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能爲論義、群僚皆有所掌、君王何强自勞之、故寬平聖主遺誡、天子入雜文不可消日云々、近世以來、愚儒之庸才、所學則徒守仁義之名、未知儒敎之本、勞而無功、馬史之所謂博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、以湛然虛寂之理、爲儒之本、曾不知仁義忠孝之道、不協法度、不辨禮儀、無欲清淨則雖似可取、唯是莊老之道也、豈爲孔孟之敎乎、是並不知儒敎之本也、不可取之、縱雖入學、猶多如此失、深自愼之、宜以益友令切磋、學猶有誤、則遠于道、況餘事乎、深誡必可防之、而近曾所染、則少人所習、唯俗事、性相近習則遠、縱雖備生知之德、猶恐有所陶染、何況不及上智乎、立德成學之道、曾無所由、嗟呼悲乎、先皇緖業此時忽欲墜、余雖性拙智淺、粗學典籍、欲成德義興王道、只爲宗廟不絕祀、宗廟不絕祀、宜在太子之德、而今廢德

而不レ修、則令下所レ學之道、一旦塡二溝壑一、不上レ可二亦用一、是所三撃レ胸哭泣、呼レ天大息一也、五刑之屬三千、而辜莫レ大レ於二不孝一、不孝之甚不レ如レ於レ絕レ祀、可レ不レ愼、可レ不レ恐乎、若學功立德義成者、匪四啻盛三帝業於二當年一、亦卽貽二美名於二來葉一、上致三大孝於二累祖一、下加三厚德於二百姓一、然則高而不レ危、滿而不レ溢、豈不レ樂乎、一日受レ屆、百年保レ榮、尙可レ忍、況墳典遊レ心、則無二塵累之纏牽一、書中遇二故人一、只有二聖賢之締交一、不レ出二一窓一、而觀二千里一、不レ過二寸陰一、經二萬古一、樂之尤甚無レ過二于此一、樂レ道與レ遇レ亂、憂喜之異、不レ可二同レ日而語一、豈不二自擇一哉、宜二審思一而已、

余聞く、天蒸民を生じ、之が君を樹てて司牧すと。人物を利する所以なり。下民の暗愚、之を導くに仁義を以てし、凡俗の無知、之を馭するに政術を以てす。苟もその才無くんば、卽ち其の位に處るべからず。人臣の一官之を失ふも、猶ほ之を天事を亂るといふ。鬼瞰遁るる無し、何ぞ況んや君子の大寶をや。愼まざるべからず、懼れざるべからざるもの歟。而して太子は宮人の手に長じて、未だ民の急を知らず、常に綺羅の服飾を衣て、織紡の勞役を思ふ無し。鎭(とこしなへ)に稻粱の珍膳に飽いて、未だ稼穡の艱難を辨ぜず、國に於て曾て尺寸の功なく、民に於て豈毫釐の惠有らん乎。只先皇の餘烈と謂ふを以て、猥に萬機の重任を期せんと欲す。德無うして謬つて王侯の上に託し、功無うして苟も庶民の間に莅(のぞ)む。豈自ら慙ぢざらん乎。又其の詩書禮樂、俗を御するの道、四術の內何を以て之を得たる。請ふ太子自ら省みよ焉。若し溫柔敦厚の敎をして性に躰し、疏通知遠の道をして意に達せしむれば則ち善し矣。然りと雖も、猶ほ足らざる有るを恐る。況んや未だ此の道德を備へずして、爭でか彼の重位を期せんや。是れ則ち求むる所、其の爲す所に非ず。譬へば猶ほ網を捨てて魚の羅するを待ち、耕さずして穀の熟するを期するが如し。之を得ること豈難からずや。假へ勉强して而して之を得るも、恐らくは是れ吾が有に非ず矣。所以(ゆゑ)に秦政强しと雖も、漢の幷する所となり、隋煬盛んなりと雖も、唐の滅ぼす所と爲る也。而るに諂諛の愚人は以爲らく、吾朝皇胤一統、彼の外國の德を以て鼎を遷し、勢に依りて鹿を逐ふと同じからず。故に德微なりと雖も、隣國窺覦の危き無く、政亂ると雖も、異姓簒奪の恐れなし。是れ其の宗廟社稷の助、餘國に卓躒たればなり。然れば則ち纔かに先代の餘風を受けて、大惡の國を失ふ無くば、則ち守文の良主、是に於て足りぬべし。何ぞ必ずしも德の唐虞に逮ばず、化

の栗陸に侔しからざるを恨みん哉と。士女の無知なる、此の語を聞きて皆以て然りと爲す。愚惟ふに深く以て謬れりと爲す。何となれば則ち洪鐘は響を畜ふるも、九乳未だ叩かずして、誰か之を音無しと謂はん。明鏡は影を含むも、萬象未だ臨まずして、誰か之を照さずと謂はん。事迹は未だ顯はれずと雖も、物理は乃ち炳然たり。所以に孟軻は帝辛を以て一夫と爲し、武發の誅を待たず矣。薄德を以て神器を保たんと欲するも、豈其れ理の當る所ならんや。之を以て之を思へば、累卵の顚嵓の下に臨むよりも危く、朽索の深淵の上に御するよりも甚だし。假へ吾國をして異姓の窺覦無らしむるも、寶祚の脩短多く以て玆に由る。加之、中古以來、兵革連綿、皇威遂に衰ふ。豈悲しからずや。太子宜しく熟〻前代の興廢する所以を察觀すべし。龜鑒遠からず、昭然として眼に在る者歟。況んや又時は澆漓に及びて、人皆暴惡なり。知萬物に周ねく、才夷險を經るに非ざるよりは、何を以てか斯の悖亂の俗を御せん。而して庸人は太平の時に習ひ、今時の亂を知らず。時太平ならば、卽ち庸主と雖も、得て治むべし。故に堯舜生れて上にあらば、十の桀紂ありと雖も、之を亂るを得ず。勢治まればなり。今の時は未だ大亂に及ばずと雖も、亂の勢萌すこと已に久し。一朝一夕の漸に非ず。聖主位に在らば、則ち無爲に歸すべし。賢主國に當らば、則ち亂無し。若し主賢聖に非ずば、則ち恐る亂唯數年の後に起らんことを。而して一旦亂に及ばば、則ち縱へ賢哲の英主と雖も、朞月にして治むべからず。必ず數年を待たん。何ぞ況んや、庸主此の運に鍾らば、則ち國日に衰へ政日に亂れ、勢必ず土崩瓦解に至らん。愚人は時變に達せず、昔年の泰平を以て、今日の衰亂を計る、謬れる哉々々々。近代の主、猶ほ未だ此の際會に當らず。恐らくは、唯太子登極の日、此の衰亂の時運に當らん歟。內に哲明の叡聽あり、外に通方の神策あるに非ずば、則ち亂國に立つを得ず。是れ朕が强ひて學を勸むる所以なり。今時の庸人、未だ曾て此の機を知らず。宜しく神襟を廻らして、此の弊風の代に尙ふべし。詩書禮樂に非ざるよりは、得て治むべからず。是を以て寸陰を重んじ、夜を以て日に續ぎ、宜しく硏精すべし。縱へ學百家に涉り、口に六經を誦するも、儒敎の奧旨を得べからず、何ぞ況んや末學膚受にして、治國の術を求むるは、蚊虻の千里を思ひ、鷦鷯の九天を望むよりも愚なり。故に思うて學び、學んで思ひ、經書に精通し、日に吾躬を省みば、則ち似る所有らん矣。凡そ學の要たる、周物の智を備へ、未萌の先を知り、天命の終始に達し、時運の窮通を辨じ、ここに古に稽へ、先代廢興の迹を斟酌し、變化窮り無き者なり。諸子百家の文を暗誦し、巧に詩賦を作り、能く義論を爲すが如きに至りては、群僚皆掌る所あ

り。君王何ぞ强ひて自ら之を勞せんや。故に寛平聖主遺誡に、天子雜文に入つて日を消すべからずと云々。近世以來、愚儒の庸才、學ぶ所は則ち徒に仁義の名を守つて、未だ儒教の本を知らず、勞して功無し。馬史の所謂博うして要寡きものなり。又頃年一群の學徒あり、僅かに聖人の一言を開いて、自ら胸臆の說を馳せ、佛老の詞を借り、濫に中庸の義を取り、湛然虛寂の理を以て、儒の本と爲し、曾て仁義忠孝の道を知らず。法度に協はず、禮儀を辨ぜず。無欲清淨は則ち取るべきに似たりと雖も、唯是れ莊老の道也。豈孔孟の敎たらんや。是れ並に儒敎の本を知らざる也。之を取るべからず。縱へ學に入ると雖も、猶ほ此の如きの失多し。深く自ら之を愼み、宜しく益友を以て切磋せしむべし。學すら猶ほ誤有らば、則ち道に遠し。況んや餘事をや。深く誡めて必ず之を防ぐべし。而して近曾(ちかごろ)染むる所は、則ち少人の習ふ所にして、唯俗事のみ、性相近く習は則ち遠し。縱へ生知の德を備ふと雖も、猶ほ陶染する所あるを恐る。何ぞ況んや上智に及ばざるをや。德を立て學を成すの道、曾て由る所無し。嗚呼悲しい乎。先皇の緒業、此の時忽ち墜ちんと欲す。余性拙に智淺しと雖も、粗ゝ典籍を學び、德義を成し、王道を興さんと欲するは、只宗廟祀を絕たざらんが爲めのみ。宗廟祀を絕たざるは、宜しく太子の德に在るべし。而して今德を廢して

修めずんば、則ち學ぶ所の道をして、一旦溝壑に塡めて亦用ふべからざらしむ。是れ胸を擊ちて哭泣し、天に呼んで大息する所なり。五刑の屬三千、而して辜不孝より大なるは莫し。不孝の甚だしきは、祀を絕つに如かず。愼まざるべけんや。恐れざるべけんや。若し學功立ち、德義成らば、啻に帝業を當年に盛んにするのみにあらず。亦卽ち美名を來葉に貽(のこ)し、上は大孝を累祖に致し、下は厚德を百姓に加へん。然らば則ち高うして而して危からず、滿ちて而して溢れず。豈樂しからずや。一日屆を受くるも、百年榮を保たば、尙ほ忍ぶべし。況んや墳典に心を遊ばしむれば、則ち塵累の纏牽無く、書中故人に遇へば、只聖賢の締交あり。一窓を出でずして、而して千里を觀、寸陰を過ぎずして、萬古を經。樂の尤も甚だしき、此に過ぐる無し。道を樂しむと、亂に遇ふと、憂喜の異る、日を同じうして而して語るべからず。豈自ら擇ばざらんや、宜しく審かに思ふべき而已。

右の一篇の趣意について申さば、余聞く、天は衆民を生じて、これが君を立てて治めしめると。それは人物を利するが爲めである。下民の暗愚なるは、之を導くに仁義を以てし、凡俗の無知なるは、之を御するに政道を以てする。苟もその才なくば、その位に居ることはでき

ない。人臣の一つの官職でも、之をよく守ることができなければ、天事を亂るといひ、天咎鬼瞰を遁れることはできない。況んや君子の大寶たる君位をや、愼まざるべからず、懼れなければならぬ。さて、太子は、宮中に於て女官の手に長じて居られるから、未だ人民の急を御存知ない。常に美しい著物を著て、その著物が如何にしてできたか、織つたり紡いだりした勞役を思はれることもない。國の爲めに嘗て少しの功もなく、いつも御馳走に飽いて居て、未だ百姓の耕作の艱難を御存知ない。國の爲めに嘗て少しの功もなく、いつも御馳走に飽いて居て、未だ百姓の耕作の艱難を御存知ない。ただ御先祖御歷代の御蔭によつて、將來萬乘の天位に上られようとするのである。德なくして謬つて王侯の上に居り、功なくして人民の間に臨むといふのでは、自ら恥しくはございませんか。また詩書禮樂の民俗を御するの道、この四の中に於て、何が御できになりまするか。請ふ太子自ら省みて御覽なさい。若し溫柔敦厚の敎をよく性に體し、疏通知遠の道を意に達して居られるならば宜しい。然しそれでも猶ほ不足である。況んや未だこれらの道德を身にそなへずして、どうして天位に上られませうか。是は元來その求むる所が、見當に外れて居る。たとへば網をすてて魚のかかるを待ち、耕さずして穀の熟するを期するやうなものである。之を得ることはむつかしいではないか。たとへつとめて之を得たとしても、自分のものとして保つことは

できない。故に秦の始皇帝（名は政）は强くとも、漢に幷され、隋の煬帝は盛んであつても、唐に滅ぼされた。然るに、諂び諛ふ所の愚人のいふのには、吾が朝は皇胤一統であつて、彼の外國が德を以て鼎を遷し、力に依つて位を爭ふのとは譯が違ふ。故に德は高くなくとも、隣國が來て窺ふといふやうな危險もなく、政は亂れても、異姓に奪はれるといふやうな心配もない。是は、御先祖の神々の助によることで、他の國にすぐれて居る所以である。故にどうにかかうにか、先代の餘風を受けついで、別にたいして惡いことさへなければ、それは守文の良主である。それで澤山である。別に德が唐堯虞舜に及ばずとか、化が栗陸（支那に於て三皇の後に出た王で、無爲に化した歷代の中の一人）に同じくないといつて、憾むにも及ばぬことであるといふ。士女の無知なるものは、この語を聞いて如何にも尤もであるといふが、自分は之を以て深く誤つて居ると思ふ。何となれば、鐘といふものは、響を蓄へて居るものであるけれども、その鐘の座を叩かないで、音を發しないとは誰がいへようぞ。また鏡は影を含むものであるけれども、物の形がその前に臨まないで、影を照らさないとはいへない。かくの如く、事の現はるるは、その現はるる前より然るべき理由の存するものである。故に孟子は、殷の紂王を、周の武王が誅する迄もなく、一匹夫とみなしてしまつた。（卽ち孟子は齊宣王の

問に對へて、一夫紂を誅するを聞く、未だ君を弑するを聞かざるなりといつた）されば薄德を以て神器を保たんと欲するも、それは物の道理が許さない。之を以て之を思へば、累卵の頽巖の下に臨むよりも危く、朽ちたる繩を以て、深淵の上につながるよりも甚だしく、實に危險至極である。たとへ吾が國には、異姓が皇位を窺ふといふやうな事はなくとも、寶祚の延びると縮まるとは、多くこの理に由るのである。しかのみならず、中古以來兵亂うちつづき、皇威がつひに衰へてしまつた。豈悲しくはありませんか。太子宜しく前代の興廢の跡を察し觀られよ。手本は近く目の前にある。況んや今の時は世の末になつて、人皆暴惡である、智慧が萬物に周ねく、才能が平なる所をも險しき事をも經驗して、世間の辛酸を嘗めたのでなければ、この亂りがはしき世を治めてゆくことはできない。然るに凡庸のものは、太平の時のことに眼がなれて、今の時の亂を知らない。時が太平であるならば、たとへ凡庸の主と雖も、治めてゆくことができる。故に堯舜の如き人が上に立つて居たならば、たとへ十人の桀紂が下に居るとも、亂すことができない。それは大勢が治まつて居るからである。今の時は未だ大亂にはなつて居ないけれども、亂の勢の萌して居る事は已に久しいことである。一朝一夕に進んだことではない。故に聖主が位に居られるならば、則ち無事に治まるであらう。賢主が國に當るならば、則ち亂を起さずにすむであらう。然し若し主が賢聖でないならば、則ち恐らくは亂は數年の後に起るであらう。若し一旦亂に及んだならば、たとへ賢哲の英主が居られても、二三箇月で治める事はできない。必ず數年を要するであらう。如何に況んや、凡庸の主が、この運に當つたならば、則ち國は日に衰へ、政は日に亂れて、勢ひ必ず土崩瓦解して、手がつけられぬやうになるであらう。愚人どもは時の勢を察せず、昔の泰平の時のことのみを以て、今日の衰亂の時勢を計らうとして居る。誠に謬つた考である。近代の君主は、未だその時機に會せられなかつたが、恐らくは太子が位に登られる頃が、恰もその衰亂の時に當るであらう歟。されば、內に哲明の叡聰あり、外には方に通ずる神策を有するでなければ、この亂國に立つて世を治めることはできない。是れ朕が學を勸むる所以である。今時の庸人は、未だ曾てこの機運を察して居ない。太子宜しく御考を廻らして、今の弊風の世を觀察せられよ。詩書禮樂によるでなければ、世を治める事はできない。故に寸陰を惜しんで、夜を以て日につぎ、勉强なさらなければならぬ。たとへ學問は百家に涉り、口には六經を讀誦するとも、儒敎の奧旨に達することはできぬ。況んや學問を深く究めず、凡庸の者にして、治國の術を求むるは、蚊や虻が千里に飛ばん事を思ひ、鷦鷯が高く九天に達せん事を望むよ

りも愚である。故に思うて學び、學びて思ひ、經書に精通して、日に吾が身を省みるならば、則ち學の本旨を得るに近いであらう。凡そ學問の要とする所は、萬物に周ねき智を備へ、未だ萌さざるの先を知り、天命の終始に達し、時運の窮通を辨へ、古を稽へ、先代興廢の迹を察して、變化窮まりなきものである。かの諸子百家の文を諳誦し、巧に詩賦を作り、よく議論をするやうな事は、臣下どもの中にそれぞれその司がある。君主たるものが、自ら之を勞する必要はない。故に宇多天皇の『寛平遺誡』にも、天子は雜文に身を入れて日を消すべからずとある。近代以來、愚儒の庸才等の學ぶ所は、徒に仁義の名のみあつて、未だ儒教の本を知らず、勞して功なきもので、司馬遷の所謂博くして要少きものである。また近頃一群の學徒あり、僅かに聖人の一言を聞いて、自ら種々の説を考へ、佛老の詞を借りて、濫に折中の義を立て、湛然虛寂の理を以て、儒教の本となし、曾て仁義忠孝の道を知らず、法度にかなはず、禮儀を辨へず。無欲淸淨は則ち取るべきものあるとするも、是はただ老莊の道であつて、孔孟の敎ではない。是は何れも儒敎の本を知らざるもので、採用すべからざるものである。（當時の朱子學を講ぜる人々の、時に無禮講と稱して、放埓の行ありしを指したまへるものである。前掲宸記元亨三年七月十九日の條參照）たとへ學に入るとても、猶ほかくの如き失が多い。深く自ら愼み、宜しく益友を以て切磋せらるべきである。學すら猶ほ誤あらば、道に遠ざかる。況んや外の事に於てをや。深く誡めて必ず之を防がねばならぬ。さて近ごろ太子は少人の行ふ所に習ひ染みて、俗事にとらはれて居られるやうである。性相近きも習は則ち遠し。縱へ生來の德を備ふとも、猶ほ惡にしみこむ事を恐れる。況んや上智に及ばざるをや。德を立て學を成すの道には、嘗て心を用ひられない。ああ悲しい哉。かくの如き樣子では、先皇の業も忽ち墜ち滅びるであらう。余は性拙く智淺いけれども、ほぼ典籍を學び、德業を成し、王道を興さうと思ふ。是はただ祖宗の祀を絕たざらん事を欲するが爲めである。祖宗の祀を絕たざる爲めには、宜しく太子の德を立てられなければならぬ。然るに今德を廢して修められなければ、學ぶ所の道も溝壑に塡めて、用に立たなくなつてしまふ。是れまことに殘念で、胸をたたいて哭泣し、天に叫んで大息する所以である。五刑の屬三千、罪はさまざまあるが、不孝の罪より大なるものはなく、不孝の甚だしきは、祖先の祀を絕つより大なる者はない。愼まざるべけんや、恐れざるべけんや。若し學功立ち德義を成すならば、ただに帝業を今の世に盛んにするのみならず、また美名を後代にのこし、上は大孝を祖先に致し、下は厚德を人民に與ふる事となる。然るときは、高くして危からず、滿ちて溢れず、豈樂しからずや。一日屆を受けても、その

古今類稀なる大文章

爲めに、百年の榮を保つ事を得るならば、尙ほ忍んで、その屆を受ける事ができる。況んや經典の中に心を樂しましむれば、則ち世の中の煩を受ける事もなく、書中に故人に遇ひ、聖賢と交を結び、一窓を出でずして千里を觀、寸陰を過ぎずして萬古を經る事ができる。樂の大なるこれに過ぐるものはない。道を樂しむと亂に遇ふと、憂喜の異ること、日を同じうして語るべからざるものである。その何れを擇び採らるるか。宜しく審かに考へて御覽なさい。

右の『誡太子書』一篇は、之を拜讀した者は、何人も感ずるであらう如く、詞章堂々として字々金玉の響あり、莊重の體を備へ、辭句の整備したること、思想の豐富なること、內容の充實したること、實に驚くべきものあり、古今類稀なる大文章と申すべきである。而して更に驚くべきことは、この文章が一種の豫言を成したことである。この中に於て、花園天皇は、天下の形勢が非常に危くなつて居ることを察せられ、之に處すべき道を說き、學を勉め德を修むべきことを仰せられたのである。これを書かれたのは、元德二年で、之より先き、後醍醐天皇は、北條氏討伐の計を起したまひ、爲めに正中元年には正中の變あり、資朝は佐渡に流され、俊基の東下りあり。二年を隔てて嘉曆二年には、圓觀・文觀の高時呪詛の事あり、それより又二年を隔てて元德二年となる。その翌年は元弘元年で、その年には後醍醐天皇が北條氏誅伐の軍を起され、つひに笠置に幸せられ、翌元弘二年には隱岐に遷幸せられ、三年には北條氏は滅亡して、建武中興となつたが、間もなく失敗に終つて、つひに凡そ六十箇年の混亂が續くのである。「一旦亂に及ばば、勢必ず土崩瓦解に至らん」と仰せられた事は、一々に適中した。「近代の主、未だこの際會に當らず、恐らくは唯太子登極の日、此の衰亂の時運に當らん歟」と仰せられたが、果して出會された。この大亂を豫言せられた明智は、誠に恐れ入らざるを得ない。是だけの大文章に於て、是だけの意味が含められて、而も豫言者の如く、天下の時勢を觀察して、之に匹敵する文章の書ける人が、日本全體、貴賤を問はず、古今を通じて幾人あるであらうか。實に讃歎し奉るべき言葉を知らないのである。

天皇には尙ほ別に『學道之御記』と稱する一篇があり、同じく宸筆の御草稿が、伏見宮に傳へられてある。これは恐らくは右の『誡太子書』と關聯するものであらうと拜せられる。左にその本文と、次にその和譯を掲げ奉る。

學道之御記

夫學之爲レ用、豈唯多識二文字一、博記二古事一而已哉、所下以達二本性一、脩二道義一、識二禮義一、辨二變通一、知レ往鑒上レ來也、而近年學者之弊雖レ多、大底在二二患一、其一者、

中古以來、以強識博聞、爲學之本意、未知大中本性之道、而適有好學之儔、希知聖人之道者、略雖知古昔以來、帝王之政、變革之風、猶疎達性脩情之義、此人則在朝任用之時、能雖練習政化、猶於己行跡、或有違道之者、何況末學之輩、只慕博學之名、以讀書之多少、爲優劣之分、未曾通一个義理、於政道無要、於行迹有過、又其以風月文章爲宗、不知義理之所在、是不足備朝臣之員、只是口（素カ）餐尸祿之類也、此三者雖有差異、皆是好博學之失也、今所不取也、二者欲明大中之道、盡天性之義、不好博聞、不宗風月、只以聖人之道、爲己之學、是則所本在王佐之才、所學明德之道也、既軼近古之學、有君子之風、學之所趣、以此爲本、（闕行）

免禍患、何則覽萬物之理在天性、故其志是大、未見一々事具理、故其智不足、於釋典言之、則事理不融、生佛已隔、是別敎之所談也、經劫數可成佛（十一）〇於儒敎論之、則聖凡已異性、敎（四五字闕）殊於御俗之道不足用、隱山林友禽獸、足正行迹者歟、是隱士之道、於儒敎所不取也、若强交俗人、則不可免嵆康之濫刑乎、不可不愼、志學之輩、深省此理、遠察此義、冀免禍難而已、未足御俗者也、

又於宗門准之、則慕祖師之提携、見一分之本性、於清淨本然之理無所惑、雖然於問答挨拶、或有擬議、是亦見性之不明者也、

夫れ學の用たる、豈唯に多く文字を識り、博く古事を記するのみならん哉。本性に達し、道義を修し、禮義を識り、變通を辨じ、往を知り、來を鑒する所以也。而して近年學者の弊多しと雖も、大底二患在り。其の一は、中古以來强識博聞を以て學の本意と爲し、未だ大中本性の道を知らず。而して適〻好學の儔（たぐひ）有るも、聖人の道を知る者希なり。略〻古昔以來、帝王の政、變革の風を知ると雖も、猶ほ性に達し情を修むるの義に疎し。此の人は則ち朝に在りて用に任ずる時、能く政化に練習すと雖も、猶ほ己の行跡に於て、或は道に違ふの者有り。何ぞ況んや末學の輩は、只博學の名を慕ひ、讀書の多少を以て優劣の分と爲し、未だ曾て一个の義理に通ぜず。政道に於て要無く、行迹に於て過有り。又其の風月文章を以て宗と爲し、義理の在る所を知らざるは、是れ朝臣の員に備ふるに足らず。只是れ素餐尸祿の

類也。此の三者差異有りと雖も、皆是れ博學を好むの失也。今取らざる所也。二者大中の道を明かにし、天性の義を盡さんと欲せば、博聞を好まず、風月を宗とせず、只聖人の道を以て己の學と爲す、是れ則ち本づく所、王佐の才有り、學ぶ所は明徳の道也。既に近古の學に軼ぐ。君子の風有り。學の趣く所此を以て本と爲す。（コノ次若干行闕ク）禍患を免る。何となれば、則ち萬物の理天性に在るを見る。故に其の志是れ大なり。未だ一々の事、理を具するを見ず。故に其の智足らず。釋典に於て之を言はば、則ち事理不融、生佛已隔、是れ別教の談ずる所なり。劫數を經て成佛すべし。

儒教に於て之を論ずれば、則ち聖凡已に性を異にす。（コノ次五六字闕ク）御俗の道に於て用ふるに足らず。山林に隱れ、禽獸を友とし、行迹を正すに足る者歟。是れ隱士の道、儒教に於て取らざる所也。若し强ひて俗人に交らば、則ち嵇康の濫刑を免るべからざる乎。愼まざるべからず。學に志すの輩、深く此の理を省み、遠く此の義を察せば、冀くは禍難を免れん而已。未だ俗を御するに足らざる也。

又宗門に於て之を准ずれば、則ち祖師の提携を慕ひ、一分の本性を見、淸淨本然の理に於て惑ふ所無し。然りと雖も、問答挨拶に於て、或は擬議あり。是れ亦見性の不明なる者

也。

文保の御和談

花園天皇の御時は、朝廷幕府の關係が最も緊張して、危機の迫つて居つた時であつた。天皇御在位中に、文保の御和談と稱して、大覺寺・持明院兩統の迭立に就いて、幕府の奏請に依つて、兩統の間の約束を結ばれたこともあり、また持明院統内部にも軋轢があつて、非常に紛糾して居た時である。この時に當つて、若し天皇の御天資が圓滿を缺かせられるやうなことがあつたならば、天下の亂は、元弘の時を俟たずして、早く勃發したであらうと思はれる。その局面の破裂を、多少とも緩和することを得たのは、花園天皇の御天資に依る所が多かつたことと思ふ。而してその聖德の鍛錬は、儒教の側からも大いに之を採られたことと思ふけれども、佛法の御信仰に依つて得られたことが、殊に多いであらうと思ふ。

光明院宸記

京都御所東山御文庫所藏（大日本史料所收に據る）

この圖版に見ゆる所は貞和元年八月二十九日三十日の條にして本文に載する所に該當せざれども原本の體裁を示さんが爲めここに掲ぐ

五　光明院宸記

光明院の宸記は、京都御所東山御文庫に、原本が二卷あつて、一卷は曆應五年、卽ち改元せられて康永元年に當り、今一卷は康永四年、改元せられて貞和元年に成つた。此の二箇年の分である。曆應五年には、光明院御年二十二歲にあらせられ、康永四年には、御年二十五歲であらせられるのである。先づ本文を揭げ奉つて、次にその文句に就いて、多少說明を加へて見たいと思ふ。

康永元年十月廿二日、庚申、今曉式部大甫（輔）菅原朝臣（公時、去比式部大甫並勘解由長官兩官辭レ之、依二所勞危急一也云々、但可レ尋）逝去云々、自二去月初一病腦（惱）、初者只風氣之體也、追レ日增、此廿余日食事不レ通、仍氣力益衰、遂至二亡沒一、嗚呼悲哉、當世之儒宗、而頗有二才名一、加レ之晝夜之格（恪）勤、又以超二等倫一、兼二宦學之兩道一、爲二朝家之要樞一、就中朕自二幼少之昔一數受二經史之訓說一、至二登極之初一、卽居二帷幄之重

職一、數年之間、頻蒙二切磋琢磨之敎一焉、殘生之中、爭忘二一字千金之恩一乎、
嗚咽而悲泣、頻令レ傷二心襟一者也、

廿三日、辛酉、抑公時卿事、文道之衰微、儒門之零落、不レ可レ不レ歎、其上當時侍讀之臣、細々參仕之輩、與二在成朝臣一兩人也、朕稽古事、相構可二成立一之由深存レ之、其志尤切、仍爲二一身之愁一、縱先規不レ然、如二物音停止一、可レ表二愁歎之志一之由所二思案一也、其上被レ貴二重侍讀臣一者、古今例也、然者先規又若及二此儀一歟、不審之間可三尋二申院一之由、〇原書、以下四行許墨抹セリ。

廿四日、壬戌、今日仙洞御報到來、此事被三申二合法皇一之處、寛平御記、此事殊被二思食入一之由、有レ所レ被レ載也、至二中古一被レ重レ師之儀不レ淺、而近代頗無沙汰、爲二文道一尤無念也、近在兼卿逝去之時、聊有二沙汰一、所詮內々與遊物音三ヶ日許被二停止一之條、可レ宜歟者テヘリ、仍今日許停二物音一了、

菅原公時の死を悼ませ給ふ

この文意の大略を申せば、この年康永元年十月二十二日に菅原公時が死んだ。先月の初めから、病氣であつたさうであるが、初めは只風氣の樣子で、この二十餘日食事通ぜず、氣力全く衰へ、遂に亡くなつた。嗚呼悲しいかな。當代の儒者で、才名が高かつたが、晝夜能く勤めることが同輩を超越した。官と學の兩道を兼ね、菅家であるから、文章博士であり、式部大輔の官と兩方を兼ねて、朝家の樞要の地位に居た。就中、光明院は幼少の御時から、經史の訓說を受けさせられて、位に登らせられた當時は、帷幄の重職に居つて、數年間切磋琢磨の教を蒙らせられた。一字千金の恩は、どうして忘れられようか。嗚咽して悲泣し、宸襟を傷ましむるものなりと、深くその死を惜しませられた。

師を尊び給ふ御心

そこで、何とかして、師を重んずる志を表はしたいといふ御思召で、二十三日の御日記に、その趣を記せられた。抑〻公時卿の事、文道の衰微、儒門の零落、歎ぜざるべからず。その上當時侍讀の臣で、始終つとめて出て居る者は、在成朝臣と公時と二人だけである。御學問のことを、相構へて成立す可きの由、どうか十分御稽古ができるやうにと、深く注意してやつて居る。その志は尤も懇ろである。そこでその死を深く悼ませられて、縱へ先例がどうであるか知らぬけれども、物音を停止し、音曲停止でもして、愁歎の志を表はしたい。その上侍讀の臣を貴ばれるといふことは、昔からの例である。然れば先規又この儀に及ぶか。或は先例があるだらうと思ふ。果して先例があるかないか能く分らぬからして、不審の間、仙洞（光嚴院）の方へその事を御尋ねになつた。

そこで、翌二十四日になつて、仙洞から御返事があつた。卽ち光嚴院からの御返事が參つた。光嚴院は、此の事を花園法皇に御相談になつた。――花園法皇は非常に博覽であらせられるからである――。法皇の仰せらるるには、この事は『寬平御記』卽ち宇多天皇の御記にも載せらるる所で、師を尊ぶといふことは、十分にせられなければならぬ、とその御記に書いて居られる。中古には深く師を重んぜられたのであるが、近頃は餘程無沙汰になつて、餘り重んぜられなくなつた。是は文道の爲めに頗る無念のことである。近頃、在兼卿が亡くなつた時に、聊か沙汰があつたことがある。結局は表向でなくても、內々に於て與遊音曲を三日ばかり停止せられたならば宜しかるべきかといふ御返事であつた。それで、今日ばかり、物の音を止めた。二十二日より三日であるから、この日二十四日になつて、その日音曲を停止せられて、公時の死を悼み、師を重んずるの御志を表はせられたのである。

次は貞和元年六月二十九日の記事。

御學問に御熱心なること

貞和元年六月廿九日、辛巳、此日令講論語、右大辨藤(甘露寺)長朝臣講之、權大納言藤原朝臣、實、源朝臣、前權中納言源朝臣、左大辨藤原朝臣、並侍臣五六輩候之、依溽暑難堪、晩陰始之、而議論移刻之間、及丑四刻事訖、

六月二十九日に『論語』を講ぜしめられた。右大辨甘露寺藤長朝臣が之を講じて、權大納言藤原朝臣洞院實盛(頭文字だけ註に入れてある)・源朝臣・前權中納言源朝臣・左大辨藤原朝臣、竝に侍臣五六人が之に侍つた。夏期で暑さ堪へ難かつたので、夕方から『論語』の講義を始められて、段々議論を致したので、時刻が移つて、丑の四の刻に及んだ。丑の第四點の刻で、今日で申せば三時半頃と思はれる。夕方から午前の三時半迄續けて、『論語』の講論をせられたといふのである。御熱心の程も察せられることである。

其の次は貞和元年八月一日の記事。

貞和元年八月一日壬子、蒼天高晴、白日昭明、可謂丹生貴布禰神感應歟、今日上下緇素相互贈財寶如恆、是近代之風俗歟、此事、天下安寧、國土豐饒之時者無妨、近年之爲躰、一天未平、四海困窮、民有飢色、野有餓莩、當斯時、貴賤貧富、各盡涯分之財產、經營此事、以何可用足民富哉、如聞者左兵衛督源(直義)朝臣禁制此事、敢不受於人云々、但或人云、至于左右之近習並女中等、密々表其志、不及禁制歟眞(言カ)、未聞實儀者也、

(頭書)

前權大納言源(資氏)朝臣不獻重寶、子息小兒煩病及獲麟云々、其故歟、

二日、癸丑、晴、三ヶ日中重寶等猶充滿、

止雨を祈り給ふ

虛禮を廢し民の困窮を救はんとし給ふ

これは、この前に七月下旬に長雨がずつと續いて、京都の市民が非常に困つた。それでその雨を止められるやうに、御祈りをせられたのである。その御祈りをせられた丹生(にふ)神と貴布(きぶ)禰(ね)神の感應と謂ふ可きか、今日はからりと晴れて、日が照つて居る。さてその次に、今日上下緇素相互に財寶を贈ること恆の如し。この頃、鎌倉時代から室町時代にかけて、八月一日に、今の中元と同じやうに、進物を方々へ贈ることが流行した。是は花園天皇の宸記の中に

もこの事がある。丁度花園天皇と光明院が、御二方同じやうなことを書かせられてある。上下僧俗共に色々な品物を贈る。是は近來の風俗であらう。この事は天下太平で國土豐饒の時は妨げ無し。けれども、近年の體たらくは、――吉野時代の初め建武から暦應・康永・貞和となるのであつて、非常にまだ騷がしい時である――。四海困窮して、民が非常に苦しんで居る時である。野には餓死せる人が横たはつて居る。この時に當つて、貴賤貧富、各〻身分相應の財産を盡して、この事を色々苦しんでやつて居る。何を以て用足り民富む可けむや。聞くが如くんば、左兵衞督源朝臣卽ち足利直義は、この事を禁制して、人から受けないで、進物は皆退けると聞く。但し或る人のいふには、親しく左右に附いて居る者からは、志だけのものを贈つて、それだけは受けるといふ話を聞いて居る。果してさうであるか、まだ本當の事を聞いて居らぬ。前の權大納言尊氏は、禁裏へ重寶を獻じなかつた。八朔の進物を致さなかつた。それは子供が病氣で亡くなつたからであるといふが、その故であらうか。二日癸丑は時、この三箇日中重寶等猶ほ充滿す、非常に澤山の獻上物があつたものと見える。右の如く光明院が虛禮を廢して、人民の困窮を救はせられんとの御思召は、誠に感激の至りに堪へざるものがあるのである。

天龍寺の造營

僧侶の奸惡を慨かせ給ふ

その次は貞和元年八月十五日の記事。

貞和元年八月十五日、抑中古以來、南都北嶺非道之嗷訴、近代倍增、朝政欲レ歸二正理一、古跡靈場忽可レ及二魔滅一、欲レ顧二佛法之頽廢一、又理途忽亡而奸惡生、嗚呼聖人之道廢而不レ行二于世一、因レ何塞三奸惡之邪途一乎、悲哉、

これはこの前年に尊氏・直義の發願で、後醍醐天皇の御冥福を祈り奉る爲めに天龍寺を造つて、之を勅願寺に准ぜられたのである。所が、この天龍寺は初め、その名を暦應資聖禪寺と稱した。暦應年間に、勅願として建てられて、後醍醐天皇の御冥福を祈る爲めに資する意である。之に對して、叡山から故障が出た。それは年號を寺の名に附けるのは、延暦寺の特權である、禪宗のやうな新しい宗旨が勅願寺を建てるのは、怪しからぬといふので、天皇・上皇が行幸せられて勅願寺の供養の式を行はれようといふのに反對したのである。それで長い間、大騷ぎがあつたのであるが、その事についての記事が、この宸記の中に多く出て居る。その一節である。

南都北嶺の嗷訴に對して、僧侶が中道を失つて、奸惡を事とするのを慨かれたのである。

卽ち、中古以來、南都北嶺の非道の嗷訴が近來益〻多くなり、朝政正理に歸せむと欲する所に、古跡の靈場忽ち魔滅に及び、佛法の頽廢を顧みんと欲するに、理途忽ち亡んで奸惡が所を得た。遂に叡山の要請が容れられて、勅願寺の式を以て供養を行はれる事を止められた。天皇・上皇の行幸も、密々で行はれるといふことになつた。この事を慨かれて、「嗚呼聖人之道廢して世に行はれず、何に因つて奸惡の邪途を塞がむや、悲しい哉」と仰せられた。

光明院の宸記は、この二箇年の分でも、可成り大きな卷物であつて、色々な記事がある。此處に抄出したのは、只その中著しき部分だけを二三箇所掲げたに止るのであるが、この宸記全體を拜して見ると、光明院のすぐれて叡明であらせられたことが察せられるのである。

六　椿葉記

人皇始りてより、其御しそんの代々にうつりかはらせ給ふ御ありさまは、いそのかみふるき物がたりどもにみえ侍るうへ、家々の日記にもしるし侍れば、おぼつかなからず、ちかきよの事、崇光院よりこのかた、わが一りう(流)のすたれつるありさまは、世の人のしるすべきにもあらねば、なにはのよしあしにつけて、いり江のもくづ、かきをくあとは、はゞかりあれども、こゝろの水の淺きにまかせて、こと葉のはなをもかざらず、たゞありのまゝに、おもふ事のかず〳〵を、きみのゑいらん(叡覽)にそなへむためばかりに、しるしつけ侍る也、(中略)そもそも樂のみちの事、代々は十さいよりうちにこそ御さたありしに、すでに御せいじん(成人)になるまで、そのぎもなき、こゝろえなくおぼえ侍る、御笛あそばさるべしとときこゆれば、ゐん(院)の御れい(例)めでたき御事なるべし、又絃管をあひならべてあそばさるゝせん(先)れい(例)のみこそあれば、あひかまへて御琵琶をもあそばさるべきなり。しやうこ(上古)のれいはをきぬ、中古いらい、後深草の院・ふしみのゐん・後ふしみのゐん・くはうごんゐん・崇くは

うゐん・こしんわう(栄仁親王)など、ことさらに御さたありつる事なれば、いかにもあそばさるべきなり。當時は園ちうなごん(中納言)孝長朝臣ならでは、びはひく人なし、たゞいまはせいじんの子もなければ、始終みちをつたへん事不定なり、われらもかたのごとくはつたへ侍れども、としおいたれば、でしもちてひきつたへんこともありがたし、いまのやうは四のを(緒)のみち始終斷絶すべき事、朝家のためも心うき事なり、妙音院相國(師長)・孝道朝臣いらいの本譜以下の祕抄とも、所持し侍るもいたづらにくちはつべき、くちおしき事なり。いかにもこのみちをのこさるゝやうに、時宜にかけらるべき御ことなり。そのちうなごん(園中納言)は代々ちよく(勅)弟なれども、きみの御師範にまいりたるれいなし、孝長のあそんは當道のものなるうへ、だい〳〵御しはんにまいれば、もつともめさるべきもの也、又なによりも御がくもん(學問)を御さたあるべき事なり、一でうのゐん(一條院)・ごしゆじやくゐん(後朱雀院)・ご三でうの院(後三條院)など、ことさら大さい(才)御名譽まし〳〵て、賢王聖代とも申つたへはんべる也、されば人君は不可不學と、本もん(文)にもいへり、しかれば文學和漢の才藝は、いかにも御たしなみあるべき御事なり、御ぢせい(治世)にてあらむときも、洪才博覽にまし〳〵てこそ、せいだう(政道)をも、よくをこなは(行)れんずれ、雜訴などの大事、關白大臣以下のしんか(臣下)のしかるべき人に、ちよくもん(勅問)ある事なり、法家の勘狀などめされて、だうり(道理)にまかせて、御さたあれば、きみの御あやまりはなきなり、慈鎭和尚のかきをかれたる物にも、よろづの事は道理といふ二のもんじ(文字)におさまるよし見えはんべれば、げにも肝要にて侍るなり、又わか(和歌)のみちは、むかしより代々聖主ことにもてあそびまし〳〵て、萬葉集以來八代集、ちかき代までも、ちよくせん(勅撰)ありつるに、この一りやう(流)代中絶しはんべる、みちの零落むねんなる事なり、むろ町殿(將軍義敎)かだうの御すきにてあれば、當代いかにもせんしふ(撰集)再興のさたはありぬべし、和歌に師なし、古歌をもてし(師)とすといへり、しかれば、萬葉古今いらい、だい〳〵のしう(代々集)、先達の抄げんじ伊勢物語などやうの物をも、せんだち(先達)のくでん(口傳)のせう(抄)物とも、御らんぜられ、四きおりふしにつけたる風情、朝暮御心にかけられて、御たしなみ有べき御事也、かやうのこざかしき事とも申はんべる、さだめて忠言耳に逆ぬとおそれあり、かつ(且)うは、ゐん(後小松院)の御子にならせまし〳〵て、いまは、われらをば、他人におぼしめされ、人もさやうに申べければ、諫言もはゝ(憚)かりある事にこそ侍れ、命に逆て君に利ある、これを忠といへり、又とを(遠)きためしにもあらず、崇光院・後光嚴院は御一ぷくの御きやうだい(兄弟)にてましませども、御くらゐのあらそひゆへに、御中あしくなりて、御しそんまで不和になり侍れば、前車の覆いかでかつゝし(愼)まざるべき、いまは

御あらそひあるべきふしもあるまじ、わか宮をば始終きみの御やうし(養子)になしたてまつるべければ、あひかまへて、水と魚とのごとくにおぼしめして、御はぐくみあるべきなり、(中略)大かた、ゐん(後小松院)の御やうしにてわたらせ給とも、まことの父母の申さむこと、ないがしろにおぼしめすべからず、されば虞舜は父の頑なる瞽瞍をうやまひ、をとゝ(弟)の傲れる象をあいせしも、孝悌をまもるこゝろざしふかきによりて、賢王聖代のめでたきためしには申なり、明王はかう(孝)をもて天下をおさむともいへり、おそれながらも、父母の恩をばおぼしめしわするべからず、讒人の申なすによりて、父子けい弟の中もあしくなる事なれば、なにと人は申とも、わがしそんをば御れんみん(憐愍)まし／＼て、叡慮にかけらるべきなり、叢蘭欲レ茂秋風破レ之、王者欲レ明讒人蔽レ之と臣軌にいへり、いまは老體になり侍ぬれば、行末の事までおそれはゞかりながら申おくなり、(中略) 大かた御成人ましますとも、かやうのくはしき由來をばしろしめすまじ、叡聞にいるゝ人もあるべからず、そのうへ院(後小松院)の御子にならせましませば、こなた(此方)さまの事は、あながち御心えなくともと、人は思ひ申べけれど、さりとては崇光院の御しそんのうへは、しろしめさでは、いかであるべき、いまははや御せいじん(成人)わたらせ給へば、えいりよ(叡慮)にまかせらるゝ事はなくとも、おほよそのだうりをば、なに事も御こゝろえあらしめんために申をき侍るとなん、そも／＼箱屋(藐姑射)(後小松院)の山風しづかにて、くも井の月をてらし、大樹(將軍義敎)のかげ(蔭)えだ(枝)をさかへて、めぐみの露しげし、萬のたみ政德をあふぎて、四の海浪もたゝぬ世なれば、なにはづに冬こもる木の花も、春べにあひ、ふしみ(伏見)(後崇光院)の里に時しらぬ朽木のやなぎも、まゆ(眉)をひらく(開)おりふしなれども、人のこゝろのあかずさは、なをものこるおもひを述はんべるほどに、めにみえ耳にきくよその御事まで、かきつゞけはんべる、こゝろのいづみ(心泉)はわきかへれども、音にもたてがたく、ふでのうみ(筆海)はくめどもつきせねば、かきすつるもくず(藻屑)のながれても、とまらん事、はゞかりあるのみならず、竹園のつゆのことのは、芝砌の風におちゝりて、みそなはれん事、御わらひぐさともなりぬべし、ゆめ／＼人にみせらるべからず、かつ(且)うは又よゝのふる物語のこゝちして、おかしく侍れども、おもふこと、しのゝをすゝき(篠小薄)のほ(穗)にいでがたければ、ことばのはやし花もさかず、まさごにゐる鳥のあとさだかならねど、おいのつる(老鶴)の子をおもふこゑを雲井にきこえあげて、行末のちよのかたみにも御らんぜられよとばかりなり、當代の御事、御げんぷく(元服)までのことをばしるし侍りぬ、御ゆくすゑはるかなれば、のこりおほくとゞめ侍りぬ、おほよそ稱光院のたえたるあとに皇統再興あれは、ごさが(後嵯峨院)のゐんの御れい(例)とも申ぬべし、八

まんの御たくせん(託宣)に、椿葉のかげふたゝび改としめし給へば、そのためしをひきて、椿葉記と名づけはんべることしかり、

永享五年二月日書畢

伏見宮貞成親王

『椿葉記』は後花園天皇の御生父伏見宮貞成親王より、後花園天皇へ上らせ給うたものである。貞成親王は、崇光院の皇孫で、榮仁親王の御子にましします。應安四年御誕生、應永三十二年親王宣下あり、同年御落飾あらせられ、御法名を道欽と申す。文安四年、太上天皇の尊號を上られ、康正二年、八十六歳を以て崩御あらせられ、後崇光院と申し奉る。

後花園天皇が皇位を繼ぎ給ふに至つた御事情

この御書は、その奥書にもある如く、永享五年に記させられたものであつて、この時、貞成親王六十三歳、後花園天皇二十一歳にましまし、御踐祚後五年である。伏見宮に、その御草案が傳へられてある。一篇の趣意は、崇光院は、持明院統の正流にましましたに拘らず、その御末が久しく皇位につかせられなかつたのを、後小松上皇の叡慮によりて、足利義教の議を納れさせられ、貞成親王の皇子(後花園天皇)が天位に即かせられたので、その事情を記され、その御系統の御歷代繼承の事、崇光院より榮仁親王を經て貞成親王に至る御代々の事、御領の事等、委曲を悉されてある。

後崇光院の御日記『看聞日記』によれば、初めは『正統興廢記』と名づけられ、永享四年の頃より起草せられ、永享五年に書き終へたまひ、『椿葉記』と號し、六年八月に奏覽せられたものである。

御教訓の條

ここには、その御本文の御繼統の事、御即位の事情、御領の事など、すべて省略して、ただ御教訓に關する數條のみを摘錄した。

初めには、先づ一篇の御趣旨を記したまひ、次に御學問を勉めらるべきこと、訴訟裁決は關白以下に勅問あらせられ、道理に任せて御沙汰あらせらるべきこと、和歌の道を嗜み給ふべきこと、諫言を容れたまふべきこと、御若宮との御和合のこと、御父母の恩のこと等をのべたまひ、終りにこの一節を記させ給ひし御心情を、諄々と說かせられたのである。全文雅馴にして、優麗なる筆致を以て、御慈愛のこもつた跡を拜することができる。

椿葉記の名の由來

御本文の終りに、「八幡の御託宣に椿葉の蔭再改と示し給へば云々」とあるのは、後嵯峨天皇の御幼少の時、御外戚の緣によつて、大納言源通方(御母源通子の叔父)が御預り申したが、通方薨じて後、眞實に仕へ奉る者もなく、心細げにおはしまし、稍〻長じ給ひて後、御出家遊ばさうとせられたのを、承明門院(後鳥羽天皇妃、土御門天皇御母、後嵯峨天皇には御祖母)が御

諫めなされたので、天皇の御意未だ決したまはず、稍〻あつて潛かに石淸水宮に御參詣なされ、御念誦あり、少しまどろませられた處、神殿の中にて「椿葉之影再改」と、いと鮮かに氣高き聲にて誦すると聞召されて、御目さめなされたれば、明方の空すみわたり、星の光もけざやかで、いと神さびて居た。如何なる夢かと、あやしく覺されながら、人にものたまはず。是より學問にも勵ませられた。まもなく四條天皇崩御、やがて後嵯峨天皇踐祚ましました(増鏡三神山の卷)。「椿葉之影再改」とは、『新撰朗詠集』(下卷帝王部)に「德是北辰、椿葉之影再改、尊猶南面、松花之色十廻」とあり、帝王の御代長久を祝うた詞である。後嵯峨天皇は卽ちこのめでたき詞を夢の告に聞かせられ、やがてそれが事實に現はれ、御位に卽かせられた。さて後嵯峨天皇の御子孫の中、御兄系の後深草天皇の御系統は、伏見天皇・後伏見天皇を經て、光嚴院に至り、その御後が崇光院と後光嚴院の兩系に分れ、崇光院の御後は伏見宮榮仁親王・貞成親王(後崇光院)となり、後光嚴院の御後が、後圓融院・後小松天皇を經て稱光天皇に至つて斷えた。その後を承けて、貞成親王(後崇光院)の御子が位を嗣がせられたので、いはば椿葉之影再改の託宣が、ここに事實に現はれたともいふべきである。卽ちこれを以てこの御書の題とせられたのである。

七　後花園天皇太子を誡め給ふ御消息

ふとしたるやうに候へども、萬御心ゑ候はんずることども、人などしては、さのみ申され候はむやうに候ほどに、大概心中のとをり記しつけ候、能々御覽ぜられ候事にて候べく候、まづ〳〵御進退などは、如何にもしづかに重々と候はんずるにて候、御こは色、なにとやらむきふ〳〵と聞ゑ候、やはらかにのどやかに仰付られ候べきにて候、連歌の時人のいたし候句など、いかにわろく候へばとて、そこつに難を入られ候事しかるべからずおぼえ候、その故は、御けいこ(稽古)なども、いまだいたり候はぬと申、伏見殿我々をさしをかれ候て、一座を御さばき候べき事は、かた〳〵御斟酌候べきことにて候、くれ〳〵けふあすのことは、よろづ御懷もせばき事候ぞかし、しぜむ(自然)難も候はぬ句などを、とかくおほせられ候はむずるハ、かへりて御ちじよく(恥辱)にて候べく候、又和漢連句のとき、漢の句いで候へば、毎度御ふしむ(不審)候、これはをて(追)の御尋にて候はんずれ、とても連句のことは、一向御存知候はぬうへは、あながち當座の御ふしんは、そのせむ(詮)なき事にて候、肝要は、連哥まじり候事にて

候ほどに、さやうの時、御句を出され候はむずるまでにて候、さりながら、漢句つまり候ときなどにて、御句など付られたきやうにも候はゞ、さやうのとき御ふしむも候べきにて候、そのうへ、しぜんやすき句など御たづね候へば、これほどに文字かたなど疎々しき御事にて候かと、人の存候はんずることも、かつう(且)は口惜やうに候、とても一座後日に御覽ぜられ候べきうへハ、そのとき、いかにも御不審候て、御けいこの便りにもせられ候べく候、殊に近比の會など、室町殿(將軍義政)大閤(一條兼良カ)いしいし嚴重に伺候せられ候事にて候、聊のことも、御心に御心を添られ候て、御謹候はむずるにて候、たゞうち心やすく、さいさいしこう(伺候)のものさへ人々の心中は辱(恥)かしきことにて候、ましてや、とざま(外様)さいかく(才覺)のかた〴〵ハ、いかにも見落され候ハぬやうに、誰々もありたき事にて候、惣じてそれの御事は、おさなく(幼)いらせおはしまし候時より、おそろしく辱(恥)かしき人も候はぬやうに思召候て、御心のまゝに御そだち候ゆへに、今に御心づかひもかやうに候かとおぼえ候、猶もおさなき御年にても候はゞ、せめては罪さり所も候べきにて候、今にをきては御成身の事にて候、いかにも〳〵御身を謹まれ、世の欺(嘲)けり候はぬやうに、御嗜候はんずるがかむよう(肝要)にて候、いく度申ても、御學文を先本とせられ候こそ、御身の誤りをもあらためられ、人のよしあしをも正され候事にて候、能々御稽古候べく候、その外は、公事かた・詩歌・管絃・御手跡など御能にて候、なにとしても、哥連歌の事は、誰々もとりつき候へバ、さすがやすきやうに候、文字かたのことは、ふととりつきにくきやうに、人ごとに心えをき候て、ぶさたし候、去程に、一文不通のいたづらもののみ、世にはおほく候、これはあさましき事にて候、文字かたにて候へばとて、さのみ大事なる事にて候はねばこそ、誰々も又さたし候へば安きならひにて候、かむよう(肝要)は、すき(好)とすかざる(不好)とのかはりめにて候、漢才に疎く候へば、萬事につけて未練耻辱なることのみにて候、詩連句などさたし候へば、おのづから文字は出き候事にて候、幸、伏見殿(貞常親王)御さたのうへは、御ふしむのことは尋申されて、いかにも〳〵御けいこ候ハバ、めでたくおぼえ候べく候、此ちかごろ小鳥などあつめられ候て、御すきのよし、きゝまゐらせ候、これまたしかるべからず候、なにとしても、かやうの無用なる事に心をうつし候へば、かんよう(肝要)さた(沙汰)し候べき事は、そば(傍)になり候習ひにて候、そのうへ、かやうのなぐさみは、おさなき時の事にて候、萬事をさしをかれ候て、御稽古をはげまされ候事にて候べく候、返〳〵、それの御事は、すでに儲君の御事にて、御みやうが(冥加)も候はゞ、踐祚の一だむ(段)勿論の事にて候、よのつねの竹園などの御あてがひには、かはり候はむずるにて

後土御門天皇の皇儲にあらせられし時贈られせ給ひし御教訓

候、御こゝろだてなど、いかにも柔和に御慈悲ふかく候て、人をはごくまれ候はむずるにて候、何としても、はらあしく短慮に候へば、人のそしりをうけ、我身も後悔し候事にて候、かまへて當時後代の謗をのこされ候はぬやうに、御心をもたれ候はんずるにて候、かやうの事ども、さのみ申候へば、さだめて御氣にちがひ候はんずれども、我身申候はでは、たれ(誰)かけうくむ(致訓)申候べきぞにて候程に、心中をのこさず申候、をよそ内典外典の文にも、親の命を背候はぬをもて孝行と申候、かまひて我ら申候事など、いるかせ(忽)にせられ候まじく候、ふしみ殿などの御事も、久しく御同宿の事にて候、自他御等閑候まじき事にて候、しぜん(自然)かの申され候事など、ないがしろにはせられ候まじく候、猶々御心え候べき事ども多候へども、さのみは筆にもつくしがたく候程に、あら／＼心にうかみ候事ども、しるしつけ候、此一巻かむよう(肝要)と思召候て、かまへてさい／＼に御覽ぜられ候事にて候べく候、

あはれしれ今はよはひも老の鶴の
　雲井にたえず子をおもふこゝろ

この御清息は、後花園天皇が皇子後土御門天皇の皇儲にあらせられた時に、贈らせられた御教訓書で、坐作進退を愼み、重々しくせらるべきこと、御言語を靜かに和かにせらるべきこと、連歌連句の時、妄に難を入れらるまじきこと、難句の御質問のこと、學問を本にせられ、公事・詩歌・管絃・書法等をも兼ね修めらるべきこと、小鳥の愛玩に耽るべからざること等を誡められ、御柔和に人を慈み怒りを和げ、後代の謗を殘さぬやうにと御注意あらせられたものである。

この御消息は、古くより世間に出て居るもので、『扶桑拾葉集』に載せられ、『群書類從』にも收められてある。原本は何處にあるかわからない。御書きになつた年は明かでないが、後花園天皇は實算五十二歳で崩御になり、その時に後土御門天皇は二十九歳にましましたのであるから、或は長祿寬正の頃、後花園天皇御四十歳過ぎの頃のものであらうか。御文句は極めて和かに、なだらかで、嚙み含んで御誡めになる情理兼ね到る御樣子がよく現はれて拜せられる。前に記した心經御書寫の事、足利義政を誡められた御製の詩などと併せ考へて、後花園天皇が非凡の英主であらせられた事が察せられる。後花園天皇といふ御追號は、偶然ではあるが、前の花園天皇と後の花園天皇と、御天資がよく似通はせてゐられるやうに拜せらるるのである。

非凡な英主であらせられたことが察せらる

八　後水尾天皇宸翰御訓誡書

帝位にそなはられ候と覺召候御心候へは、おほへさせおはしまし候はて、御憍と成候て、人の申候事御承引なく成行候事にて候ま丶、よくよく御心にかけられ候て、つ丶しまれ候はん事肝要に候、むかしこそ、何事も勅定をはそむかれぬ事のやうに候へ、今は仰出し候事、さらにそのかひなく候、武家は權威ほしきま丶なる時節の事に候へは、仰にしたかひ候はぬも、ことはりとも申へく候歟、重代の臣下共すら、動は勅命とてもかろしめてのみに候、澆季の世あさましく候へとも、是非なき事に候、さ候へは、御憍心なと、今の世に別して不相應の御事に候ま丶、ふかく御つ丶しみあるへき事に候、

一御短慮又深くつ丶しまるへき事也、右に申候御憍心候へは、御異見かましき事、人の申候時、すいさんなるやうに覺召候から、御はらた丶しく成候事候、總して(瞋)愼恚の深き程、物そこねになり候事は候はす候、たれしもいかりおこり候時は、常の覺悟の心を取うしなひ、申ましきこと葉をもあらし候物にて候故、いかりしつまり候時、後悔せさるものはなく候事候、か樣の事は、御としまいり候にしたかひて、覺召(知)しらるへく候、

一いかにも御柔耎にあり度事候、かみの慈悲過候へは、下の怖候事なく候故、放埓のもといと成候と申候者候、尤さもある事候、何事も過たるはをよはさる道理ある事にて候へとも、いかりは深く成やすく、慈悲はすき候やうには成かたく候故、其分別肝要に候、延喜の聖主は御顏色常にゑましく見えさせましましとやらん候、其の子細は、人の物の申よきやうにと覺召ての御事の由候、返々柔和の相、御身體に尤可爲相應候事、

一敬神は第一にあそはし候事候條、努々をろそかなるましく候、禁秘鈔發端の御詞にも、凡禁中作法、先神事、後に他事、旦暮敬神の叡慮無二懈怠一と被レ遊候歟、佛法又用明天皇信しそめさせ給候やうに、日本紀にも見え候へは、すてをかれかたく候、總して上を敬ひ下を憐み、非道なき志ある者に、佛神を信せさる者はなき道理にて候へは、信心なる者は志邪路ならさるとしろしめさるへく候、何事も正路を守らるへき事肝要に候、

一御藝能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へとも、今の世に候へは、和歌第一に御心にかけられ、御稽古あるへき事にや、先和國の風義といひ、近代ことにもてあそはるる道なり、御手習又御油斷あるましき事にや、職方はたとたとしからさる程に候はては不レ叶御

事候歟、漢才又いか程の御事にても不二飽足一候歟、琴笛なとは、いつれにても、御にあひ候物を御稽古ある事候、但箏箎は、御所作に例なき由候歟、此外は似あはしからさるほとの事は、御沙汰候ても子細なく候歟、但碁象戯等の無益の事御心にしみ候て、朝暮面白く覺召候やうに成候はゝ、必定御學問の妨と成へく候まゝ、さ様の事には御心を付られ、如二探湯一有度事候、

一天地人の三才は、其もと一致なるかゆへに、災あれは人にをよふことはり也、依レ之天變地妖出現する時、諸道勘文をたてまつりて、御つゝしみある事、常の事なり、されとも熟思に、天地には私なく人には私ある事なれは、政道たゝしからすして急難すてに出來せむとする時、其災天地に及て、妖怪出現すへき事なる歟、然は人道の變、本なれは、前非をあらため、彌深くつゝしまるへき事にこそ、

性善性惡ノ沙汰ハ、內典外典トモニ事舊(フリ)候事ニ候ヘ共、誰シモ若キ時ノ所レ好、惡ニ不レ趣ハナキ事ニ候、ソレニヨリ、三敎トモニ勸善懲惡ノ一スヂハ、何レモ無二相違一候歟、然レハ御若年ノ間ノ愼、肝要ノ御事候歟、凡卅歲ニ及ヒ候マテ、身ヲモテソコナヒ候ハヌ樣ニ愼候ヘハ、一代ノ內大ナルアヤマチハ不二出來一モノニ候、別テ今程萬端武家ノハカライ候時節ニ候ヘハ、禁中トテモ、萬事舊例ニ任テ御沙汰アルヘキ樣モナキ體ニ候、萬事御心ヲ付ラレ、御愼專用ニ候歟、路上行人口是碑ト申候ヘトモ、當時ハ横目トヤランアマタ打散候テ、何事モ行人ノ口ニノリ候ハヌ已前ニ其儘江戶ノ取沙汰ニ及候由候、左樣ニ候ヘハ、何カト御爲ヨカラヌ沙汰ナト、武家ノ評定ニナリ候ヘハ、御身一分ノ事ニテハ候ハテ、御爲ヲ存候者ハ、愚老ヲハシメ男女數多難義、折角迷惑浮沉候事候、然ハアマタノ人ノ憂喜苦樂ヲ御心ヒトツニ任ラレ候事ニテ候條、御分別有間敷事ニテハ無レ之候歟、能々御思惟尤候、今程ハ諸家ノ所存、事外アシク成行候テ、何ノ道ニモ正路ナル者ハ、大形無レ之樣ナル爲レ體ニ候トノ取沙汰候、下ノ放埓ハ卽上ノ御耻辱ニナリ候事ニテ候ヘハ、正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候、其本亂テ末治ルト言コトハアラシニテ候ヘハ、本正ク御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候歟、

右の大意　第一通の御誡　驕を愼ませ給ふやうにとの御誡

この宸翰は、京都御所東山御文庫に藏せらるるものである。先づその大意を申して見るならば、第一通は六箇條に分れて居る。

第一條は、天皇の位にそなはつて居らせられるといふ御心がありますれば、知らず識らず

驕の心ができて、人の言を用ひられないやうになるものであるから、よくよく心に掛けられる事が肝要である。昔こそ、天皇の勅諚は、何事でも一切背けないものとして居つたが、今は何と仰せられても、更にその甲斐が無くなつて居るのである。將軍の權威が恣の時であるから、勅命と雖も從はぬもことわりといふべきである。代々の公家衆に於ても、動もすれば勅命を輕んずる者がある。世が季になつてあさましい事ではあるが、致し方がないから驕を愼まれるやうにといふ御誡めである。

嗔恚が深ければ何事でも破れるとの御誡

第二條は、驕の心があれば、人が何か異見を申すと、推參なやうに思召される事になる。嗔恚が深ければ、何事でも破れる。怒つて後に後悔せぬものはない。

柔和にあらせられるやうにとの御誡

第三條は、柔和にあらせられたい。上が餘り慈悲になると、下が恐れなくなるから、放埒になるといふものもあるが、それも尤もではある。然し何事も過ぎたるは及ばざる道理ではあるが、怒りは過ぎ易く、慈悲は過ぎる程には行ひ難いものであるから、その御分別が肝要である。延喜の聖主醍醐天皇は、常に御顔色笑ましく、にこにことして居られた。それは人が何か申すにも、申しよきやうにといふ思召であつた、と申すことである。返す返す柔和の相が御相應の事である。

敬神を第一との仰せ

第四條は、敬神を第一にして、忽せになさらぬやうにせられたい。『禁祕抄』にもその事がしるされてある。佛法も亦御信仰あるがよろしい。總じて上を敬ひ下を憐む者に、佛神を信ぜぬものはない。信心なる者は、心の邪なることはない。

御藝能御學問に對する御誡

第五條は、御藝能の事は、『禁祕抄』にもあることではあるが、和歌を第一に御稽古なさるべきことでありませう。是は日本の風儀でもあり、近代も殊に盛んに行はるる道である。御手習もなさらなければならぬ。漢學の才は、如何ほどあつても飽足らぬ事でありませう。琴・笛などは、御心にあふものを御稽古なさるがよろしい。篳篥は、天皇の御所作として先例のないことである。この外は相當の事はなされても子細はない。但し碁・將棋などは、無益の事で、學問の妨げになることであるから、注意して沸湯を探る如く恐れ誡めなければならぬ。

政道の正しかるべきことを說き給へる御誡

第六條は、天地人の三才は、その本は一致である。天地には私なく、人には私あり。政道正しからざる時は、その影響天に及びて、妖怪出現する。天變地異は人の私より起るものであるから、愼まねばならぬ。

第二通の御誡

御言行を愼まるべき御誡

第二通は、若き間御言行を愼まるべきことを仰せられたもので、釋教に於ても儒教に於て

幕府との關係

も人の性は善である、或は又惡であると、いろいろの說があつて、隨分古くより言ひふるして居るけれども、誰しも若い時の心は、惡に趣き勝ちのものである。それ故に神儒佛の三敎は何れの敎でも勸善懲惡の一すぢに定まつて居る。されば御若年の間の御愼が最も肝要である。凡そ三十歲まで身を持損はぬやうに愼めば、一代の內に大なる過ちは無いものである。殊に今の世は、武家が我儘をやる時であるから、禁中に於ても、舊例を追つて、何事でも沙汰ができるといふ譯にはゆかぬ。昔からいふ事に、路行く人の口は碑のやうなものであるといふが今はそれ以上であつて、橫目卽ち探索方が、京都には澤山這入つて來て居つて、何事でも、路を步いて居る人、京童の口の端に上らぬ前に、その儘直ぐ江戶の方に取沙汰が傳はる。さういふ譯であるから、何か天皇の爲めに宜しくないやうな沙汰が、武家の評定に上つて來ると、それは御身一分の事では濟みませんで、御爲めを存じまする者は、愚老――後水尾院――を初め、數多の者が迷惑をしなければならない。されば、多くの人の憂喜苦樂が御心一つにある事であるから、御分別あらせらるべきことではありますまいか。近頃は諸家――公家衆――の所存が宜しくなくて、家のそれぞれ傳へた道があるが、その道を正直にやつて居る者が無いとの取沙汰である。臣下の者の放埓になつて、その道を正しく守らないのは、卽ち上の御恥辱であるから、正當の道に引返させまほしき事である。その本が正しくなくて、國が治まるといふことはないから、本を正しくする事が第一の事である。

後光明天皇の朝權恢復の御志

この宸翰は、どなたへ宛てて御贈りなされたものか、明かに記してないので、確かなことはいへないが、私はその御趣意より拜して、後光明天皇へ御上げなされたものであらうと思ふ。後光明天皇は、夙に幕府の專權を憤らせられ、朝權恢復の御志を懷かせ給ひ、御年も御若く、自然その御銳氣が外にあらはれたので、御父後水尾院はそれを御心配あらせられて、かやうな御訓誡書をお贈りなされたのではなからうかと思ふ。その意味を以て、この宸翰を拜誦すると、殊に思ひ當る節が多いのである。

後光明天皇の御憐愍と御嚴烈

『槐記』（山科道安が近衞家熈の談話を錄したもの）に、後光明天皇の御時、唐橋の何某といふのが居て、才鈍い人で、若い公家衆たちのなぶりものになつて居た。或る夜の詰番に、番所でにぎやかに人々の大笑の聲が聞えるのを、天皇聞召して、ヤス丸といふ御兒を召されて、何事か見てまゐれと仰せられたので、走つて行て見て歸り、唐橋に皆のものが哆羅尼舞をまへとすすめて舞はして居るのでございますと申上げた。然らば其方今一度走り行つて、我も哆羅尼舞を覺えたといつて、立竝んで舞へと仰せられた。ヤス丸は舞を存じませねばと申上げたけ

れども、いかやうにでも舞へと仰せられたので、やがて行つて舞つたれば、人々興さめて、ひそひそと靜かになつた。ヤス丸歸つて、その通りを申上げたれば、人々の名を問はせられたのみで、そのままに置かれた。――すべてがこの風で、御憐愍深き中に、「嚴烈イワンカタナシ」とある。

後光明天皇の御氣象

また同じ『槐記』に、ある時、後水尾院、癰の御惱ましまして、日々の御容態を叡聞に達したところ、尚ほ御心元なく思召して、板倉周防守重宗を召されて、近日院御所へ行幸あらせらるべき由を仰下された。重宗答へて、朝覲行幸の事は、その儀大形のことならず、先づ關東に申遣はし、その儀式も正されずしては遽かに調ふまじき由を申上げたところ、然らばその事は止めよう、ついては禁中の辰巳の隅の築地より、院御所の戌亥の隅まで、梯を以て高廊下を急に申付けよ、禁裡の内を行幸なるは常の事である。廊より廊へ移らるるに、誰か行幸と申すものがあらうか、早々に仕立つべし、と仰せられたといふ。如何にも御氣象の嚴毅にましましたことが拜せられる。されば、御容貌も常とかはらせ給ひ、御威嚴まします中に、溫潤含蓄の御風韻、申すもなかなかおろかなる御相に渡らせ給ひ、御前へまかり出で龍顏を拜する輩、威服せぬものはなかつたといふ。（後光明天皇外記）

かやうなわけで、いろいろの噂が傳へられて居る。その一は、天皇御大志を懷かせられ、劍術を遊ばされた。時に所司代板倉周防守重宗が、この事關東へ聞えては甚だ宜しからず、若し御止めなくば、周防守切腹仕るべし、と傳奏まで申入れたので、その通り申上げた處、御默してあらせられた。再三申上げたれば、終に武士の切腹するのをまだ見ない、南殿の前に壇を築いてそこで切腹せよと云へ、と仰せられた。それで重宗もやうやう御斷り申上げ、關東に於ても殊に畏服したといふ。この話は、三宅尚齋の話を錄した『尚齋先生雜談集』に見える。どこまでが實話か、多少の不審もあるが、とにかく天皇嚴明の御資性を窺ひ奉るべき話として傳へられたものであらう。

後光明天皇和歌・源氏・伊勢を拒け給ふ

また後光明天皇の常に仰せられる樣は、吾が國朝廷の衰微は、和歌を第一の事の樣に尊び、また『源氏物語』『伊勢物語』等を好むに由る。中古以上の天子又は大臣の内にも、天下を治め禮樂に志ありしもの、誰か歌を好んだ者があるか、況んや『源氏』は淫亂の書であると仰せられ、歌は一向に遊ばされず、『源氏』『伊勢』の類は御目通りへも出されなかつた。或る時菊亭某が關東より歸京の節、『源氏物語』の繪を蒔繪にした手箱を上つた處、大いに御氣色を損ぜられ、朕が惡む所の『源氏』の繪を書いたのは御滿足に思召されぬ由仰せられたの

後光明天皇一夜に百首の御和歌を後水尾院へ上げ給ふ

で、菊亭は大いに恐れ入つて、一生忘れられなかつたといふ。(鳩巣小說・後光明天皇外記・承應遺事)

ある時、後水尾院へ朝覲行幸あらせられ、御酒宴の上で、院が和國の風俗をも御失ひなきやう御心得なされ、和歌をも御翫びなさるべきよし、仰せられたところ、天皇は例の通り、中古以上の天皇大臣等、天下國家に志ある方々の歌を詠じたものは稀である、と勅答あり、院より再三仰せられて、御座興さめて還幸あらせられた。さて夜の御殿へ入らせられた時分に當番を召させられ、百首の歌の題を上れ、と仰せられ、その夜御寢遊ばされずして、翌朝までに百首殘らず御詠じなされ、藏人を以て仙洞へ上げられた。院御覽遊ばし、斯樣にあるべしとは思召されず、とて御氣色麗しくましましたといふ。(鳩巣小說)

この話を『槐記』には、後水尾院より、和歌は我が國の道なり、遊ばせかしと思召すなりとて、十首の歌を御持參にて進ぜられたのを御覽あらせられ、供御などまゐらるる間に十首の歌の和韻を殘らず遊ばして、叡覽に供へられたので、後水尾院にも殊に叡感淺からず、これならば歌を遊ばさずとも、と仰せられたとある。後光明天皇に於かせられても、必ずしも和歌を排斥せられたのではなくして、和歌は我邦の風なれば、その風の正しきを貴ぶべし、聖人の道を知つて身の行正しからば、和歌の風も正しくして、人道の助けとなるべし、故に

後光明天皇の御詩

必ず聖人の道を本とすべし、と仰せられたといふ。(承應遺事)

かやうなわけで、後光明天皇の御製に、和歌は比較的少く、『列聖全集』に收むる所六十二首に止まる。御詩は九十八篇あり、御歷代の中に於て、御製の詩の多きことは、嵯峨天皇と雙璧にまします。宸筆も總じて少いが、中に殊に和歌を記されたものは甚だ稀である。

これ等の事情を併せ考ふれば、この後水尾院の御訓誡書は、後光明天皇へ御上げなされたものとして大過なからうと思ふ。

御訓誡書の年代

後光明天皇へ御上げなされたものとすれば、天皇は承應三年に二十二歲で崩御ましましたのであるから、この宸翰は遲くも承應の前後であらうか。文中「凡三十歲に及び候まで、身をもてそこなひ候はぬ樣に愼候へば云々」と遊ばしてあるから、天皇二十歲位の御時のものと察せられる。さすれば、後水尾天皇は五十六七歲の御時となる。

離宮その他へ御幸の御希望を大老酒井忠勝に仰下さるる宸翰

後光明天皇崩御あらせられて、御父後水尾法皇には御哀傷甚だしく、爲めに御持病さまざまあらせられたが、その根本は御鬱氣より起る由醫者も申し、御自分にも左樣に思召されるので、御養生の爲めに、山水の風景など御覽なされ、御氣を轉ぜられたく思召し、特に宸翰を染めて、この事を大老酒井忠勝に諭された。之について仰せられるやうは、この御幸の事

を、公然武家へ仰出されたらば、所司代板倉周防守が多くの人數を引つれ、供奉警固を致し、之を拜觀の爲めに、市民が宵より曉までも群集する。かやうな事は、決して御本意でない。御幸も晴々しく美麗の行裝を以て、面白げに遊山のやうな事は、人の思ひやりも如何であるにより、時々御微行で、御茶屋（修學院）の邊、または處々の寺々へ、ふとならせられたい。その御幸は後より御報告なされ、その時々には、將軍にも知らせず、老中等も知らぬ分にせられたならば、御滿足に思召すと御希望を仰出された。これにつづけて、尙ほ或は途中に馬鹿者などが出て、危害を加へるやうな事はないかとの氣遣ひもあらうが、人の十人ともつれるものが、馬鹿者に出あふことは、京都に於ては昔より例もないことであり、長袖の公家には、敵はなきものである。また火事の心配もあるといふが、それも御留守の御所には、特に注意すれば差支ないと、事細かに仰せられ、猶ほ又「太平記のやうなる」幕府に對する密謀といふやうな事もあらうかとの心配もあるかも知れぬが、これは思ひもよらぬ事で、かやうな事に心を付けさせられるさへ、おかしき事に思召すとて、神々に御誓を立てさせられ、この御幸の外、一事として御望はあらせられぬにより、重ねて讃岐守忠勝を賴み思召す由を仰せられた。その御懇切の仰せは、實に畏れ多いばかりである。その宸翰は、今に酒井伯爵家に保存せられてある。本文は御使の口上覺書の形式になつて居るが、全文後水尾院の宸筆にかかり、終りに御封印を押して「政仁勅印」と記されてある。左にその全文を揭げ奉る。

覺

後光明院御事の後、此世の事は御心にそみ(染)候事もなく候物から、なましゐに、今少御覽しとゝけられ度事共の、御まう(妄)執猶殘り候故、御養生に御ゆたん御座なく候、御持病さまさまの事候へ共、本、御うつき(鬱氣)の一しやう(修)よりおこり候由、醫者共申、御自分にも其とをりに覺召候、針灸藥にては、此御養生なりかたく候まゝ、內々仰出され候ことく、山水の風景なと御覽被成候て、御氣を點(轉)せられ度覺召候、御幸の事、武家へ仰合られ候へは、御けい(警)こ(固)を申付られ、周防守あまたの人數引具し、供奉いたし候へは、京都にてはさ樣の事めつらしく候故、よひ(宵)曉ともいはず、河原まて見物のもの群集候、今程かやうの事、別して御本意ならす覺召候、後光明院御事故は、御しゆく(宿)あく(惡)の因緣もあらはれ候事にて候へは、何を御面目にと覺召され候まゝ、向後は外樣の人には御對面もあるましく覺召候、御幸なとも、美麗の御行さう(裝)にて、御心おもしろけに御遊山翫水のやうなる御事は、人のおもひやりもいかゝに覺召候まゝ、御うつきつよ(強)く御迷惑あそはし候折ふしは、たれと人のしり

候はぬやうに、あそはされ候て、御茶屋共のあたり、處々の御寺なとへ、與レ風ならせられ度覺召候、さためて、後日やかて沙汰候はんまゝ、その折ふし〳〵將軍家御耳へもたてられ候はて、家老の衆も聞付られ候はぬ分にもてなされ候はゝ、何よりも〳〵御滿そくに覺召候へく候、將軍家御爲、すこしもあしさまなる御事に候はゝ、仰出され候事も候ましく候へ共、さら〳〵さ樣の御事にては御座なく候、御代々仙洞にうつらせおはしまし候て後は、處々の御幸其例かそへつくされ候はぬ事候へとも、つねに武家へ仰合られ候事も、御けいこ(警固)を申付られ候事も見え申候はす候、後土御門院・後かしは原の院・後奈良院、此三代は亂世にて、禁中も微々になり、仙洞の御しつらひもとゝのひかね候故、御脱屣なく候、其後、正親町院太閤秀吉御ちそう申され候て、院にならせられ候へとも、御年七十にをよはせられ候故、萬事御忘却にて、御幸なとの沙汰もなく候、後陽成院は東照宮と御不和の事候つる故、萬事御つゝしみの事候、其上御脱屣の後、程もなく候つる故、其御沙汰もなく候つる事候、此度大猷院殿、よろつ御入魂候はんとの御事にて仰合られ候て、御いけんにまかせられ候ての御事候、舊き記錄なとのそき申候者は、御幸の御制止つよく候事は、いかゝしたる事そと、却てあやしみ申候事候まゝ、御幸はいかやうに候ても、武家の御損益にはならさる御事候、ばか者なと候てはとの、御きつかひのよし候つれとも、人の十人とも召具し候者の、はかものに出あひ候なとゝの事は、京都にては、むかしより今にためしなき事候、其上御なか袖には、てきかたきもなき事候へは、さ樣のかたの御用心は、かつて入申候はす候、又火事なとの御きつかひも候やうに候つれとも、御留主の御所なとは、別してさ樣のよう心もいたし候へは、是又別義なく候、此外に何かとまきれも候て、太平記のやうなる事なと出來てはとの御きつかひも候やと、思召合られ候事も候へとも、是は三千里外の御事にて、御心を付られ候も、ことおかしき御事なから、さやうの事なと覺召もより候はゝ、天照大神正八幡宮以下の冥慮にそむかせおはしまし候へく候、猶も御ふしん殘候はぬやうにとの仰事候、さやうに候へは、將軍家御心にかゝり候事、ゆめ〳〵なき御事にて候まゝ、右のとをり首尾よきやうに、御才覺候て進上候やうに、ひとへに憑思召候、此外御身のうへの御望、一事としても御さ候はす候へは、かさねてさぬき(讃岐)の守を憑仰られ候事も候ましく候まゝ、返々合點まいり候やうに、よろしく申候へとの御事に候、

（御印）　政仁勅印

今日よりして之を見れば、法皇が、ただの離宮への御幸を、かほどまで御懇望なさらなければならぬかと、殆んど想像の外である。天皇・上皇の御窮屆は察し奉るに餘りあり、幕末前後勤王家の憤慨したのもここにあつたのである。

後水尾天皇の御圓熟

酒井忠勝が、右の宸翰を戴いたその結果が如何になつたか、明かに之を徵すべきものは見えないけれども、この翌年、明暦元年より後水尾院が屢〻修學院へ御幸の事があるのを以て見れば、幕府に於てはこの御希望を奉じたものらしい。

後水尾天皇は、寛永六年に幕府の處置を御憤りなされて、御讓位あらせられたが、その時には三十四歲であらせられた。今この酒井忠勝への宸翰幷に前の後光明天皇への御訓誡書を拜して、之を御讓位前後の御樣子と合せ考ふれば、後水尾院が幕府に對したまふ御態度が如何に穩和にならせられたかが察せられるであらう。この御態度の緩和は何によりて然るかといへば、一にはもとより御年の御經驗を積ませられたにもよるであらうが、その主因は佛法殊に禪による御鍛錬の結果によることと拜察する。

後水尾天皇と一絲和尚

後水尾天皇は御讓位の後、多く禪僧を近づけられた。先づ第一に召されたのは、一絲和尚である。一絲和尚は名を文守といひ、岩倉具堯の第三子で、慶長十三年に生れた。元和七年十四歲を以て相國寺の雪岑梵崟に侍し、ついで堺の南宗寺に澤菴和尚に參じ、寛永二年、十九歲の時、槇尾山賢俊を拜して剃髮し、戒を受け、再び南宗寺に歸つて澤菴に從うてゐた。寛永六年に、澤菴が例の妙心・大德兩寺の法度事件で流罪に處せられた時には、之に從うて出羽に赴き、之に侍する事年餘にして歸洛し、洛西岡村に閑夢菴といふを結んでゐた。時の左大臣近衞信尋は、澤菴とは舊知であつたが、その緣故で、一絲とも相識の間であつた。ついにその薦めによりて、後水尾上皇に拜謁し、深く御歸依を受けた。寛永九年、又丹波の山國に菴を結び、之に移つた。十一年に、施主あつて別に桐江菴を建てられた。烏丸光廣等が山に入つて參じたのも、この頃の事である。この後、明に入らうとしたけれども、國禁なるを以て果さず。ついで妙心寺の愚堂東寔の法を嗣いだ。十五年には、上皇の命により、入洛して西賀茂に一宇の禪菴を創め、之を靈源菴と稱した。ついで十八年には、丹波の桐江菴の北に、方丈・法堂・庫裏等を建てられ、上皇の舊殿を賜はつた。これが卽ち大梅山法常寺である。寛永二十年、江州の永源寺に住し、正保二年、疾に罹つたとき、上皇は醫を遣はして診せしめられたが、翌年になつて、疾再び發し、終に起たず、三月十九日に寂した。（法常寺文書・靈源寺文書・本朝高僧傳參酌）

霊源寺の建立と一絲の偈

霊源寺の建立は後水尾上皇の御檀施に因ることであつた。一絲が入寺の時の偈に曰く、

「頑然笑レ我未レ知レ非、創二箇禪菴一住二翠微一、不三是聖君扶二外衞一、爭教三禮樂在二緇衣一」
「萬鈞鬼擔闔二岩根一、道薄無レ由レ啓二化門一、四海九河皆帝力、不レ妨三特地浚二靈源一」
「敢將二榮利一受二拘牽一、痛望宗猷再燦然、朴實家風茅不レ剪、長拈二寶薰一祝二堯年一」

一絲は、深く上皇の眷顧の恩を感じて居たのであつて、その偈の一句一句、みな肺腑より出で、普通禪僧が諛辭を列べるの比ではなかつた。「敢て榮利を將て拘牽を受けんや」といふは、幕府に對する感情をのべたものである。「朴實の家風茅剪らず、長く寶薰を拈じて堯年を祝せん」一絲の心中には、皇室より外何物もなかつた。

後水尾上皇の御製

寛永十九年の冬、一絲、上皇に侍するの次で、上皇は三首の御製を示された。いづれも古則の語を以て題としてよまれたものである。その御製は『鷗巣集』の中に收められてある。

　　應無所住而生其心

ぬしや誰とはゞこたへよあまのこの
　　やどもさだめぬなみのうき舟

　　啐啄同時眼

さやけしなかい(ひ)こを出るとりがねに
　　やぶしもわかずあくる光は

　　啐啄同時用

立ゐなくかい(ひ)この鳥の翅こそ
　　山もさはらず海もへだてね

「應無所住而生其心」は『金剛經』の要文である。その心持を海士にたとへて、一生を舟の中に過し、宿も定めず、波に任せて、圓轉滑脫、自由自在なる境地をよまれたものである。「啐啄同時眼」「啐啄同時用」は『碧巖集』より出た句である。「啐啄同時眼」は鳥の羽毛成就の時、母鳥は外よりつつき、子は內より啄して、同時に殼を破つて出生する樣を、修行者が機緣醇熟して、無明の殼を破つて悟道に入るにたとへたので、則ち林藪の茂りたる中も隔てなく、明光のさやかなるが如く、悟の開けたる境涯をよまれたものである。「啄啐同時用」は殼を出たる鳥の翅の自由さには、山も海もさはりなきが如く、無明の殼を破つて、悟道に

後水尾上皇一絲に硯を賜ふ

入りたるものの活潑潑地の狀をよまれたものである。一絲は、この御製の末の字、舟・光・隔を取つて、賡偈を奉つた。（その偈は略す）

正保の初め、上皇は、先帝より傳へられた硯を一絲に賜はり、之に御製をそへられた。

硯の壽は、世をもてかそへしるとかや、人の世のさしもみしかきに、かへまほしき事よ。故院の常に御手ふれし物をとおもへは、崩御の後は、座右に置て朝夕もてならして、いつしか廿年あまり七とせに成ぬ。今はとて、永源寺の住持にゆつりあたへて、かの寺の具となさしむ。おのつから經陀羅尼書寫の功をつまは、なとか結緣にならさらんやとてなん。

海はあれどきみが御かげをみるめ無き
　硯の水のあはれかなしき
我後は硯の箱のふたよまで
　取つたへてしかたみともみよ　（鷗巢集）

和尙は偈を以て之に對へ奉つた。（この偈また略す）

一絲詩十篇を上皇に上る

又或る時、一絲は詩十篇を綴つて、その山居の狀を寫し、その懷抱する所を敍べて之を上つた。上皇はその詩の末字を取つて、歌を以て之に賡がせられ、且つ親しく宸筆を染めて、一絲の詩竝に御次韻の歌を寫させられた。その宸筆は現に法常寺に存して居る。

後水尾上皇一絲の遺風を追惜し給ふ

以上は一絲存命中の事であるが、その寂後の事實を見ては、上皇の和尙を追慕せらるる事の如何に深く、之を崇重せらるることの如何に厚きかを知るに足るであらう。

寬文五年十月、後水尾上皇は、一絲の舊居靈源菴に御幸あらせられ、終日その遺風を追惜し給ひ（靈源舊記）、同六年八月には、靈源菴及び法常寺に宸筆の額を賜ひ（堯恕法親王記）、同十二年には、靈源の舊菴破壞したるに由りて、佛殿再興の御沙汰を降された（堯恕法親王記）。この時、上皇は、この再興の旨を以て、京都所司代永井伊賀守尙庸に尋ねしめられたるに、既に舊菴もあり、たいした事でもなければ、御思召のまま仰付られ然るべく存じますといふ返事であつたので、頗る御滿足で、早速設計圖を作つて、叡覽に供するやうにと、皇妃新中納言局（新廣義門院）を經て、局の實弟に當る當時の寺主祖岸へ傳へしめられた。その時の宸翰御消息が、今に靈源寺に保存せられる。左に揭ぐるものが、卽ちそれである。御返し書に、「手もかなひ候はね共、うれしく候て、やう〳〵申候」と仰せられた。御滿悅の御樣子が拜察せられる。

ことに返事待申候、手もかなひ候はね共、うれしく候て、やう〳〵申候、めてたくか

しく

兩傳奏たゝ今參候て、靈源寺の事、永井伊賀守に尋申候へは、大きなる御事にても候はす候、たゝ今もあん室も御さ候、仰の御事に候まゝ、くるしかるましく存候、仰付られ候やうにと申候よし、まんそく申候、今日日もよく候まゝ、いそき／＼申候、さしつな（指圖）と、いそきいたし候て、みせ候へく候、さう／＼申付候はんよし、御申傳へ候へく候、めて度かしく、

新中納言とのへ（御花押）

一絲に國師號を賜ふ

やがて工事も落成したので、靈源菴を改めて、靈源寺と稱し、更に宸筆の額を賜はつた。

同年十月二十日、祖岸は御禮を申上げた。（堯恕法親王記）

同十三年には、兩翼の宸翰と稱する勅書を賜はつて、靈源・法常の二寺、兩翼の如く、永く開山一絲の遺範を傳へ、その法流を重んずべき由を示された。

延寶三年には、國師號の宸翰をも賜はつた。

朕昔萬機之暇、頻召二清涼一絲和尚一入對、其定能息レ慮、其慧能照レ眞、朕於二此師一法恩甚大、實不レ愧二古德活道人一者耶、故茲謚曰二定慧明光佛頂國師一、

延寶三年三月十九日

靈源寺法常寺は勅願所と定まる

この國師號のことは、關東へも御披露なく、密々に賜はつたのであつたが、延寶五年になつて、來年は三十三回忌にも當り、かたがた今披露しておきたいといふ事になつて、寺僧から之を近衞基熙に依賴し、基熙から之を言上した處、「當時關東筋彼是非レ無二御憚一唯然一絲和尚之事、殊御信仰之間被レ免」よし仰せられた。（靈源寺文書・基熙公記）

同六年には、靈源寺と法常寺とは、勅願所と定められた。兩本寺勅願の事は、初例に屬する事であつたが、御歸依他に異るによつて、かくの如くせられたのであつた。この時、傳奏花山院定誠の書狀が、靈源寺の舊記に見える。その文に、

法皇御所、一絲禪室異他の御歸依につき、彼僧之開基靈源・法常二箇禪寺、兩翼のことしと宸翰を染られ候、今度一絲遠忌にあたり、佛頂國師の號を勅許候、此おもむき關東へも被仰出候て、則綸旨を兩寺へ出され候、たとへ勅願兩本寺初例たりとも、法皇兩翼のことしと宸翰を染られ候うへは、靈源・法常兩本寺たるべきよし、御沙汰候間、永代兩寺異論有間敷候、此趣可被心得候也、以上、

文月二十七日　判

法常寺禪巖禪室　（靈源寺文書・靈源書記）

寂後の御追慕かくの如しとすれば、その生前に於ける御信仰もまた推して知られる。

澤庵和尚

次に、一絲の師澤菴和尚も亦召されて、上皇の宮に候し、玄談を試みたことが、一再ならずある。寛永四年に一度召されたけれども、御斷り申上げ、同六年流に遭ひ、九年に赦されて江戸に歸り、十一年京に歸つてから、まもなく召によつて宮に入り、法話を申上げ、十五年には召されて『原人論』を講じ、甚だ聖旨に契ひ、種々の賜物を下され、國師號を賜はらんとしたのを辭して、その代りに、曩祖大徳寺第二世徹翁（てつとう）和尚に天應大現國師の號を賜はつた事は有名な話である。一絲和尚は、師の『原人論』進講を喜んで、賀詩幷序を贈つた。

鳳林承章

鹿苑寺の鳳林承章も厚い眷遇を賜はつた。承章には『隔蓂記』といへる日記があり、又『鳳林和尚朝參之記』といふ本がある。それ等によつて見ると、元和四年の頃より寛文五年の頃にかけて、凡そ五十年近く屢〻參内し、宮中に於て漢和・和漢連句連歌等の御催の時にはもとより、能・舞・茶・御囃、時々の酒宴・花見・御香等にも屢〻召されて居る。

後水尾上皇の承章に賜へる御製

後水尾上皇の『鷗巢集』に、

北山鹿苑寺章長老へ所望申つかはさる、此比のしくれに森のもみちいかゝとはゝやなきぬ笠岡のあきの色を

來てみよとこそ鹿もなくらめ

といふ御製がある。これによつても、承章が殊遇を賜はつて居た樣子は知られる。その間には、自然御道交の上に御受けなされた所のものも少々ではなかつたことと察せられる。承章は慶安四年五月六日に、院の御落飾の時に、相國寺の顯晫昕叔と共に、御戒師をつとめた。その出身は、勸修寺家で、父は晴豐といひ、正親町天皇から後陽成天皇の御代にかけて、武家傳奏をつとめた人である。承章は、その六男で、相國寺の西笑承兌について、法を嗣ぎ、寛文八年に寂した。

雲居希膺

妙心寺の雲居（うんご）希膺（けよう）も、亦嘗て院の御召に預つたことがある。希膺は大坂陣の勇將塙團右衞門と夙くより親交あり、冬陣に團右衞門を尋ねて、共に大坂に籠城したこともある。寛永十一年、後水尾上皇は、師の學修兼備道德竝び富むを聞かせられ、勅使を遣はして、之を召させられた。師は一たびは之を辭し奉つたけれども、一山の勸めにより、つひに參內して奏對頗る叡旨にかなうたと傳へられてゐる。（雲居禪師紀年錄）

愚堂東寔

　次は同じく妙心寺の愚堂東寔である。愚堂は庸山景庸の資である。一絲和尚も師に謁してその印記を受けた。後水尾院は、嘗て師を召して、その道貌奇勝にして、辭氣の純眞なるを喜ばせられた。寛永十三年には、院御所に於て、特に法式を備へて、陞座説法せしめられ、一時の盛儀を極めたといふ。この後も屢〻召して禪要を說かしめられ、その度毎に御座を下つて樂聞し給ひ、冬日には帽を被つて對するを聽された、ある時、院は師を召して問うて曰く、古人言へるあり、卽心卽佛と、是なりや否や、と。師對へて曰く、若し是といはゞ、則ち人々之を聽いて未だ是處に到らず、若し不是といはゞ、則ち大梅甚（なに）に因つて言下に大悟せるか、此の間宜しく叡旨を進めらるべしと。ある時、また院の問はせられていふ、迷人と悟人と死後如何にと。師云ふ、山僧迷つても亦死せず、悟つても亦死せず、と。院は感歎措かせられなかつたといふ。かやうにして、愚堂は特に院の懇待を忝うした。萬治三年、愚堂歲八十四、院の御所に參つて、法談をして居つたところが、段々眠くなつて來た。そこで御座の側に於て、いびきをしながら居眠をしてしまつた。然るにその日、後水尾院は御約束があつて、或る門跡と共に女院御所へ行かれる筈であつたところが、どうも愚堂東寔が其處に寢て居るものであるから、起して行かれる譯に行かぬといふので、その儘にして寢かして置いて

後水尾院の御性格と法談

龍溪性潛

御約束の女院の方へは、今田舍から珍客が參つて居るから暫く遲れる、といふ使をやられた。そして東寔が覺めてから、後で參られた。女院が、田舍の客とは誰でありますか、と御尋ねなされたのに、外ではない、愚堂である、と仰せられたので、大變驚かれたといふ話がある。この時に、愚堂はひよつと目が覺めて見ると、院の御前で居眠をして居つたが、別に大して驚きもしないで、ああ能く眠りました、といつて歸つたといふことである。（賓鑑錄・正法山誌・宗統八祖傳）

　後水尾院が、上に掲げた御消息を後光明天皇に御贈りなされたのは、承應の前後であらうかと申しておいたが、それは鳳林承章・愚堂東寔等の參內法問申上げて居る頃のことであつた。御讓位の頃のはげしい御樣子と、この御教訓書にあらはれた圓熟したる御性格とを比べ見て、上に陳べ來つた一絲・澤菴・鳳林・雲居・愚堂等の參殿法談の事を思ひ合すれば、その間に何等かの關聯があるのではなからうかと考へざるを得ない。

　後水尾院は、この後、妙心寺の龍溪性潛について大いに參究の功を積ませられた。龍溪は隱元和尙が來朝の時、妙心寺の竺印と共に、幕府に周旋して、つひに黃檗山の開立を見るまでに努力した人である。この龍溪和尙は、明曆三年に初めて院御所に候して、奏對叡旨にか

なひ、龍顏殊に麗しくましました。

寛文四年龍溪は院の詔を奉じて、江州日野の正明寺を再興し、ついで宸翰勅額を賜はつた。同五年には、光子内親王受戒の戒師をつとめた。內親王は修學院村の林丘寺を創められ、法號を照山元瑤と申した方である。龍溪はこの後も屢〻參內して、法を說き奉り、寛文六年には、『心經』の要義を說いて、『心經口譚』一卷を謹撰して、叡覽に供へ奉つた。攝津富田慶瑞寺には、今にその版を傳へて居る。七年十一月七日には宸翰勅書を下して、禪法受得の滿悅をのべさせられた。その勅書に於て、「顧み思ふに昔時の參禪は、皆是れ自心に凝つて、話頭を辨ず、今や話頭を取つて、自心を證す」とのたまはせられて、御悟得の上に、一段の進境を自認したまひ、「初懷を滿して、歡躍に堪へず、仍つて宸翰を染めて、以て乳哺を謝す」と仰せられた。如何にも御喜びの御樣子を窺ひ奉るに足るのである。翌八年には、親しく菩薩大戒を受け給ひ、九年九月二十日には、再び宸翰勅書を以て、特に大宗正統禪師の號を賜ひ、また從前提唱し奉れる『法輪請益錄』を改めて、『宗統錄』と名づけ、御序を賜ひ、勅版として之を刊行せしめられた。

この御道契は寛文十年八月龍溪の遷化までつづいたのであつた。院が『臨濟錄』『圓覺經』『碧巖集』『信心銘』『大慧書』『請益錄』等に就いて、龍溪の進講を御手づから書留めさせられた筆記の御手帳が、『開塵』と題せられて、今尙ほ東山御文庫に保存せられてある。その中、臨濟四料簡は寛文四年十月二十五日、圓覺經は同七年五月二十九日より同八年四月十五日に至り、碧巖は同八年七月三日より同九年十月二十九日に至り。證道歌は同十年三月二十六日、信心銘は十二年二月、大慧書は同十年四月より七月に至り、請益錄は寛文九年八月、十月に亙つて進講の事が見える。

龍溪性潜の緣によつて、隱元も亦法皇の御歸依を忝うした。隱元に就いては、寛文三年、黃檗山開堂の後、法皇は龍溪を經て、隱元に法語を徵せられ、隱元乃ち法要一章を上つた。同六年には、佛舍利五粒を黃金五重の塔に納めて之を賜はり、又黃金若干を賜ひ、舍利殿を建てしめ、同九年には左の御製佛舍利贊の宸翰を賜はつた。

北天曾自レ奉二南山一　古佛眞身傳二世間一
十萬里程靈骨暖　三千年後異光斑
宋皇述レ讚感二生相一　源相傾レ心欽二定顏一
晨夕拳々服膺久　檗峯永仰五雲間

同十三年二月三日、靈源寺の至山を遣はして勅問を下し給ひ、隱元の奏對旨に稱ひ、錦織の觀音の像を賜はつた。後年林丘寺開山光子內親王の請により、隱元奉答の一句「萬別千差一掃空」の七字を宸翰に染めて、之を黃檗山に賜はつた。今に萬福寺に保存せられてある。同年四月三日に、隱元が寂した。その前日に大光普照國師の號を賜はり、また勅書を賜はつて「師者國之寶也、倘世壽可ㇾ續朕願以ㇾ身代ㇾ之」とまで仰せられたのを見れば、その御歸依のただならぬを察し奉るべきである。

以上は、御教訓書に因んで、後水尾院の御信仰に就いて、その一斑を申したに過ぎぬ。御歷代の內に於て、佛教に御歸依なされた方々も少からぬことではあるが、その御信仰の深くして而も健實であらせられた方としては、まづ後宇多・花園・後水尾の御三代をあげ奉らねばならぬ。而してこの御三代が、何れもその御信仰によつて、特に聖德の涵養に資せられ、その事がまた當時の政局の上にも暗々裏に深き關係を有して居たことは、政教相關の歷史を考へる上に特に注意を要することである。

後水尾天皇の御好學

後水尾天皇はまた漢學に於て深き造詣を有し給ひ、夙く舟橋秀賢・金地院崇傳等に命じて經書を講ぜしめ、また五山の長老をして『東坡集』『古文眞寶』等を講ぜしめられた。また赤塚芸菴を召して永く近侍せしめられた。芸菴は名は正賢といひ、藤森の神主春原正成の男で、出でて赤塚氏を立てた。寛永四年、十四歲の時、非藏人に召され、六年御讓位の時より仙洞に候した。慶安四年御落飾の日、御相伴仰付けられ、名を正隅と改め、芸菴と號し、法衣を著けて勤仕し、延寶八年法皇崩御の後致仕し、元祿五年八十歲を以て卒した。後水尾院に奉仕すること五十四年に及んだ。その學歷としては、寛永十二年伏原賢忠（舟橋秀賢の子）の門に入つて經書を學び、下冷泉爲景について詩を學んだ。明曆四年法皇に召されて、『孟子』を進講し、御感を蒙り、『大學』の一句「止至善」の三大字を染めて之を賜はつた。その宸翰は今にその子孫の家に傳はるといふ。

勅版皇宋事實類苑

『皇宋事實類苑』十五冊の勅版の如きは、實に本邦印刷史の上に特筆せらるべき一大美事である。この書は後水尾天皇の勅により、元和七年に銅活字を以て宋版より覆刻したものであるが、後に支那に於ては、その原本亡佚したので、この勅版によつて、纔かに世に傳ふることを得たものである。かくの如く、漢學の御研鑽または御奬勵が、いかばかり聖德の涵養に資し奉つたか、その影響する所は蓋し鮮少ならざるものがあつたであらう。

文學の御造詣

國史・國文・制度については特に非凡の才識を具へ給ひ、御撰も三十餘種を數へる。歌道に

詠歌大概御抄

於ては實に後鳥羽天皇以來の歌聖と仰がれたまふ。屢〻近臣を集めて『伊勢物語』『源氏物語』『古今集』『百人一首』『詠歌大概』等を講じ給ひ、その御講釋聞書の類が今若干傳はつて居る。また近臣の學問奬勵の爲め、例月試業の法を定め給ひ、『日本紀』『職原抄』『四書』『文選』『毛詩』など、和漢の書について、近臣に試問せられ、若年の公卿衆たちは、かなり惱まされたらしい。（御本日記續錄・山科言緒卿記・土御門泰重卿記・時慶卿記等）

天皇の御撰にかかる『詠歌大概御抄』（藤原定家の詠歌大概の註釋）の中に、光孝天皇の「君がため春の野にいでて若菜摘むわが衣手に雪は降りつゝ」の御製を解釋して、次の如くに記されてある。

此御歌は有心體也。心をいひ殘したる體也。詞足らずして、心あまれりといひたるとはかはるべし。

是は餘寒の時節、雪を淩ぎて若菜を摘む心也。若菜つむといふに辛勞の心こもれり。雪は降りつゝといふ所に心を殘したる歌也。親王ほどの人の、如此おりたちて若菜つみたまふは何故ぞなれば、君がためなり。君が爲とは上一人より下萬民にいたるの心也。君も長久に民もゆたかにと祝し給ふ義也。臣下に若菜たまふとて、如此の辛勞の體、王道の肝要、撫民の體に叶ふことなり。雪は艱難の方にとるなり。

一首の歌も、かやうに解釋して、その深意を究めさせ給ふ所に、天皇の濟生撫民の厚き御思召を窺ふべきである。

御撰當時年中行事

後水尾天皇には、また有名なる『當時年中行事』の御撰がある。この御本は、年中恆例の公事及び禁中に於ける種々の御作法の事を記されたもので二卷あり、假名文を以て書かれたので、『假名年中行事』ともいふ。この御本は、後光明天皇御在位の頃、天皇に進ぜられる爲めに撰せられたもので、正保・慶安頃の御著作であるが、その後、承應二年六月二十二日、皇居炎上に、後光明天皇への御贈進の淸書本を燒失し、御草案のみ殘つて居たのが、萬治四年正月十五日、禁裏法皇及び女院御所の炎上には、その災を免れたのを、再び書改めて、靈元天皇に進ぜられたものである。その初めに、御序とも見奉るべき一節がある。その文によれば、應仁の亂このかた、宮中日々零落して、保元・建武の昔に似るべくもあらず。信長の天下を掌に收めしより、漸く禁裏の經營を始め、家康四海を平げて絕えたるを繼ぎ廢れたるを興し、爲めに金闕再び光を輝かし、ついで秀忠より家光將軍に至り、百敷の古き軒端を改めて玉を磨きなせる功は他日に倍す。然れども萬の事は猶ほ寛正の比にも及ばず。御禊・大

御書道

嘗會その他の諸公事も、次第に絶えて、今は跡もなきが如くになり、再興するにたよりなし。何事も見るが中にかはりゆく末の世なれば、せめて衰微の世のたゝすまひをだに失はでこそあらまほしきに、まさに又おぼつかなくなりもてゆかむ事の歎かはしければ、思ひ出るに隨うて書付け給へるが、卽ちこの御本である。これによつても、後水尾院が禁中公事の御再興、やがては皇室復興を期したまふ叡慮の深きを推し奉るべきである。

後水尾天皇は、書道に於ても亦近代の達者にましました。山科道安の『槐記』の中に、ある日道安が家熙に伺候した時に、後水尾院は八十五歲でかくれましました、御歷代の中にかほどの御長壽は稀にやと申した處、家熙のいふには、さればとよ、常に仰せられたことに、「古今の天皇の寶算八十を越したるは、光孝天皇（道安の聞き誤か、家熙の誤か、陽成天皇とあるべきであらう）と身となり、手も少しは書く、歌も相應には讀む、大果報の者なり、何れもあやかられよかし」とあつたといふ。

九　桃園天皇

桃園天皇の竹内式部一件に於ける御態度

桃園天皇（第百十六代）は、延享四年、七歲を以て櫻町天皇の御讓りを承けさせられ、寶曆十二年、二十二歲を以て崩御あらせられた。後光明天皇と同じ御齡であらせられたが、その英明にましまし事も、亦よく似通うて拜せられる。その趣は、竹内式部一件の際に於ける天皇の御態度、幷に關白等に對して仰下された御沙汰などによつても察せられるのである。よつて、ここには竹内式部一件の經過を背景として、桃園天皇の御事に及ばうと思ふ。

竹内式部

竹内式部は、新潟の町醫者の家に生れ、京都に出て、儒學神道などを習つて居つた。神道は玉木葦齋・松岡仲良等に受けた。この松岡仲良が山崎闇齋の垂加流の神道を受けて居つたので、その思想が竹内式部に移つて來たのである。そこで式部はその學問ができてから、寶曆時分になつて塾を開き生徒を取つたのである。その時公家衆が澤山その塾に入つた。その讀む所の書物は、神書卽ち『日本紀』などの外に、『保建大記』『靖獻遺言』等であつた。『保建大記』は栗山潛鋒の著はす所で、保元より建久に至る三十年餘りの時勢の變移を書いて、政權

が武家に遷つた事情を論じ、之を後西天皇の皇子八條宮尙仁親王に上つたものである。その論旨は、夫れ廢興は天なり、盛んになるのも衰へるのも總べて時があるものであるから、苟も王朝の古に復さんと欲するならば、必ずその本を修めなければならぬ。徒に甲兵の末に屑々として、遽かにその功を收めようとしてもできるものではない。それは恰も堤を切つて水の流れを防ぎ、薪を積んで火を禦ぐやうなもので、少しも益が無いのみならず、却つて損のあるものである。承久なり建武なりの失敗は、その爲めである。復興を圖るには、その本を修めなければならぬ。故に人君たる者は、身を愼んで、天下の人心の歸するやうにしなければならぬ。さうすれば此方から期せずして人が自ら服し、天命が之に歸する。天命の歸する所、如何なる者が出ても、之を禦ぐ事ができぬといふ趣意である。

『靖獻遺言』は、淺見絅齋の著はす所で、靖はやすんずるで、即ち自分で自分の心にやすんずる、獻は王に獻ずるといふ意味である。すべて忠義の志は同じく一つであるけれども、その時勢にも依り、或はその人の境遇にも依り、いろいろ忠義の仕方が違ふ。唯自分の心に安んずる方法に於て忠志を獻ずるといふので、靖獻といふのである。遺言は即ちその終りに臨んで遺した言である。この書は、古人の君に盡した立派な事蹟を有つて居る者、凡そ八人を選び、それ等の人々が、その大義を明かにし、君に忠を盡さんが爲めに、自らの身を殺した者の末期の言葉即ち遺言を、八箇條集め編したものである。その八篇は、

一、屈原の離騷

屈原は楚の懷王に仕へて、初めは用ひられたけれども、後讒に遭うて疎んぜられた。そこで離騷の賦を作つて、王の反省を請うた。その懷王の子の襄王の時になつて、又退けられて、終に汨羅(べきら)に投じて死んだ。

二、諸葛亮出師表

諸葛亮(孔明)は蜀の劉備に仕へて、その覇業を助け、その子の後帝を助けて、魏を討ちに行く時に、上つた表が、即ちこれである。

三、陶潛讀レ史述ニ夷齊一章

これは『史記』の伯夷叔齊の傳を讀んで感じた所を記したもので、有名な歸去來の辭はこの中にある。陶潛は菊で以て有名な陶淵明である。

四、顏眞卿移レ蔡帖

顏眞卿は、唐の安祿山が謀叛した時に、正義を唱へて安祿山を討たんとし、遂に安祿山の爲めに蔡といふ地へ送られて殺される。その移されんとするに及び、死を覺悟して、遺族に送つた所の書がこれで

ある。

五、文天祥衣帶中贊

文天祥は有名な正氣歌を作つた人であるが、正氣歌は即ちこの衣帶中贊の中にあるのである。宋末に出て、元の夷狄に抗して終に捕へられて、幽囚の中に衣帶中贊を作つた。衣帶中贊といふのは、殺された後に見た所が、衣帶の中に插んであつたから、かく稱するのである。

六、謝枋得初到㆓建寧㆒賦詩

謝枋得は矢張り文天祥と同じく宋の忠臣であるが、宋の末路に出て、元の兵と戰ひ、妻子とも皆捕へられ、枋得一人九十三歲の老母を負うて山の中に逃れた。その後、宋が亡んで元の帝が招いたけれども無論之に應ぜず、捕へられて食せずして死んだ。この詩は捕へられて都の建寧に行く時に作つて、自ら忠誠を誓つたものである。謝枋得は有名な文章家であつて、『文章軌範』を編纂した人である。

七、處士劉因燕歌行

劉因は矢張り元の初めに出た人であるが、自分の生れた土地は、先祖代々夷狄に汚された事のない中國であるからといふので、どうしても元に從はなかつた。先祖以來清らかな民であるといふので、自ら中國處士と稱した。宋に仕へて居つたのではないが、唯夷狄の元に仕へたくないので、儒者として教授をして居つて、この燕歌行を作り、正義を唱へたのである。

式部名分を論じ學問を勸む

八、明方孝孺絶命辭

これは明の第二世の建文帝に仕へて居つた人である。帝の伯父燕王が位を簒うた時に、方孝孺は之に抵抗し、終に捕へられて燕王の所に引出された。文章を能く書くから、その時の詔書を書くことを命ぜられたが、聽かない。或は利を以て誘ひ、或は嚇したが聽かないので、終にその一族八百四十七人を、幾度かにわけて悉く之を殺し、遂に本人を七日間かかつて嬲り殺しにした。その間、方孝孺は罵聲絶えず、七日の間燕王を罵つて死に至るまで止まなかつた。その捕へられて行く時に、覺悟をして、自ら絶命辭を記して、決心を示したのである。

これ等の屈原以下方孝孺に至るまでの者は、皆國の不幸な時に、正義を唱へて身を殺したのである。その仕方は何れも違ふけれども、各ゝ自分の地位相應に、自ら心に安んずる所に於て、王に誠心を獻じた。ただ君には忠を盡さなければならぬといふ抽象的の議論をするよりも、かくの如き事蹟を以て說明した方が、最も適切に人心を感奮興起せしめるに都合が宜いといふので、絅齋はこれを編して、それぞれに說明を加へたのである。

竹内式部はかやうな書物を教科書として、公家衆に教へて居つたのであるから、その排幕の思想は、盛んに燃えるやうになつて來た。その講義は、強く名分を論じて、幕府が政權を朝廷から奪ひ取つたのは宜しくない。たとへ幕府が政治を行ふにしても、天皇を奉じて朝

廷に伺つてやるべきものであると論じて、屢〻關東を謗る事などもあつたといふ。その說に、日本に於ては天子ほど尊い御身柄はない。然るに今の人々は將軍の尊いことを知つても、天子の尊いことを知らぬのは如何なる譯であるか。是は畢竟するに、天子も御德を積まれず御學問が不足である。臣下は如何であるかといふと、關白以下の者も、何れも不器無才の者である。それであるから皆幕府の方を尊んで、天子の尊い事を知らぬのである。故に天子より以下皆學問を能く勵んで、その道を備へたならば、天下萬民が皆その德に服して、終に天子の方に心を寄せ、自然に將軍が天下の政權を返上するやうになるのは必定である。それは實に掌を返す如くであつて、公家の天下になる事は明かであると說いて居つた。是は、その頃、式部がどういふ講義をやつて居るかを調べられた時に、その樣子を當時の武家傳奏廣橋兼胤が、日記の中に書いて居るのによつて知られるのである。この思想は、言葉こそ變つて居るが、『保建大記』の說く所と殆んど同じである。

式部の公家衆への影響

公家衆は、式部の說を聽いて、之に感通すること影の形に隨ひ響の聲に應ずるが如く、實に手の舞ひ足の踏む所を知らぬやうな有樣で、ひどく感服したのである。そこで、その講義を聽いて居る者の中で、壯年血氣の者共は、氣が逸つて、凌雲衝天の志抑へ難く、軍學を講ずるものなども出て來た。何でも幕府を倒さねばならぬから、今から軍學を修め、兵法を習つて、劍道も學んで置かなければならぬと、俄かに武器を購ひ、弓馬を試みる者があるやうな譯であつた。そこで、禁中で、近習の小番に當つた公家衆は、御庭の極く靜かな所に出ては劍術の立會などをやるやうになつた。さういふ事が漸く關白の耳に這入つた。關白一條道香は、若い公家衆達が、盛んに兵法などを習ひ、劍術などを稽古して居ることを聽いて、この事が若しも關東の方に聞えると、由々しい大事になると、大いに心配して、增長せぬ中に速かに停止すべしと命じた。そして弟子の一人であつた烏丸光胤を喚んで、どういふ學說であるかといふ事に注意した。そこで竹內式部が、どういふ講義をやつて居るかと、その擧動を尋問した。烏丸光胤は、いろいろ辯解して、右の噂が事實でないといつたけれども、なかなか聽かれない。關白は武家傳奏廣橋兼胤・柳原光綱と議して、所司代松平輝高にその事を通知した。所司代は更に京都の町奉行をして、竹內式部を尋問させた。ところが、式部には別に大して惡い事はないので、罪跡を認めることができないで、その儘釋放された。

德大寺公城

時に寶曆五年、桃園天皇は寶算十五であらせられた。從來もいろいろ學問の御稽古は遊ばして居らせられたが、もうそろそろ君德涵養、所謂帝王の學問をなさらなければならぬとい

青綺門院

ふ時になつたので、徳大寺公城——この人がこの舞臺に取つては立役者であつた——幷に久我敏通等が相談をして、君德涵養には、竹内式部の學說を進講するが宜しいといふので、侍讀の伏原宣條が、式部の學說によつて、『大學章句』『孟子集注』などの御講釋を申上げた。その時の様子は、昔後光明天皇が漢唐の古註を廢して、新に朱子學を御採用になつた御様子に似て居ると、有志の堂上たちは感喜雀躍したといふ。德大寺公城は、姉小路公文・西洞院時名・正親町三條公積と謀り、尙ほ又日本の神書を御覽にならなければいかぬとて、小番の時に、『日本紀』の進講を始めた。然るに、同志仲間の過激のもの等は、極端說を出して、速かに幕府を倒さなければならぬ、といふので、倒幕急進論を主張する者があつて、徒黨を結んで居るといふ風聞があつた。そしてその寄合に於て、酒宴を催し、その間には慷慨悲憤の說が出るといふ噂が聞えた。

時に寶曆七年、その頃、一條道香は關白を退いて、近衞内前が關白であつた。一條前關白は、事情の容易ならざるを察し、近衞關白にこの事を密告した。近衞關白は、一條前關白・右大臣九條尙實・内大臣鷹司輔平等と計つて、青綺門院、卽ち先帝櫻町天皇の女御であらせられ、桃園天皇には、御實母ではないけれども、嫡母に當らせられる方に申上げて、公家衆たちの神書進講を停止すべきことの上裁を仰いだ。青綺門院は、御自分が二條家の御出身であらせられるが、弟御に右大臣二條宗熙といふ方があり、またその嗣子に宗基といふ方がある。この二人とも、山崎闇齋の垂加流を學んだ事があるが、門戶の見が强く氣象が烈しくて接遇するに困るので、かねがね心配して居られた故に、主上にも垂加の說を聞召すのは、必ず御爲めに宜しくあるまいと思召された。よつてその進講を止めることを御賛成になつたので、近衞關白は意を決して御諫め申した。この事は青綺門院の旨に出て居ることでござりますると申上げた。天皇は、青綺門院の令旨であるならば致し方がないとて、終に採用せられて、暫く御止めになつた。關白は朝臣等に進講停止を命じ、又西洞院等に式部の學說を學ぶべからざることを忠告した。それは寶曆七年八月の事で、天皇寶算十七の御時である。

天皇日本紀の研究は必要なれば之を續けんとし給ふ

然るに天皇の御考では、神書『日本紀』は日本の由つて起る所の根源を說いた者である。然るに日本の主でありながら、日本の書を見るのは宜しくなくて、唐土の書のみを見るは宜しいものであるか、如何なものであるか、といふ事で、私かに青綺門院に、もう一度講義を始めたいといふ事を御相談になつた。青綺門院は、つい先達て、八月十六日に御止めになつたばかりであるのに、十月になつて、また始められるのは如何であらうか、といふ事で御と

めになつた。この間に、德大寺公城などは、私かに同志の輩と圖つて、內々で以て、天皇に『神代卷の抄』――抄は講釋をしたものをいふ――などを寫して獻上した。或は又文學などに事寄せては、私かに伺候して、朝權の囘復せられなければならぬ所以を言上した。その翌年になつて、寶曆八年、寶算十八歲の御時、正月に天皇は改めて近衞關白を御召しになつた。仰せられる事に、今の世は誠に泰平のやうであるが、然しながら是は誠の泰平ではない。明日の事は測られない。『日本紀』といふものは、日本の由つて起る所を記してあり、是は第一の義であるから、この講義を始めなければならぬ、と仰せられた。關白は恐れ入つてしまつた。さて申上げるやうは、この事は先達て、青綺門院も御心配になりました事で、昨年も吳々內前に仰せ事があつたのでありますから、唯今內前一人で直ぐに御請けを致しまする事は大切の道の義でござりまするので、恐れ多く存じまする。尙ほ一應叡慮を回らされて、更に女院樣に御相談を願ひたいといふ事を申上げた。その間にいろいろ御問答を二三度繰返した。終に天皇は、一體內前、その方は女院に從つて居る者か、何れに從つて居る者かと仰せられた。內前恐れ入つて、それは申すまでもなく、君に從ひ奉る義にござります。御代々御恩を蒙り、一列同樣の事ながら、わけて內前は、中御門・櫻町兩院の御恩を蒙り、殊に代々重い關白職に補せられたのは、偏に當今の御蔭と晝夜朝夕相忘れず、心のたけは忠義を盡し相勤めまする覺悟でござります。その爲めに、心に存ずるだけの事は、憚りなく申上げる積りでござります、と言上した。それから暫く日を置いて、天皇は、當國の根源の事であるから、捨置き難く、どうしてもまた『日本紀』の講義を始めたいといふ御沙汰を下された。そこで、內前は、先日も申上げました通り、大切の義でござりますから、內前一身で仰せを承り取計つて、若しも、ふと女院の御耳に入りますれば、如何樣に御苦勞に思召すやも計られませぬから、女院の御耳に入れての上での事になされたいと言上した。然るに、天皇に於かせられては、女院に申上げる事は憚り多くあらせられる。何故かといへば、昨年も、この事について女院は非常に御心配になつて、夜も碌々御寢あらせられなかつた。餘り御心配を掛けては濟まぬから、今度は女院に申上げるとお困りになる、申上げないで、內前關白の計らひでやれとかういふ御沙汰であつた。內前非常に困つて、到頭青綺門院に申上げた。それで、青綺門院は、そんなに御熱心であらせられるならば幾ら御とめ申しても、御止めになるまいから、それでは極く密々で、世間に漏れないやうにして、聞召されたならば宜しうございませうといふことであつた。それで、是までは一般に若い公家衆達が拜聽して居つたが、今度はそれ

ではいかぬからして、關白が後に附いて居つて、監督の意味で、激烈な事がいへないやうにして、西洞院時名を召されて、講義を聞召されたのである。

徳大寺一派の苦心

德大寺公城は、この事を聞いて、實に喜んだ。久しく絶えて居つた所の御講義が、又始まつたといふので、大層喜んで、その由を精しく日記の中に書いて居る。何故德大寺公城がそんなに喜んだかといふと、それには深い譯がある。それは、昨年御止めになつてから、德大寺の一派の同志は、この儘御講義が止めになつては困る、折角自分等の學說を、天皇に勸め奉り、皇威を發揚する基を造らうといふ考であるのに、その儘止めになつては、自分達の考が水泡に歸するからといふので密かに天皇に申上げた。それでその講義が再興することになつたので非常に喜んだのである。この事について、前年來正親町三條公積と德大寺その他同志二三の人が相談をしたのである。德大寺はその日記に記して、去年以來、吾々の苦心は誰も知つて居らぬ、それを回復したのは、實に喜ばしい事であると書いて居る。

德大寺公城の日記

「嗟呼去年以來、公積卿之所爲、同志數輩之外知る者なし、而して今日の恢復にいたる。千歲の忠志なる哉、然し主上能く此諫書を聞召し、嘗て大典侍・姉小路前大納言（御生母開明門院とその御兄公文卿）等へも仰聞けらるる事のなくて、叡慮を定て、關白に仰出さるゝの篤き叡心にあらずんば、公積卿の忠志も通しかたからん、嗟呼主上御聰明之御資、相續て此道を被聞召候はゞ、異日の聖德きはまりなくおはしまして、千歲廢(弛)置之道、此時に回復して、我國のかしこさ、此君の御宇に拜んと、臣等同志輩、頭をのへて有侍云々」と記して居る。

討幕の計畫

この時に當り、同志の過激の者は、承久或は元弘のやうな事件を起さうといふ計畫を立てた。公家衆ばかりでなく、いろいろの浪人も這入つて來た。肥前の人諏訪忠房、それから藤井右門などが入つて來て、盛んに計畫を立てた。それについて、種々の作戰計畫が案ぜられた。金澤の前田・富山の前田・久留米の有馬・柳川の立花・大洲の加藤・熊本の細川・佐賀の鍋島・小幡の織田・喜連川の足利等、かういふやうな勤王の諸藩に命を下し、一面は大坂を奪ひ、二條城を拔いて、幕吏が抵抗したら、京都に火を放ち、大坂・伏見・大津などを奪つて、幕府の根據を絶つてしまふといふ、この時に取つては、夢のやうな計畫を立てて居つたのである。けれども竹内式部は餘りさういふ過激の黨には加はらなかつた。然しながら、同志の徒は、式部を以て總軍の總大將と仰がうと考へて居つたのである。

日本紀進講中止の諫奏

前關白一條道香は、かういふ風說を聞いて心配になつた。どうしても神書の講義をして居ると、それを本として若い公家衆が黨を組むやうになる。是はどうしても御止め申さなければ

德大寺等君側より退けらる

ばならぬといふので、右大臣九條尙實・内大臣鷹司輔平と共に、關白近衛内前に計り、神書の進講の中止を申上げ、諫奏長座に及んだが、天皇はどうしても御聽き入れにならない。朕は或る夜夢に日輪のやうな、又人の身體のやうなものを見て、何となく心が安くない。且つ先達て、神書の講義を開く時に、内侍所に拜して、必ず中途に廢せず、といふことを誓つて置いた。中絶すると、神に對して恐れ多いから止めない、と仰せられた。近衛内前は、それは明朝御拜の折に、廢止の旨を、神に御斷り仰せられたならば差支ございませぬ、と申上げたが、どうしても御聽きにならない。終に一兩日だけ延期を御許しになつたのである。かやうにして、神書の進講は、十二回を以て中絶することになつた。

内前等はこの儘では置けないから、更に靑綺門院の御許しを得て、正親町三條・德大寺等の人が、君側に居るから、よくない、之を遠ざけなければならぬといふので、到頭之を退けることを圖つた。さうして闕下に伏し、德大寺・正親町三條などを退けることを奏した。その理由は、神道に託し、邪說を唱へて、徒黨を結んで居る、一體人體が宜しくないから、役を退けるといふことを申上げた所が、天皇なかなか御許しがない。けれども、いろいろと申上げて、終にそれを許された。それが寶曆八年の六月十日のことである。それで德大寺など

天皇關白に宸翰を給ひ詰問し給ふ

は御側に出ることができなくなつてしまつて、家に引込んで居つた。ところがその引込んで居る中にも、密かに烏丸光胤からして、今度自分達が辭職を仰付かつたのは、天皇の叡慮に出た事ではなくて、關白が無理に計らつた事である。天皇に於ては、不憫に思召して居らせられるといふ事を聞いたので、實に有難い、千載の本懷がここに盡きて居る、憾らくは叡旨の忝きに報じ、宸襟を安んじ進らすを得ざる事である。徐に時の來るを待つて、大いに働かうといふ事を日記にしるして居る。

德大寺・正親町三條などの辭職を命ぜられて後、三日を經て、天皇は更に關白内前を召されて、宸翰の御書付を賜はつた。(この宸翰原本現に陽明文庫に保存せらる)

此間攝家一列より、神書聞こと、すいか(垂加)流にては、爲に成ましき、さるによつて、何とそやむる樣にと、たつて關白申され候故、得心せされとも、相やめる由云、其後とくとしあん(思案)候所、得心せすしてやむること、先如何、其上愚存道にかなはゝ勿論、又一列被申通り道にかなふにしても、得心せさるを、やむること甚如何、道の事故、このまゝすてをきかたき也、彼流なにかあしきゆへ、爲にならぬよし申さるゝそ、心底いふかしう思ふ、さためて格別のわけ有へし、くはしく聞度おもふ、名々に所存被書付、一封可被上なり、夫神

右の大意

道は、わか大祖及爾の大祖と、萬世の爲に心をあはせ、天地自然の道をかんかへて、たてをかせられたるわか國の大道にして、朕は勿論、政をとる人、必まなふへき能みちなるを也、此間も、神家輩より聞は何も所存なきよし申さるゝ、なるほと右輩より聞は、さしつかひもなき事故、さやうにしたき者なり、去なから、右輩に聞へき人體相みえぬによつて、これまて彼流至てたゝしきやうに思ふ、去なから、一列より被申通り、義理にかなひ、神慮によくかなふき（儀）、明白に知たらは、必一列より被申しとを用ひ、向後彼流聞ましき也、さて又愚存神慮義理にかなふきならは、これまての通にて則可聞なり、只今は一列所存と愚存と相違なり、二つのうち、いつれが道にかなうと、依レ不レ成二分明一也、

この宸翰御書付の大意は、この間攝家一列のものから、『日本書紀』の進講を聞くのに、垂加流によつては爲めにならぬ、何とそ止めるやうにと、關白がたつて申した故に、得心はしなかつたけれども、止めると申した。然るに、その後篤と思案をして見るに、得心しないで止めるといふ事は如何であらうか。その上に愚存（桃園天皇の思召）が、道理にかなふならば勿論のことであり、また攝家たちのいふことが道理に叶ふとしても、得心せぬものを强ひて止めるといふ事は甚だ如何はしい。道の事であるから、このまゝ捨て置き難い。かの垂加流といふものは、何が惡いので、爲めにならぬといふのか、心底いぶかしく思ふ。定めて格別のわけが有るのであらう。詳しく聞きたく思ふ。名々に考をかきつけて、封書を差出すべし。夫れ神道はわが大祖天照大神が、爾の大祖天兒屋命と、萬世の爲めに心を合せ、天地自然の道を考へて立ておかせられた我が國の大道にして、朕は勿論、政を執る人、必ず學ぶべきよき道である。この間も內前等の申すには、神家の輩から講義を聞くならば所存はないといふ。なるほど、右の輩から聞けば差支もないことだから、左樣にしたいものであるが、去りながら、右輩の中に講義を聞くに足るべき人體が見えないではないか。故に垂加流の方が至つて正しきやうに思ふ。さりながら、攝家一列の申すことが、義理にかなひ神慮にかなふといふ儀が、明白に知れたならば、必ず攝家一列の申す處を用ひて、今後は垂加流は聞くまい。さて又愚存（天皇の思召）が、神慮にも義理にもかなふといふことであるならば、これ迄の通りに垂加流を聞かう。今の分では、攝家一列の考と愚存（天皇の思召）とが相違して居る。二つの內何れが道にかなふか、分明でないからである。

垂加流は民間儒者の說なれば主上の聞召さるべきものにあらずと答へ奉る

近衞內前はこの仰せを承つて、大いに恐れ入つて、一條前關白・九條右大臣・鷹司內大臣等と議して、奉答申す事に、一體彼の流は、山崎嘉右衞門の流、卽ち垂加流から出ましたも

關白等吉田流神道をお勸め申す

烏丸光胤等五人も退けらる

ので、山崎嘉右衞門は民間の儒者——公家衆からいふと、格式を重んずる者であるから、民間といふと賤しい事になる——でありますから、朝廷に入るべきものではない。その上に愚意を加へ、野卑の新流である。その山崎垂加流が、松岡仲良に傳はり、更に式部は、その師匠から傳へたものの上に、なほ自分の私見を加へて居る。垂加の流が既に新しい野卑な流義である上に、竹内式部は尙ほ新しい。その說は甚だ確かでない。又竹内式部は松岡仲良からも破門をされたやうな人間である。故に民間の輩さへ聽いても宜しくないものであるのに、況して主上の聞召されるは、甚だ以て有るまじき事でありまするると申上げた。內前は、尙ほいろいろと諫奏申して、終に吉田流の神道を聽講遊ばされるやうにと、御勸め申した。それならばそれを聞かう、とは仰せられたが、尙ほ事實に於ては、吉田流の者を御召しにならないで、元の通り、西洞院時名を喚ばうとなされる。關白はなほも是ではいかぬといふので、更に意を決して、六月二十八日に、是等の同志の者を君側より退けることにした。德大寺と正親町三條とは、前に退けたけれども、尙ほ烏丸光胤・坊城俊逸・高野隆古・西洞院時名・中院通維この五人の者に所勞と稱して籠居を命じた。それで先づ御前を遠ざけたから、一安心と思うて居つたが、なかなか同志の熱心な者は、そんな事では屆しない。烏丸・德大寺・西洞

天皇德大寺等の籠居を案じ給ふ

院などといふ人々は、密かに天皇に奏聞して、關白の申上げて居る事に對して、いろいろと申上げた。關白は、また天皇に伏奏して、式部が神書儒書講談の節に、名分の義をひどく申立て、屢〻關東を誚る、見臺の上でさへ、かやうであるから、雜談の時などは勿論の事である。かやうなわけで、門弟等が過激な說を唱へ、或は夜著の中に懷劔を入れたり、十手を入れたりして、宿直をする事がある。爲めにいろいろの風說が生じて、朝廷が今に騷動を生ずるに相違ない。黨を結んで謀叛をする（亂を作す）といふ風說がある。謀叛といふ事は、重いことで、なかなか二十人や三十人の人が黨を結んでできる事ではない。又一人や二人の者が計畫を立てても、できることでない。これは畢竟各〻の者が、主上へなれ添ひ、朝廷の權を自分の方へ取らうといふ趣意から來たのであると、いろいろ申上げたが、天皇は何とも仰せがなく、唯「成程」とのみ仰せられるばかりであつた。

天皇は德大寺・正親町三條・西洞院などが籠居して居るのを、御心配になつて、どうかして助けてやりたいといふ思召で、いろいろ御考になつた。それで、或る時には、密かに西洞院時名を召されたりしたことがある。時名は參內しようと思つたが、關白が止めて參內する事を許さない。かういふ風に、籠居を命じても、なかなか天皇との間を離すことができぬ。

關白靑綺門院の令旨を請ひ德大寺以下を君側より遠ざく

どうしても、是ではいかぬ。蟄居止官の處分をするより外仕方がないといふことになつたのである。そこで關白は意を決して、靑綺門院に願つて、令旨を請ひ、更に闕下に伏して、懇請を致した。天皇は「せう事がない、どうなりとも宜しく」申付けるやうにといふ仰せである。この時のこの御言葉は、內前の日記に書いてある。それで關白は、正親町三條・德大寺・坊城・西洞院・中院の官職を止めて、永蟄居を命じ、勘解由小路資望の官職を止めて蟄居に、高倉永秀・西大路隆共・町尻兼望の役を廢めて、遠慮仰付け、今出川公言・町尻兼久・櫻井氏福・裏松光世を遠慮に、岩倉恆具その子岩倉尙具・植松幸雅・正親町三條實同・烏丸光祖に自分遠慮を命じた。その罪狀は、式部の神道敎法が道に背き、いろいろの噂が流行して、關白なりその他の重い役人を輕んずるが爲めであるといふのである。又之に連座して、女官の中にも大分罰せられた者がある。天皇の御乳母土御門連子が豫て計畫に與つて、內通をしたといふので、宮中の奉仕を免ぜられた。是れ實に寶曆八年七月二十四日の事である。かやうにして、同志の人々は役を止められ、蟄居を命ぜられて、もう天皇にお近寄りすることができなくなつた。

式部を追放に處せんとす

公家衆の方は、關白が、幕府に相談する必要もなく處分をしてしまつた。然しながら、尙ほ竹內式部を處分しなければ本が治まらない。そこで關白は京都所司代に通知をして、式部をどうかして京都から追放の刑に處して貰ひたいと望んだのである。所司代松平輝高は京都の町奉行に命じて調べしめた。町奉行は式部を喚んで、いろいろ尋問をしたのである。けれども、式部の辯明が誠に事理明白であつて、少しも罪として執へ所がない。何處を罪狀にして追放に處するか、如何にも罪に落しやうがないので困つて居つた。そこで關白の方からは、式部が公家衆に對して關東を謗つた、或は名分の義をやかましく申立てて、今に關東の政權が朝廷の方に歸するやうになる、かやうに式部が說いたといふ事、或は同志の徒の中に、式部の學說が本になつて、武器を貯へる者があるといふ事などを、所司代に通知をした。そこで、式部に尋問すると、全くさういふ形跡が無いので困つた。のみならず、尋問して居る內に、却つて京都町奉行をして、感心せしむるやうな事柄が多いので、調べる方でも弱つたのである。

町奉行の尋問と式部の答辯

或る時かういふ尋問に及んだ事がある。式部が講義をしたものの中に、禮樂征伐諸侯より出づれば、蓋し十世にして失はざること希なり、禮樂なり征伐が諸侯から出る、卽ち天下の

式部決心し自己の意見を十分述ぶ

政權を諸侯が有つて居つたならば、それは十世で衰へると申したといふが、如何であるかといふ尋問である。式部曰く、それは如何にも申しました。町奉行曰く、それは今の將軍の世が既に十代に及んで居るが、それにも拘らずさういふことを申すのは、不遠慮ではないか。式部答へて曰く、是は『論語』にある事で、『論語』の講釋を致します時に申したので、別に關東に對して申した譯ではない。奉行の曰く、それは然しながら『神代の卷』の講義の手控への中にあるといつて、講義の筆記を示し、『神代の卷』の講義の中にあるのは、如何であるか、誠に不審ではないかといふ。式部曰く、それは書く人の心得で、いろいろに書くので、私の講義が、『神代の卷』と『論語』の講釋を一日置きに致しました、それを聽いた者が、續けて書いたのであつて、それは書く者が自分の心覺を書くのであるから、間違つて『論語』の講義を、『日本紀』の講義の下にかいたこともあるであらう。私は『神代の卷』の所に於てはさういふ事を說いた事はない、と答へた。是は辯明が著いた。

さうすると、今度は奉行の申すには、一體、式部、その方は今の天下は危い天下になつて居るやうに考へるといつたさうであるが、果してさうであるか。是に於て、式部私かに考へる事に、是は幾ら辯明しても、迚も駄目である。何か事を探して、自分を罪に陷れようとするのであらうから、どうしても追放ぐらゐにはなるに相違ない。どうしても罪に陷れられるなら、自分のいひたいだけの事は、いつてしまはうと覺悟をした。さて申して曰く、成程、實に今の世の中は危い天下であると思ひます。この事は、自分が講義をする時には申さなかつた。講義の時には決して申さなかつたけれども、今日唯今、この決斷所に於て、私の心底を御尋ねあるに當つて、僞を申したとあつては、恥入るから申します。實に今の世は危い天下であると存じますといつた。幕府の役人の目の前に於て、今の天下は危い天下であると、少しも臆せず、率直に述べたのであるから、奉行等は非常な驚きで、そこらに竝んで居つた連中は、色を失つた樣子であつた。式部は、尙ほ續けて申すやう、何故危いかと申しますれば、聖人の言葉に、「天下有レ道則禮樂征伐自二天子一出、天下無レ道則禮樂征伐自二諸侯一出蓋十世希レ不レ失矣」（論語季氏篇）とございます。唯今は政治が關東より出て居るのでありまして、卽ちそれは孔子の仰せらるる禮樂征伐が諸侯より出でて居るのであります。然れば、孔子の言葉に從へば十世にして失はざること希なりで、今の天下は實に危い天下であると存じます。私は儒者の道を學んで居る者で、聖人の仰せられた事ならば、それに從ふのでありますと申した。町奉行の曰く、然しながら、昔から天下に限らず、何處の國でも如

何なる所でも、治めるといふ段になると、その上に立つて居る一人のみでは、政治はできない、その下に家老であるとか用人とか、いろいろの者が居るではないか、さうすれば日本には天子が居られても、關東が下に立つて、政治をするに仔細はないではないか、その仔細のない事が、何故危いかといふ。式部答へて曰く、それは如何にも御尤もであります、然しながら、關東の政治は、一條々々毎に京都の方に御相談遊ばされて、さうして勅命を以て、それが取行はれれば、それは關東が政治を遊ばすのではございませぬが、今の政治は左樣に見る事はできませぬ。勿論極く些細な事は、一々京都の方に御伺ひになるには及びますまいが、大事になれば、朝廷に闕白なりその外大臣があるのであるから、それ等に御相談があつて、勅命を受けて行はれるのが宜しいと思ふのであります。さうすれば禮樂征伐が天子より出づると申すものでありますが、今日のは禮樂征伐が諸侯より出でて居るのでありますから、孔子聖人の言に從へば、危き天下と申すより外ありませぬと申したので、奉行がまゐつてしまつた。式部の議論は堂々たるもので、町奉行もこの議論に就いては、一點の非難のしやうがなかつた。そこで私かに式部に向つて、どうもその方もこの度は誠にきつい災難に逢うた、こちらも好んで吟味して居る譯ではないが、據どころなく吟味して居るのであるといつた。

式部遂に追放せらる

是は闕白の方から、どうしても式部を京都に置くと、朝廷の方を騷がすから、式部を京都から遠ざけさへすれば宜しいと、所司代に迫つたのであるから、右のやうにいつたのである。

そこで、何とかして式部の罪を探さなければならぬと思つて居ると、一つの罪狀を見付けた。それは八年の五月頃、京都に雨が長く續いて、鴨川に大水が出て、三條と五條との橋が落ちた。その時同志の輩で青年血氣の勇に逸つて居る者が、三本木の料理屋へ行つて觀水の宴を張つた。そこで水馬の術を試みようといつて、五六人の者が馬を川の中に騎り入れて渡つた。公家衆がさういふ事をやつたから、京都の町の人間が驚いて、大變な噂が立つた。それは極く若い公家衆がやつた事で、德大寺・正親町などといふ人は、さういふ亂暴な事をやつてはならぬといつて叱つたといふ位であつたのである。この事が、町奉行の耳に入つた。之を主な罪にして、式部を追放に處したのである。その罪狀として、全體公家衆に神書を講ずるといひながら、神書ばかりでなく、『靖獻遺言』なども講じた。また三本木の酒宴に列した。馬は乘り入れなかつたが、公家衆と一緒に酒を飮んで居つたといふのは、不穩當であるといつて、追放に處した。十何箇國か御構ひになつて、その國々には立入つてはならぬといふ事になつて、式部は京都から追出されて、事は濟んだ。時に寶曆九年五月であつた。

天皇の御聰明

以上述ぶる所によつて、桃園天皇が御聰明にあらせられたことは、大體拜察し得ようと思ふ。近衞内前に向つて、日本の主として、日本の書を見ず、支那の書のみを見るは如何と思ふとの仰せ、また宸翰を賜はつて、神道は天照大神と天兒屋命が萬世の爲めに立てさせられた所の道であると仰せられたるが如き、或はまた天皇の垂加流を以て正しと信ずるにより之を續けよう、との御主張と、内前等の主張と何れが正しきか、その正しきに從はう、と仰せられたるが如き、流石の近衞内前をして、恐懼措く能はざらしめたものがあつたであらう。德大寺公城等を初め、當時同志の朝紳が深き期待をかけ奉り、朝權恢復をこの君の代に仰がんと喜んだのも尤もの事であつた。この事は固より時勢の尙ほ不可なるあり、之を當時に期するは難しい事であつたが、然しながら、この事件が後世に及ぼした影響の大なるものゝあつた事は、世にも著しいことである。

抑ゝ寶曆事件に於ける竹内式部幷に公家衆の活動については、之を說くものは多くあるけれども、その事件の中心として當時同志の人々の仰ぎ奉つた桃園天皇の御事については、之を說くものが甚だ稀である。公家衆等の活動も、天皇の英明にましましたればこそ、その勢を得たのであつて、竹内式部の如きも恐らくは、ほのかに、公家衆等より、天皇の御事を傳へ承つて、間接にその說を叡聞に達するを以て、まことにそのかひありと考へ、その光榮を思うて、衷心感激した事であらう。

桃園天皇の御製

さて、桃園天皇の御製に、

神代より世々にかはらで君と臣の
みちすなほなる國はわが國

と申すのがある。この御製は、右の寶曆一件の起つた寶曆八年の十二月五日に遊ばされたものであつて、その御趣意は申すまでもなく、開闢以來君臣の分定まり、萬古不變の我が國體をよませられたものではあるが、この御製を、右の竹内式部一件を背景として考へて見れば、更に深い思召のあつたことが窺はれ、聖旨のありがたさが拜せられるのである。王政復古、明治維新の原動力は、實にこの御製の中に含まれてゐることを、拜し奉ることができる。

（大正三年八月初稿、昭和十年十月修正、昭和十八年四月再修正）

一〇 光格天皇より後櫻町上皇へ贈らせ給へる宸翰御消息

後櫻町天皇の御聖徳

桃園天皇は、寶暦十二年、二十二歳にして崩御あらせられ、儲君英仁親王（後桃園天皇）は尚ほ五歳の幼少にましますによつて、桃園天皇の御姉智子（とし）内親王が位を嗣がせられた。即ち後櫻町天皇にまします。後櫻町天皇は、聖徳殊にすぐれて居らせられた。これは從來あまり世間に知られて居ない事である。宸翰御日記數十巻が、京都御所東山御文庫に藏せられてあるが、之を拜すれば、こまごまと記し給へる日常の御記事の中に、自ら御性格の圓滿にして且つ明哲にましました事が知られる。和歌國學に通じたまひ、嘗て近衞内前より古今集の傳授を受けさせられ、また漢學にも造詣深くましました。儲君英仁親王の御爲めに、親しく『大學』『中庸』などを假名延書にせられたる宸翰の御本が、現に東山御文庫に保存せられてある。その御教育に意を用ひさせ給ふことの厚き事が察せられる。位に在すこと八年、明和七年、御位を英仁親王に讓らせられた。即ち後桃園天皇にまします。後桃園天皇は御在位久しからずして、安永八年、二十二歳にして崩御あらせられたが、御世嗣が在さなかつた。後櫻町上皇は近衞内前と謀らせたまひ、伏見宮貞敬親王を御立てにならうと思召されたけれども、關白九條尚實の議に因り、遂に閑院宮典仁親王の御子兼仁親王を御迎へなされた。即ち光格天皇にまします。時に後櫻町上皇は寶算四十歳にましまし、光格天皇は御九歳にましました。

後櫻町上皇と光格天皇との御間柄

光格天皇と後櫻町上皇との御間柄はまことに圓滿に、眞の御母子にもまさつて、親しくましました。これ御雙方ともに天性寛和にましましたにもよるが、また御學問による御修養の然らしめたことと拜察せられる。

後櫻町上皇より贈り給へる御教訓の御返し

京都御所東山御文庫に、光格天皇から後櫻町上皇へ贈らせられた御消息がある。それは何事か、後櫻町上皇から光格天皇へ御教訓らしき御消息を上げられたに對して、光格天皇より御返しとして、細かに書いて贈られたもので、後櫻町上皇の御包紙に「勅書有がたき御こま〴〵、ひつじノ七月廿八日」とあり。即ち寛政十一年七月二十八日、光格天皇寶算二十九歳、後櫻町上皇寶算六十歳の御時のものである。その御本文は左の通りである。

返〳〵まだ〳〵書き付け度事候へども、あまり〳〵長文にも成候まゝ先々かくのごとく候、何分〳〵御推覧の事願ひ入りまいらせ候、私いよ〳〵氣丈〳〵、けふは當座にて候、用心

まし〳〵御安心候かしく、

日々きびしき殘暑之處、ます〳〵御機げんよく〳〵、扨々々めで度〳〵忝き〳〵御事、猶また萬々御用心〳〵の御事、第一に願上まいらせ候、さては詠草伺置候まゝ、いつにてもいつにても、御き嫌しだひ御すきさまに宜しくねがゐ入まいらせ候、誠に昨夕は、法樂詠草早そく返し給り、畏々入存まいらせ候、其ふし、御書中扨々々々々々々々有がたき御心せつ之仰ども、實々々々々々々心中有がたく〳〵存まいらせ候、尤仰之通、人君は仁を本トいたし候事、古今和漢之書物にも、數々有之事、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ樣、仁德ノ事を第一ト存じまいらせ候事候、ことに仰ども蒙り候へば猶更に存候事、とかく自身計にては、つい心もだるみ候事、か樣に仰有之候へば、其度ごとに心もすゝみ、實々々有がたき〳〵事、とかく人は身勝手に成安き物、こゝは彼恕ト申字ノ所にて、恕之字は俗に申、我みつめつて人のいたさをしれト申字にて、則此恕が仁ノ字にも通じ、又誠ト申義にも相成候事、何分仁ト誠トに相極り候事、仰之通、身の欲なく、天下萬民をのみ、慈悲仁惠に存候事、人君なる物ノ第一ノおしへ、論語はじめ、あらゆる書物に、皆々此道理書のべ候事、則仰ト少しも〳〵ちがいなき事、扨々忝く〳〵〳〵〳〵存じまいらせ候、猶更心中に、右之事どもしばしも忘れおこたらず、仁惠を重じ候はゞ、神明冥加にもかなひ、いよ〳〵天下泰平ト畏々々入まいらせ候、右之通色々ト書過候樣にても、中々心中に存候ほどは、筆紙に不盡事にて候、何分御推さつ之事願入存候、右申候とをり、とかく折々は仰いたゞき候事、はげみに成、實々々々々々御うれしく忝く〳〵存まいらせ候、猶又已後之所願々入存候、實々昨夕之御書中、御心せつノ御實意ども、心中にてつし候事にて候、猶々御機げんよく、御長久度々有がたき仰も承り候事と、めで度〳〵存上まいらせ候、誠に中宮事、いよ〳〵めで度樣子、扨々々々々々年來ノ宿願成就、大悅ノ事にて候、此に付候テも、何事も滿ればかくるノならひに候へば、只々大悅ばかりにては相すまず、か樣に大めで度事有之候も、ひとへに神々ノ御加護ト存候、猶又萬事をつゝしみ候事、十分なれば、必かくのごときこと有之ト申事を、心中に不忘、敬神正直仁惠を第一にいたし候へば、何事も安穩ノ道理に候へば、右之心え第一トのみ存まいらせ候事にて候、前文申通、仰之通何分自身を後にし、天下萬民を先とし、仁惠誠仁ノ心、朝夕晝夜に不忘却時は、神も佛も、御加護を垂給事、誠に鏡に掛て影をみるがごとくに候、神も佛も大慈悲ノ御事候へば、色々のわざわひ有之候は、皆々此方ノ心中によこしま有之、此方ヨリ何事も出來候事候、

人君は仁德を第一とす

くれ〴〵も正直仁惠誠信、第一之事にて候、前文之通り、御厚意御念比之御書付、實に實に有がたく〳〵存まいらせ事候、むざ〳〵長々しき書樣ながら、心中に存じ上候あらましを、心にうかみ候に隨ひ、亂筆ながら書付まいらせ事候、めで度かしく、

又申候、扨々日々雨をねがひ候事、今朝も拜ノ時、又内侍所にても、誠心に祈り申候事にて候、何分〳〵、衆民ノ爲、偏に〳〵〳〵〳〵一雨ノ御惠をのみ祈り〳〵入まいらせ事候、かしく、

必々御返事ニ不及昨夜ノ畏りの御返事ニて候、

御内々言上　　兼仁

御本文に「中宮事いよ〳〵めで度樣子」とあるのは、寬政十二年正月二十二日、中宮欣（よし）子内親王御產あらせられ、溫（ます）仁親王御誕生遊ばされたのであるが、この御消息はその前年七月に書かせられたので、卽ち御懷妊四箇月に渡らせられたので、この時中宮は二十二歲にましました。光格天皇にはこの前に皇子皇女の御誕生はましますけれども、何れも中宮の御子ではなかつた。茲に始めて中宮に御子がましましたので、殊に御喜びあらせられたのである。

御消息の大意は、人君たるものは仁德を第一とし、慈悲仁惠を以て主としなければならぬ事を仰せられてあり、この一節は殆んど『論語』か何かの註釋でも讀むやうな心持がする。

光格天皇下情に通じさせ給ふ

御返し書の文中、雨を祈らせ給ひ、朝夕の御拜に衆民の爲め一雨を願はせらるることがあるが、本文と對照して、御恩澤の深さを拜し奉るのである。

光格天皇は、よく下情に通じ給ひ、御天資圓滿であらせられた。天明七年の頃、數年以來諸國飢饉で米の相場が高くなり、京都の市中に於ても餓死する者が多い。そこで老若數百人が、禁裏の外へ來て、何を祈つてか御垣の外をぐるぐる廻つて居る。

光格天皇の御製

光格天皇は、その事を聞召されて、御製を遊ばされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な
　民やすかれとおもふばかりを

たみ草に露のなさけをかけよかし
　世をもまもりの國のつかさは

人民が飢饉に遭遇して、何となしに御所の周圍をめぐつてお祈りをして居る、これは國民の至情である。國民と皇室の親しさが現はれて居るのである。それを聞召されて、朝夕に神に

一〇　光格天皇より後櫻町上皇へ贈らせ給へる宸翰御消息

祈るのは、御自分のことではなく、ただ人民の安堵するやうにと思ふばかりである、と仰せられた。然るに、當時は德川幕府の世であるによつて、朝廷に於かれては、何事も御自由にならず、救恤をなさらうにも致し方がない。そこで第二の御製に、國を治める司のものは、人民に露の情をかけよ、との忝けない仰せである。

この御製を、下總香取の神職大中臣豐房といふ人が傳へ承つて感激して作つた歌がある。

さりともと思ふもおそれきくたびにたゞたふとくもなみだこぼるゝ

誠に忝き思召を承つて、それほどまでに民草の上を思召し下さるかと、ただ尊さに涙こぼるると申すのである。この感激はただに當時の人ばかりではない。

大正天皇の御卽位式の勅語

結語

義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶父子ノ如ク、以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

とは、大正天皇が、御卽位式に下し給ひし、勅語の一節である。

皇室が國民を愛撫したまふことは、恰も父母の如く、國民が皇室を敬慕し奉ることも、また赤子の如く、この情愛は、昔も今も變りなく、二千六百年を通じて、一貫せる國體の特長であり、精華である。君臣父子の大義は、古往今來、我が國史を貫く一條の大綱で、この國體の麗はしさは、世を重ね時を經て、いよいよ琢磨せられ、光を加へた。而して、列聖德を磨きたまふことの厚く、御修養を積ませたまふことの深きによつて、愈〻益〻この國體觀念の發達に資することの大なるものであつたことは、右に謹述したところによつて知られるであらう。

而して以上は、ただ宸翰にかかるものの中若干を列ねたに止まるのであつて、この外、御歴代御日記には、大小日常の事について、聖德の欽仰すべきものは、枚擧に遑ない程であつ

光格天皇御生母大江磐代君消息

倉吉大岳院所藏

德を樹つること深厚なる御事實

て、それ等の中には比較的世に知られてゐないものが多い。皇室が國民を慈しみ給ふ御念慮は、いつの代にも變りなく、政治上に於ける諸般の事象にあらはれ、また直接間接に各種の社會事業に力を盡したまひし御事蹟は、文書記錄の上に歷然たるものがある。

これ等の御事蹟は、いづれも皆、明治天皇の賜はりし教育勅語に、

德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

と仰せられた、その御一句の註釋とも見奉るべきもので、而も新資料の出づるに隨つて、愈〻益〻この御言葉の如何にも適切なることを、つくづくと感ずる次第である。

（昭和十年再修正、十八年四月又修正）

光格天皇の御生母に就いて

大江磐代君に關する文獻

私は大正七年の夏、山陰倉吉地方に旅行し、同地に於て光格天皇御生母の御消息數卷を採訪することを得たので、今はそれについて御話いたさうと思ふ。

天皇の御生母御名を磐代と申す。本姓大江なるを以て大江磐代と申す。明治十一年正四位を贈られた。同十四年贈正四位大江磐代君碑幷銘成り、同二十一年進藤與八郎氏『磐倉神社小傳』を著はし、次いで同四十五年倉吉町役場より『大江磐代君』を發行し、大正二年にはまた進藤與八郎氏の『大江磐代正傳』が出た。今ここで述べようとする事は多くそれらの書に據り、傍ら磐代君の御消息幷に磐代君の御生父の書翰等を參考にしたのである。

磐代君及びその父祖

磐代君は倉吉町字湊町に生れさせられた。御父を岩室常右衞門といひ、御母を林女といふ。岩室氏の本姓は大江氏だと傳へられてゐる。遠祖は大江伊賀守重利と云ひ、濃州岩室の城主

磐代君の幼名はお鶴後とめと改む

であつたから、それを氏としたといふ。織田信長に仕へて祿八千石を領した。その子を長門守重休といふ。永祿三年丸根城に戰死したので、その弟十助重義が家を繼いだのである。重義は別所長治に仕へ、天正八年正月播州三木城に戰死した。その子重兵衞義休といふ者が伯州に來て、池田氏の家老荒尾氏に仕へ、居を倉吉に移した。義休の子を市郎右衞門といふ。實に磐代君の祖父である。父常右衞門は故あつて倉吉を去り、京都に上つた。その時林女は妊娠してゐたが、獨り倉吉に留まつて、常右衞門には從はなかつた。延享元年林女は女を生んだ、お鶴といふ。このお鶴こそは實に後の磐代君であるのである。林女が分娩の時、奇瑞のあつた事は、誰の傳にもある通り、いろいろの事が傳へられてゐる。お鶴は幼より怜悧にして明敏、母の側にある時すでに百人一首を暗記してゐたと傳へられてゐる。寶暦二年鶴女が九歳の時、父常右衞門は倉吉に歸り、これを伴うて、また京に上つた。お鶴はこの頃から名をとめと改めた。常右衞門は馬陶賢に就いて醫術を學び、居を新町武者小路に占めて、その業を開いた。この時名を宗賢と改めた。宗賢が馬陶賢に醫術を學んだことは、倉吉町役場所藏文書に、

　永泉寺様御上京被成に付御文給、久々にて委敷御左右承り悅申候、永泉寺様御旅がけ御事

生駒守意と馬陶賢

即心院おとめを愛せらる

多中、前宅數尾町江度々御たつね被下候へ共、折ふし我等先生馬陶賢殿大病に付、かいほう(に脱カ)參り、こみい申候に付、たうりう中旅宿ねも得尋不申、さて〳〵失禮致候、(前後略)

一　師匠馬陶賢老儀、病氣然(マヽ)快松平阿波守様へ被召抱、三百石外に八人ふち道中金百兩被下置、一昨年七月十八日に關東江被致下向候に付、(下略)

とあるのでわかる。時に禁裏御使番に生駒守意といふ者があつて、もと出雲の出身で宗賢と親しくしてゐたといふことである。臆測には過ぎないけれども或はこの馬陶賢といふのは、生駒守意と同人ではあるまいか。馬は生駒を略したのではないかと考へられる。

　生駒の妻壽仙は、才學に秀でてゐた。おとめを愛して文學女工を敎へた。おとめ亦勉勵して寒暑をも厭はず、加ふるに才氣凡に過ぐる處があつたため、壽仙はいよいよ之を愛した。倉吉町役場所藏文書によると、おとめは上京後小田右京といふ者の養子となり、三年目に不緣となつて歸つた事が知られる。時に禁中に長橋局後大納言典侍といひ、寛延三年櫻町天皇崩御の後、法體となつて即心院と申した人がある。おとめの父宗賢は、醫を以てこの局に出入してゐたが、いつとなくおとめの事が局の耳に入り、これを召覽して非常に愛せられ、その薨ずる時には、遺言して嫁入料として金子衣服夜具等迄も頒たれたのである。その事は宗

おとめ籌宮の侍女となる

磐代君女房となり祐宮兼仁親王を生み奉る

賢の書狀に見える。

卽心院様と申候者天子江御三代長橋局御勤、櫻町院仙洞之節、下之御所へ御下り、御はうきよの後、御法體卽心院様と申上候、私御出入致候内、とめ事御聞及、六七年以前上申、召連御殿江上り候へ共御覽之上上げ候様仰に付上申處、殊外御ふひんがけ(ぴんかカ)遊ばし、御ひめ様同事御遣被下候處、六年以前に御誓(マヽ)去遊ばし、かね〳〵御ゆいんげんにて、御金などもかた付料被下置候、衣ふく夜具までもけつこうなるを、(斷缺)

中御門天皇の皇女籌宮卽ち成子内親王は、屢〻卽心院の許に御成りの事があつて、自然おとめも御目見えする事があつたが、殊の外御意に入つた。後卽心院の薨ずるに當つて、籌宮の御懇望によつて、その侍女となり、後、籌宮が閑院宮に御歸嫁遊ばさるるに從つて媵として閑院宮に入ることとなつたのである。元來容貌は絕世の艷とはいひがたけれども、淸雅で和氣面に溢れ、一見婦德高きが如く見えたといふ。典仁親王も之を愛して女房とせられた。この時から名を磐代と改めたのである。明和八年五月籌宮は薨ぜられた、時に磐代君は妊娠して居られたが、同八月十五日に王子を誕生せられた。時に年二十八。これを祐宮(さちの)兼仁親王と申上げた。皇室御系譜では、祐宮は成子内親王所生で三月十五日御誕生となつてゐる。是は成子内親王が明和八年五月薨去せられた爲めに、その所生としては五月以前に繰上げなければならぬからのことである。然るに、祐宮は實は磐代君の所生で八月十五日の御誕生であらせられた。その事は左記宗賢の書狀によつて明かである。卽ち宗賢が明和九年（安永元年）六月二日國元の某へ送つた書翰の一節に左のやうにしるして居る。

宗賢の書狀

籌宮様より段々御懇望に付指上候處、萬事御意に入、去春御表閑院宮様へ被召出、去卯八月十五日若宮様誕生なし奉り、御名祐宮(さちの)様と申上候、我等式いゐ(マヽ)敷者の娘恐多くも、天子の御末を奉成誕生事、誠天命叶難有仕合奉存候、又々當年も懷人(マヽ)致し四月腹帶致候、

宮内省より修史館に照會

右の祐宮の御母實は磐代君なること、竝に御誕生日の違つて居る事については、明治初年に宮内省から修史館に照會せられた事がある。

閑院宮典仁親王ノ女房磐代儀者、光格天皇之御實母ニ有之候ニ付テハ、國史上ニモ御實母之事、御記載相成候儀トハ存候得共、念爲及御問合候條、否御回復相成度、此段及御懸合候也、

十年八月十七日　　宮内大少丞(マヽ)

修史館御中

右に對する重野館長の返書

この事が、公然右の手續に及ぶまでに運んだのは、主として閑院宮御附西尾爲忠氏の盡力によるものであつた。之に對して修史館長重野安繹より返書が出た。

閑院宮典仁親王ノ女房磐代儀ハ、光格天皇之御實母ニ有之候ニ付、國史上記載ノ儀御問合之趣、致承知候、磐代儀ハ閑院家譜竝ニ詰所日記等記載無之ニ付、閑院宮ヘ問合候テ、御系圖本行ニハ御母成子内親王ト掲ゲ、分註ニ實女房磐代所生ト記載候間、左樣御承知有之度、此段及回答候也、

明治十年九月十二日　　修史館長一等編輯官　重野安繹

宮内書記官御中

と回答せられて、史上にも明確に記載せらるる事となつたのである。

寛宮盈仁親王誕生

右宗賢の書狀にもあつた通り、磐代君は祐宮誕生の後まもなく妊娠し、ついで明和九年十月又皇子御誕生、寛宮盈仁親王と申し、聖護院に入り給ふ。閑院宮御系譜によるに、祐宮は典仁親王の第六宮にましまし、寛宮は第七宮にまします。尙ほその次に第八宮は曼殊院に、第九宮は仁和寺に、第十宮は岩倉實相院に各〻入寺せられた。その中第六、第七、第十の三宮は磐代君の所生で、第八と第九の宮は生母交野となつてゐる。然し宗賢がおそねといふ者に與へた手紙を見ると、

磐代君御五方の御母

磐代事めうかにかない、宮樣方御五方たんしやう奉成、一宮樣は聖護院樣、二宮樣梶井宮樣、三宮一乘まんじゆ院宮樣、四宮樣御室宮樣御附弟、五宮樣岩倉實相院宮樣御そうぞく御治定被仰出禁裏樣御養子とならせられ候、御實子のごとく、御入寺之節は御所より御車出申候、

とあつて、正に御五方となつてゐるのである。そして御系譜によるに、祐宮は初めは聖護院の附弟となられ、寛宮は初めは梶井宮を相續せられ後聖護院の御附弟となられたのであるから、この點は手紙によく符合する。宗賢が自分の娘磐代君所生の宮樣を忘却したり書き誤つたりするとは受取れないから、第八宮・第九宮も恐らく磐代君の所生にましますであらう。故にこの手紙によつて、閑院宮御系譜を正すことができようかと思ふ。

祐宮大統を繼がせ給ふ

さて祐宮はこの後安永八年後桃園天皇御不豫に當り、御養子とならせられ、ついで天皇崩御、祐宮は大統を繼がせられ、十一月二十五日を以て御踐祚あらせられた。宗賢の書狀に、

磐代儀、へんひより出候ても、ほんにんにては無之、我等も天子をま子にもち候事、めうかにかないもつたいなき御事と朝夕佛神奉拜候、

とある。宗賢は荒尾氏の臣で池田氏の陪臣である。幕府の一大名なる池田氏は朝廷の陪臣にも當るのであるから、宗賢は朝廷の陪臣のまた陪臣である。かかる低き身分なる一町醫者の女が一天萬乘の天子を生み奉つたことは、如何にも不思議な位で、宗賢は嬉しい喜ばしい有難いよりは、寧ろ恐れ多く、まことに神佛の冥加だと考へたのはさもあるべきことであつたらう。宗賢はこの後聖護院に召されて二人扶持を受け、天明七年法橋に進み、寛政四年に歿した。母林女は終に京都へは上らずして天明三年に倉吉で歿し、大岳院に葬られた。

磐代君落飾して蓮上院と申す

　磐代君は寛政六年典仁親王の薨去と共に落飾して、蓮上院と申した。盈仁親王は特に厚く志を盡されて、その聖護院宮の邸内に別宅を營ませられて、磐代君をここに遷され、歌會ある毎にこれを召させられて公卿大臣と詠歌を共にせられたといふ。文化九年六十九歳にして卒し、廬山寺に葬られた。

磐倉神社建設と贈位

　明治十一年三月正四位を贈られ、明治十三年には倉吉に磐倉神社が建設せられた。之には閑院宮より神鏡を寄附せられた。西尾爲忠氏の添書がある。

今般伯耆國倉吉ニ於テ、有志ノ輩、故正四位岩室岩代殿神靈奉祀之段、當宮御傳聞有之、神鏡壹面御寄附相成候條、同地ヘ御送致有之度、此段及御依頼候也、

明治十四年十一月二十七日　　閑院宮御附　西尾爲忠

　　足立正聲殿

同二十一年碑を立て、同三十五年更に從一位を贈られたのである。

磐代君の御性格

　磐代君は、性貞淑にして溫和、幼少の頃父母に仕へて頗る孝養を盡したのである。父宗賢は屢ゝその室を替へたのであるが、君はその繼母に對して、いつでも眞の母に仕ふるが如く孝順であつたといふ。繼母が別るる時宗賢と別るるは意としないが、鶴女と別れるつらさを語つては相互に涙の袂を絞つたといふことである。磐代君が如何に孝順であつたかは、この一事でも十分知られる事と想ふ。

磐代君の知足を說いた書狀

　君が倉吉のおふさといふものに與へられた書狀がある。その中に君が宮仕を告げなかつた理由をのべ、宮の御筆を乞はれたるを斷り、次におふさが實子のないのを悲しむを慰めて、子多くとも難儀するものもあり、子なくとも幸福なるもあり、何事も十分を望むべからずとて諄々として知足を說き、運命を樂しむべきことを諭してゐられる事があるが、その片言隻句の内にも穩やかな情緒が窺はれると思ふ。書簡に、

　ずい分〳〵御そくさいに御くらし被成候べく候、めでたくかしく

正月十五日日附にて、はるのめてたさ御ふみのやう、二月十七日にとゝき、忝さなかめ入まいらせ候、まつ〳〵そなたにも御揃被成、御そくさいにて、めて度はるを御むかえ、めて度そんしまいらせ候、爰元にてもともし様、私もふしにて年重悦まいらせ候、いまだ取まきれ候て、はるの文も得したゝめ申さぬうち、御ふみ被下、御返事に成まいらせ候、よくぞ御祝義仰被下、めてたく悦入まいらせ候、冬年はともし様より、御ふみ参候よし、此御地御めてたき御さた御うかゝひ被成、ありかたき御事におほしめし候由、まことに〳〵いか成ゐんゑんにて、かやうのおそれ多御事、御ちか〳〵とうかゝゐ候御事やと、我なからふしきにそんしまいらせ候、御上の御事を下〳〵の取さたに申はおそれ多御事ゆへ、中〳〵わたくし共のこと葉筆にものせ申ましく候、則身のつゝしみゆへいつかふ私ゟはいつかたへも申つうし致さす候、ともし様にもさ様に被成候御事と存候か、これは老人の事ゆへ、有かたさのあまりに、そなへたへもふと仰しんしられ候御事と存候、扨又御筆のものゝ御事、御申こし候へとも、これはかたく成不申候、私共ふたん御そはちかく居候ても、はい見はいたし候へとも、はいりやうは成申さす候、せつかく御申越候へども、右の通ゆへ、御斷申まいらせ候、はる中にとつとりへ御出被成度との御事、御うら山しくそんじまいらせ候、定めて此御返事とゝかぬうちに御出候御事とそんしまいらせ候、此文御たよりの時分、御とゝけ被下候、さて〳〵冬年はきひしきかんしにて、はるに成候ても、餘寒つよくおはしまし候、その御地はいかゝ候や、御かはりもおはしまし候はて、めてたくすいふん御やうしん被成候へく候、そもし様御事も、御實子なく御心ほそくおほしめし候との事、御尤、さなか(ママ)ら何事もみなやくそく事、いたしかたもなき事に候、子あまたありてもなんきいたし候人もあり、子なくてもあんらくいたすものもあり、十ふん計はなきもの、今日のくらし御なんきになきを、大き成悦と御たんのう被成候へく候、何に成候とも、よき事計はなく、そもし様なとは遠方へも御心まゝに御出られ候由、誠に御うら山しく、わたくし共はけつから成くらしにて候へとも、外へとまりは一夜とまりも成不申、きうくつ成事に御座候かしく

妙盛の母の死を悼む手紙

磐　代ゟ

おふさ様参る

御返事

とある。外出の不自由をかこたれたるは、さもありげに思はる。

尙ほ妙盛に與へられた書翰の内に、妙盛の母の死の事を聞き、その戒名を早く漢字で知らせてもらひたいといつてゐられる。これは恐らく漢字の戒名を聞いて、これを供養しようと

いふのであらうと思ふ。そこに情のこまやかな美しい處が顯はれて、情愛に滿ち滿ちてゐる事が窺はれるのではあるまいか。尙ほ同手紙の内に、舊友に厚き情、故鄕を忍ぶ情の切なることが伺はれる。卽ち次の通りである。

六月十三日日附にて、こま〳〵との御ふみの樣、八月十九日に相屆候て、御うれしくくり返しなかめ入まいらせ、今年はけしからぬ暑中、殘暑もきひしく淩かねまいらせ、やう〳〵此比はあさ夕ひやゝかに成まいらせ、まつ〳〵その御程御ふたり共、暑中の御さはりなく、御そくさいに御暮し被成候よし、めてたさ、御年忌につき、三月廿四日たちにて、とつとりへ御出被成、四月十八日御そくさいにて御歸の由、めてたさ、ひさ〳〵にて、御あもし樣その外となたへも御たいめん被成候御事、嘸〳〵御悅の御事とそんしまいらせ、かくしん院樣御法事御とゝこほりなく御つとめ被成さそ〳〵御悅の事と存まいらせ、御ともし樣おとゝ子にも御年忌の由、これも御いつしよに御つとめ被成候との御事、よくそ〳〵御てゐねいに御出候て御とむらひしんし給候御事、となた〳〵もさそ〳〵御悅とさつしまいらせ、遠方なからも、御氣丈にて、御身も御自由に成、おほしめしたちも出來候事、扨〳〵御うら山しき御事、私共はそくさいにても近邊さへ自由出來かたく、國本なとはそんしよもらぬ事にて、さすが生れ古鄕故おり〳〵は國もとの事存出し、なしみの衆中なつかしくそんしまいらせ、誠に御それさまには、よく〳〵御ゑんあつく候や、ふしきにかやうに御心安致あいまいらせ御事と、御うれしく存まいらせ、御たかいにふしにいく久しく文にての音つれも致合まいらせやうにと存まいらせ、御おはさま御年忌に付、いさゝかなから誠の心さしまてに、金子しん上申候へは、そなた御寺にて、心さし御つとめ被下候よし悅入まいらせ、その便の節、そまつ成御くはし、外にそまつ成しなしんしまいらせへは、御ていねいに御禮おほせ被下、いたみ入まいらせ、岩室相そくの人、すい分ふしにつとめ申され候、御入ふての通り、あいまいらせせつ申傳へ申へく候、よろこひの事とそんしまいらせ、筆末なから御あもし樣にも、御言傳かたしけなさ、又〳〵御便のおりからいかほともよろしく御申被下へく候、存おり候方故御なつかしく存出しまいらせ、そもし樣又〳〵御上京の事も御さ候はゝ、御めにかゝり候半と、たのしみまいらせ、りよ事御尋に被遣、忝りと存候、これも病身ものゆへ、ひとり住も持病度〳〵さしおこり、なんき致候ゆへ、とふそ相おふのせわ人かたへ身をよせくらし候かたよろしく哉ともそんしおりまいらせ、いまたかたもつき不申、いこま近所におりまいらせ、なほとくとおちつき出來候はゝ、所も御しらせ申へく候、此文とゝき候節、二三日のうちに

そなたへたより御座候よし、ますや申候へ共、その節ことのほか取込おり、すくに返事も得したゝめ申さす、出し候もおそなはりまいらせ候、いつ比とゝき候にや、はやくとゝき候へかしとそんしまいらせ候、まつ〳〵御返事までにあら〳〵申入まいらせ候、かしく

したひにさむさにうつりまいらせ候、すい分〳〵御やうしん被成、御そく才に御くらし被成へく候、御おはゝ御かい名かくしん院なとゝ申候よし、とてもの事に、とくと文字に而書付させ御みせ被下へく候、たのみ入まいらせ候、御それ様御事御年よせられ、御めうすく成候との事、いつかたもおなし御事に御座候、かやうの文したゝめ候は、めかねも入不申候へ共、こまかき書物なとには、めかね入まいらせ候、さて〳〵としのより候はおかしき物にて御座候、めでたくかしく

八月廿六日にしたゝめ候

蓮上院 ゟ

妙盛 へ

御返事 参る

眼のうすく衰へたのに同情して、年より候はおかしきものとは何等の妙言ぞ。天を樂しみ老を苦とせず、自然と共に悠々自適して居られる樣が見えて、いかにもその優しき大やうなる

態度がしのばれるのである。かくの如く、舊友に對して情愛の濃かであつた事を見ても、幼にして袂を別つた母親を思ふ情の、如何に厚かつたかは想像するに難くないことであらうと思ふ。倉吉大岳院所藏文書に、鄉里の母に煙草入を送ること、母の目の薄くなるを苦にすること、父の不自由を苦にする事などがしるしてある。即ち、

三月十五日日付の御文四月十二日に相達し御なつかしさ、くり返しなかめ入まいらせ候、まつ〳〵はるのめてたさ、何かたもおなし御事にめて度申納まいらせ候、彌御そもし樣にも、御そくさいにて御年重ね、いかほとか〳〵めて度悅まいらせ候、爰元にても御とももし樣にも御さはりなく、私も無事にて年重まいらせ候、御心安御ほしめし可被下候、はるの御祝儀御申越、うれしさ、こなたよりも文はしたゝめ置き參らせ候へとも、御便なくおそなはりまいらせ候、此御便に則しんしまいらせ候、一昨秋去夏兩度の文も、とゝこほりなく參候由承悅まいらせ候、遠方ことに便もまれなる所にて、心にはかゝりなから、御とを〳〵しくうち過まいらせ候、よくそ此度御ふみ被下、御そくさいのよしうけ給かす〳〵悅まいらせ候、扨は此金百疋、多葉こ入、そまつ成事なからよき御便としんしまいらせ候、たはこ入そまつなから、かつはゆへたはこはしらき不申、つねにもち候にはかつ手よきものと、爰元にても人々申まいらせ候、あかきはい

せのにて御さ候、白は江戸、金は京都大佛の御どうの内にあきない候□よし、三つ共所ちかひまいらせ候、私へよそより□□□□□□□□、御便□□□□□□□□□□そまつなからふだん御もち被下候、何そしほら敷品も送申度、さなから遠方ゆへ、一入みちもかたたより成、致□□□□御あいそふなき御事に御さ候、御そもし様にもしたひニ老寄□□□御めもうすく御なんきとの御事、御尤さ、何か御ふしうの御事とさつし入まいらせ候、わたくし事もおさなき時分、たん〳〵御よういくにあつかり、せい人いたし、御おんかへし候御かいほうも申候へは、よく候へ共、さて〳〵まゝならぬ世の有さま、何事も心はかりの事にて候、ともしゟなともたん〳〵御年寄、御不しうの御やうす、ことには御不しあはせゆへ、御ひとりすみ被成、御なんきのていきのとくに存候事に御さ候、おなし所におり候ても、わたくし身ふんあまりよろし過候て、度〳〵御めにかゝり候事もなり不申、年に一度御めにかゝり候事も御さ候へは、又得御めにかゝらぬ事も御さ候、さて〳〵何事も存候様にはなき事に存候、身ふんはすい分けつこうに御さ候へ共、とかくかつてふしうにて少〳〵つゝのみつきもいつかふ得いたし不申、さて〳〵きのとく、御ふたりゟの御くらしの御ふしうは、わたくしか苦にて御さ候、すい分〳〵御そくさいにて御くらし可被成候、眞光院ゟはしめ、なしみの衆中、おはつ殿へもよく〳〵御つたへ可被下候、わたくしすい分そくさいに候まゝ、御案し被下ましく候、まつ〳〵申残しまいらせ候、めでたくかしく

四月十四日

おりんゟ　参る

御返事

この消息の文句、いかにも麗しく書かれてあるが、文中父を思ひ母を慕ひ、父が鰥暮しの不自由を悲しみ、二人の不自由を以て自分の苦とすといふ、言々實に肺腑に迫るの感がある。

尚ほ倉吉の德岡仁平氏所藏に、いろは四十七文字竝に一二三の文字を冒頭に詠入れられた歌がある。是は磐代君が鄕里の實母に贈られたもので、之によつて見ても御孝心の程が察せられ、又その淨土敎の御信仰が深かつた事が分るのである。左にその若干を摘載する。

いさゝらは西へ急かん法の舟なむあみたふのかせにまかせて

ろかひなくなむあみたふを帆に揚て渡るも安き道とこそきけ

にごる世に生れあふとも心からこゝろのみつは淸くすまめや

ちるとても何かいとはんあらしには老木若木に花はのこらし

光格天皇の御天資と君の御性格

ぬはしとも何かいとはん夏ころもひとへに頼む法のちからを
わすれてもよしあし物を思ふ哉なにはの事とさためなきよに
なにことも定めあるへき世の中の渡りもあへぬ夢のうきはし
くも樂もみな夢の世をたはむれに何のうらやみ何を歎かん
さかりなる花にも風のあるものをわか木の櫻すゑたのむらん
一念のこゑのうちよりゆめさめて月もろともに西へ往く哉
二世かけし言の葉ことに花さきて同しうてなの緣となりけり
九品とてその數おほきこくらくに花咲き實のる法のてら〳〵
十惡のまよひのくももそらはれて眞如の月のかけのさやけさ
　豫々御望みにて候まゝをかしさながら筆そめ申候

以上述べ來つた所によつて感ぜられるのは、光格天皇の御天資と、この御生母の御性格との間に何等かの關係がありはせぬかと思はるることである。京都御所東山御文庫所藏に、光格天皇が後櫻町院に上げられた宸翰がある。その内に如何にも經書でも讀むやうな一節がある。卽ち、

光格天皇より後櫻町院に上げられた宸翰

仰之通人君は仁を本トいたし候事、古今和漢之書物にも數々有之事、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常々私も心に忘れぬ樣、仁德ノ事を第一と存しら〳〵事候、ことに仰ども蒙り候へば、猶更に存候事、とかく自身計にてはつい心もだるみ候事、か樣に仰有之候へば、其度ごとに心もすゝみ、實々々々有がたき〳〵事、とかく人は身勝手に成安き物、こゝは彼恕ト申字ノ所にて、恕之字は俗に申、我みつめて人のいたさをしれト申字にて、則此恕が仁ノ字にも通じ、又誠ト申義にも相成候事、何分仁ト誠トに相極り候事、仰之通身の欲なく天下萬民をのみ、慈悲仁惠に存候事、人君なる物ノ第一ノおしへ、論語はじめあらゆる書物に、皆々此道理書のべ候事、則仰ト少しも〳〵ちがいなき事、扨々忝く〳〵〳〵〳〵存じら〳〵、（全文一九四頁參照）

この文の如きは、天皇が儒敎に御造詣が深くあらせられた爲めでもあらうが、此の外の御事蹟によつて拜し奉る所に於ても、如何にも溫和で寛大で、春の如く洋々たる御天資であらせらるることは、磐代君にも、同樣に感ぜらるるのであつて、或は、御生母の御感化が自然に及ぼしたのではあるまいかと察し奉るのである。（大正七年十二月四日國學院大學國史學會講演）

右本文に、閑院宮御系譜には、第六、第七、第十の三宮は磐代君の所生で、第八と第九の

宮は生母交野となつて居るが、宗賢の書簡によれば、何れも磐代君の所生であり、之によつて閑院宮御系譜を正す事ができようと思ふと述べて置いたが、昭和十年夏、倉吉町史編纂掛河島雅弟氏の示された所によれば、東京市淀橋區百人町山本琴子氏所藏、磐代君が自筆を以て生母お林へ贈られた消息には「かたの」と署せられてゐる。之によつて見れば、磐代君はその女房名を交野と改められたのであらうか。これは或は本名「つる」より出た名でもあらうか。何れにしても交野卽ち磐代君であつて、閑院宮御系譜の所記と宗賢の書簡にある所と、事實に於て符合して居る事が知られるのである。（昭和十一年一月追記）

國民文化の大指導者明治天皇

日本文化の發展

明治天皇の御事蹟について、僅かながら私の見聞致した所によつて、天皇が燦然たる明治の文化の大指導者であらせられたといふことを申してみたいと思ふ。元來日本は世界の文化の集合地であつて、世界のあらゆる文化を日本に集めてゐるのである。國の肇まつた時の事は、詳しい事はよく判らないが、早くから大和民族・出雲民族が一所になつて居り、そこにある程度の文化を持つて居たらしい。出雲民族の文化といふのは卽ち朝鮮に發達して居た文化であつて、大和民族はその文化を受入れると共に、更にまた朝鮮を經て支那大陸の文化を輸入して、さうして可成りな文化を早くから造つて居つたやうである。

聖德太子と支那文化

それから、紀元千二百五十年頃に聖德太子が出られたが、その當時の文化はまだ支那と較べると段違ひである、もつと盛んに支那文化を日本にとり入れなければならぬ、といふ所に

聖德太子が御氣付きになつて、さうして盛んに支那の文化が日本に採用せられたのである。

印度文化ギリシャ文化の間接輸入

その頃は支那は隋の時代であつたが、間もなく代が變つて、唐の時代になる。唐の文化は非常に華かなすぐれたものであつた。その文化が日本に輸入せられた。而も支那文化は唯支那だけに開かれた文化でなくて、その淵源に遡ると、遙か印度の文化もあり、又歐羅巴の文化も這入つて來て居る。即ちギリシャ文化が支那を經て日本に這入つて來たのである。

西洋文化の輸入

かういふ譯で、ギリシャの文化、印度の文化、支那の文化等が、歐羅巴の東の方から亞細亞にかけて開けて居た。それ等の文化が皆日本に入つて來た。さうして平安時代の中頃になつて、支那の唐と日本との交際が斷絶して、それから百年ばかりは、日本は一種の鎖國狀態で、戸を閉めて居つた。その後支那では國が變つて、宋の時代になり、又元となり、次に又明となつた。そこで宋元明三代の文化をだんだんと我が邦にとり入れたのである。そして室町時代の末頃から、今度は西洋と交際を始め、それから凡そ百年間、西洋文化を採入れたのであるが、百年程後の德川三代將軍家光の時に、色々の事情から交際を斷たなければならぬといふので、一旦這入りかけた西洋文化はその輸入を斷たれた譯である。然しなほ和蘭といふ國を仲介にして西洋文化が徐々に這入つて來て居たのである。さうして德川幕府の末頃、

嘉永六年にアメリカからペルリが來て、茲に今まで鎖ぢて居つた國を開き、ついで明治になつて西洋文化が大いに這入つて來て、歐米の文化が盛んに吸收せられたのである。

明治時代と新文化

初めて支那の文化を採入れた時には、ギリシャから東の方に開けて居つた文化を採つたのであるが、今度歐米と交際するやうになつてからは、更に西の方に開けてゐた文化が盛んに入つて來た。かやうにして世界のあらゆる文化が、西から東から日本に這入つて來て、日本にそれ等の文化が集つて、日本は世界文化の貯藏場となり、色々な方面に於て、日本は實に世界の博物館と言つても良いといふやうな有樣になつて居るのである。この博物館に貯へた文化が、更に新しい西洋文化を採收して、そこに相融和せられて、新しい光彩を放つやうになつたのが、即ち明治時代である。かくて、明治時代には、嘗て東歐羅巴から亞細亞大陸を經て日本に來てゐたところの文化が、數千年の長い間日本に蓄へられて熟して居たのが、又新に入つて來た西洋文化と相合して、更に新文化を生み出さうといふ時代になつてゐたのである。

五箇條の御誓文

明治時代はまさに西洋文化を盛んに採入れるべき時期に向つて居つた。この西洋文化を明治時代に採入れるといふことは、早く、明治天皇の五箇條の御誓文に於てその趣旨を示され

日本の文明開化とその根源

て居るのである。卽ち御誓文の第五條に於て「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と申されて居る。是からその御趣旨に從つて西洋文化がどしどし輸入せられたのである。

明治六年の事であるが、岩倉大使の一行が條約改正の談判の爲めに、歐米諸國を巡視せられた。その時に、西洋人が非常に驚いたといふことである。それは、日本の文明開化は全く旭日が天に昇るやうな勢である。その盛んなる勢を見て驚いたのであるが、然し西洋人の中でも、或る識者の如きは、之には必ず譯があるであらう。百年の大木は一夕にして長ぜず、必ずその由來する所があるに違ひない、と云つた。日本が遽かに西洋文化を採入れて、遽かに發達したのでは無い、必ず譯があるであらう、と云つた。それは事實さうであつて、日本の數千年の歷史があつたればこそ、西洋文化を採入れて、直ぐに之を消化し、發達することができたのである。數千年の歷史の下地があつて、西洋文化をどしどし咀嚼し、採入れることができたのである。右の西洋人が驚いたといふのは、卽ち明治六年のことであるが、それから今日迄の發達はわざわざ申す迄もない。我々自らがその中に立つて居りながら、後を振り返ると、實に進步に驚くことであるから、外から見ると非常な驚きであつたことだらうと思ふ。

文化の指導者

かくの如く日本の文化が進み國力が發達したのであるが、是は誰の力に依つてできたものであるか。文化といふものは宙に浮いて居るものではない。人の造る所の文化である。人の力によつてできるのである。して見ると、明治時代の文化は誰に依つてできたかといふと、いふ迄も無い日本國民の力に依つてできたものである。日本國民が力を合せたが爲めに、その努力によつてでき上つた所の文化である。處で國民といふものは、どうしても之を指導するのにその人が要る。指導者が無ければ、文化を進めるのに方針を立てて行くことができない。そこでかやうな目覺しい發達を遂げる爲めに、國民の大指導者となられたのは誰であるかと申せば、それは外ではない。明治天皇であらせられたのである。

大方針の樹立

明治天皇は國民の大指導者として、その進むべき道の大方針を示されたのである。さうして幸にも、明治の初年以來、誠心誠意を以て國に盡した所の輔佐が澤山あつて、この大指導者を御輔け申し、それに依つて明治の文化ができたのである。

征韓論

明治文化の進步が著しく目覺しくできたのは、初めにその大方針を樹てられたその樹て方が良かつた爲めであると思ふ。その大方針が樹つて無かつたならば、日本はどうなつてゐたか判らないと思ふ。玆に一つの例を擧げて言へば、卽ち征韓論である。明治六年征韓論の事

件が起つた。明治初年以來、朝鮮の我が國に對する態度が無禮であるといふので、どうしても朝鮮を討たなければならぬ、といふ議論がその時の政治家の頭にあつた。明治六年頃に至つて、その怒が頂點に達した。之を叩きつけようといふのが西郷隆盛等一派の意見であつた。

岩倉大使一行と條約改正

その當時、岩倉大使の一行が、條約改正の談判で歐米に行つて居た。それは日本は歐米各國と未だ對等の條約を結んで居らぬ。舊幕府時代に締結した條約の儘で極めて不公平のもので、日本が歐米に比べて下目になつて居るので、對等條約を結ぶ爲めに行つて居つたのである。しかし米國に行つて見ると、迚も日本はそんな話を起すやうな事情になつて居ない。日本の文化はまだまだ駄目であるといふことが判つたのである。米國なり、歐羅巴の土地を踏んで見ると、まだまだ日本は幼稚である。對等條約などといつてもまだまだ駄目だといふことに氣がついた。そこで條約改正の談判は中止して、唯歐米の文物を視察するといふことだけにして歸つた。歸つて見ると、征韓論が盛んに起つて居る。そこで岩倉大使の一行の考では、日本は今征韓といふやうなことをいつて居る場合ではない。日本はもつと內治を整頓して國力を充實しなければならぬといふので、大久保利通を初めこの一行の方々が、征韓論に反對した。

內治の整頓と國力の充實

大久保利通の意見としては、日本が今朝鮮と爭ふのは所謂鷸蚌の爭である。鷸はかはせみ、蚌ははまぐり、鷸と蚌と相爭うて、二つながら漁師にとられる。日本と朝鮮と爭ふは鷸蚌の爭である。必ずそこに漁夫が居つて利を占めるに相違ない。その漁夫とは何物であるか。曰くロシアである。そのロシアが恐しいのみならず、今日本は對等條約を結ぶ事もできないといふ哀れな有樣では無いか。日本の文化はまだまだ幼稚である。佛蘭西・英吉利の如きは、日本の土地に自國の護衞兵を置いて、自ら衞つてゐるといふやうな有樣である。といふのは、明治初年には外國人が能く浪人者に襲はれたので、英吉利・佛蘭西が横濱に護衞兵を置いて自ら衞つて居たのである。日本の領內に外國の兵が居て自ら護る。これは日本にとつて大きな恥である。かくの如き大きな恥を察せずして、唯朝鮮が無禮を働くからといつて咎める。大に忍んで小に忍ばず、遠きに察して近きに察せず、目の前に大きな恥があるではないか。今日本は朝鮮征伐などといつて居る場合ではない、といふ事を盛んに論じた。

產業奬勵と教育の進步

大久保利通等の理想としては、日本は歐米と對等の地位に進まなければならぬ、それが日本の採るべき大方針である。それが爲めには日本の文化をもつと進めなければならぬ。日本の國力を充實せしめなければならぬ。そのためには產業を奬勵しなければならぬ。教育も進めなければならぬ。かやうな譯で、盛んに西郷に反對したのである。

明治天皇の御英斷

かやうにして、大久保と西鄕とは互に相爭つて決する所がない。結局雙方の議論をそのまま明治天皇に申上げた。その時に、明治天皇は寶算二十二歳であらせられたのであるが、これに裁斷を下された。如何にも大久保等のいふ通りで、今は朝鮮を征伐して居る時でない。國力の充實を圖らなければならぬ。朝鮮征伐は後廻しにせよ、と御決斷を遊ばされ、國家の大方針を定められたのである。若しこの大久保・西鄕の兩雄相爭つて居る時に當つて、かかる御英斷が無かつたとしたならば、日本はどうなつて居たか判らない。ここに、明治天皇の御器量の偉大さを拜し奉るのである。

これ以後、日本の大方針が定まつて、西洋文化をどんどん採入れて、國を富まし、國の力を强くしなければならぬ、といふことになつた。

聖德太子・天智天皇の御方針

これについては、古代にも丁度同じやうな例がある。卽ち千三百餘年前、聖德太子及び天智天皇が樹てられた御方針とよく似て居るのである。聖德太子・天智天皇の御時には、朝鮮問題で支那と爭つて居たが、つひに失敗に了つた。そこで支那と爭ふよりは、それを止めて日本の文化を進めなければならぬといふので、支那大陸の文化を採用せられたのである。

聖德太子と任那の放棄

聖德太子の御時は、その以前から日本が朝鮮に持つて居た版圖卽ち任那の土地を、新羅と爭うて、遂に之を失つてしまつた。その新羅と爭つて任那を失つたのは、欽明天皇の二十三年の事であるが、それが爲めに神功皇后以來、日本が領有して居た朝鮮半島に於ける土地が無くなつてしまつた。欽明天皇は非常に之を殘念に思召され、崩御の時、皇太子の御手を取つて悲痛極まりなき御遺言をなされたのである。その後、二三代續いて朝鮮に兵を送つて回復を圖つたが成功しなかつた。聖德太子の御時にも軍を遣はし回復を圖られたのであるが、遂に成功しなかつた。

支那文化の輸入

そこで聖德太子は飜然として悟られた。今は兵を用ふべき時で無い。日本は文化が遲れて居るから、先づ國力を充實しなければならぬ。さうして支那の文化を採入れることに全力を注がねばならぬと考へられた。それが爲めに、佛敎を奬勵せられた。佛敎といふものは、支那の文化の華である。聖德太子が佛敎を奬勵せられたのは、佛敎そのものの爲めではないのであつて、日本文化を進める爲めの手段として、佛敎を奬勵せられたのである。或は憲法十七箇條を制定せられた。これは國內統一、民心統一の爲めに、その賴るべき道を示さうといふ御考で定められたのである。或は又日本の歷史を作られた。その以前には日本の歷史といふものは撰定されてゐなかつた。日本歷史には非常に古いものがあり、歷史は日本國民の精

國力充實の大方針

神を涵養する所の糧食となるものである。之に依つて國民の自覺を促がされた。この他色々な御事業を行はれたのであるが、總べて皆その御方針から出て居るのである。卽ち支那と對等の地位に立たうといふ目的に向つて聖德太子の御事業が出て居るのである。

ついで、孝德天皇の御代に中大兄皇子卽ち後の天智天皇が皇太子であらせられた時に、大化改新ができたが、大體同じ方針に依つて進んだ。ついで文武天皇の御代に大寶令の發布もできて、玆に立派な法律制度ができたのである。是等の改革といふものは、丁度明治の初年の有樣と能く似て居るのである。

明治六年に、主として國力を充實しなければならぬといふ大方針が定まつたが、それは恰度聖德太子・天智天皇の樹てられた御方針と同じである。唯聖德太子の御時にも、天智天皇の御時にも、朝鮮へ兵を繰出され、遂に失敗に終つて居るが、明治にはその事が無かつた。初めから方針が決まつて居つて、兵を用ひなかつた。できるだけ忍耐に忍耐を重ねて、遂に明治二十七年に於て大いに伸びたのである。ついで十年を經て、明治三十七八年に於て更に大いに伸びた。若し明治六年に兵を用ひて居つたならば、天智天皇の御時の如く失敗して居つたかも知れない。この間に於て國力充實の方針で、兵を用ひられなかつたといふ所に、明治天皇の、御英斷の偉大なることが拜せられるのである。

採長補短

傳統の破壞

是より國力はいよいよ充實して、文化が大いに進んだ。然るに、西洋文化を盛んに採入れた結果、その弊が起つた。その弊とは何であるか、卽ち歐米のかぶれができた事である。外國の長を採つて、我が國の短を補ふ。採長補短といふことは、結構ではあるが、それが行き過ぎて、一も西洋、二も西洋といふ風になつた。何でも西洋の眞似を致すやうになつた。明治初年以來、何事も西洋の事物を手本にするといふやうな譯で、總べてが西洋風で無ければならぬといふことになつた。それが爲めに歷史的な傳統的なものは、皆棄てられた。古い物と言へば皆悉く之を破壞し去るといふやうな有樣であつた。すべてが實利實用の一點張りとなつた。東海道の竝木を伐つてしまふとか、上野公園の樹木を金六百圓に代へようとしたとか、或は興福寺の塔を金二十五圓で拂下げるとか、その二十五圓の評價は塔を燒拂ひ、燒殘りの金物をとる、その金物の値段によつて二十五圓といふ相場が出たのである。然るに是はその近傍の民家に類燒の恐れがあるといふので、故障が出て止めになり、幸に今にその立派な建築が保存せられて居るのである。或はまた姫路の白鷺城が百圓で拂下げられた。落札したものはその取くづしにてもてあまして、御免を願出たといふ例もある。要するに、歐米文

極端なる歐化主義

化模倣の傾向が盛んになつて、その弊が甚だしく起つた。

さて一方に於ては、條約の改正問題が、たえず當時の政治家の頭を惱まして居つたのである。岩倉大使一行の洋行の目的もそこにあつたのである。そこで當時の人々の考では、之を解決する爲めには、歐米社會生活の有様をその儘日本に移さなければならない。この條約改正の解決の困難なのは、日本の風習が歐米と違ふからである。故に條約改正の爲めには、總べてを犧牲に供しなければならぬといふので、或る方面に於ては急進主義を以て、政府の力によつて社會を根本から改造しようとした。さうして極端なる歐化政策をとり、皮相的な淺薄なる主義が大いに行はれた。歐羅巴の者が、東洋人を輕蔑するのは趣味が違ふからである。食べ物を改めなければならぬ。言葉も日本語を廢して英語にしなければならぬ。一體人種が良くない。人種を改良して、肉體的に日本人を歐米化しなければならぬ。その爲めに雜婚を勸めるといふやうなこともあつた、男女混淆のダンスが盛んに行はれて、鹿鳴館といふのがあつて、（つい先年まで日比谷公園の前にあつた華族會館がそれであるが）そこで内外人が集つてダンスをやる、それが爲めにいろいろな醜聞が外にもれた。中にも最も評判の話は、明治二十年四月二十日に、永田町伊藤伯官邸で催されたファンシーボールであつた。この假裝

鹿鳴館事件

舞踏會に於ては、内外朝野の貴顯紳士四百餘名が集つて、恰も氣狂ひのやうになつて假裝して道化芝居といふやうなものをやつたことがある。これはその時分の新聞に詳しく報道せられてあり、有名な話である。思想界に於ても、西洋思想がどんどん押寄せて、國民思想は甚だしい混亂狀態に陷つた。思想界の混亂から外國思想に傾いて、無批判に之を受入れて居つた。明治十七八年前後に於ては、この西洋心醉が殊に激しかつた。歐米模倣は極端に陷つて大いなる弊害を釀して居つたのである。

思想統一と教育勅語の渙發

そこで明治二十二年春地方官會議が開かれた時に、その議事の中に民心統一といふ議論が起つた。その事が文部大臣から内閣に報告せられ、遂に明治天皇の叡慮を煩し奉ることになつた。ここに於て明治天皇は文部大臣に國民教育の根本基礎を示すべき勅諭の起草を命ぜられ、その案ができて後も愼重審議せしめられ、何回も御下問になり、そのために侍講元田永孚（ながざね）や井上毅などいふ人たちが十數回も書改めたさうである。その結果、明治二十三年十月三十日に教育勅語が渙發せられた。之に依つて國民は思想の上に於て據とする所を得て、その大方針とすべきものを仰ぐことができたのである。

國民文化の指導に御心を用ひさせ給ふ

明治天皇が國民文化の指導に御心を用ひさせたまふことの厚かつた一例として、實際私が

遭遇致した一つの事柄を思ひ出すのである。それは明治三十七年の七月十一日のことである。その日、明治天皇は東京帝國大學の卒業式に御臨幸あらせられた。その時には、今は亡くなつた山川健次郎先生が、總長であつたが、御病氣であつて、農科大學長の松井直吉先生が總長代理として居られた。卒業式が濟んで、御還幸の後、少し用事があるから退散せずに待つて居れ、といふことであつた。御便殿になつて居る法文科大學（之は大震災の時燒けたが、正門を這入つて右の所にあつた建物である）その玄關に集つて居つたが、やがて、總長代理は恭しく申渡された。それは先刻便殿に於て御沙汰が下つたといふことで、その御沙汰を奉讀せられたのである。

御沙汰

その御沙汰は、

軍國多事ノ際ト雖モ、教育ノコトハ忽セニスベカラズ、ソノ局ニ在ル者克ク勵精セヨ

と申すのである。これは明治三十七年日露戰爭の酣なる時であるから、軍國多事の際と仰せられたのである。この御沙汰を下されたのは如何にも突然のことであつたのである。卒業式に御臨幸になつて、突然仰せ下された。本當に直き直きに仰せ下されたことと御察し申したのである。能く世間で、感激といふ詞を使ふが、この時こそ本當に私共は字義通り感激いたしたのである。如何にも身にぞつと滲み込んだやうな氣がして、今日に至つても、尚ほその感激の新たなるを覺えるのである。

教育方針につき御下問

また尾崎行雄氏であつたか、文部大臣に任ぜられ、參內した時に、陛下から、文部大臣として如何なる方針を以て教育するや、と御下問あらせられた。恐らく新文部大臣もこの有難き御下問に感激したことであつたらう。その時に文部大臣は、教育勅語を以て方針と致します、と御答へ申上げ、嘉納せられたといふ事を承つて居る。また乃木大將が學習院長に任ぜられたのも、御直き直きの御沙汰と承つて居る。

天皇御製に「いさをある人を教のおやにしておほしたてなむやまとなでしこ」と申すのがある。これは明治四十年、教育といふ御題でよませられた御製であるが、その年に乃木大將は學習院長に任ぜられた。恐らくはその事をよませられたものであらうと拜察する。かういふやうな譯で、教育のことについては、深く意を用ひさせられて、國民の大指導者として絶えず御心を留めさせられたのである。

御輔佐の人物

明治天皇が殊に偉大なる御天資にましましたといふことは、國民を指導遊ばす爲めに、必要なる御輔佐を申上げる政治家その他の人物をよく御選びあらせられた。そして能く之を統

御遊ばされた所に、如何にも御器量の偉大なるところがあらせられたやうに拜せられるのである。

大久保利通の碑文

明治の初め、その頃の政治家は如何にも眞面目の人が多かつた。誠心誠意、國を憂ふる人が多かつたやうに思はれる。前にも申した大久保利通が、國力充實の大方針を定めた如きも是であらうと思ふ。大久保利通に就いては、實際私の聞いた話であるが、重野安繹先生が、勅命で大久保利通の碑を書かれた。今日青山に建つてゐるが、是は先生一世一代の大傑作と言はれてゐる。この碑文を勅命に依つて作る時に、その事蹟を調べる爲めに若干の助手を使はれた。その時に、助手の一人であつたのが私共の敎を受けた田中義成といふ先生である。その田中先生から承つたのであるが、色々その事蹟に關する材料を調べた中に、かういふ話がある。

大久保利通が誠心誠意の三十年計畫の話

明治十一年の五月に、福島縣の縣令をして居つた山吉盛典といふ人が、地方官會議の爲めに東京に出て來た。既に會議が終つて、縣の方に歸らうとして、五月十四日の朝六時に大久保を訪問したが、色々地方政治のことに就いて訓誡もあつて、二時間ばかりの後八時頃になつて歸らうとした時、大久保がまだ話があるからもつと居れ、とて引留めた。その時の公の話といふのは、

維新以來今年で既に十一年になつたが、自分の考では、維新の事業といふものは、三十箇年を以て完成すると思つて居る。今迄十一箇年の間に、色々内外の事件が輻輳して、自分は殊に内務のことに携はつて、一向成績も擧げ得ないで慚愧の至りに堪へないが、西南戰爭も濟んで、國内が平和になつた。之から維新の大目的たる國力の發展を圖らねばならぬ。三十年計畫としての第一期が終つたのであるが、之からが第二期に這入るのである。明治二十年迄が第二期である。この間に國力を充實し、内治を整頓せねばならぬが、この十年間は、吾れ不肖なりと雖も、萬難を排してこの志を遂げようと思ふ。さうして二十一年以後が第三期に這入る。この時には、自分は最早隱居して、後進の賢者に讓つてその大成するのを待たうと思ふ。

といふ意味を、諄々として說いたさうである。その時の大久保の顏面には、誠心誠意が溢れ漲つて居つた。山吉縣令は大いに感激して、誓つて自分も國の爲めに盡さうといふ心を起し、さうして縣に歸つたといふことである。

この大久保利通の三十年計畫といふものは、如何にもその抱負の大なる、經綸の盛んなる

十人の侍補

こと、實に恐れ入つたものである。大久保利通が、日本の大方針に就いて、かくの如き大經綸を持つて居つたといふことは、如何にも國家の柱石たるに恥ぢない人であると思ふのである。而も非常に眞面目であつて、本當に國の爲めに盡さうといふ心から出て居つたのであつて、その間に一點の私心といふものが無かつた。その亡くなつた時に財産整理をして見たらば、八千圓の借金が殘つて居つたさうである。大久保といへば飛ぶ鳥を落す勢であつたが、亡くなつた後に借金が八千圓殘つた。明治十年代の八千圓である、相當の金高である。それだけの借金を殘してあつた。以て如何に淸廉であつたかがわかる。

明治天皇のお側には誠心誠意の人が多かつた。別の一例であるが、明治十年前後に、天皇の御輔佐を申上げる爲めに、侍補といふ役を置かれた。それは山岡鐵舟・高崎正風・元田永孚等の人々の十人であつた。親しく天皇の御側に奉仕致して居て、天皇が御學問所から入御になつてからも、代りあつて御側に出で、何かのことに就いてお話を申上げる中に、自然君德涵養申上げようといふので、毎晚二人づつ交代で夜の十一時頃迄お話を申上げたといふことであるが、ここにその十人の侍補が本當に眞心から天皇をお助け申さうといふ誠意に溢れた一つの話がある。

天皇の一切御親裁を言上す

天皇侍補等の御願ひを嘉納あらせらる

上記の如く、十一年五月十四日朝、山吉縣令が大久保利通と話をして歸つた。その後、大久保利通は參內の途上に於て殺された。時に元田永孚等の思ふやうは、維新以來の大事業に於て、天皇を御輔け申したのは、三條・岩倉の二人である。それについては、大久保・西鄕・木戶の三人である。然るに、西鄕は前年の明治十年に城山の露と消えた。木戶も戰爭の最中に京都で死んだ。殘るところは唯大久保一人のみであつた。天下の大任を擔當する者は唯この一人と賴んでゐたのに、今俄かにこの變に遭うた。將來の事は復た他人に賴る事はできぬ。唯聖上の宸斷に由り奉るより外は無い。願ふところは、この變を機會に一層御奮發あらせられて、萬機御親ら御決裁し給ふやうに遊ばされたい。依つてこの趣を申上げよう、といふことに衆議一決して、一同拜謁を賜はり、さうして御前に於て上席の者から、各〻一人毎に眞衷を吐露して、代る代る意見を言上した。その要旨は、萬機親裁遊ばされ臣下に御依賴なきやうにと懇請申上げた。

天皇には、御容をあらためさせられて、各〻奇特の忠言深く嘉する。將來いよいよ心を盡して助けよ、といふ仰せであつたので、一同感泣して御前を退いた。そこで十人のものは、陛下にかくの如く御決意が表はれた以上は、天下の事は憂ふるに足らぬ、もう安心である、

史料編纂事業天覽の際の御事

といつて、互に喜んだといふことである。

右の如く、天皇は臣下を厚く御信任遊ばされて、一口で申すと、人を御使ひになることが御上手であらせられたのである。何事にもよく臣下の言葉を容れさせられた。すべての事に御聞き上手であらせられ、臣下の申上げようと思ふところを、能く言ひ盡させられ、之を叮嚀に御聞き取り下された。これ等の事はよく人のいふ事であるが、私にも、些細の事ながら一つの有難い經驗があるのである。

天皇は、東京帝國大學の卒業式に屢〻御臨幸になつた。その時に、大學に於て歴史の材料を編纂して居る所の史料編纂掛に蒐めた、珍らしい國史の材料を陳列して、御説明申上げたのである。私も嘗て之を奉仕致したことがある。何時もその前に何回となく稽古を致すのである。各科からそれぞれ色々な物を出品するが、その陳列品の天覽の時間が定つて居つて、時間が過ぎると、警視廳の御警衛等に非常な手筈が狂ふ爲めにその時間が嚴しく、時間が過ぎないやうにといふので豫め幾度も稽古する。自分でも時計を持つて、時間を計つて豫習をするのである。また日を定めて、總長が陳列物の説明を聽きながら、時間を計つて豫行演習を行ふ。誰のが一分過ぎたとか二分過ぎたとかいふので、非常にむつかしいのである。然るに總長は唯默つて聞いて居られるばかりであるので、甚だ話が仕難い。時間が過ぎはしないかとびくびくしながら、心配しなければならない。豫習の時にさへかういふ風であるから、當日になつてはどうであらうかと心配してゐると、實際その日になると、案ずるより產むが易いのである。

當日になつて私共は、畏れ多くも天皇の御前ま近く、陳列のテーブルを隔つること僅かばかりの距離の御前で御説明申上げる。實際天顏に咫尺すといふその言葉の通りである。中には品物を手に取上げて、御覽に入れ奉るやうな時は全くそれ以上である。その爲めに非常に恐れ入つて堅くなりさうなのであるが、實はさうでなく豫行演習よりも樂なのである。それは何故であるかと申すと、陛下は私共の説明を、御熱心にお聽き取り遊ばされて、説明の言葉の一句毎に、「成程」「ハア」或は「ウン」などと、一々仰せ下さるので、私共の言葉の續き具合が實に宜しいのである。是は何人もさう申してゐる。さういふ譯で、つい樂々と申上げるので、豫定よりも全體で五六分乃至十分位延びる事が有り勝ちであつたのである。かういふわけで、お聽き上手であらせられる爲めに、話が進むのである。この一例は些細な事であるが、もつと重大な事件に就いても、恐らくかくの如くであらせられたことであらうと思

はれる。故に大臣等すべて奉仕のものが、この君の爲めには如何なることでも、といふ感じを懷いて居つたことであらうと思はれるのである。

征韓論と三條公の苦心

さて、征韓論の事件の時、西鄕と大久保の爭が激しくなつて、三條太政大臣が退いてしまひ、二人の爭に、裁きをつけることができないで、病氣になり、辭職を願ひ、岩倉を推薦した。岩倉も病と稱して出ない。三條が退き、岩倉も出ないといふことでは、御困りになるのは唯天皇ばかりであらせられる。

三條公邸へ臨幸と勅語

そこで、明治天皇は、明治六年十二月二十日、親しく三條邸に臨御になつて、病氣を養生して努めて出るやうに、辭職は許さないと仰せられた。

その前日たる十二月十九日には、次のやうな勅語を賜はつた。

汝實美久ク疾ニ罹ル、朕甚タ之ヲ憂フ。方今國家多事ノ際、股肱ノ任缺ク可カラス。汝實美病少ク痊ハ、其レ能ク疾ヲ扶テ職ヲ奉シ、朕ヲ輔翼セヨ。

後、同月二十五日に至り、再び勅語を賜はつた。

汝實美再三辭表之趣、全ク職掌ニ對シ、至誠ノ衷情ニ出ツ、朕之ヲ容納セリ。然ト雖モ方今國家多事ノ際、朕カ肱股(ママ)一日モ不可缺、更ニ汝ニ親任ス、汝實美其レ之ヲ勉ヨ。

二回までも續いて勅語を賜はつた。どうしても辭職を御許しにならない。國家多事の際朕を助けるものが一日も缺けてはならないから、十分養生して出るやうに、と仰せ出されたのである。かくの如く大臣の邸へ臨御になつて、辭職は許さぬ、十分養生して元の通りに努めよと仰せになることは、實に恐れ多いことである。

そこで三條實美も流石に辭意を通すことができなくなり、遂に恐れ入つて、できるだけ盡し奉らうといふことになつた。それから岩倉具視が起つて、遂に御前の大會議となり、西鄕の征韓論の失敗となり、それから西南戰爭といふことになるのであるが、この時に當つて、天皇の御心配は如何ばかりであらせられしかと推し奉る次第である。この征韓論の紛糾して居つた時に、明治天皇の御年は二十二歲であらせられたのである。

功臣に對する厚き御待遇

又木戶孝允が、明治十年に天皇に陪從して京都に參つて居た。その五月旅館で疾にかかり危篤になつた時にも、天皇はその旅館へ臨幸遊ばされて、病氣を御見舞になつて居る。なほ明治十六年岩倉具視が危篤になつた時に、天皇は馬場で御馬のお稽古の際であつた。侍從から、今岩倉が危篤でありますと申上げた所が、天皇は單騎御馬を馳せて岩倉邸に臨御になつた。そして侍從が驚いて後から飛んで行つたといふことを承つて居る。更に明治二十四年三

條實美が危篤といふ時にも、天皇は親しく三條邸へ臨御あらせられ、病氣を御尋ねになつた。かういふやうに、厚く功臣を待遇せられて、病氣見舞にまでその邸へ臨ませられるといふことは、日本の歴史を通じて見ても、その例が甚だ乏しいのである。唯一つ私は、天智天皇が、藤原鎌足の病氣の時に、その邸に臨ませられたといふことを思ひ出すのみである。それ以外にはその例が無いと思ふ。

副島種臣に賜はりたる宸翰

又明治十二年侍講の職にあつた副島種臣が、病を得て職を辭せんことを請ひ奉つた。然るに明治天皇は次のやうな宸翰を賜はつて、之を止めさせられた。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ、朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス。故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ、以テ朕ノ德義ヲ磨クヿアラントス。然ルニ卿カ道ヲ講スル、日猶淺クシテ、朕未タ其敎ヲ學フヿ能ハス。比日來卿病蓐ニ在テ久ク進講ヲ欠ク。仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辭シ去テ山林ニ入ラントス。朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス。卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ。朕道ヲ聞キ學ヲ勉ム、豈一二年ニ止マランヤ。將ニ畢生ノ力ヲ竭サントス。卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムヿ勿ルヘシ。職ヲ辭シ山ニ入ルカ如キハ、朕肯テ許サヽル所ナリ。更ニ望ム、時々講說、朕ヲ贊ケテ晩成ヲ遂ケシメヨ。

かういふ宸翰であつた。寔に御言葉の優渥なること、聖慮の深いことを仰いでは、如何なる者も、この君の爲めには全力を盡して奉仕しなければならぬ、といふ心を起したことであらうと思ふのである。

明治天皇はかの如く功臣を優遇せられて、政治家をよく統御して、十分にその手綱を執つて行かれた。これによつて總べての者が、蹇々匪躬の節を盡さなければならぬと思はない者は無い。是は實に明治天皇の御德の宏大であらせられた所以であると思ふのである。

御親ら範を垂れさせ給ふ

この宏大なる御聖德は、固より御天性の然らしむる所であるが、而も、更に切磋琢磨の功に依つて、之に光を添へさせられたのである。すべてに於て御身を以て範を垂れさせられ、御親ら國民の御手本を御示しになつた。

日常の政務御精勵

私は見聞が狹く、能くは存じ奉らぬのであるが、唯傳へ承つて居る一二の例を申すと、先づ、第一には、御政務を重んぜさせ給ひ、之に御盡瘁あらせられ、御勉强遊ばされた事である。常に御繁忙に亙らせ給ひ、日々御裁可を仰ぐ書類の如きも非常な多數に上つた。而も繁劇なる御國務に澁滯を來しては宜しくないとて、如何なる嚴寒酷暑にも、曾て御轉地の御靜養をなされた事がない。それは今日とは違つて、交通が不便であり汽車も遲い時であるから、

大臣なり、その他事務官が扈從してゆくにも容易な事でなく、また電信電話も發達しない時の事であるから、御出ましになると、政務に澁滯を來す虞れがあつたであらうと思ふ。ある時、英吉利大使マクドナルドと御話になつたことがあつた。マクドナルドは日本語が能くできたさうで、直接御話なされたといふ。陛下はマクドナルド大使に、日光に行つたさうだが面白かつたか、涼しかつたか、と仰せられた。マクドナルドは、如何にも涼しくて、夏知らずといふ處でありますが、陛下も一度行幸あらせられては如何でございますか、と申上げた。所が陛下は、行きたいには行きたいが、忙しいから行くことができない、と仰せられたさうである。

　年々に思ひやれども山水を汲みて遊ばん夏なかりけり

といふ御製と、このお話とを思ひ合せると、如何にも御精勵であらせられたことが判る。

第二には、御嚴格であらせられた事である。出御・入御の時間も正しくあらせられた。御學問所で政治を御聽きになるのにも、御服裝を正され、端然として御椅子に倚られて萬機を御親裁あらせられた。大演習に行幸の際などは、長時間汽車の中に於かせられても、御姿勢を御くづしになるやうなことは無かつたといふ事を屢〻承つて居るが、それと思ひ合されることは、實際私が拜した事で、東京帝國大學の卒業式に御臨幸の時の御樣子である。大學の卒業式の御臨幸は明治三十二年が初めてである。丁度私が卒業した時で、初めてその光榮に浴したのであるが、それ以來崩御の年まで毎年殆んど缺かせ給はず御臨幸あらせられた。その式の間は、長時間御起立のままである。御椅子は設けてあつたが御坐りにならず、御起立で端然として御微動もあらせられない。かくの如く陛下の御嚴肅なることは實に恐れ入らざるを得なかつたのである。

第三には、御質素であらせられたことである。廣島の大本營の跡を拜觀した者は、何人もその御質素なことに驚歎を禁じ得ない。ペンキ塗のお粗末なる建物の四十二疊の一室で、何もかも御濟しになつたので、御寢の時はその御部屋の一部に寢臺を置いて、それを御寢所に充てさせられたといふ事である。明治二十七年の九月十五日から翌年四月まで八箇月の間、この御窮屈の中に御過しあらせられたのである。

元侍從を勤めて居つた人から承つたことに、平生御歌を作られて御書きになるのに、新しい紙は御使ひにならない。各省から上奏する書類が入つて來る封筒を小刀で御開きになつてそれを御貯へになり、その廢物の袋の裏面を御利用になつて、それに御製を御認めになつた

といふことである。

それから御居間の御質素であつたといふ御話は屢〻承つて居たことであるが、之について私はそれを實際に拜見したことがある。京都御所の中に、東山御文庫と申す御庫があつて、御歴代の宸翰が多數藏せられてある。大正十三年から五箇年程の間、その宸翰の整理の事があつて、私も整理掛の一員を命ぜられて、毎月東京から通つてその事を奉仕した。

その御庫の中に明治天皇の御物を納めてある一棟があつて、崩御になつた時の御物を、その儘納めてある。或る時その内の、御學問所と申した御居間の御調度品を、京都御所の一室に御平生の時のまま竝べて拜觀を許された事がある。實際それは前に承つて居つた通りであつて、成程と感じたことである。その御居間にはライオンの皮が敷いてある。それが所々破れて、赤犬の皮で繕つてある。承ると、長年の御使用で御敷皮が破れたので、侍從から新しく御取替へ致さうと申上げた所が、御許しが無い。繕へば良い、と仰せられた。そこで皮職を呼んで繕はさうとした所が、ライオンの皮で繕ふといふことではできないといふので赤犬の皮で繕つた、といふことである。

御机の上には、鹿兒島產の大きな竹で造られた硯箱がある。中は黑い漆塗になつてゐる。その中にある墨の如きも磨り減らされて、お手に墨がつくやうになつて居る。お筆も毛の拔けた先のすり切れた物もかまはず御使ひ遊ばされ、お机は緋のラシャが敷いてあるが、お煙草の火で焦げた痕がついてゐる。それから殊に私の印象の深いのは、各省から色々な上奏書類を上げる。その上奏の書類を入れる爲めに、大奥から、御シャツなどを入れた白いボール箱の空箱を持つて來させられて、書類を入れる爲めに御使ひになつて居る。そのボール箱がその儘保存せられてある。かくの如く、如何にもすべてが御質素であらせられたのであつて、實に思ひ半ばに過ぎるのである。

右のやうな譯で、御政務を重んぜられたこと、御嚴肅にあらせられたこと、御質素にましましたこと、是等は悉く私の狹い見聞の範圍で承知致して居ることであつて、明治天皇の御德の極く極く一端に過ぎないのであるが、是だけを拜しても、御天資非凡にましました上に、御身を以て範を垂れさせられて、御修練の功を積ませられた、といふことが拜せられる次第である。

かくの如き大器量を有し給ふところの明治天皇を中心として、その御指導の下に、誠心誠意を以て仕へた所の政治家竝に近臣の輔翼に依つて、國民が十分にその力を發揮することが

今日國民の努力の必要

できた、そこに燦然たる明治の文化の光を放つことができたのである。

つらつら我が國史を顧みるに、我が皇室は古往今來、國民の文化發展の中樞として立たせられたのである。國民はその中心の御指導に依つて文化發展に努力し來つたのである。かくの如くにして、千數百年來、印度・支那の文化を日本に貯藏して居つた所へ、更に西洋文化を加へて東から西から運び來つた文化を融合して、更に、將來世界に向つて光を放ち、人類の福祉を增進し、全世界の人をしてその光を仰がしめよう。これぞ、明治天皇の御理想として懷かせられた所のものであり、我等國民に示し給ひし指針であつたのである。その理想が今後實現せられるや否やは、實に、お互國民の努力に依ることであらうと思ふのである。

（大正十年三月東京市講演集、昭和六年修正、同十三年、同十八年四月再修正）

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

勅諭

我國の軍隊は、世々　天皇の統率し給ふ所にぞある、昔　神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に卽かせられて、天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘年を經ぬ、此間世の樣の移り換るに隨ひて、兵制の沿革も亦屢なりき、古は　天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衞府を置き、左右馬寮を建て、防人なと設けられしかは、兵制は整ひたれとも、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸文弱に流れけれは、兵農おのつから二に分れ、古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬

の權は一向に其武士ともの棟梁たる者に歸し、世の亂と共に、政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ、世の様の移り換りて、斯なれるは、人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから、且は我國體に戻り、且は我　祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき、降りて弘化嘉永の頃より、德川の幕府其政衰へ、剩外國の事とも起りて、其侮をも受けぬへき勢に迫りけれは、朕か　皇祖仁孝天皇　皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱し給ひしこそ、忝くも又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を經すして、海内一統の世となり、古の制度に復しぬ、是文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり、歷世　祖宗の、專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも、併我臣民の、其心に順逆の理を辨へ、大義の重きを知れるか故にこそあれ、されは此時に於て兵制を更め、我國の光を耀さんと思ひ、此十五年か程に、陸海軍の制をは、今の樣に建定めぬ、夫兵馬の大權は、朕か統ふる所なれは、其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は、朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬへきものにあらす、子々孫々に至るまて、篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失體なからん ことを望むなり、 朕は汝等軍人の大元帥なるそ、 されは朕は汝等を股肱と賴み、汝等は　朕を頭首と仰きてそ、其親は特に深かるへき、朕か國家を保護して、上天の惠に應し、　祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも、得さるも、汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし、我國の稜威振はさることあらは、汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武維揚りて其榮を耀さは、朕汝等と其譽を偕にすへし、汝等皆其職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さは、我國の蒼生は、永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし、朕斯も深く汝等軍人に望むなれは、猶訓諭すへき事こそあれ、いてや之を左に述へむ、

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし、凡生を我國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるへき、況して軍人たらん者は、此心の固からでは、物の用に立ち得へしとも思はれす、軍人にして、報國の心堅固ならさるは、如何程技藝に熟し學術に長するも、猶偶人にひとしかるへし、其隊伍も整ひ、節制も正くとも、忠節を存せさる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同かるへし、抑國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れは、兵力の消長は、是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はす、政治に拘らす、只〻一途に己か本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ、其操を破り

て、不覺を取り、汚名を受くるなかれ、

一軍人は禮儀を正くすへし、凡軍人には上元帥より、下一卒に至るまて、其間に官職の階級ありて、統屬するのみならす、同列同級とても、停年に新舊あれは、新任の者は舊任のものに服從すへきものそ、下級のものは、上官の命を承ること、實は直に朕か命を承る義なりと心得よ、己か隷屬する所にあらすとも、上級の者は勿論、停年の己より舊きものに對しては、總へて敬禮を盡すへし、又上級の者は、下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす、公務の爲に威嚴を主とする時は、格別なれとも、其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を專一と心掛け、上下一致して、王事に勤勞せよ、若軍人たるものにして禮儀を紊り、上を敬はす下を惠ますして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に軍隊の蠹毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし、

一軍人は武勇を尙ふへし、夫武勇は、我國にては古よりいとも貴へる所なれは、我國の臣民たらんもの、武勇なくては叶ふまし、況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは、片時も武勇を忘れてよかるへきか、さはあれ、武勇には大勇あり小勇ありて、同からす、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは、武勇とは謂ひ難し、軍人たらむものは、常に能く

義理を辨へ、能く膽力を練り、思慮を殫して、事を謀るへし、小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れす、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ、されは武勇を尙ふものは、常々人に接るには、溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ、由なき勇を好みて、猛威を振ひたらは、果は世人も忌嫌ひて、豺狼なとの如く思ひなむ、心すへきことにこそ、

一軍人は信義を重んすへし、凡信義を守ること、常の道にはあれと、わきて、軍人は信義なくては、一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし、信とは己か言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり、されは信義を盡さむと思はゝ、始より其事の成し得へきか、得へからさるかを、審に思考すへし、朧氣なる事を假初に諾ひて、よしなき關係を結ひ、後に至りて信義を立てんとすれは、進退谷りて、身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし、始に能々事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからすと知り、其義はとても守るへからすと悟りなは、速に止るこそよけれ、古より或は小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ともか、禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を後世まて遺せること、其例

勘からぬものを、深く警めてやはあるへき、

一軍人は質素を旨とすへし、凡質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし、其身生涯の不幸なりといふも、中〻愚なり、此風一たひ軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり、朕深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、略此事を誡め置きつれと、猶も其惡習の出んことを憂ひて、心安からねは、故に又之を訓ふるそかし、汝等軍人、ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ、

右の五ヶ條は、軍人たらんもの、暫も忽にすへからす、さて之を行はんには、一の誠心こそ大切なれ、抑此五ヶ條は、我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ條の精神なり、心誠ならされは、如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて、何の用にかは立つへき、心たに誠あれは、何事も成るものそかし、況してや、此五ヶ條は、天地の公道人倫の常經なり、行ひ易く守り易し、汝等軍人能く朕か訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さは、日本國の蒼生擧りて之を悅ひなん、朕一人の懌のみならんや、

明治十五年一月四日

昭和七年は勅諭御下賜満五十年

御承知の通り、明治十五年一月四日軍人に勅諭御下賜あらせられてから、昭和七年一月を以て満五十年に相當するのである。この機會に於て軍人勅諭の歴史的意義、即ち勅諭を中心として國史に於ける兵制の變遷并にその意義について申上げてみたいと思ふ。

勅諭の大要

先づ、勅諭の初めの一段は、古來の兵制と、兵權が移つて行つた兵權の轉移について述べられたのである。即ち上古の兵制では、天皇が親しく軍人を統率せられて居たが、中世になつて種々の制度が支那の風に倣ふやうになつてから、兵制は整うたけれども、太平が打續いて文弱に流れ、徵兵の制度が廢れて兵權が武士の手に移り、武家政治が起つて、政治の大權も武家の手に落ちた。德川幕府の末に及んで、武家政治が衰へて、遂に大政を朝廷へ奉還して明治維新となつたが、ここに兵制を改革して海陸の軍制を定め、天皇が兵馬の大權を統べ給ひ、國民皆兵といふ制度を立てられたといふ事を仰せられてある。

これに次いで軍人の守るべき五箇條を示された。忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五箇條を軍人の精神として服膺し、國に報ゆべき務を盡せと仰せられたのである。

軍人勅諭と教育勅語

この勅諭を拜すると、名は軍人への勅諭と申すけれども、單に軍職に在る方々のみならず一般國民の服膺すべきものであつて、かの教育勅語と共に全國民の嚮ふべき方針を示されたものと拜するのである。殊にこの軍人勅諭は御言葉が極くなだらかで、平易で分りやすく國文の體を以て書かれてあつて、濃やかに情理兼ね到るとも申すべきか、特に有難く感ずる次第である。私はおこがましい次第であるが、ここにこの勅諭について多少註釋的に謹解をいたしてみたいと思ふ。

氏族制度

「我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふところにぞある」と仰せられてあるが、上古は軍隊は總べて天皇の直屬であつて、極く古い時は所謂氏族制度といふ時代で、大伴氏とか、物部氏とか、或は蘇我・中臣その他多くの何々氏といふのがあり、その氏に屬する部民といふものがあつて、それ等の氏が部民を率ゐて、各種の職業に從事してゐる。さうして皇室を中心として之に事へて居つたのである。その中に物部と大伴、この兩氏が主として軍事に關係して居つたのである。

然しながらそれが特に軍事ばかりを專門にして居るといふのではない。文の方の事にも與つて居つたのである。文官・武官といふものが特に分れて居つた譯ではないのである。天下

國民皆兵

皆兵――國民皆兵であつて、その部民はそれに從うて居た。さうして平生は各〻その專屬の仕事をしてゐるが、事有る時は直に赴いて軍事に從事したのである。天皇はそれ等の軍隊を統率せられて、時には皇后とか或は皇太子がその代理となつて出られたこともあるが、後の世の如く、兵權を全部臣下に委ねられるといふことはなかつたのである。卽ち天皇と軍隊との間は極く密接であつて、天皇直屬であつたのである。

天皇直屬

例を擧げて申すと、神武天皇が日向國から發して、東征せられて大和國まで來られ、その地方に蟠まつて居る多くの異民族を平げ給うた。或は景行天皇の時に熊襲征伐をせられた。これ等は何れも天皇親しく御自ら軍隊を率ゐられた實例である。又日本武尊が東夷、或は九州の熊襲征伐に赴かせられたのも、是は皇子が天皇にお代りになつて出られたといふ實例であり、神功皇后の三韓征伐は皇后が軍隊を率ゐられた實例である。さういふやうに皇室と軍隊とは極く密接であつた。そこで氏族制度の時代といふものは凡そ千三百年間續いたが、そ

氏の兼倂

の間に氏の兼倂が行はれて、大きな氏が小さな氏を兼ね合せ、土地人民を倂合した。それが爲めに大きな氏が跋扈するやうになつて、その弊害が段々著しくなり、貧富の懸隔が甚だし

氏の勢力强大とその弊

く、大きな氏の勢といふものが强くなつて皇室を凌ぐといふことにまでなり、氏族制度の根

聖德太子の社會組織の改造の御企

本主義として立ててあるところの、皇室中心主義といふものは、これが爲めに破られるかといふ虞れが起つたのである。

そこでその弊害を矯めなければならぬ。その弊害を打破し、皇室中心主義を立て直し、土地人民を皇室に直屬して、皇室と人民の間を隔てるもの或はその障害を除く爲めに、社會組織を總べて造り直す必要が起つて來た。この改造を企てられたのが聖德太子である。聖德太子の御事蹟は一々申す遑はないが、十七箇條の憲法を發布せられ、その他種々計畫を起され、從來の社會組織を改め、皇室中心主義を以て、新日本を作らうといふ御考で居られたのである。然るにこの聖德太子の御事業といふものは、太子の御在世中に、その理想が實現せられなかつた。

聖德太子の理想實現と大化の改新

太子がお亡くなりになつてから、約二十年ばかり後に、中大兄皇子卽ち後の天智天皇が出られて、聖德太子の理想を實行せられたのである。それが所謂大化の改新である。大化の改新の時に唐の制度に倣つて、種々な制度を定められ、それから後に、續いてその方針を以て各種の制度が立て直されたのである。その結果兵制に關する規定も改められたのである。卽

徵兵の始め

ち、持統天皇の時に國々の壯丁の四分の一を徵發して、これを兵士とする、これが日本の歷史に見ゆる徵兵の始めである。

大寶令の制定

その後文武天皇の時大寶令が制定せられた。これによれば三分の一の壯丁を徵集する、卽ち二十歲から六十歲までの男子の中から三分の一だけを徵發したのである。その徵發せられた兵士は、その近傍の軍團に配屬することになつて居る。軍團といふものは三四郡に一つの割合で、要所々々に置いてあつたやうである。兵士は一定の期間軍團に入つて武藝を習ひ、

國內上番と衞士と防人

或は雜役に使はれる。その他、一年間は京都へ上つて、京都の警衞をする。これを衞士といふ。これを國內上番といふ。百人一首の中にもある「御垣守衞士のたく火の夜はもえ晝はきえつゝものをこそおもへ」のあの衞士である。さうしてなほ三年間は邊鄙の要害の土地に送られて、そこで國防に任ずる。これを防人（さきもり）と云つて居る。その防人が三年、衞士が一年の役である。

糧食武器の自辨

さて大寶令の制度に於ては、兵士の用ひる糧食及び弓矢或は刀劒等の武器は總べて兵士の自辨になつて居る。これは今日から考へると、非常に負擔が重いやうに思はれるが、糧食といふものは每年乾飯を六斗、鹽が二升、これを軍團に納めるのである。兵役で召集せられた上、自分で食料を納める。それから武器といふものが種々ある。弓・弦の袋・矢・矢の袋卽

兵役と貧民の負擔過重

富者免役

兵役と重課

ちやなぐい・太刀・砥石、それから飯の袋・水桶・脚絆・草鞋といふ類であつて、みな自辨、その他に十人が一組になつて、六頭の馬を養ふといふ義務がある。それから幕・釜・鏃・斧・鑿・鎌などの種々な道具を十人一組で辨ずるのである。かういふやうな義務があつた。從つて貧民が召集せられた時は、非常に悲慘なものであつた。その頃の樣子を書いたものによると、一戸から一人兵に出ればその家は滅んでしまふ、「一人點ぜらるれば、一戸隨つて亡ぶ」といふのであるが、中產以上になれば他人に代役を許される。自分が出るのがいやだといふと、その家の下僕等をして代りに兵役に出したのである。そこで兵士の素質は段々と惡くなり、品位が下つて來た。

それからなほ當時の制度では、もつと重い負擔があつた。兵役に徵された上になほ主なる租稅——租・庸・調の三者、租は地租、庸は勞役に使はれること、その代りに品物を以て納める。調はその地方の產物を貢として納める。この三者がみな賦課せられる。これは非常なる負擔である。兵役に出た上に納める。これは貧しい者に取つては餘程重い負擔であつた。これと反對に、金のある者はその義務を免ぜられる。といふのは、兵士になつても、家が富ん

地位と免役

貧富の懸隔に伴ふ不公平

大寶令の兵制の弊害

でゐて、軍團の馬を養ふことのできる者は、自分が兵役に出る代りに、軍團の馬を飼つて居れば、國內上番を免ぜられる。故に出たくなければ、軍團の馬を飼つて供給して居れば宜しいといふことになる。

またもう一つは、當時の制度では、一般に八位以上の位のある者は課役を免ぜられ、納める物を納めないでも宜しく、或は勞役に從ふことを免ぜられる。これは詳しく云ふと、五位以上の者の子及び孫、それから六位以下八位以上の者はその嫡子、これを蔭子・蔭孫といふ、これ等の者に限つて兵役を免ぜられるといふ特典があつたのである。そこで兵役の義務を負ふ者は、ただ位のない者若しくは八位より下の低級なもの、及び一般平民であつた。

然るに當時は金や品物を納めて位を貰ふことができたのである。即ち朝廷で寺を建てられるといふ時、その寺の造營の爲めに金が要る。それで金を獻納し、或は材木を獻上する。その他何か必要があつた時、金品を獻上すると、それによつて位を授けられるといふ。從つて家の富んだ者は位を貰ふことができて、自然兵役を免ぜられる。さういふ事からして、貧富の懸隔に伴ふ著しい不公平といふことが現はれたのである。

かういふやうな譯で、その弊害が甚だしくなつて、大寶令の兵制といふものは、根本から間

違つて居たといふことが段々と分つて來たのである。これは何うしてさういふ事になつたかといふと、支那の制度を眞似たからであつて、その原因については詳しい説明は略しておくが、兎も角事實はさういふことであつた。かくの如き制度は永續すべき筈はない。かやうにして遂に大寶令の徵兵の制度といふものは廢止せられることになつて、聖武天皇の御代天平十一年には、特に警備の必要ある地方以外の兵制を一時廢したことがある。卽ち伊勢鈴鹿の關、越前の愛發關、美濃の不破の關、この三關は京都に近い要害であり、それから陸奧・出羽、北の方では越後、西の方では長門、九州地方太宰府の管內は朝鮮・支那に近いといふので、特に警備の必要があるので、兵士を置いたが、それ等の地方以外は、兵士といふものは全くやめてしまつた。しかしこの後天平十八年にはまた舊に復した。

兵制の廢止

次に光仁天皇の寶龜十一年になつて、多少變つて、國の大小によつて兵士の數を一定して、家が金持で弓馬に堪へる丈夫な者ばかりを兵士に取ることにしたのである。さうして弱い者は農業に從事せしむるやうにした。所が、これも實行は甚だ困難であつて、事實餘り行はれなかつた。

光仁天皇の時の改制

そこで桓武天皇の延暦十一年になつて、重要な土地卽ち陸奧・出羽・佐渡、及び九州以外の國々の兵士を全廢してしまつた。その理由は、折角兵士に取立てても、それは國司又は將校が自分等の私用に使ふことばかり考へて居つて、自分の持つて居る土地を開墾せしむるといふやうな事では、兵士としての實を備へないといふわけで、全く廢止してしまつたのである。その頃の兵士はまるで奴僕の如くであつた。その時の樣子を書いた書にも、名はこれ兵士にして實は役夫に同じ、といふことを書いて居る。非常に兵士の素質が下つて、平生種々な事に使はれて居るから、疲勞して居り、非常な事があつても役に立たない。そこで桓武天皇の時、英斷を以て廢めてしまはれたのである。

桓武天皇の御英斷

是に於て大寶令の徵兵制度といふものは全く廢止せられてしまつた。けれども警備の必要といふものは全くないことはない。それをどうしたかといふと、その爲めには健兒といふものを置いたのである。その時分には諸國に兵器の庫があつた。兵庫といふが、その兵庫のある所、或は國府・政廳のあつた所、そこには健兒といふものを置いて守らせたのである。それに當るものは、主として郡司の子弟から選び、さうして番を作つて守らしめた。卽ち健兒といふものが兵士に代ることになつたのである。

健兒と兵庫及び國府

これが各國多いところでは二百人、少いところでは二十人、これを以て邊陬以外の國々の

兵馬の權漸く健兒に移る

警備に任じて居つたのである。健兒といふものは、さういふ譯で、地主が多く、即ち相當の土地財産があつて、所謂豪族になつたものの中から多く出たのであるが、それ等の子弟がその地方の警備に任じて居るといふことになつたのである。即ちその地方の警察權を握ると共に、健兒自身が非常に多くの財産を持つて居る者であつたので、遂に土地兵馬の權がそれ等の健兒、即ち地方の豪族に移るといふ形勢を馴致したのである。

公家衆の文弱

然るにこの健兒といふものの數は少いものであるから、それで以て一國の治安を維持することは難かしい。何か一寸亂でも起ると、それを鎭めることができない。そこで警察制度が緩み、盗賊は到る所に出る。それを抑へるのは、京都の朝廷でせらるべきであるが、その朝廷に仕へて居る公家衆といふものは、軍人勅諭にも「打續ける昇平になれて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ」と仰せられてある通り、詩だの、歌だの、或は音樂に耽り、碁を打つ、雙六を弄ぶ、蹴鞠を遊ぶとかいふ事ばかりやつて居つて、始終ただ榮華を競うて惰弱の氣風に染みて居るといふ風で、地方に騷動が起つても、これを鎭めることができない。そこでこれを抑へるにはどうしたかといふと、その地方の國司がその近傍の豪族の實力ある者に賴んで、これに警察權を委ねたのである。

警察權を豪族へ委託

押領使追捕使

そこで種々の名前の者が出て來た。押領使・追捕使とかいふ者が即ちそれである。平安時代の末頃から、さういふ名前の者が、あちらこちらに出て來て、段々大きくなつて遂に武家といふものになつたのである。源頼朝の如き日本總追捕使といはれて居るやうな譯で、これ等の者が即ち武家の起るもとになつたのである。そこで武家が起つてから、全國の治安維持が武家の手に握られることになつて、遂に天下の政權まで握ることになり、朝廷は名義だけになつたのである。

武家の起源

群雄割據と土民兵

かくの如くして、鎌倉時代百五十年を過ぎ、吉野時代を經て、室町時代に移り、戰亂相續くこと二百五十年、群雄割據の形勢を作つて、武士がそれぞれ地方に地盤を作り、事ある時は一族郞黨を率ゐ、或は百姓を徵發して兵役に就かしめた。その結果、所謂野武士或は足輕といふものが出て來た。即ち土民兵であるが、この土民兵が段々發達して、立派な兵になつた。つまり平民百姓が武士に化したのである。百姓平民が成上つて武士になつて、遂に常備兵たる武士と同樣になつて、その間に區別が認められない。これ等の武士は、暇な時は農業に從事して居るが、何か事ある時は鍬を捨て、兵器を取つて武士になつた。

兵農の分離

その後信長・秀吉の時代即ち安土桃山時代、凡そこの三十五年間に於て戰亂が治まり、さ

うして、兵農といふものは分離して、武士は一つの階級を作るやうになつた。それ等の武士は城下に集り、城を造つて城に集合する事になつた。又そこに商人が集つて、町を形成し、所謂城下町といふものが、全國にできたのはこの時代である。

刀狩り

秀吉は平和の機運を進める爲めに、武器を沒收して、百姓及びその時分澤山居つた僧兵から武器を悉く取上げたのである。これを有名な刀狩りといつて居る。さうして武器を持つて居る者は職業的の武士に限るといふことになつてしまつたのである。これから段々平和の機運が進み、江戸時代になり、社會組織が整頓せられて、二百六十年の泰平を得た。この間に兵農分離の形勢は著しくなつて、百姓町人といふものは武士とまるつきり離れ、兵權は武士といふ特殊階級の占有になり、さうしてその武士が當時の政權を握つて居る。即ち職業的武士となつた。

職業的武士

今までは、武士といふものは自ら耕し、自ら食つて居つた。さうして事あれば武器を取つて立つたのであるが、江戸時代には特別に武士といふものができ、從つて士農工商といふものができたのである。

士農工商の出現

言ひ換へれば、武家・百姓・町人といふのである。武家はその衣食の費用といふものを百姓町人から取立て、百姓町人は武家を養ふといふことになつたのである。武士は一種の特權階級で、町人百姓は武士に對しては頭が上らない。差別待遇を受けたのである。

明治時代と全國皆兵

さういふ風にして二百六十年過して來たが、明治の御代になつてから、その制度階級の制が改まつて、全國皆兵の制を布かれて昔に戻つた。即ち神武天皇以來の昔に歸されたのである。ここに於て、平民の權利といふものは伸張せられ、徵兵といふものは、國民の義務であると同時に、またその權利であり、一面からいふと、明治時代に於ける民權發達の跡を示して居る。

徵兵規則の制定

明治三年十二月に、初めて徵兵規則といふものが定められ、その時廣く人民から兵士を取るといふことになつて、平民の資格が向上した。從來平民は兵士になれず、士族といふものが兵士になつたが、ここに初めて士族と肩をならべて、國民一般が國家防衛の責務を有するやうになつた。これは民權進步の跡を示すものである。

明治五年十一月に徵兵令を發布せられ、その時に太政官から告諭が出た。その文の中に、日本の昔は海内擧げて兵ならざるはなし、總べて兵であつた。事ある時は天皇が元帥となられ、さうして服せざる者を征し、兵役を解いて家に歸れば百姓・職工・商人になる。固より後の所謂武家といふものはあり得ない。從つて職業的の兵士であつたものとは丸で違ふのである。

上下の差別撤廢と兵農合一

明治御一新後人民漸く自由の權を得しめられ、上下の差別を撤した。これは兵農を合

一する本である。故に士といふも從來の士ではなく、民といふも從前の民ではない。齊しく全國一般の國民であつて、國に報ゆるの道も固よりその別あるべきではない。故にここに古來の制度を稽へ、なほ西洋の兵制を參酌して、國民皆兵の制に從ふといふことになつたとある。この趣意によつても、兵役の義務といふものは平等の權利であり、義務である。昔の如く階級觀念に捉はれるのではない。國家防衞の重きに任ずるのであつて、我々の國は我々國民がこれを守る、この權利は國民の何人にも輕重あることはない、これは國民としての自覺が起された譯なのである。

今の徴兵制度と皇室國民の接近

かやうにして、今の徴兵制度といふものは、皇室と國民の接近親密を圖ることについて、上古の制度よりも、もつと立勝つて優れて居るやうに思ふのである。勅諭の中に「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股肱と賴み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親しみは特に深かるべき」と仰せられてあるが、この君民一體の親しみは實に他の國では見られないものであつて、我が特有の國體の然らしむるところである。皇室と國民の親しみといふものは、實に我が國體の精華である。昔の大寶令にあつては、貴族及び豪族は皇室と國民との間を隔てて居つたのである。その隔りは今の兵制によつて除き去られたのである。

皇室の式微

抑〻我が皇室の國民に對する御情愛といふものは、「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶父子ノ如シ」と仰せられたのであつて、國民も亦皇室を慕ふことは、今も昔も同じく、二千六百年一貫して居る國體の麗しさである。茲に一二の例を擧げると、室町時代に諸國が非常に紊れ戰爭が續いて、皇室の御領地は所々にあつても納まる物も納まらぬ。途中道が塞がる。そこで皇室の御經濟は甚だしい窮乏に陷つた。ひどい時は、その日その日の供御にさへ御差支になつたとさへいはれて居る。卽ち御所の御垣が壞れて無くなつたからである。また右近の橘左近の櫻を植ゑてあるあの紫宸殿の前で、子供が階に昇り、また土をこねて遊んで居たといふ。この話は頗る誇大せられたものらしいが、とにかく、御經濟の苦しかつた事は事實であつた。さういふ式微の極に達せられた時、兵力に於ても、經濟に於ても何等賴みとするものをお持ちになつて居なかつた。かやうな時に當つて、而も戰亂の眞つ只中に在つて、尙ほ禁裏御所は絕對安全であつた。

皇室は國民尊崇の中心

これは國民全體が皇室のお守りとなつて居る。故に人民は僅かの金子を上つて、畏れ多いことではあつたが、宸筆を賜はりたいといつて、それを戴いて喜んだのである。

皇室と戰國の群雄

かやうな譯で、我が國にあつては、皇室を奉ぜずしては、何事も成就する事ができない。戰國時代に於て各地方に群雄が割據して居つて、お互に攻めつこをして居るのであるが、それは何の爲めかといふと、それぞれその地方に於て覇權を握る事にある。大は小を併せ、强は弱を呑むといふ風に段々えらくなつて、最後はどうなるかといふと、京都へ上り、旗を立てて、上、天子を奉じて天下に號令するといふのが終局の目的である。けれどもなかなかさう思ふやうにいかぬ。出て行くと、左から押へ、右からつつき、前から防ぎ、後から引張るといふ風であつて、却々容易に京都へやつてくれない。そこでお互に攻めつこをする。最後に京都へ上つたものが織田信長、それが天子を戴いて天下に號令したのである。さういふ譯で、如何なる時でも皇室を奉じなければ事が成就しなかつた。それは何故かといふと、國民が承知しなかつたのである。皇室と國民は古往今來、常に親密なる關係を保つて來て居るのである。

光格天皇と天明の飢饉

更にもう少し近頃の實例を擧げて云ふと、今より凡そ百四五十年ほど前、光格天皇の御代であるが、天明三年といふ年に、諸國に飢饉があり、米の相場が高くなつて、京都の町の中でも餓死する者があるといふ譯である。そこで老若男女が禁裏御所の外へ參つて、何を祈る

か、數百人の者が四五日の間禁裏の御垣の外を廻つて居る。そこで光格天皇はこれを聞召されて御製を遊ばされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な民やすかれとおもふばかりを

たみ草に露のなさけをかけよかし世をもまもりの國のつかさは

飢饉で米が高いので、御垣の外に集つてお祈りをする。これは國民の至情である。皇室と民の親しさが思ひやられる。みのかひはなに祈るべき――御自分の事は祈ることは何もない、朝に夕に祈るのは、ただ民安かれと祈るばかりだと仰せられた。然るに、當時は德川幕府の世の中であるから、政權は幕府にある、朝廷では御自由にならない。幕府からはただ年に三萬石の米を納めるだけである。お施しなさるといふにも何とも致し方がない。そこで第二の御製、國を治める司の者は人民に露のなさけをかけてやれと仰せられた。その頃に、下總香取神宮の神職が、この御製を拜して感激のあまりに詠じた歌がある。

さりともと思ふもおそれきくたびにたゞたふとくもなみだこぼるゝ

その御製を拜して、天子樣がそれ程に民を慈しまれるかと思ふと、有難さに涙こぼるるばかりであるといふのである。皇室と國民の親しさは斯やうなものである。

億兆安撫國威宣布の宸翰

明治元年御維新の時、明治天皇は、五箇條の御誓文を御發布になつた。さうして同時に億兆安撫國威宣布の宸翰を下されたことがある。

億兆安撫國威宣布の宸翰

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ、爾來何ヲ以テ、萬國ニ對立シ　列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ、窃ニ考ルニ、中葉朝政衰テヨリ、武家權ヲ專ラニシ、表ニハ朝廷ヲ推尊シテ、實ハ敬シテ是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ、絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサル様計リナシ、遂ニ億兆ノ君タルモ、唯名ノミニ成リ果テ、其カ爲ニ、今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシカ如クニテ、朝威ハ倍衰ヘ、上下相離ルヽコト霄壤ノ如シ、カカル形勢ニテ、何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ、今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ、皆朕カ罪ナレハ、今日ノ事、朕自身骨ヲ勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立、古　列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治蹟ヲ勤メテコソ、始テ天職ヲ奉シテ、億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ、往昔　列祖萬機ヲ親ラシ、不臣ノ者アレハ自ラ將トシテ之ヲ征シ給ヒ、朝廷ノ政、總テ簡易ニシテ、此ノ如ク尊重ナラサル故、君臣相親ミ、上下相愛シ、德澤天下ニ洽ク、國威海外ニ輝キシナリ、然ルニ近來宇内大ニ開ケ、各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ、獨我國ノミ、世界ノ形勢ニウトク、舊習ヲ固守シ、一新ノ効ヲハカラス、朕徒ラニ九重中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偸ミ、百年ノ憂ヲ忘ルヽトキハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ　列聖ヲ辱シメ奉リ、下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル、故ニ朕コヽニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、　列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ス、親ラ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス、汝億兆、舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラス、朕一タビ足ヲ擧レハ、非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生シ、萬口紛紜トシテ、朕カ志ヲナササラシムル時ハ、是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス、從テ　列祖ノ天下ヲ失ハシムル也、汝億兆能能朕カ志ヲ體認シ、相率テ私見ヲ去リ、公義ヲ採リ、朕カ業ヲ助テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシメハ、生前ノ幸甚ナラン、

誠に、この宸翰にも仰せられてある如く、皇室と人民との間を隔つる者があつた。然るに明治の大御代になつて、この隔てがなくなつた。軍人勅諭に、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」

と仰せられたのも、その親しさをお現はしになつたものであつて、昔から一貫して居る國體觀念の表現せられたものと拜するのである。

勅諭五箇條と武士道の精神

さて次に忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五箇條を示されたのであるが、この精神といふものは、即ち武士道の精神である。武士道といふ言葉は、武士といふ一つの階級の間に發達したところの名であるが、その由來するところは甚だ古い。既に上古に於てその淵源を認めることができるのである。即ち奈良時代に大伴家持といふ有名な歌人がある。その大伴家持が詠んだ歌に、

大伴家持の歌

うみゆかばみづく屍山行かば草むす屍大君のへにこそ死なめかへり見はせじ

また、

剣太刀いよゝとぐべし古ゆさやけく負ひて來にしその名ぞ

これは大伴氏の軍功を述べた歌であつて、即ち古く瓊々杵尊の時から神武天皇に至るまで大伴氏の祖先は軍隊を率ゐて、軍事に從ひ忠誠を盡した事をいつて居るのである。「うみゆかばみづく屍山行かば草むす屍」といふこの歌は、大伴氏の祖先から代々言傳へて來たところの家訓ともいふべきもので、陸に在つても海に在つても、天皇の爲めに仕へて來た、神武天皇から千四百年を經て奈良時代、家持まで言傳へて來たところの家訓を、歌に現はしたものである。さうして二番目の歌は、その一族のものに與へた長歌の終りにつけた歌で、その長歌の意味は、大伴の家は、神代より以來、事ある毎に武事を以て勳功を立てた家で、代々の天皇に赤き心を捧げて仕へ來た家である。さやけく清く明かなる名をもつて來た軍功のある家である。後の龜鑑ともなるべきものであるから、その清き名を汚すことなきやうに、先祖の名を辱めないやうに心がけるべきであるといふことをのべ、その終りに右の短歌をそへて、その先祖より天下に名高く、さやけく清き明かなる名を汚さず、ますます研ぎ磨いて忠勤をはげむやうにと述べたものである。

武勇忠節の精神と武士道

この武勇忠節の精神は、氏族制度時代にもかやうに發達して居つたのであるが、それが長い間氏族の間に傳はり、武家が起るに至つて、平安時代の末から鎌倉時代に發達して堅實なる國民的精神となつた。それが所謂武士道である。この武士道といふ精神が、次の時代を通じて、國民の間に更に根深く植付けられ、江戸時代には形式化して型にはまつたといふ嫌はあるけれども、尚ほ上下の階級に普ねく廣まつて、平民・町人の間にもその影響を及ぼし、江戸兒氣質を産んだ。江戸兒氣質といふものは、一種の武士道その儘のものである。

武士道の要素

武士道といふものは然らばどういふものであるかといふと、これを多少解剖して見ると種々の要素を含んで居るやうに思はれる。先づ武士といふものは全體の行動、その働きに於て實際的であることを尊む。平安時代の公家衆は、實際的でなく、理想を主として居つたが、武士は之に反して理窟ぬき、實際に行ふ、不言實行である。又總べてが質素である。質素である爲めに、何事も簡單であり簡易である。簡單であるが故に物事が直截である。ぐづぐづいはず直ぐさま決する。故にまた正直であり、掛値をいふやうなことはなく、有りの儘である。卽ちまた廉潔ともいふべきである。またそれが打算的でないともいへる。懸引きはしないのである。故に勘定づくではない。かういふやうにして置けばあの人はかうしてくれる、といふ事は、武士はいはない。廉潔であり、打算的でないからして、信義を尊むのである。信義を尊むが故に、然諾を重んずる。宜しいと引受けたなれば如何なる事があつても後へは退かない。又主從の義を重んずる。人の臣下になつて主と仰ぎ臣下とならうと約束したら、その義は變へない。然諾を重んずるのである。故にまた犧牲的精神に富む。そこでまた名を重んずるのである。武士といふものは名こそ重けれ、死しても名を重んずる。故に勇氣を尊ぶ。卽ち死を輕んずる。武士道の要素はまだ種々あるであらうが、大體を申してみると、そんなものである。實際的であり、質素であり、直截であり、正直であり、廉潔であり、打算的でない。信義を重んじ、然諾を重んじ、主從の義を堅くし、勇氣を重んじ、死を輕んずる。これは幾つにも分けたが、或はこれを纏めれば、二三にも纏めてしまふ事ができると思ふ。それ等の項目に就いては、鎌倉時代の記錄を見れば、いくつもそれを見出すことができる。殊に『東鑑（吾妻鏡）』を見ると、到る所にその事例を見ることができる。

信義の例

澁谷重國佐佐木定綱の家族のために盡す

そこでそれ等の項目の中の一二に就いて、若干の例を擧げてお話をして見たいと思ふ。卽ちこれは又同時に軍人勅諭の五箇條の實例に當ると思ふのである。武士道に於て尊むところは信義である。その例を述べて見よう。治承四年に賴朝が平家に對して旗を擧げた時、平家の大將大庭景親が石橋山で賴朝を打破つた。その時澁谷重國といふ一人の武將があつて、大庭景親の勸めで、平家に從つて大庭の下で働いた。時に澁谷重國の家へ賴つて居たものに佐佐木定綱の兄弟四人があつて、これは大庭に從はないで賴朝についた。戰がすんで定綱兄弟四人は逃げてしまつた。ところが大庭は澁谷に向つて、佐々木兄弟四人の家族を召出して人質にするやうにと命じた。時に澁谷の答へて申すことは、彼等は年來の約束によつてこれを保護して來たのであります。今彼等が賴朝に屬したのは祖先以來の舊誼を重んじたので、之

は誠に已むを得ぬことで、佐々木兄弟の致し方は尤もなことである。私は私として年來の約束によりあなたに從うた。さうして石橋山で働いた。然るに私の手柄を考へないで、强ひて佐々木兄弟の家族を連れて來いといはれるのは迷惑です。私は彼等に對する情誼の上から命に從ふことはできませんといつた。大庭も强ひてもいはず、引取つたといふ話がある。一度佐々木兄弟を保護すると約束した重國は、敵と味方に分れても信義を重んずるといふところから、それを大庭景親のところに差出すといふことはしなかつた。重國の一言には流石の大庭景親も服せざるを得なかつたのである。

宇都宮朝綱平貞能を助く

もう一つかういふ例がある。平家が滅亡してから暫く經つて、その平家の大將に、平貞能といふものがあつて、これが逃げて賴朝の部將の宇都宮朝綱といふものの所に賴つて行つた。卽ち敵の部將のところに行つて助けを求めた。そこで宇都宮朝綱は賴朝の所へ行つて、どうか平貞能を許してほしいと願つた。賴朝は頑として肯かない。朝綱强ひて申すには、自分は前に平家について京都に居た時、賴朝が兵を擧げるといふことを聞いて、賴朝に從ひたいと思つて逃げて出ようとしたが、逃げて出られない。その時に貞能が種々と奔走してくれたので馳せ參ずることができた。いま貞能が戰に負けて來たのだから、義理として助けなければ

ならぬ。後日彼が謀叛を企てるやうなことがあつたら、彼は固より、私の子孫も斷絕せしめられても構はぬから、この度のところはどうぞ許してほしいといつたので、賴朝もその義に感じてこれを許したといふことである。武士道は義理の爲めには敵をも助けるといふことになるのである。

主從の義

主從の義といふものは、武士道の中でも殊に最も重んずるところのものであつて、武士道は或る一面から云へば、主從の義から發達したものである。武家時代の社會組織に於ては主從の義といふものを基礎に置いたのである。これについては種々な實例がある。

岩瀨太郎佐竹一門のために辯ず

治承四年、賴朝が兵を起した時、常陸地方に佐竹隆義といふ者が居つて、これは源氏の一族であつたけれども、故あつて平家について京都に居た。その隆義の子に秀義といふものがあつて、これが常陸に居つて、伯父の義政といふものと一緒に、賴朝に從ふことを肯んじない。そこで賴朝はその義政といふものを謀略を以て誘ひ出して殺して、なほ秀義を攻めて敗走せしめた。さうして佐竹家の有つて居つた所領を沒收して、その家來十數人を捕へて竝べて見たのである。その時、その中に義政の部下の一人に岩瀨太郎といふ者があつて、頻りに淚を落してゐる。何を泣くんだと尋ねたところが、主人の事を思出して悲しいから泣くのである

といふ。それ程に悲しいなら、何故主人義政が殺された時一緒に死なかつたか。岩瀨太郎答へて曰く、その時は主人義政一人だけ呼び出されて首を斬られた、私はその時には、後日の考もあつたので暫く逃げたのである。然るに今おめおめ捕へられて、ここに參つたのは武士の本意ではないけれども、一言申上げたいことがあるから參つたのだといふ。何をいひたいのかいつてみよといはれて、岩瀨太郎申すには、今や大敵平家は西に居る。その平家追討のことを差措いて、同じ源氏でありながら、佐竹を滅ぼされるのは甚だ心得ない。かくの如く、別に大した過のない佐竹一門を誅せらるゝやうなことでは、御身の讎敵は誰に仰せて退治せらるべきや、將また、あなたの御子孫たちを誰が守護致しますか、この事はよくよくお考をめぐらされたい。今のあなたのやうな樣子では人が恐れてばかりゐて、眞實心から敬服する者はありますまい、と言ひ放つた。賴朝は默つて聞いて居て、一言も發せず、その儘奥へ入つてしまつた。岩瀨太郎の申すところ甚だ無禮だから誅してしまひませうと申した者があつた。所が賴朝は、いやいや待て、彼のいふところ無禮であるけれども、理窟がある。主人義政の事を思うて、あれだけの事を自分の面前に於ていふのは、主從の義を重んずるからである。誠に賞すべきものであると、彼を許して自分の手下に加へて御家人にした。その緣故で以て佐竹秀義も許されて、賴朝の部下になつたといふ話がある。賴朝に惡口雜言を申したけれども、賴朝は主從の義を重んずるところから許したといふのである。

桐生六郎誅戮せらる

　それとは反對に、賴朝に忠義立てをしようとして、自分の主人を殺したものがあつた。賴朝はこれを罰して忽ち誅したといふ例がある。養和元年に、足利俊綱親子が平家に屬して賴朝に敵對した。そこで賴朝は足利俊綱を征伐の爲めに兵を遣はした所、桐生六郎といふものが主人の首を斬つて鎌倉に持つて參つて、賴朝に差出し、その功によつて、賴朝の御家人の列に加へてほしいと願つた。所が賴朝は、これは怪しからぬ奴だ、譜代の主人を殺すこと尤も憎むべしと、忽ち之を誅戮した。

河田次郎斬らる

　又これと同じやうな例であるが、それは文治五年、賴朝が奥州の藤原泰衡を征伐に行つた時に、賴朝の兵が近づくに從つて、藤原泰衡は逃れて自分の家來河田次郎にたよつた。所が河田次郎は志を變じて、主人の泰衡を殺して、その首を斬つて賴朝のところに持つて來た。時に賴朝は河田次郎に向つて、汝の所爲は一面には功あるに似たれども、譜代の恩を忘れて主人の首を斬るは憎むべきことである。他人の見せしめにこの世の暇を遣はすべしと、忽ち斬罪に處した。これ等の例によつても推せられる如く、武士道は敵に向つても、主從の義を

重んずることを要求する。戰ふには正々堂々と戰ふといふのが武士道である。

北條仲時の殉死者四百三十二人

かやうにして、鎌倉幕府百五十年の間、主從關係といふものは堅く結びつけられた。その結果、北條氏滅亡の時に於て顯著なる事蹟を現はして居る。京都六波羅に、幕府から、今の言葉でいへば出張所といふものが置いてあつた。その六波羅に居つた北條仲時が、官軍に攻められて一度は逃げたが、途中で遂に敵することができないで自殺をした。その時これに從つて死んだものが四百三十二人に及んだ。卽ち北條仲時に殉死したのである。

北條高時の殉死者八百七十餘人

更にそれにも增して悲壯なる事は鎌倉に於ける北條高時の最後である。高時が東勝寺に於て自害した時に、その同じ場所に於て高時に殉じた者が八百七十餘人あつた。また所は違ふけれども、同じ時、同じ鎌倉に於て高時に殉じて自刄した者が六千人餘りあつたのである。高時は種々な方面からいつて非難すべきものがあり、北條氏の政治といふものも論ずべきものがあつたのであるが、主從の義の堅い點に至つては感ずべき事柄が多い。承久の變卽ち後鳥羽法皇が北條氏の幕府を仆さうとなされて起された戰爭に、朝廷の軍が幕府の軍に攻められて破れた。その時に多數の公家衆が戰死した。然るに公家衆たちの家來で、その主人の死に殉じて死した者が幾人あるか、寥々として殆んど數へるに足りない。これを北條氏の最後の時の事に比べて見れば、武士の間に於ける主從の義といふものが、如何に固かつたかといふ事が思ひやられるのである。先年私は、日本語を研究して居る西洋人の仲間があるが、その仲間から武士道の話を求められ、この實例の話をしたところ、その時に、赤穗の義士といふものは四十幾人であるに拘らず誰も知らぬ者がないが、何故に鎌倉武士のこの悲壯なる話は世間に傳はらぬかといふ質問があつた。それは北條高時が朝敵になつて居つたからであるといふ事を説明したことがあつたのであるが、その朝敵の高時の責むべきことは責むべきであるが、鎌倉武士の信義の固かつたといふことは之を認めねばならぬ。

武士道と國民的精神

武士道の要素ともなるべき各種の項目については澤山の話が傳へられて居るが、今は唯二つの項目について述べたのである。この武士道は江戸時代に至り、年を經る間に、實質が衰へ、頽廢し沒落してしまつたけれども、その精神といふものは一般國民の間に廣められた。武士道といふ言葉は武士の間に限られたものであるけれども、その精神は武士の間ばかりの道德ではなく、廣く一般の國民的精神となつた。さうして明治になつて、その精神を要約して、國民の歸趨を示されたものが卽ち五箇條の勅諭であつて、これが軍人の精神であると同時に、やがて國民的精神であらねばならぬと思ふ。

昔の徴兵と今の徴兵

以上は軍人勅諭について歴史的に多少註釋を加へたのであるが、飜つて考へると、昔の徴兵も今の徴兵も名は同じであるが、大寶令によつて發布せられたものは五十年經たない中に駄目になつて居る。即ち聖武天皇の時廢せられた。さうして一度改められ、又桓武天皇の時廢せられた。それは制度そのものに缺陷があり、貴賤貧富の區別が甚だしかつた事と、續いて形式的に支那の制度を模倣したといふことが缺陷であつたと思ふ。

今の兵制は、徴兵令の發布後凡そ六十年を經て居るけれども、益〻光を添へて居る。それは何故であるかといふに、皇室と國民の親近なること、國民に平等であるといふこと、にあると思ふのである。昔は支那制度に模して大寶令ができ、今日は西洋の制度を參酌してできたもので、同じく外國文化の影響を受けたものであるが、精神の吹込み方が違つて居るから、精神が生き生きとして發展して來て居るのである。その精神といふものは何であるか。それは即ち明治十五年一月四日に賜はつた軍人勅諭そのものに外ならぬのである。

現代の國家多事の時と軍人勅諭

今や我が國は内憂外患交〻到つて誠に國家多事と申すべき時である。内には思想界の混亂があり、外には列國との交渉益〻多端であつて、國際問題は非常に複雜を極めて居る時である。今日の世界は、之を我が國の歴史に比べると、丁度戰國時代の群雄割據に比すべきものであるかと思ふ。いつ如何なる事變が起るか分らぬのみならず、隣の支那には排日騷ぎがある。支那は今こそ形勢混亂して劣等國であるが、昔は日本に取つては非常な大敵であつて、我が國は始終その壓迫を受けて居た。日本人はいつの代でも支那崇拜で、之を恐れて居つたことは甚だしいものであつた。天智天皇から近く明治二十七八年戰役に至るまで、千二百年餘りといふものは支那に巻き込まれて居つた。大唐・大宋・大元・大明・大清、いつでも大の字をつけて尊み敬ひ、心の中では多少負惜しみの考を有つて居つたものもあつたであらう。けれども、外面にはいつも屈服して居つたのであるが、日清戰役後あの狀態になつて、今日では御承知の通りであるが、若しあれが統一されて目醒めた時は、どんなことになるか、昔の大唐・大元・大明にならぬとはいへない。のみならず、もう一つ日本は太平洋を隔てて、大きな隣の國を控へて居る。これにも又近頃は段々巻き込まれさうな形勢になつて居る。この時に當つて、我々國民は非常な覺悟を以て臨まなければならぬと思ふ。この際に於て、我々は軍人勅諭の精神を心に銘じて、我々の祖先が我々に殘した光輝ある歴史の精華を汚さないやうに心掛けたいと思ふ。

（昭和六年八月海軍艦政本部に於ける講演、昭和十八年四月修正）

國史に現はれたる日本精神

日本精神とは何か

日本精神といふ語は、近頃盛んに用ひらるるやうになつたが、その解釋は之を用ふる人によつて區々である。予の考によれば、日本精神は卽ち國民の自主的精神であり國民自覺の發露である。之を詮じつめれば卽ち國體觀念に外ならず。又皇室中心主義がそれである。この皇室中心主義は、卽ち日本國民精神の中樞であり國民活動の源泉である。二千餘年來皇室を中心として、その御指針により、國民が渾一體となつて活動した。之に依つて我が國民はあらゆる外來の文化を攝取し、之を咀嚼し、之を消化したのみならず、又多く外來民族の歸化を受入れて、よく之を同化し、その文化を融合して、獨特の光を輝かし、各時代に亙つて特異なる文化の諸相を發展したのである。

國體と天照大神の神勅

抑〻我が帝國の國體は、天照大神の神勅によつて、その基を定め、古くより我が國民の理

想として懷き來つたもので、奈良時代に『日本書紀』の編せられた時に、これをその文字に書き現はしたものである。

理想の實現

然しながらその理想の實現には、長い年所を經、その間自ら消長のあるを免れなかつた。總じて之を觀れば、この精神の伸びる所、この理想の發揚せらるる時、内にありては國體觀念の發達すると共に、外に對しては自主的外交を以て國威を耀かして居る。

以下國史の各時代に亙つて、この精神が如何に發揚せられたかを、事實について述べようと思ふ。

一　聖德太子の時代

聖德太子の時代に於ける氏族制度の弊

聖德太子が世に出でました時代は、氏族制度の弊がその極點に達した時であつた。氏族制度は、當時の社會組織の樞軸を成し、また政治體制の綱領となつたものであつた。同一祖先を有する家と家とが血族關係によつて結合し、以て氏を形成する。幾百の氏族は、皇室を中心に仰ぎ、國家を以て一つの大なる家族として團結したのである。然るに社會の發達するに隨うて、氏族相互間の關係も複雜になり、單純なる組織の維持が困難になつた。かくて太子

貧富の懸隔と豪族の跋扈

の時代には、その弊害漸く積つて、最早そのまゝに打棄てて置く事ができなくなつて居た。

弊害の一は、氏族の兼併である。大氏は小氏を合せて、その結果、貧富の懸隔甚だしく、豪族が跋扈增長して、その勢は皇室を凌がんとするに至り、氏族制度の根本精神たる皇室中心主義も、爲めに動搖せんとするに至つた。ここにこの弊を打破して、皇室中心主義を確立し、土地人民を皇室に直屬せしめ、皇室と人民の間を疎隔せる障碍を除く爲めに、社會組織を改造するの必要が起つた。

氏族の黨爭

弊害の二は、氏族の黨爭である。氏と氏とはその勢力を爭ひ、軋轢を生じた。黨爭は外交問題に於て現はれた。繼體天皇より欽明天皇の御代にかけて、大伴氏と物部氏とが韓半島の問題について爭ひ、ついで之と關聯して、佛敎の問題についても爭うた。その結果はつひに外交上、我が國の大失敗となり、神功皇后以來領して居た韓半島の地を失ひ、我が國は國際上劣等の地位に蹶落されてしまつた。黨爭はまた皇位繼承問題に於て現はれた。その爲めに幾多の忌むべき事件が惹き起され、皇室はその渦中にまき込まれ、甚だしき累を受けさせられた。

文化の停滯

弊害の三は、文化の停滯である。氏族の職業が世襲である爲めに、その才能の適不適を問はず、祖先傳來の職業を踏襲する。之が爲めに、文化は形式に墮して、腐敗の氣に滿ちた。殊に政治の上に於て、この弊害は甚だしいものがあつた。

太子の御事業―新日本の建設日本思想の獨立

かくの如くにして、氏族制度の弊害は、政治的にも社會的にも激甚を極め、國家はまさに危機に直面した。太子の御事業は實にかかる時勢の中に世に出でまして、やがて時弊の改革に著手せられた。聖德太子の御事業は之を約言すれば、卽ち新日本の建設である、日本思想の獨立である。之が爲めに憲法を制定し、佛法を興隆し、國史を編修し、外交の刷新を計られた。

國際間に於ける地位向上

任那問題における失敗の善後策を計り、新羅及び支那より受くる壓迫に對抗して、國際間に於ける劣敗者たるの地位より、進んで支那と對等の地位に向上する爲めには、根本より國を建直さなければならぬ。新文明を吸收しなければならぬ。我が國は、支那と比べては、遙かに文明の段違ひである故に、之と伍し得べき迄に文明の水準を高めねばならぬ。支那と對抗する爲めには、先づ國家の統一を圖り、國民の自主觀念を養はねばならぬ。その爲めには

國家の統一と國民自主觀念の養成

先づ族制政治の形式を廢し、皇室を中心として、國民全體を以て一の大團結とし、中央に權力を集注して、國家の統一を圖らねばならぬ。この大精神は、太子のすべての御事業を貫く所の主義であつた。この精神は、殊に十七箇條憲法の中に於て强調せられてある。又太子が

皇室中心と十七條憲法

印度を外國と呼び給ふ

作られた『法華經義疏』にも現はれて居る。『義疏』の到る所に、佛出世の地即ち印度を指す場合に、特に「外國」とある。古來一般に、印度は天竺或は西天などといふを常とするに、太子が特に「外國」といはれたのは、意味あることで、太子の國家的自主觀念より出たことであらうといはれる。

太子の國家的自主觀念

支那との對等の交際

太子の佛敎御奬勵は、この自覺より出たことで、即ち大陸の優秀なる文化を吸收して、國民の精神生活の向上を圖り、支那・三韓より受くる輕侮を去らんが爲めであつた。かの隋へ國書を送つて、「日出處天子致二書日沒處天子一」といひ、また「東天皇敬白西皇帝」と記して、堂々たる態度を以て、對等の交際を行はせられた。ここに太子の剛健なる日本精神を仰ぐに足るものがある。

中大兄皇子

さて太子は、不幸にもその理想を實現しその事業を大成せらるるに至らずして、薨ぜられた。然しながら、太子によつて掲げられた國是の大本は、燦として輝いて居る。太子の薨後二十餘年にして、第二の聖德太子とも申すべき中大兄皇子によつて、太子の理想は實現せられ、新日本の建設は成就せられ、大化の改新は斷行せられたのである。

二　大化改新より奈良時代に至る

唐の文化の流入

聖德太子の御理想は、新日本を建設して、支那と對等の地位に上せようといふのであつた。それが爲めには新文明を吸收しなければならぬ。そこで、大化改新が斷行せられ、爾來百般の文物皆唐を模範として、一意その文化の採取につとめた。これより奈良時代に通じて、唐の文化は滔々として流入した。奈良時代は、實に唐文化の輸入時代であつた。宗敎に、文學に、藝術に、制度に、風俗に、すべて唐の模倣であつた。

文化の選擇

然しながら、その模倣たるや、單なる模倣ではない。即ち唐の文物を、そのままに盲目的に鵜呑にしたのではなくして、その間自ら選擇せられたものがあつた。それは、一種の理想を以て、之を移植したのである。その理想とは何ぞ、曰く、日本文化の獨立であり、國民精神の樹立である。その傾向は各種の事項に現はれて居る。

日本文化の獨立　國民精神の樹立

奈良奠都

その一は奈良奠都である。奈良の都は大體に於て唐の長安を模したものであるが、之を模倣しながらも、獨創の考をも加味し、自ら彼に對抗して、我が邦にもかくの如き都城の存するぞといふことを示さうといふ意向が根柢にある。ここにこの時代の理想が窺はれる。

古事記の編纂

その二は『古事記』の編纂である。『古事記』は稗田阿禮をして諳誦せしめられた太古以來の傳説を、太安万侶に勅して文章に編せしめたものである。その稗田阿禮をして諳誦せしめたのは、その傳説を統一し、之を組織立てたものであらう。『古事記』は古來の傳説を、うぶのまゝに錄したものではなく、ある一種の主義理想の下に編纂したものである。建國の精神は、ここに現はされて居る。

風土記の編纂

その三は『風土記』の編纂である。即ちそれぞれ地方の國々の由來する所久しいものがあることを示したものである。

日本書紀の編纂

その四は『日本書紀』の編纂である。これ亦『古事記』と同じ趣旨の下に作られたものであるが、特に漢文を以て記された所に、當代理想の顯著に現はれたことを認める。

東大寺の建立

その五は東大寺の建立である。東大寺は、三國一の大伽藍と稱せられる。今日存する所の大佛殿は、元祿時代の再建にかかり、天平時代創建當時のものに比すれば、遙かに小さいものである。（現存のものは、東西桁行百八十八尺餘であるが、創建當時よりは約九十六尺を短縮して居る）それでも尙ほ、世界に於ける木造建築の最大なるものである。その本尊大佛が、世界の驚異であることは申すまでもない。これは實に聖武天皇が三國第一のものとして、誇を示す爲めに造られたもので、之によつて我が文化の進歩を示さんとする意氣の壯なるものあるを見るに足るものである。

國分寺

その六は國分寺である。國分寺は、唐の則天武后の時に造つた大雲寺に倣うたものであるが、我にも亦彼に劣らぬやうにと造られたものである。國分寺は『金光明最勝王經』の所說を原理として、創設せられたものである。即ちこの經を講讀し之を流通せば、四天王常に來りて國を護るといふのであつて、鎭護國家の趣意に出たのである。この時代には、また『金光明最勝王經』と竝んで、『仁王經』が多く用ひられた。之に因つて仁王會が起つた。これ亦護國の法であつた。國王にして般若波羅蜜を受持し、之を宣傳し、正法を流通する所には、諸天善神は來りて國家を守護すと說く。かくの如く、護國の經が多く用ひられたのを見ても、この時代に於て、敎界にも、國家意識の盛んであつたことが知られる。

萬葉集

その七は『萬葉集』である。『萬葉集』は、上は古く雄略天皇以下御歷代より、下庶民に至るまでの詠歌約四千五百首を集めた。この古代に於て、この大歌集の編せられたことは實に世界に稀なる事といふべく、正に國の誇である。かくの如き國文學編纂の業の起されたるは、當時國民の自主觀念の勃興した象徵と認めなければならぬ。

御歴代の諡號

その八は御歴代の諡號である。御歴代の唐風の諡號の定められたのも亦この時代の事である。これ亦唐風に倣うたことであるが、同時に支那對抗の觀念が横たはつて居るのである。

日本の國號

その九は日本の國號である。日本の國號の定められたのも亦この時代である。而も國が日の本である。日出づる處であるといふ意味を有する點より見て、當時國民自覺の念の盛んであつたことが知られる。

氏族志の編修

その十は『氏族志』の編修である。これもこの時代に、淳仁天皇の時計書を起され、未だ果されずして、次の時代桓武天皇を經て、嵯峨天皇の時に及んで、『新撰姓氏錄』が編せられた。これも唐の太宗の作つた『氏族志』の影響を受けたことではあるが、又我が邦の氏族の由來遠く古きものであるを示して、彼の向ふを張るといふ意味もあつたのである。

鬱勃たる國家意識

以上の例を以て見るに、奈良時代の文化は、固より支那模倣に富んでは居るが、然しながらその間、自ら國民自覺の精神の湧き出るものあるを認められるので、唐の文化の盲目的模倣ではなく、一種の理想を以て、之を取捨選擇したのである。この理想は鬱勃たる國家意識となりて、あらゆる方面に現はれたのである。

政教相關の妙用國家統一事業と朝權の隆盛時

この時に當つて、朝廷の權力は正に隆盛の頂點にあつた。大化改新以後凡そ一百年、この間、中央集權の實大いに擧り、國家統一の事業は著々進捗した。東大寺が中央に建立せられ、國分寺が各地方に設けられた。是は國家統治の組織と照應し、政治上中央政府に對して地方國司の居るが如く、教界にも東大寺が總國分寺として國分寺の上に立てるが如き意味を以て建立せられ、以て政教相關の妙用を發揮し、俗界精神界に統治の聯絡を圖つたのであつて、正に國家統一事業の進んだ一つの象徴である。かくの如くにして、國勢大いに發展し、東北拓植の業もまた著しく進み、國力は大いに充實し、皇威は宣揚せられた。

聖武天皇大佛建立の詔

聖武天皇が、奈良の大佛建立の前に近江甲賀に大佛鑄造を企てられた時の詔に、「天下の富を有つ者は朕なり、天下の勢を有つ者は朕なり」と仰せられた。その御意氣の壯大なることは、啻に天皇の豪華を好み給ひし御氣質より仰せられたとのみ見るべきでなくして、實に當代の雄大なる精神の發露であつたので、正に國民的自覺の盛んなる國家意識の强さを示す所以である。この潑剌たる元氣は、やがて時代の文化に反映し、雄渾壯麗なる天平時代の藝術を生み出し、時の人をして、

青丹よし奈良の都はさく花のにほふが如く今さかりなり

と歌はしむるに至つたのである。

三　平安時代より鎌倉時代に至る

傳教大師と弘法大師

大日本といふ語の最初

遣唐使の停止

奈良時代に於て萠したこの國民の自主觀念は、平安時代に入つていよいよ著しくなつてきた。一例を擧ぐれば、宗教に於ても、奈良時代の後を承けて護國の法が盛んであつた。傳教大師・弘法大師、何れも鎭護國家を以て、その法を立てたのである。傳教大師は、著述の中に「大日本」といふ語を屢〻用ひて居る。これ恐らくはこの語を用ひたものの最初であらう。ここに大師の國家觀念の旺盛なるものがあつたことが認められる。この以前に、『日本書紀』の「神代の巻」に用ひられてあるけれども、これは日本の本土のことをいふので意味が違ふ。また「繼體紀」の註にもあるけれども、これは誤字であらうといはれる。

かやうにして、奈良時代以來萠した日本文化獨立の氣運は、益〻進み、それと共に、國民の自主的精神も漸く盛んになつた。菅原道眞の遣唐使停止の議の如きも、種々の理由あることであるが、その一面にはやはり國民の自覺が、その大なる原因を成して居るのである。即ち當時幼稚なる航海術幷に脆弱なる船舶を以て、非常な困難を凌ぎ危險を冒してまで文物を支那に求めずともよいといふ自覺に出たことであつた。

藤原時代

唐との交通遮斷の影響

門閥の弊

院政

成尋

かやうにして、文化獨立の兆候は漸次濃厚になり、藤原時代に至つて、日本文化獨特の發達を示すやうになつた。卽ち制度に於ても、文學に於ても、宗教に於ても、藝術に於ても、すべて日本風の特色を示した。

然しながら唐との交通を遮斷してから、國民は一般に退嬰的になり、引込思案になり、進取の氣象を失ひ、對外觀念は甚だ振はなくなつた。ここに日本精神の衰へたのが見られる。一方には藤原氏が政權を私して、獨り勢力を擅にして、門閥の弊を生じ、皇室中心主義は漸く暗雲に鎖され、國體觀念は弱くなり、日本精神はその光を蔽はれた。

ここに於て、その反動が現はれた。後三條天皇は、藤原氏を抑へて權力の恢復を計りたまひ、ついで白河上皇は院中政治を行はれて、實權を皇室に收められた。これと照應して、對外觀念に於ても、自主的傾向が明かになり、國民自覺の發露が顯著になつた。

後三條天皇の頃に、宋へ渡つた成尋といふ僧がある。この人が作つた紀行『參天台五臺山記』には「大日本國」といふ語を所々に用ひて居る。これまた傳教大師と同じく、注意すべき文字である。成尋が入宋後彼の國に在つて、日本の事を尋ねられた時に、常に母國の名譽を重んじて、天皇の貴きこと、國の廣きこと、歴史の長きことなどを述べて居る。その外時

成尋の母の歌

には誇張していつて居ることもあつて、稍〻滑稽にも見ゆることもあるが、その心根には同情すべきものがある。京都の人家の數を問はれて、二十萬戸、人口幾億萬なるを知らず、などといふの類であるが、かかるあどけない問答の中にも、國の誇を示さんとするその意氣は買はねばならぬ。又成尋の母について、一つの話がある。成尋が入宋せんとして、母に別を告げた時に、成尋の齡は六十餘であつた。その母の高齡推して知るべし。

その時に、母が別の悲しみを抑へてよんだ一首の歌がある。

もろこしも天の下にぞあるときくてる日の本を忘れざらなむ

水戸の藤田東湖はこの歌を以て、「その情深くその言葉たくみなるのみならず、上下内外の差別さへ正しくいひなしたること、女ながらもますらをにはぢざるべし」と稱讚した。大國支那に渡つて、その文物に眩惑して、我が郷國を忘るるものさへあつた時に、成尋の母のこの訓戒は、まことに情理兼ね到り、日本人として自覚を失はず、實にすぐれた見識を備ふるものといはねばならぬ。

高麗王の醫者招聘に對する返書

白河天皇の御代に、高麗王が病氣の爲め、醫者を招聘に來た。その國書が甚だ横柄な書振りで不遜な態度であつた。朝廷にては、評議の上之を退け、當時博學の譽ある大江匡房に命じて、返書を書かしめた。この返書こそ、「扁鵲何得ㇾ入二鷄林之雲一」といふ名句を以て、匡房の名をして不朽ならしめた有名なる文章であつた。これは相手が高麗であるからでもあらうが、とにかく國の體面を重んずるといふ思想の、稍〻強くなつたことが見られる。

宋の神宗皇帝に對する返書

また同じく白河天皇の御代に、宋の神宗皇帝より、信書方物を贈つて來たが、その文句が屬國に對する如き書方であつたので、之を拒み返すべしといふ論もあつたけれども、結局返書を送ることとなつた。然るにこの返書は、彼の國に於て受付けられなかつた所を見れば、恐らく對等の態度を以て記したものであらう。

宋の徽宗皇帝の信書

又鳥羽天皇の御代に、宋の徽宗皇帝より信書を送つて來たが、我が國を呼んで東夷といひ、事大の誠を致すべしなどといふ文句があつたので、終に返書を送らなかつたらしい。

宋明州刺史品物を獻ず

この後、高倉天皇の御代に、宋明州刺史より品物を獻じた。その目錄に「賜二日本國王一物色」とあつた。この時有名なる大儒清原頼業が、彼此對等なるべき事を論じ、歴史上先例を引いて、宋の逆文の奇怪なるを痛斥し、速かに品物を返し遣はすべしとの意見を上つた。

自主自尊の心の發現

これ等を見ても、當時國民の間に、自主自尊の心が油然として湧き出て居たことが知られるので、消極的ながら日本精神の發揚せられたのを見るのである。

保元平治の亂と武家政治の起り

さて白河上皇の創められた院政は、一時機敏な活動を續けたのであるが、何れにしてもこれは表に立つて働くものでないので、裏面に於て院の別當等の處置が、公明正大でないものがあり、頻りに暗闘が行はれ、陰謀を弄するものがあり、その餘弊積つて終に保元・平治の亂を釀した。復古運動は是に於て一たび失敗に歸し、これより公家政治は衰へて武家政治が起つた。この間における變革によつて受けた國民の精神上の打撃は、蓋し思半ばに過ぐるものがあるであらう。

復古思想の暗流と承久の變

之と共に、過去を顧み、歴史を考へ、建國の體制に思を運ぶのも、自然の勢である。ここに復古思想の暗流は勢を得て、終に承久の變を惹き起した。承久の變は、天皇が統治者としての御自覺の發露である。これは不幸にして失敗に了つた。然しながらこの間に於て、日本精神は折に觸れ時に遇うてその光を放つて居る。

義時に見る國體觀念

承久の變に於て、その首魁たる北條義時の如きにさへ、尚ほその頭の中に、國體觀念の浸み込んで居たことを知るべき話がある。これは有名なる話であるが、承久の變に、泰時が軍を率ゐて出發した。途中から泰時はただ一騎引返して來て、義時の所に來た。何の爲めに歸つたかと尋ねた處、一つ承つて置くべきことがあつて歸つた、といふのは、若しも途中に於て、錦の御旗を翻して鳳輦出御ましました時には、如何致すべきや、といふことを問うたのであつた。義時うち案じて、

其事なり、まさに君の御こしにむかひてゆみをひくことはいかゞあらん、さばかりの時は、かぶとをぬぎ、弓のつるをきりて、ひとへにかしこまりを申て、身をまかせたてまつるべし、さはあらで、君は宮こにおはしましながら、軍兵をたまはせば、命をすてゝ千人が一人になるまでもたゝかふべし。

と申したといふことが、『增鏡』に出て居る。義時の如きにさへ、尚ほこれだけの分別はあつた。

明惠上人と泰時の問答

次に明惠上人と泰時との問答の如きも、この承久の變といふ非常の事件によつて、國體觀念の磨かれた一例と見るべきものである。これも有名なる話であるが、順序として一通りを記して見る。ある時、明惠上人が、泰時に向つて、「忝くも我國は神代より今に至るまで、凡そ九十代、世々受けついで皇祚他を雜へず。一朝の萬物は悉く國王の物に非ずといふことなし。然るを、私に武威を振て、官軍を亡ぼし、王城を破り、剰へ太上天皇を取奉つて遠島に遷し奉り、王子后宮を國々に流したる體は、まことに其理に背けり、御樣子を見るに、これ程の理に背く事をしたまふ方とも見えざるに、如何なる故かと、面謁の度毎に不思議にも

痛はしく存ずる」と、泰時を痛責した。泰時は涙を流して、後鳥羽上皇が關東を亡ぼさんとの御企の洩れ聞えた時、父義時が呼んで、如何計ふべきかと問うたのに、泰時は答へて、「關東過なきに罪を蒙らんことは、偏に朝廷の御誤なり、然れども、一天悉く王土に非ずといふことなし。されば戰申さんは理に背けり。しかじ、一たびは降參して、關東の過なき旨を歎き申すべし」と申したるに義時が、「是れ私に非ず、天下人民の爲なり、君を誤り奉るに非ず、君に申進むる近臣の惡行を罰する迄なり、急ぎ上るべしと申したるにより、之に隨ひたり、因て八幡大菩薩三島大明神に願を立てゝ、此度の上洛理に背かば、忽に泰時の命を召されて、後生を助けたまへ。若し天下の助けとなり、人民を安ずべきならば、憐を垂れたまへと、運を天に任せたり。その後は、ひたすら政道私なく、萬民撫育をのみこれ計る。今御慈悲の仰を承つて、感涙禁じ難し」というたといふ話である。この問答の如きは、當時權威幷びなき泰時に對して、果してかくの如き手きびしき問を發し得たか否や疑はしいといふやうな説もあつたのであるが、予は、泰時が明惠上人に對する歸依の厚かつたこと、その他種々の關係より考究して、かくの如き事はありさうな事であるといふことを確かめたのである。その事は別に之を記したものがある。

義堂周信と空華日工集

道元禪師時頼に政權奉還を勸む

永平寺の道元禪師が、北條時頼に政權奉還を勸めたといふ話が傳はつて居る。これは義堂周信の『空華日工集』に出て居ることである。『日工集』といふのは、『日用工夫集』の略稱で、義堂周信の日記である。空華は義堂の號である。義堂周信は足利義滿の厚い歸依を受けた人で、當時最も高德の聞えあり、その名利に淡々たりし有様は、この『日工集』の中、到る所之を徵し得るものがあるのである。日用工夫といふは、佛者たるものの日々の坐作進退は、卽ち日々の坐禪に同じく、毎日工夫を凝らして居る譯であるといふので、自分の日記のことを『日用工夫集』と稱したのである。

その『日工集』の永德元年九月二十五日の條に、足利義滿の所へ義堂と南禪寺の太淸宗渭とが參つた。さうして義滿と密話して、天下の政事の事に及んだ。時に義滿が謂つて曰く、「萬一變あらば、天下を棄てんと欲すること、當さに永平長老の平氏に勸むるが如くなるべし」と申した。卽ち義滿が、若し萬一變があつたならば、天下を棄てんと欲することは永平の長老卽ち道元禪師が、平氏卽ち北條時頼に勸めたやうにしようと思ふ、といふことを申した。そこで、義堂と太淸とが之に贊成をして、慰めて曰く、「世を見ること弊履の如くす、是卽ち安樂長久の基なり」と言つた記事がある。これで見ると、その頃、將軍義滿なり、義堂なり、

榮西禪師鎭護國家の義を唱ふ

親鸞聖人國家主義を唱ふ

日蓮上人の國家主義と立正安國論

太清なりの人々の間に、永平の長老道元禪師が、時賴に、天下を棄てよといふ事を勸めた、卽ち今の言葉で云へば、政權奉還を勸めたことがあつたといふ傳へのあつたことが知られるのである。さういふことが、古くから傳へられて、義滿の頃に迄及んで居て、割合に世に知られて居たことらしいのである。蓋し道元禪師は、承久の變の事をも近く聞傳へて居り、之によつて、北條氏が政權を握つて居ることが變態政治であるといふことを考へて、この勸告に出たことであらうと思ふ。これまた鎌倉時代に於て、日本精神發揚の徵證として特筆せらるべきことであらう。

この他、榮西禪師がその著述『興禪護國論』に於て、鎭護國家の義を明かにしたこと、又親鸞聖人がその消息の中、或は和讃の中等に於て、國家主義を唱へたことの如きも、またこの時代に於ける日本精神發揚の例に數へらるべきものである。日蓮聖人に至つては、殊に國家主義の顯著なるもののあつたことは、『遺文錄』の隨所に於て認められる所である。卽ち『立正安國論』を初めとして、多數の消息及び著作の中に於て、先づ國家を祈つて佛法を立すべしとか、或は日本は第一の國である、八萬の國にも勝れたる國であるといひ、或はまた屢〻承久の變に言及して、口を極めて北條氏を責めて居るのであつて、潑剌たる國民精神の活躍

國體觀念の勃興と自主外交

文永弘安の際

東巖和尙の祈禱文

せるを見るのである。日蓮聖人は幕府に向つて、『法華經』の信仰を要め、之によりて國家を救濟せんとした。その爲めに『仁王經』『金光明經』『大集經』等に說く所を根據として、國家の大難を豫言した所へ、會〻文永年間蒙古から牒狀を送り來つたので、之に激發せられて、更に諫諍を呈し、その論議いよいよ烈しきを加へた。ここに國民自覺の顯著なるもののあることが知られる。

かくの如く、內に國體觀念の盛んに起る時、外に對しては、自主外交が行はれた。

文永・弘安の非常時に際して、國民の敵愾心の烈しきもののあつたことは、申すまでもないことであらうが、著しき事件に就いて一通り述べて見よう。

東巖和尙の祈禱文は、殊にその熱誠を以て知られて居る。それは文永五年、蒙古より初度の使が來た時に、朝廷に於ては、之に返牒を遣はさざる事に決した。翌年二度目の牒狀が來た。朝廷からは返書を下され、和親を結ばれようといふ風說が頻りであつた。この時、京都今出川正傳寺の東巖慧安和尙は、和親の風說を聞いて、悲憤極まり無く、神佛に祈つて之を止めんと欲し、六十三日間、祈禱を凝らして、蒙古の調伏を祈つた。この時和尙が傳へ聞いた和親の事は、實は誤傳に出でたのであつたが、とにかく熱烈なる國民精神は、その祈禱の

文面に溢れて見えるのであつて、祈禱の力によつて、國敵を摧破し、靈驗の威力によつて、萬國降伏せんことを願つて居る。その祈禱文の巻物の軸に當る所に、一首の和歌が記されて居る。

すへ(ゑ)のよの末のすへ(ゑ)までわか國はよろつの國にすくれたる國

この歌は東巖の自詠といふことは明かに記してはないけれども、その筆蹟を東巖の著作自筆本『先聖先賢聖道一輪義』(正傳寺所藏、國民精神文化研究所複製)と比照して見るに、正しく自筆であることを認め得るによつて、この歌も亦東巖の自作と認むるが妥當であらう。ここにも、亦彼の熱烈なる國家意識の燃え出づるもののあることが見られる。

文永の役後の國防と國民の敵愾心

さて文永の役の後、幕府に於ては益〻守備を嚴にすると共に、更に進取の策を立てて、元・高麗に向つて征伐の軍を起すことを企てた。建治二年の頃、その準備の爲めに戰艦船員徵發の令を發し、鎭西奉行は、九州の將士に各所領の田數、領内の船舶櫓の數、出征兵士の人名・年齡・武器等を注進せしめた。

井芹秀重入道西向の注進狀

この時に當つて、國民の敵愾心は非常に盛んなものがあつた。鎭西奉行からの命令によりて、その屆出をしたものの中に、肥後國の御家人井芹秀重入道西向といふものがあつた。その注進狀が今に石淸水八幡宮古文書の中に保存せられてある。それには、初めに所領の田地を記し、次に徵發に應じ出征し得べき人員と、その武器乘馬等を記してある。その趣意は「西向自分は年八十五で、行步すること能はず、殘念ながら出征できない。嫡子越前房、名は永秀、年は六十五、之には弓箭兵仗あり、命に應じて異國征伐に出かけまする。同じく子息彌五郎、名は經秀、年は三十八、之にも弓箭兵仗腹卷一領馬一疋あり、親類又二郎、名は秀南、年は十九、之にも弓箭兵仗從者二人あり、彌二郎高秀は、年滿四十、之には弓箭兵仗腹卷一領乘馬一疋從者一人あり、此等四人の者、御下知に任せて、從軍致しまする」といふのである。西向が身頽齡に及んで行步に艱むにより、六十五歲になる嫡子以下が、奮つて召集に應じようといふ、その意氣の壯なることは、六百餘年の下、猶ほ懦夫をして起たしむるの概ありといふべきである。

北山室の尼眞阿の注進狀

同じ頃に、また北山室といふ所の地頭であつた尼眞阿といふもの、これは後家で、その土地の地頭の權利を有して居たものであるが、これがまた異國征伐の徵發に應じ、「自分は女の身の出征することかなはぬにより、子息三郎光重と聟の久保二郎公保といふ二人を遣し、夜を以て日に繼ぎ參上せしめまする」といふ注進狀を出して居る。婦人ですら、この意氣込で

ある。當時士氣の勃興して居た有樣は、以て察するに足る。

國民の上下一致團結と祈禱の眞劍

文永・弘安の役は眞に國家の大變であつた。之が爲めに、國民は上下一致團結して、階級を問はず、老少男女の別なく、眞に擧國一致の姿を現はし、この國難に當つたのである。全國到る所、神佛への祈禱が夥しく行はれ、上は龜山天皇が大神宮に祈らせ給ひ、御身を以て國難に代らんことを願はせられ、そればかりはあまりであらう、と諫められたといふ話もあり、實に祈禱といふのも眞劍で、億兆一心で熱誠を以て、專心神明の加護を祈つたのである。

藝術に於ける顯現

この精神は、藝術の上にまで歷然として現はれて居る。井上侯爵所藏の、藤原長隆筆と傳ふる不動明王は、蒙古退治祈禱の本尊として畫かれたものであるだけに、その圖樣は、普通の不動明王とは全く趣を異にし、劒を肩にして馳せて急に赴くといふやうな樣子を示し、制多加・金剛の二童子も亦飛躍の風あり、敵を粉碎せずんば已まざるの概を示して居る。

醍醐三寶院所藏、信海阿闍梨筆、不動明王並に金剛童子の粉本は、何れも弘安の時に畫かれたものであるが、これまた、わきたつ波浪を踏んで、遠く海を越えて行かんとするの狀を描いてある。これらは何れも祈禱の本尊の圖案であるが、祈禱そのものが、熱誠に滿ちて居るが如く、その本尊を描くにも亦溢るるばかりの敵愾心を現はして居る。當時國民が擧國一致、敵に當らんとした狀を察するに足るものであり、國民精神の緊張が、正にその最高潮に達して居たことが見らるるのである。

虎關師錬と國家意識

この時代の末に當り、學問を以て知られた東福寺の虎關師錬の如きは、その國家意識に富んでゐたことに於て、殊に顯著なものである。虎關は『元亨釋書』を編し、その第十七卷に於て、天皇及び臣下の篤信者の傳を記し、之を王臣篇と名づけ、その序及び後序に於て、我が國體の優秀なる所以を論じて居る。その序の大意に曰く、我が國家聖君賢臣相次で出で、皆能く佛法を崇信せられた。予博く印度支那の書籍を見るに、未だ我が國の醇淑なるに比すべきものは無い。何となれば神世一百七十九萬二千四百七十餘歳、人皇二千年、萬世一系の天皇相嗣がせられ、未だ嘗て移り革ることあらず。臣下に於ても亦然り。閻浮界裏、豈是の如き至治の域あらんや。故を以て佛乘繁茂し、君臣崇び奉じ、歳曆綿邈、亦我佛教の助によるものであらうといひ、後序に於ては、虎關は問を設けて、此の國を大乘佛教の國と爲すは宜しい、然れども閻浮界至治の域といふは、恐らくは偏し黨する所があるではなからうかといひ、卽ち、己の國に阿るの誹を免れんが爲めに、この問を設け之に答へて、君子の言苟もすべか

らず、必ず公明ならざるべからずとて、その論據を擧げて曰く、夫れ物の自然なるや、天下皆之を貴ぶ、人の造作するや、世未だ之を重んぜず。吾れ國史を讀むに、邦家の基、自然に起つて居る。支那之諸國、未だ嘗て有らず。是れ吾が吾國を稱する所以也。其所謂る自然とは三神器也、三器は神鏡也、神劍也、神璽也。此三は皆自然天成に出る也とのべて、天照大神が皇孫瓊々杵尊に三器を授けたまひし由來を說き、是を以て之を言はば、我國東方海極之域と雖も、其統御の靈なるや、天地之開闢と兆を同じうするものか。是れ我國運の自然なるもの也。支那は或は中國と稱し、又文物の國といふ。然るに傳國の信器なるものは、三皇五帝の時にもこれ無し。禹の時に至りて、始めて九鼎を鑄て國器とした。その後、秦が周を奪ふに至りて、鼎が泗水に沒したるにより、始皇が卞璧を刻し、以て國璽とし、漢の高祖白蛇を斬るの劍を以て、傳國の寶とし、爾來劍璽を二國器としたのである。されば支那は大國なれども、その傳國の器は皆人工である。天造ではない。我國は小なりと雖も、開基これ神であり、傳器これ靈である。日を同じうして語るべからざるものである。また支那は劍璽を傳ふと雖も、十數姓を代へるは、豈それ寶器の人工たる所以ならずや。我國は一系連綿として窮りなきは、天造自然の器の致す所であつて、吾國の如き純然たるものは、他に見ることはできない。以下、虎關は印度・支那の、屢〻外國侵略にあひ、覆滅した沿革を述べ、さて最後に、

我竺支の事を見るに、我國之渾厚なる如き者未だ有らず。是れ區域の靈勝、祖宗の聖武、而して亦吾佛乘の資輔なり。我が至治の域と言ふ者、其れ然らずや。

と結んで居る。この論の如きは、實に堂々たる一篇の國體論として、皇國の基礎が自然に出でたるものなるを述べ、國性の支那と比較すべからざる所以を說き、我が國體を讃歎せるものであつて、實に類稀なる一大雄篇と稱すべきものである。

元亨釋書編纂の由來

右の虎關が『元亨釋書』を編纂したについて、有名なる一佳話が傳はつて居る。それは德治二年、虎關三十歲の時、元の僧寧一山に、建長寺に從ふ。或時、一山は虎關に本邦高僧の遺事を問うたが、虎關は往々答に泥んだ。一山之を恠で曰く、公の辨博、外方の事に渉れば、皆章々悅ぶべし、而して此本邦に至りては、頗る應對に澁るに似たるは何ぞやと。虎關慚づる色あり、此に緣りて深く慨念すらく、異日必ず當に博く國史幷雜記等を考へ、以て皇朝釋氏の一經を作らんと。この後十五年を經て、元亨二年、虎關四十五歲の時、元亨釋書三十卷成る。これが今日に至つて、尙ほ日本佛敎史の硏究の爲めには缺くべからざる書となつて居

るものである。

（虎關の日本主義）

虎關の年譜『海藏和尙紀年錄』には、尙ほその日本主義を見るべき記事がある。建武二年、僧徒の服色を改めて黃色とせんとするの議のあつた時に、虎關は之に反對の議を呈した。その文中にも、「我國百王同姓、四海一律」といふ語がある。同年また東福の寺班を降して、五山の列より斥けんとするを論爭した文の中にも、「百王一種未だ改換あらず、此れ我國の昇平を樂む所以なり。夫れ佛法王法一也。故に藤丞相輔國の才を以て、官寺の令を著し、而して門葉累々相承くる者は、蓋し諸を王道に象る也」とある。

（元に往いて我が國に人あるを示さんとす）

同じく『海藏和尙紀年錄』に、正安元年二十二歲の時、虎關自ら惟へらく、近時此方の庸緇噪然として、例して元土に入る。是れ我國の恥を遺す也。我其れ南游して、彼をして秦に人有るを知らしめん耳と。（秦とは、西域より支那中國を指していふ語、その中國といふ意を採つて、虎關自ら我が國を中國と稱するつもりであらうか）既に行を治めたが、母氏の哀訴に依り止めたといふ。是れまた虎關の精神を見るに足るべき一話である。

（夢窓國師弟子の入元を止む）

同じく鎌倉時代の末に當り、夢窓の弟子に默庵周諭といふ人があつた。壯年の時に元に赴かんとするの志があつて、將に同門の古劍妙快等と共に行かうとした。夢窓國師が之を留めていふには、縱へ彼國に往くとも、我に過ぎたる師を得べからずと。爲めに遂に行くことを果さなかつたといふ。夢窓國師のこの意氣の壯なることは、さすがに當時禪僧仲間に於ける異彩であつた。然しながら彼は決して獨善主義ではなかつたので、右の弟子たちの入元を留めて後、雪村友梅が元から歸朝した。（雪村友梅の歸朝は、元德にあり）時に夢窓國師は、右の默菴周諭等をして、雪村友梅の所に往いて侍せしめた。そしていふには、さきに入元せしめなかつたが、然し外國の事情を知らんと欲せば、まさに雪村に就いて學ぶべしと申したといふ。（臥雲日件錄寬正四年五月四日條）卽ち學ぶべきは學ぶが、內に自ら持する所は固く之を持したのであつた。夢窓國師自らも亦固より入元はしなかつた。その頃、大燈國師の如きも亦入元しなかつた。

（大智禪師の氣魄）

同じく鎌倉時代末に、肥後に居た大智の如き、殊に國民精神の鮮かなものがある。大智と菊池氏の關係の深かつたことは世に著聞して居るが、禪師は正和三年元に航し、滯留すること十一年。その間當時有名なる古林淸茂・中峰明本等の尊宿に謁し、徧ねく諸方を歷訪したが、慨然として曰く、支那濶しと雖も、更に一箇の格外に出るものなし、皆平凡なものばかりである、これといふ勝れたものは居ない、如かず日本に歸らんにはと。正中元年（一九八四）

遂に歸朝した。かやうなわけで、その元に滯在することの長かりしに拘らず、大國崇拜の氣毫も存しなかつた。禪師は殊に詩偈を以て有名なる人であるが、その作の中に、「送三僧之二大元一」といふのがある。曰く、

冷煖分明ニ只自知　男兒豈可レ被ニ人ニ欺一
莫レ將ニ日本眞金貴一　博下易大唐鍮子ニ歸上

語の意味は、水の冷い暖いは之を味はふもの自ら能く之を辨ふることを得、自證自悟、見性悟道は他の敎示によつて得べからず。男兒豈人に欺かるべけんや。日本の眞金、純粹無垢の金をもつていつて、支那の眞鍮ととりかへて歸るなといふのである。元祿より享保の頃にかけて、有名なる天桂（傳尊）禪師の『大智禪師偈頌辨解』を參照して見るに、この偈の意味は儞本來の面目は自ら備へて分明なる事である。かくの如き知見を有する男兒が、わざわざ彼の國に渡つて、人に瞞着せらるるな。眞金の貴き、儞の面目をもつて、目に鼻を取りちがへて歸るなといふ意味である。遙々支那に渡つて、贋金ととりちがへてかへるなといふ所に、國民自尊の念の躍動するもののあることが窺はれる。

大智禪師には今一つ、同じく僧の元に之くを送る偈がある。曰く、

蓬萊元是在ニ東海一　白日無レ風浪拍レ天ニ
不レ肯ニ上人ノ心卽佛一　遠浮ニ大舶一望ニ中原一

天桂禪師の辨解によれば、この偈の意味は、蓬萊元是れ東海にあり、心外全く無佛法、不老不死の蓬萊の仙境は餘處にはない。甚大久遠の昔より、盡未來際の後に至るまで、儞自心の蓬萊宮は、東海の邊にある。然るに他方世界に法を求むるは、平地の上の波瀾ぢや。白日風無うして浪天を拍つ。方角違ひの參禪である。上人の心卽佛に肯はず、儞上人、自心卽佛を留守にして、扨も迂廻な參禪である。遠く大船を浮べて中原を望む。自心の外に法を求むるは、佛法の外道ぢやとある。二首とも、何れも自心卽佛、本來の面目は自己自ら之を備ふ、遠く外に求むるに及ばずといふのにあるが、特に元に渡るに及ばずといふ所が注意すべきであつて、日本人としての氣魄の存する所が知られる。

四　建武中興より室町時代に至る

前述の如く、承久の變によりて復古思想は一たび失敗に歸したけれども、それは尙ほ潛在意識となつて傳はり、文永・弘安の非常時を經て、北條氏の末路に及び、また勃興した。か

くて建武中興を惹起した。之によつて、楠木正成・北畠親房以下多くの誠忠の士を出して、ここに日本精神はまたその光を輝かし、後世に至るまで大なる影響を遺した。この前後に現はれた多くの忠臣は、日本精神の體現として、後世に向つて身自らその範を垂れたのであるが、中にも北畠親房の著はした『神皇正統記』は、文字を以て日本精神の粹を示した。

天照大神の神勅と神皇正統記

天照大神の神勅の如きも、『日本書紀』に見え、又『古事記』『古語拾遺』にもあるけれども、書方が區々になつて居る。之を『神皇正統記』はよくまとめて、更にその意を擴充し、之を明確にした。後世神勅のことをいふもの、多く『神皇正統記』を以て本とし、之を敷衍するものが多い。この點より見て、この書は、殊に功績の著しいものがある。然るに中興の業は、政

皇威の衰微と屈辱外交

治上經濟上、各種の複雜した原因が相錯綜して不幸にも失敗に終つた。既にして室町幕府の世となつて、皇威も衰へ、日本精神は甚だしき不振に陷つた。それの反映として、足利義滿以下歷代將軍の中ただ一人の義持を除くの外、その外國に對する態度は、實に唾棄すべきものがあり、甚だしき屈辱外交に終始した。

瑞谿周鳳の善隣國寶記と名分論

この間にあつて、五山僧侶の中には、少しく氣慨を有するものがあつた。義滿の國辱外交について、當時有名なる學僧瑞谿周鳳が、その著『善隣國寶記』の中に批評していへることに、「近頃明へ遣す國書に、彼國の年號を書くのは宜しくない。我國に年號のあることは、支那の書物にも多く出て居る事であるから、彼國の博學のものは、この事を知つて居るであらう。然らば則ち當に我國の年號を用ふべきである。若し然らずば、全く年號を書かないで、唯干支のみを書くが宜しからう」と言つて居る。更に義滿が王を稱し、明に對して臣と稱した事について、「彼國から我國の將相を以て王とするは、蓋し推尊の義であつて、必ずしも之を厭ふべきでもあるまいが、彼へ送る國書の中に、自ら臣と稱するは、彼國の封を用ふることになるのであるから宜しくない。又臣の字を用ふるのも宜しくない。已むを得ずんば『日本國』の下に官位を書き、その下に、氏と諱との間に、朝臣の二字を書いたならば宜しからう。之は臣字は我天皇に屬するのであるから、以て外國に臣たるの嫌を避けるのである」と論じて居るのは、善く名分を辨へて居るといふべきである。

得巖惟肖の國書起草

その後足利義敎が明へ國書を遣はすに當り、その書式について議論があり、結局支那の年號を用ひた。この時、國書を起草した得巖惟肖は、その文中に、「秋水長天、極目雖㆑迷、上下春風、和氣同仁、豈阻㆓東西㆒」と記した。「これは海上渺瀰の境を述べたものであるけれども、言外に於て兩國の上下定むべからざるの意を寓したものである」と、周鳳は『善隣國寶

周鳳の寓意

記』に於て說明して居る。

ついで將軍義政の時に、使を明に遣はした。この時の國書は、周鳳が之を作つた。その文に、「黄河北流、一清以生二上聖一、白日西照、再中以發二皇明一」と書いた。再中といふのは、この時、明の景帝崩じて、英宗が再び祚を踐んだので、この語を用ひたのであるが、周鳳は自らこの文を解して、「これには少しく寓意がある。それは黄河が西に出で北に歸するは、我國に朝宗するの心あるが如くである。日が東に出で、彼に臨むは、我國の光が彼に被るのである。彼方より此方を指して東海といふ、而して我國は日本と號し、又日域といひ、日東ともいふ。卽ち日を以て、我國に屬するは、決して誣ふるものに非ず」と、のべて居る。日本の光が彼の國を照らすといふのである。かやうな文の中に氣慨を寓して、ひそかに自ら慰めたので、聊か蔭辨慶のやうな嫌もあるが、しかしここにも日本精神の、微かながら心中に湧き出づるを認めなければならぬ。

當時の學者の學識

周鳳はまた『善隣國寶記』の序に於て、當時我が國の學徒が、支那天竺の事には通じて居るが、日本の事には甚だ暗いことを歎じて、「吾國、六國史等の書有りと雖も、而も讀む者鮮し、故に本國の事を知る者幾ど希なり、近きを捨てて遠きを取る、寧ぞ過てる無からんや」といつて居る。實際その頃の學僧といはれる輩が、日本歷史に疎かつたことは、驚くべきものがある。學問といへば、則ち漢學であつた。隨つて支那の事は知つて居るが、日本の事は知らないといふ風であつて、恰も近頃まで學問といへば、西洋の學で、西洋の事は知つて居るが、日本の事は知らぬものが多かつたと同じやうな譯である。この風は、江戶時代に入つてもやはり同じであつて、新井白石の事を、八代將軍吉宗が、室鳩巢に、白石は如何程の學者かと尋ねた。鳩巢は之に答へて、白石は博學のものである、普通世間の學者は、支那の事にのみ詳しく、日本の事には暗いが、白石は本朝の歷史制度にも通じて居て、博識のものであると答へたといふことがある。日本の事に通じて居るのが珍らしかつたのである。江戶時代に於てさへこの通りであるから、室町時代の五山僧が、日本歷史に暗かつたのは、寧ろ當然であらう。周鳳は之を慨歎して、自ら國史を究め、『神皇正統記』によつて、上古以來の事を錄して、之をその著『善隣國寶記』の初めに載せたのである。

幸若舞中の大日本記

さて室町時代に流行した幸若舞の中に、『大日本記』といふのがある。その題名が旣に國民的自覺を現はすものであるが、その舞の詞に於ては、國の起りを說き、「天竺は廣しと雖も、月を象るに依て月氏國といひ、唐土も廣しと申せども、星をかたどるに依て震旦國といふ、

日本我朝は小國なりとは申せども、日をかたどるに依て日域と名く」といふ意味をのべて、國民としての誇を示して居るのは、頗る注意に値するものである。（震旦は印度に於ていふ所の支那の稱である。日初めて出でて、東隅に耀くを眞丹といふ。震旦はその通音である。これによれば、幸若舞詞に星をかたどるとあるは誤である。蓋し舞詞に於ては、震は北辰の辰で、旦は朝といふつもりで、かやうにいつたのであらうか）

またこの時代の小說の中にも、『百合若大臣』は蒙古退治の爲めに、高麗に出征し、『御曹子島渡』にも蒙古征伐の軍を起すことが見える。『田村草子』には唐を討つことがあり、狂言の『唐人相撲』には、唐の帝と相撲して、之を投げつける話がある。謠曲にも亦日本精神の顯現を見るべき若干の作がある。その一例として『白樂天』の如きは、最も傑出したものの一つであらう。謠曲『白樂天』は、日本の智慧を計らんとて、唐土より來朝した文學代表白樂天と、一漁翁と現形せる住吉明神との問答に擬し、「唐には詩を作つて遊ぶよ」と誇らかに云ふに對して、「日本には歌をよみて人の心を慰め候」と應じ、更に「そも歌とは如何に」と問ふに答へて、「それ天竺の靈文を唐土の詩賦とし、唐土の詩賦を以て我朝の歌とす。されば三國を和げ來るを以て、大きに和ぐと書いて、大和歌と讀めり」といひ、白樂天が目前の景色を詩に作つて、「青苔衣をおびて巖の肩にかゝり、白雲帶に似て山の腰を圍る」といふを、漁翁が歌に詠んで、「苔衣着たる巖はさもなくて衣着ぬ山の帶をするかな」と返す。名もなき一漁翁すらこの通りと應酬し、「住吉の神の力のあらん程は、よも日本をば從へさせ給はじ、速に浦の波立ち歸り給へ樂天」とて、松浦潟より一歩も近寄せず、漢土へ歸してしまふといふ筋である。

これ等何れも當代の國民が、漸く國民精神に目ざめかかつた樣子を見るに足るものである。かの朝鮮の沿岸より支那に亙り、北は遼東半島より、南は安南近くまで荒しまはつた倭寇の如きも、亦國民自覺の現はれた一端と見るべきものであらう。倭寇は單なる海賊ではなく、元來は經濟的の原因より起つたものであり、貿易の制限を解いて、自由貿易を要求するものであるが、その海外に雄飛して冒險的に活動したその一面には、國民精神の閃くものあるを認めなければならぬ。

五　安土桃山時代

安土桃山時代は、一般に國民精神の旺盛なる時代であつた。百有餘年に亙る戰雲が、信長・秀吉の力によつて漸く攘はれ、國內統一の業が成ると共に、國家的觀念は著しく發展した。

信長が父信秀の遺志を繼いで、皇室の復興に努め、禁裏を造營し御料を復した事などは申すまでも無い。その足利義昭と結んだ約定の中には「天下靜謐の爲には、朝廷の事を萬事粗略に致さゞること」といふ一箇條を、特に載せて居る。秀吉に至つては、尊王主義の殊に顯著なるものがあつた。秀吉は微賤より起つて、遂に位人臣を極め、天正十三年に關白になり、十四年に太政大臣となつた。その時にその榮譽を深く心に感じて、皇室の爲めに何とか致して、幸あれかしと考へた。先づ禁裏の增築を初め、四季折々の御慰みを考へたが、天正十四年聚樂の第の造營にかかり、十六年にでき上つた。そこで行幸を仰ぎ、能ふ限りの鄭重を盡した。その準備については、女官等に至るまで十分豊かにその料を送り、又儀式などについても、特に取調べさせて、最も周到なる用意をした。前例によれば、秀吉は聚樂第の門前に於て奉迎すれば宜しいのであるが、尚ほ鄭重にする爲めに、當日參內して鳳輦に扈從して、鹵簿の列に加はつて、聚樂に入つた。その時のことが、『聚樂物語』に記されてあるが、それには「五十代以前は知らず、それより此かたは、君臣の禮儀かゝる目出度御代はよもあらじ」とある。五十代以前といふのは、普通に理想的太平の御代と稱せられた延喜・天曆の時をいふのである。その行幸は、御駐輦三日間といふ御豫定であつたが、尚ほ御名殘り惜しといふので、五日間御留め申した。天皇の御滿足も察し奉る事ができる。又諸大名を集めて、忠誠を誓はしめ、之に依つて天下をして天皇の尊きを知らしめた。

秀吉の敬虔な態度

又天正十五年三月一日、秀吉が九州征伐の爲め將に大坂を出發せんとするに臨み、親王公卿門跡等が見送の爲めに來られ、天皇からは勅使を遣はされて之を送らしめられた。この時、秀吉は勅使の姿を見るや、忽ち馬より下り、地に拜して勅諚を承つた。その秀吉の態度が如何にも敬虔の情が溢れて見えたといふ事を、傍に居た吉田兼見の日記に記してある。

朝鮮征伐

又朝鮮征伐の時、朝鮮の王城を陷れ、間もなく八道を取つてしまひ、やがて支那四百餘州をも席捲せんとするといふ意氣込であつた。その時に、四百餘州を取つた上の分配方を考へ、その趣を書いて、肥前名護屋の本營から京大坂の方へ知らせた。その第一條に於て、支那の都へ鳳輦を迎へて都を遷すこと、ついてはその準備あらせらるるやうに致したい。明後年行幸あらせらるるやうに致したい。之について都廻りに於て、十箇國を御料所として上るといふことがあつた。この時朝廷に於ては調査委員を命ぜられて、眞面目に準備にかかられた。これは少々早過ぎたことであつたが、とにかく、秀吉が先づ鳳輦を北京に迎へようとした、その考には、非常に尊王心の厚いものであつたことが知られる。

支那との媾和談判

又支那と媾和談判に於て、その媾和條件の第一條には、支那皇帝の姫宮を日本天皇の妃にに上ることとある。これは實利的に見れば、あまり重要な條件ではない。條件の最も緊切なるものは第二條にある。卽ち勘合復興である、卽ち貿易の復興である。この勘合こそは、秀吉の開戰の根本理由となつたものであることは、予の早くより述べて居ることで、足利季世以來中絶して居た勘合を復興するといふことは、國民の經濟生活にとつて、最も必要なことであつた。それにも拘らず、先づ眞先に朝廷の事を第一に置いて、姫宮を天皇の妃に上らしめるといふことを條件にしたのは、ここに秀吉の尊王心の著しいことが見られる。

正親町天皇の御製と秀吉の御返歌

尚ほ秀吉の尊王については、一つの興味多い話が傳はつて居る。天正十四年二月二十四日、(太陽曆に換算すれば四月十二日)まさに春の眞盛り、この日、秀吉參內して、その歸路に密かに禁苑の櫻花を眺めて、その麗しさにしばし恍惚たる有樣であつた。正親町天皇之を聞召され、後に勅使を遣はされて、花一枝に御製を添へて賜はつた。

たちよりし色香ものこる花ざかりちらで雲井の春や經ぬべき

この御製を拜して秀吉は、勅使を御待たせ申し、たちどころに御返歌を申上げた。

忍びつゝ霞とゝもにながめしもあらはれけりな花の木のもと

秀吉が歌の嗜みが相當にあつたといふことは、種々の材料によつて證明せられることであるが、この歌の如きもまたその一例である。この事が內外に傳はつて、時の親王門跡以下公卿等が之に唱和して、當時秀吉の祐筆であつた楠木長諳(正虎、その後裔が後に讃岐高松の松平家に召された、所謂高松楠氏の祖)がそれを寫して一卷に作つたものが傳はつて居る。その卷物は、日本橋三井銀行の隣、久能木家に藏せられる。なほその事柄は、宮中女官の日記『御湯殿上日記』にも記されてある。この話の如きは、如何にも雅びな事實で、その花を眺めた風情、和歌を詠じた心持が、秀吉その人を畫中の人物に化せしめるやうに思はれると共に、君臣和樂の麗はしき御樣子が思ひやられ、ゆかしい趣味のある話である。

秀吉深雪山の花見

今一つ、秀吉が尊王心の厚かつたことを見るべき、而も風雅な話がある。秀吉が薨去の少し前、慶長三年三月十五日、(太陽曆に換算すれば四月二十日)醍醐に於て開いた花見の宴は、醍醐の山上山下數十町に亙つて催された園遊會の如きもので、實に秀吉最後の歡樂を盡したものであつた。この山には、嘗て花山天皇・後白河天皇・龜山天皇・後宇多天皇の行幸あらせられた事があるによつて、御幸山と名づけられてあつた。然るに今、秀吉が花見を催すに當つて、御幸山では恐れ多いと云ふので、特に改めて深雪山と稱した。そこで秀吉は一首の歌を

文永弘安の役と文祿慶長の役とに於ける國民の意氣

詠じた。

　あらためて名をかへて見ん深雪山うづもる花もあらはれにけり

うづもる花といふのは、その行幸の故事が長く埋もれて、知られずに居たが、今現はれて明かになつたといふので、それを深雪に花の埋もるといふのにかけたのである。この話の如きも、亦秀吉が如何に皇室に對して尊崇の念の深かつたかを知るべき一例である。この歌をしるした秀吉自筆の短冊が、今醍醐三寶院にあり、國寶に指定せられてある。

　右の如く、この時代には、國體觀念の發達顯著なるものがあつた。之に伴うて、國民の自主的精神も著しくなつた。秀吉が朝鮮及び支那征伐七箇年の戰爭は、その氣運の溢れたものである。唯惜しむらくは、この戰爭は國力を計らず、内外の情を察せず、濫に兵を用ひたといふ議がある。爲めに文祿の役にも、初めの内は非常な勢で、朝鮮八道を蹂躪し、今にも支那に攻め入らんばかりになつたが、後にはさほどに振はなくなり、その勢も永くつづかず、慶長再度の役には、散々の目にあひ、水軍は敗れ、糧道は絶たれ、兵疲れ將倦み、實に慘憺たるものであつた。始めは脱兎の如く、終りは處女の如くであつた。

　之を文永・弘安の時に比するに、かの時には蒙古の來襲に會ひ、已むを得ずして立つた。

秀吉の自主的精神と從來の屈辱外交に對する反撃の功

ここに國民は必死となり、眞の擧國一致の姿が現はれた。故に老少男女を問はず、憤然として起つた。『黄石公三略』に、「夫れ兵は不祥の器なり、天道之を惡む、已むを得ずして之を用ふる、是れ天道なり」とあり。文永・弘安の役には、天道我にあり、天道の存する所、何物か之に敵せん。然るに文祿・慶長の朝鮮陣に於ては、情勢全く異なり、文永・弘安の時に於けるが如き擧國一致の姿は見られない。何故であるか。これは秀吉以下武將等の戰であり、國民の戰ではなかつた。已むを得ざるに出たといふのではなく、國民の死活に關するといふのでもなかつた。故に一般國民の間における敵愾心は、さほどではなかつた。卽ち此にありては兵を好むといふもの、『司馬法』に所謂「國大なりと雖も、戰を好むときは、必ず亡ぶ」といふものであつた。史料の點よりいへば、文永・弘安は古いだけに、その戰に關する一般材料の存するものが少いに拘らず、尙ほ且つ老幼婦女に至るまで國民奮起の狀を示す材料の多く存することは前に述べた通りである。文祿・慶長の役には、その戰に關する一般材料の存するものは多いのであるが、國民の敵愾心に關する材料は、殆んど稀である。これ朝鮮陣が武を黷すといふやうな批評をさへ受けた所以である。

　然れども、從來足利氏の明に對する屈辱的態度によつて朝鮮も明も我を侮つて居つた。明

秀吉の印度遠征の抱負と當時の一般の考

は媾和條件に於ても、日本國王の號を秀吉に與へて、之を解決せんとした程である。かくの如く、彼が我が國を輕蔑して居た所、秀吉が兵を用ひて、とにかく之に一撃を加へて、我の武力を示し、朝鮮なり明なりをして、多少とも我が國を畏れしめたといふ效力はある。この點に於て、日本精神の發揚を見るべきである。

次にまた、秀吉が朝鮮陣以前の天正十九年に、印度遠征の抱負をもらし、又同じ天正十九年に比律賓に向つて入貢を促がし、朝鮮陣最中、文祿二年に、臺灣に向つて降服を要めたといふが如きも、亦同じく日本精神の現はれと見るべきものである。此の如きは、唯秀吉一人のみの考ではなくして、當時の人は皆多く秀吉と同じやうな考を持つて居たのである。例をあげてみるならば、鍋島直茂が肥前の領地を返上して、支那への轉封を望んだが如き、また龜井武藏守玆矩が、早く天正十年に、まだ取りもしない琉球を賜はらんことを請ひ、秀吉もまた之を許して、琉球守に任じたるが如き、尋いでまた同じく龜井玆矩が、まだ手に入らぬ支那の台州守に任ぜられたるが如き、之を望むものも望むものであれば、また之を與へた者も與へた者である、愉快な話であるが、何れも同じくその時代の氣運に乘じて、鬱勃たる元氣の横溢を示すものである。

細川幽齋の歌

その頃有名な歌人細川幽齋が詠んだ歌に、

日の本の光を見せてはるかなるもろこしまでも春や立つらん

まことに朗かな伸び伸びとした時代の心持をよく現はした歌である。

要するに、日本精神は、皇室を中心として、國民の一致團結の中に養成せられたものであり、長い年所の間に鍛錬せられたものであつて、この精神の發揚せられた時、内には國體意識が益〻明かになり、外に對しては、よく國家の體面を維持し、内外相反映して以て國光を輝かしたのである。

（昭和九年九月放送局講演、昭和十年十月修正、昭和十八年四月再修訂）

昭和十九年五月二十日　初版印刷
昭和十九年五月二十五日　初版發行
〔二〇〇〇部〕

修訂 皇室と日本精神

㊚ 定價四圓四十錢
（一ノ六七　智）

出版會承認
い150214

著者　辻（つじ）　善（ぜん）之（の）助（すけ）

發行者　東京都京橋區銀座一丁目五番地
大日本出版株式會社
代表取締役社長　杉山雄一郎
會員番號一一六五一七

印刷者　東京都本郷區湯島切通坂町十五番地
加藤晴吉

發行所　東京都京橋區銀座一丁目五番地
大日本出版株式會社
振替東京一三六一二五

配給元　東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

萬一落丁・亂丁等の品がありました節は現品引換にお取換申上げます　大日本出版株式會社

正文舍印刷・東東二一九